

文教施設保全業務特記仕様書

滋賀医科大学電気設備及び機械設備等運転・監視その他保全業務

平成 30・31・32 年度

滋賀医科大学施設課			
施設課長	課長補佐	係 長	係 員
		  	   

文教施設保全業務特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称 滋賀医科大学電気設備及び機械設備等運転・監視その他保全業務
2. 業務場所 滋賀県大津市瀬田月輪町（滋賀医科大学構内）
滋賀県草津市笠山7丁目（南笠職員宿舎）
滋賀県草津市東矢倉3丁目3.9（矢倉職員宿舎）
3. 業務期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
(但し平成33年業務引継は翌8時45分とする)
4. 業務仕様

この保全業務（以下「業務」という。）の受注者は文部科学省発注工事契約規則（文部科学省訓令第22号）に準じ、特記仕様書、別添の文教施設保全業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）管理標準に基づき次の業務を履行する。

5. 対象業務

業務内容	対象設備	概要
①運転・監視及び 日常点検・保守	電気設備	電灯・動力設備、受変電設備、自家発電設備、 直流電源設備、交流無停電電源設備、外灯、雷 保護設備、構内電線路、構内通信線路
①電話交換業務	電話交換業務	電話交換業務
①運転・監視及び 日常点検・保守	機械設備	温熱源設備、冷熱源設備、空気調和等関連機器、 給排水衛生機器、監視制御機器
①定期点検及び保守	電気設備	受変電設備、負荷設備、自家発電設備、直流電 源設備、交流無停電電源設備、ナースコール設備
①定期点検及び保守	RI 排水処理施設	監視制御盤、モニター装置、貯留槽、排水ポンプ類、 電動弁各種機器
①運転・監視及び 日常点検・保守、 定期点検及び保守	廃水処理施設	生活排水放流設備、実験廃水処理施設、希釈廃 水処理施設、基礎実習棟廃水処理施設
②定期点検及び保守	受水タンク及び高置タンク	大学（専用水道）、南笠職員宿舎・矢倉職員宿 舎（簡易専用水道）
②定期点検及び保守	ボイラー圧力容器	中央機械棟、各機械室機器
②定期点検及び保守	吸収式冷凍機	冷凍機室吸収式冷凍機
②定期点検及び保守	空調機	水抜き水張り
②定期点検及び保守	フィルター	ファンコイル等フィルター清掃
②定期点検及び保守	蒸気トラップ	空調機用蒸気トラップ 清掃
②定期点検及び保守	ガスヒートポンプエアコン	ガスヒートポンプエアコン点検

㊦定期点検及び保守	エアコン	重要エアコンの遠隔点検監視
業務内容	対象設備	概要
㊦定期点検及び保守	緑地維持	緑地維持
㊧定期点検及び保守	防災設備	消防設備等、建築基準法関係防災設備
㊨定期点検及び保守	ボイラー	排ガス測定
㊩定期点検及び保守	軽油地下タンク	地下タンク貯蔵所等漏洩点検
㊪定期点検及び保守	防火対象物	
㊫定期点検及び保守	昇降機等設備	エレベーター、小荷物専用昇降機
㊬定期点検及び保守	医療ガス設備	医療ガス設備

6. 特記仕様書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入した事項のみ適用する。
- (3) ———又は×印で抹消した事項は全て適用しない。
- (4) 特記された材料、製品名等は、特記されたもの又は同等品以上のものを使用することとし、同等品以上のものを使用する場合は施設管理担当者の承諾を受ける。

II. 一般共通事項

1. 請負代金の支払い

この業務の受注者は、発注者の指定した者が行う検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求できる。

請負代金の支払いは会計課から年 12 回に支払う。

2. 受注者の負担の範囲

停電時の作業に使用する電力・用水は、受注者が準備し負担する。
業務履行に必要な無償貸与の施設等に係る光熱水料及び通信料については、受注者の負担とする。

3. 貸与資料

機器完成図、保全指導書、設備機器台帳、完成図

4. 総括責任者及び業務責任者

総括責任者を配置すること。300床以上の病院で5年以上の実務経験を有する者とする。必要に応じて副総括責任者を置いてもよい。
各業務には業務責任者を配置すること。設備の点検及び保守業務の実務経験5年以上及び別紙0-2による。
受注者は業務の履行に係る総括業務責任者及び業務担当者による業務の行為について一切の責任を負う。

5. 業務条件

○定期点検及び保守業務の実施時間帯は次のとおりとする。実施日は、施設管理担当

者と協議する。

平日（月曜日～金曜日（祝祭日を除く）8時30分～17時15分）

但し、休日・時間外に実施する必要がある場合を除く

○運転・監視及び日常点検・保守業務の実施時間は次のとおりとする。

平日：8時30分～翌日8時30分

休日（土・日曜日及び祝祭日）8時30分～翌日8時30分

別紙0-1参照。

6. 電気工作物の保安業務

別紙による。

7. 環境衛生管理体制

8. 業務担当者

本学敷地内は全面禁煙であり、厳守すること。

安全体制の構築は、(別紙0-3)による。(緊急連絡網等を提出)

施設業務等について協力は、(別紙0-3)による。

受注者における「業務担当責任者」とは、業務内容等における各業務の責任者をいう。

業務担当責任者は業務従事者の安全教育、運転、監視について教育並びに、勤務態度、服装（受注者所定の作業服に社名及び氏名を記入した名札の着用等。）風紀及び衛生について十分管理すること。

9. 別契約の業務等

業務の実施にあたっては、下記の業務の業務責任者と調整を図り円滑に業務を実施する。

滋賀医科大学警備等業務

滋賀医科大学建物清掃等業務

井水浄化供給請負業務

滋賀医科大学より発注する工事、役務

10. 行事への立会い

○防火防災訓練等業務実施施設において開催される行事等への立会

○入学試験等、学内行事における設備面の対応・サポート

11. 施設管理担当者の立会い

○自家用電気工作物保安規定に基づく保安点検停電点検作業

1 2. 廃棄物の処理

発生材の処理は次による

(1) 引渡しを要するもの

1) 品名 有価品 2) 引渡し先 滋賀医科大学 3) 集積場所 学内指示場所

(2) 特別管理産業廃棄物

1) 品名 解剖廃水処理汚泥 2) 集積場所 附属病院

3) 引渡し先 滋賀医科大学 4) 集積方法 指定容器(大学支給)

(3) 現場において再利用するもの

1) 品名 2) 使用場所

(4) 再資源化するもの

1) 品名

(5) 関係法令により適切に処理する物

1) 上記以外の物

1 3. 居室等の利用

当該業務を実施するため、次の居室を利用することができる。但し、電気、水道、ガスは受注者の負担とする。事務処理に必要なコンピュータ類及びネットワーク環境(電話回線使用料金を含む)は、受注者側で用意すること。

中央機械棟 1 階休憩室 (3. 1 m² × 2)

1 4. 共用施設の利用

当該業務を実施するために、次の共有施設を利用することができる。

中央機械棟 便所

1 5. 駐車場の利用

当該業務を実施するため、中央機械棟北側スペースを利用できる。但し、乗り入れ車両は登録制とする。

1 6. 点検の省略

(1) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの

(2) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの

(3) 電気の通電又は運転を停止することがきわめて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検をすることが危険であるもの

(4) 地中若しくは、コンクリートその他の中に埋設されているもの

(5) 足場のない給気又は排気のための塔

(6) ロック、家具等があり点検不可能なもの

(7) その他、施設管理担当者との協議による

17. その他

- (1) 契約図書及び関係図書を、業務履行以外の目的で第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩しない。ただし、これらの契約図書が市販されている場合又は施設管理担当者の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 本業務仕様書に定めのない事項については、仕様詳細、別紙、国等の環境物品の推進に関する法律（平成12年法律第100号）第6条（基本方針20-6庁舎管理等）に定める【判断の基準】及び【配慮事項】を適用する。
- (3) 各業務担当責任者は運転・監視に当たってエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号、以下省エネ法という。）第5条第2項の規定に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」及び、本学管理標準により関連する機器類の制御を適切に行い、より効率的な運転管理に努めること。
なお、業務を履行する上で疑問を生じた場合は、その都度施設管理担当者と協議するものとし、記録を作成するものとする。
- (4) 省エネ法第14条による中長期的な計画に参画し、参画証明書を提出すること。
- (5) 管理標準は適時更新するものであるので、最新のもので運用すること。
- (6) 業務中に発見した不具合などは、業務責任者により速やかに施設管理担当者に報告すること。
- (7) 年度末に年度報告書（以下「年報」という）を提出すること。年報には光熱水料の使用状況と建物、環境条件等との相関がわかるようにBEMSを活用し、作成することとし、各要因については施設管理担当者の指示による。
- (8) 保守、点検内容の軽微な変更については、その都度施設管理担当者との協議するものとし、記録を作成するものとする。
- (9) 発注者側の日常業務の遂行に支障を生じないように、施設管理担当者との連絡を密にし、応援依頼には誠意を持って対応する。
- (10) 本業務実施の初期・終期には、受注業者間の引継ぎをスムーズに行えるよう監督職員の指示により時間をかけて教育し引継ぎを行うこと（期間は4月1日から4月31日の概ね1ヶ月とする。）これに係る費用は受注者の負担とする。また、業務引継ぎが完了していない場合は、無償にて引継ぎを継続して行うこととする。
- (11) 本業務における実績人工数を毎年度末に提出すること。各業務別に整理したものとする。
- (12) 該当業務履行中は社名、顔写真入りの名札を身に着けることとする。
- (13) 当該業務で必要とする工具、測定機器類等は、受注者で用意すること。

(14) 院内感染防止のため受注者は、下記の検査またはワクチン接種を受け、
常に自己の検査結果（抗体の有無）を把握しておくこと。

※ウィルス性感染症（水痘、麻疹、風疹、ムンプス）

① インフルエンザについては、流行する前に予防接種を受けること。

② 検査、ワクチン接種にかかる費用は受注者において負担すること。

なおインフルエンザ等感染症に罹患した業務要員が原因で本学の診療
等に損害を与えた場合、その損害の度合いに応じて受注者において
費用を負担すること。

文教施設保全業務特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称 滋賀医科大学電気設備及び機械設備等運転・監視その他保全業務
2. 業務場所 滋賀県大津市瀬田月輪町(滋賀医科大学構内)
滋賀県草津市笠山7丁目(南笠職員宿舎)
滋賀県草津市東矢倉3丁目3.9(矢倉職員宿舎)
3. 業務期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
(但し平成33年業務引継は翌8時45分とする)
4. 業務仕様

この保全業務(以下「業務」という。)の受注者は文部科学省発注工事契約規則(文部科学省訓令第22号)に準じ、特記仕様書、別添の文教施設保全業務標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)管理標準に基づき次の業務を履行する。

5. 対象業務

業務内容	対象設備	概要
①運転・監視及び 日常点検・保守	電気設備	電灯・動力設備、受変電設備、自家発電設備、 直流電源設備、交流無停電電源設備、外灯、雷 保護設備、構内電線路、構内通信線路
①電話交換業務	電話交換業務	電話交換業務
①運転・監視及び 日常点検・保守	機械設備	温熱源設備、冷熱源設備、空気調和等関連機器、 給排水衛生機器、監視制御機器
①定期点検及び保守	電気設備	受変電設備、負荷設備、自家発電設備、直流電 源設備、交流無停電電源設備、ナースコール設備
①定期点検及び保守	RI 排水処理施設	監視制御盤、モニター装置、貯留槽、排水ポンプ類、 電動弁各種機器
①運転・監視及び 日常点検・保守、 定期点検及び保守	廃水処理施設	生活排水放流設備、実験廃水処理施設、希釈廃 水処理施設、基礎実習棟廃水処理施設
②定期点検及び保守	受水タンク及び高置タンク	大学(専用水道)、南笠職員宿舎・矢倉職員宿 舎(簡易専用水道)
②定期点検及び保守	ボイラー圧力容器	中央機械棟、各機械室機器
②定期点検及び保守	吸収式冷凍機	冷凍機室吸収式冷凍機
②定期点検及び保守	空調機	水抜き水張り
②定期点検及び保守	フィルター	ファンコイル等フィルター清掃
②定期点検及び保守	蒸気トラップ	空調機用蒸気トラップ 清掃
②定期点検及び保守	ガスヒートポンプエアコン	ガスヒートポンプエアコン点検

㊦定期点検及び保守	エアコン	重要エアコンの遠隔点検監視
業務内容	対象設備	概要
㊦定期点検及び保守	緑地維持	緑地維持
㊧定期点検及び保守	防災設備	消防設備等、建築基準法関係防災設備
㊨定期点検及び保守	ボイラー	排ガス測定
㊩定期点検及び保守	軽油地下タンク	地下タンク貯蔵所等漏洩点検
㊪定期点検及び保守	防火対象物	
㊫定期点検及び保守	昇降機等設備	エレベーター、小荷物専用昇降機
㊬定期点検及び保守	医療ガス設備	医療ガス設備

6. 特記仕様書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入した事項のみ適用する。
- (3) ———又は×印で抹消した事項は全て適用しない。
- (4) 特記された材料、製品名等は、特記されたもの又は同等品以上のものを使用することとし、同等品以上のものを使用する場合は施設管理担当者の承諾を受ける。

II. 一般共通事項

1. 請負代金の支払い

この業務の受注者は、発注者の指定した者が行う検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求できる。

請負代金の支払いは会計課から年12回に支払う。

2. 受注者の負担の範囲

停電時の作業に使用する電力・用水は、受注者が準備し負担する。

業務履行に必要な無償貸与の施設等に係る光熱水料及び通信料については、受注者の負担とする。

3. 貸与資料

機器完成図、保全指導書、設備機器台帳、完成図

4. 総括責任者及び業務責任者

総括責任者を配置すること。300床以上の病院で5年以上の実務経験を有する者とする。必要に応じて副総括責任者を置いてもよい。

各業務には業務責任者を配置すること。設備の点検及び保守業務の実務経験5年以上及び別紙0-2による。

受注者は業務の履行に係る総括業務責任者及び業務担当者による業務の行為について一切の責任を負う。

5. 業務条件

○定期点検及び保守業務の実施時間帯は次のとおりとする。実施日は、施設管理担当

者と協議する。

平日（月曜日～金曜日（祝祭日を除く）8時30分～17時15分）

但し、休日・時間外に実施する必要がある場合を除く

○運転・監視及び日常点検・保守業務の実施時間は次のとおりとする。

平日：8時30分～翌日8時30分

休日（土・日曜日及び祝祭日）8時30分～翌日8時30分

別紙0-1参照。

6. 電気工作物の保安業務

別紙による。

7. 環境衛生管理体制

8. 業務担当者

本学敷地内は全面禁煙であり、厳守すること。

安全体制の構築は、(別紙0-3)による。(緊急連絡網等を提出)

施設業務等について協力は、(別紙0-3)による。

受注者における「業務担当責任者」とは、業務内容等における各業務の責任者をいう。

業務担当責任者は業務従事者の安全教育、運転、監視について教育並びに、勤務態度、服装（受注者所定の作業服に社名及び氏名を記入した名札の着用等。）風紀及び衛生について十分管理すること。

9. 別契約の業務等

業務の実施にあたっては、下記の業務の業務責任者と調整を図り円滑に業務を実施する。

滋賀医科大学警備等業務

滋賀医科大学建物清掃等業務

井水浄化供給請負業務

滋賀医科大学より発注する工事、役務

10. 行事への立会い

○防火防災訓練等業務実施施設において開催される行事等への立会

○入学試験等、学内行事における設備面の対応・サポート

11. 施設管理担当者の立会い

○自家用電気工作物保安規定に基づく保安点検停電点検作業

1 2. 廃棄物の処理

発生材の処理は次による

(1) 引渡しを要するもの

1) 品名 有価品 2) 引渡し先 滋賀医科大学 3) 集積場所 学内指示場所

(2) 特別管理産業廃棄物

1) 品名 解剖廃水処理汚泥 2) 集積場所 附属病院

3) 引渡し先 滋賀医科大学 4) 集積方法 指定容器(大学支給)

(3) 現場において再利用するもの

1) 品名 2) 使用場所

(4) 再資源化するもの

1) 品名

(5) 関係法令により適切に処理する物

1) 上記以外の物

1 3. 居室等の利用

当該業務を実施するため、次の居室を利用することができる。但し、電気、水道、ガスは受注者の負担とする。事務処理に必要なコンピュータ類及びネットワーク環境(電話回線使用料金を含む)は、受注者側で用意すること。

中央機械棟 1 階休憩室 (3. 1 m²× 2)

1 4. 共用施設の利用

当該業務を実施するために、次の共有施設を利用することができる。

中央機械棟 便所

1 5. 駐車場の利用

当該業務を実施するため、中央機械棟北側スペースを利用できる。但し、乗り入れ車両は登録制とする。

1 6. 点検の省略

(1) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの

(2) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの

(3) 電気の通電又は運転を停止することがきわめて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検をすることが危険であるもの

(4) 地中若しくは、コンクリートその他の中に埋設されているもの

(5) 足場のない給気又は排気のための塔

(6) ロッカ、家具等があり点検不可能なもの

(7) その他、施設管理担当者との協議による

17. その他

- (1) 契約図書及び関係図書を、業務履行以外の目的で第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩しない。ただし、これらの契約図書が市販されている場合又は施設管理担当者の承諾を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 本業務仕様書に定めのない事項については、仕様詳細、別紙、国等の環境物品の推進に関する法律(平成12年法律第100号)第6条(基本方針20-6庁舎管理等)に定める【判断の基準】及び【配慮事項】を適用する。
- (3) 各業務担当責任者は運転・監視に当たってエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号、以下省エネ法という。)第5条第2項の規定に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」及び、本学管理標準により関連する機器類の制御を適切に行い、より効率的な運転管理に努めること。
なお、業務を履行する上で疑問を生じた場合は、その都度施設管理担当者とは協議するものとし、記録を作成するものとする。
- (4) 省エネ法第14条による中長期的な計画に参画し、参画証明書を提出すること。
- (5) 管理標準は適時更新するものであるため、最新のものと運用すること。
- (6) 業務中に発見した不具合などは、業務責任者により速やかに施設管理担当者へ報告すること。
- (7) 年度末に年度報告書(以下「年報」という)を提出すること。年報には光熱水料の使用状況と建物、環境条件等との相関がわかるようにBEMSを活用し、作成することとし、各要因については施設管理担当者の指示による。
- (8) 保守、点検内容の軽微な変更については、その都度施設管理担当者とは協議するものとし、記録を作成するものとする。
- (9) 発注者側の日常業務の遂行に支障を生じないように、施設管理担当者との連絡を密にし、応援依頼には誠意を持って対応する。
- (10) 本業務実施の初期・終期には、受注業者間の引継ぎをスムーズに行えるよう監督職員の指示により時間をかけて教育し引継ぎを行うこと(期間は4月1日から4月31日の概ね1ヶ月とする。)これに係る費用は受注者の負担とする。また、業務引継ぎが完了していない場合は、無償にて引継ぎを継続して行うこととする。
- (11) 本業務における実績人工数を毎年度末に提出すること。各業務別に整理したものとする。
- (12) 該当業務履行中は社名、顔写真入りの名札を身に着けることとする。
- (13) 当該業務で必要とする工具、測定機器類等は、受注者で用意すること。

(1.4) 院内感染防止のため受注者は、下記の検査またはワクチン接種を受け、常に自己の検査結果（抗体の有無）を把握しておくこと。

※ウィルス性感染症（水痘、麻疹、風疹、ムンプス）

① インフルエンザについては、流行する前に予防接種を受けること。

② 検査、ワクチン接種にかかる費用は受注者において負担すること。

なおインフルエンザ等感染症に罹患した業務要員が原因で本学の診療等に損害を与えた場合、その損害の度合いに応じて受注者において費用を負担すること。

仕様詳細目次

I. 運転等業務	
1. 電気設備運転・監視業務	
1) 業務内容等	
(1) 業務内容	1
(2) 故障時等の業務	2
(3) 業務従事者の主な業務場所	2
(4) 記録・報告	2
(5) その他	3
(6) 支給材料	3
2. 自家用電気工作物の保安全管理業務	
1) 管理業務の内容	4
2) 故障時等の業務	4
3) 記録・報告	5
4) その他	5
3. 電話交換業務	
1) 業務内容等	
(1) 業務内容	6
(2) 業務従事者	6
(3) 業務従事者の主な業務場所	6
(4) 記録・報告	6
(5) その他	6
4. 機械設備運転・監視業務	
1) 業務内容等	
(1) 業務内容	7
(2) 作業主任者の選任等	7
(3) 故障時等の業務	8
(4) 業務従事者の主な業務場所	8
(5) 記録・報告	8
(6) その他	8
5. 附属病院R I 排水処理施設維持管理業務	
1) 業務内容等	
(1) 業務内容	9
(2) 故障時等の業務	9
(3) 業務従事者の主な業務場所	9
(4) 記録・報告	9
(5) 業務従事者	9
(6) その他	9

6. 廃水処理施設運転・監視業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容	1 1
(2) 故障時等の業務	1 2
(3) 業務従事者の主な業務場所	1 2
(4) 記録・報告	1 4
(5) その他	1 4

II. 保守点検業務

1. 電気設備の保安点検業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容	1 5
(2) 業務従事者	1 6
(3) 記録・報告	1 6
(4) その他	1 6

2. 受水タンク及び高置タンク保守点検業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容	1 7
(2) 業務従事者	1 7
(3) 記録・報告	1 7
(4) その他	1 7

3. ボイラー・圧力容器等保守点検業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容	1 8
(2) 業務従事者	2 0
(3) 記録・報告	2 1
(4) その他	2 2

4. 吸収式冷凍機保守点検業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容	2 1
(2) 業務従事者	2 1
(3) 記録・報告	2 1
(4) その他	2 1

5. 空調機の保守点検業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容	2 2
(2) 業務従事者	2 2
(3) 記録・報告	2 2
(4) その他	2 2

6. ファンコイル等フィルター保守点検業務		
1) 業務内容等		
(1) 業務内容		2 3
(2) 業務従事者		2 3
(3) 記録・報告		2 3
(4) その他		2 3
7. 蒸気トラップ保守点検業務		
1) 業務内容等		
(1) 業務内容		2 4
(2) 業務従事者		2 4
(3) 記録・報告		2 4
(4) その他		2 4
8. ガスヒートポンプエアコンの保守点検業務		
1) 業務内容等		
(1) 業務内容		2 5
(2) 業務従事者		2 5
(3) 記録・報告		2 5
(4) その他		2 5
9. エアコン遠隔監視の保守点検業務		
1) 業務内容等		
(1) 業務内容		2 6
(2) 業務従事者		2 6
(3) 記録・報告		2 6
(4) その他		2 6
10. 緑地維持管理業務		
1) 業務内容等		
(1) 業務内容		2 7
(2) 記録・報告		2 7
2) 実施時期		2 7
3) 消耗品雑材料等		2 7
4) 管理方法		2 7
11. ナースコール設備の保安点検業務		
1) 業務内容等		
(1) 業務内容		3 0
(2) 業務従事者		3 0
(3) 記録・報告		3 0
(4) その他		3 0

12. 無停電電源設備の保守点検業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容		3 1
(2) 業務従事者		3 1
(3) 記録・報告		3 1
(4) その他		3 1

13. 自家発電設備の保守点検業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容		3 2
(2) 業務従事者		3 2
(3) 記録・報告		3 2
(4) その他		3 2

Ⅲ 点検等業務

1. 防災設備等の点検業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容		3 3
(2) 業務従事者		3 3
(3) 記録・報告		3 3
(4) その他		3 3

2. ボイラー排ガス測定業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容		3 5
(2) 業務従事者		3 5
(3) 記録・報告		3 5
(4) その他		3 5

3. 中央機械棟軽油地下タンク貯蔵所等漏洩点検業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容		3 6
(2) 業務従事者		3 6
(3) 記録・報告		3 6
(4) その他		3 6

4. 防火対象物の点検業務

1) 業務内容等

(1) 業務内容		3 7
(2) 業務従事者		3 7
(3) 記録・報告		3 7
(4) その他		3 7

5. 昇降機等点検業務		
1) 業務の内容等		
(1) 業務内容		3 8
(2) 業務従事者		3 8
(3) 記録・報告		3 8
(4) その他		3 8
6. 医療ガス設備点検業務		
1) 業務内容等		
(1) 業務内容		3 9
(2) 業務従事者		3 9
(3) 記録・報告		3 9
(4) その他		3 9
7. フロン排出抑制法による点検業務		
1) 業務内容等		
(1) 業務内容		4 0
(2) 業務従事者		4 0
(3) 記録・報告		4 0
(4) その他		4 0
8. 室内空気圧力差点検業務		
1) 業務内容等		
(1) 業務内容		4 1
(2) 業務従事者		4 1
(3) 記録・報告		4 1
(4) その他		4 1

I 運転等業務

1. 電気設備運転・監視・及び日常点検・保守業務

本業務に業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

建築保全業務共通仕様書による。

- i) 別紙 0-1、別紙 1-1-1、別紙 1-1-2 及び別紙 1-1-3 による運転・監視、巡視、点検・記録及び測定、管理等の業務。

なお、各業務項目において異常の有無の判断のうえ、異常が認められる場合は電気主任技術者に報告し、その指示のもとに応急処置を施し、すみやかにその旨を施設管理者に報告するものとする。

- ii) 電気設備運転・監視等業務担当責任者

中央機械棟 1 階中央監視室に、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分の間、従事する。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）（以下「休日」という。）は除く。

毎年、大学入学者選抜大学入試センター試験が、本学を会場として実施されるため、その際の業務時間は、8 時 30 分から終了の連絡までとする。

- iii) 電気設備の従事者

中央機械棟内の特高受変電設備は、常駐監視とする。

- iv) 中央監視制御装置

自動監視制御装置（日新電機（株）製 MATE3700 形）

BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）（ジョンソンコントロールズ（株）製 METASYS-EA 形）

中央監視制御装置（山武ハネウエル（株）製 SAVIC-NET30 形）

常駐監視・管理を行う。

なお、警報等の異常発報時には、当該設備の状態等を設置場所等において確認し、必要に応じて調整・管理等を行い、結果を記し施設管理者に報告する。

- v) 建物内（宿舍共有部分を含む。）の照明器具、誘導灯の点検は、各電気室巡回時に行うなど定期的に行い、球切れを発見した場合は、発注者が提供する管球等を用い、速やかに交換するものとする。また、交換しても点灯しない場合、書面にて報告すること。外灯は定期的に点検を行い報告する。

管球資材の在庫管理を行うこと。

また本学職員からの依頼（シャーカステン管球交換含む）に対しても同様に対応するものとする。

- vi) 点検時において機器を固定しているビス等の増締めを行いまた、塗装の剥離を発見した場合は、防錆塗料等で機器・配管類のタッチアップを行うこと。

なお、塗料については受注者が負担する。

- vii) 平日時間外（17:15～翌 8:30 及び土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日）で人命や運営に影響を及ぼす重大な故

障、緊急事態等が発生した場合は施設管理者へ連絡し指示を仰ぐこと。仮復旧した場合や、軽微な故障等大きな影響が出ない場合は翌平日の報告とする。

また、矢倉職員宿舎、南笠職員宿舎で漏電、非常警報等直ちに処置をしなければならない緊急を要する対応が必要な場合は、施設課資産管理係長及び施設管理者へ連絡し指示を仰ぐこと。

(2) 故障時等の業務

i) 故障その他

人命や運営に影響を及ぼす重大な故障、緊急事態等が発生した場合は施設管理者へ連絡し指示を仰ぐこと。仮復旧した場合や、軽微な故障等大きな影響が出ない場合は翌平日の報告とする。

また、看護師宿舎、矢倉職員宿舎、南笠職員宿舎で漏電、非常警報等直ちに処置をしなければならない緊急を要する対応が必要な場合は、施設課資産管理係長及び電気主任技術者、施設管理者へ連絡し指示を仰ぐこと。これに係る費用は施設管理者等と協議すること。

ii) 高圧幹線の異常を発見した場合は、迅速に切り離しの確認を行うとともに、他施設への送電を確保すること。

iii) 火災、災害その他の原因による停電事故が発生したときは、発電機での送電等を実施し安全確保を行ったうえで速やかに施設管理者、電気主任技術者に連絡を行い、その指示に従うこと。

iv) 当該委託設備について別契約の定期点検等があるときは、施設管理担当者・電気主任技術者と協力し円滑な進捗を図ること。

v) 故障その他異常な事態が発生した場合は、現状復旧を優先したうえで、施設管理者、電気主任技術者へ直ちに連絡の一報を入れると共に事故報告書を作成し施設管理者、電気主任技術者に提出すること。

vi) 点検時・故障時及び修理依頼において実施する対応は、別紙 1-1-4 を参考に行うこと。在庫管理を行う物品は別紙 1-1-5 とする。

(3) 業務従事者の主な業務場所

電気設備運転・監視業務担当責任者及び電気設備の従事者の主な業務場所は、中央機械棟 1 階中央監視室とする。

(4) 記録・報告

i) 記録・報告書の作成に当たっては、判断基準及び本学の管理標準に基づき管理を行い運転中の機器及びシステムが正常に運転されているかの判断ができるよう定格値又は、管理目標値等を併せて記載することとする。施設管理者が指示した事項についても調査・記録する。

詳細については施設管理者と協議するものとする。

ii) 保守点検等の業務完了後は、次の書類等を 1 部、（電子データで 1 部）を提出する。

点検及び保守結果報告書

試験成績書

計測記録（管理記録）

(書式は請負者の業務報告書による)

なお、点検中の写真(日付の確認ができるもの。)を撮影計画を提出の上随時撮影し、整理して1部提出する。設備台帳の維持管理、各電気室の単線結線図の更新を行うこと。

(5) その他

- i) 業務に必要な雑品類(安全ヘルメット、作業服、安全靴、上履、作業用手袋、ウエス等)、コピー複写用紙を含む事務用品類は、受注者の負担とする。
- ii) 業務従事者は、火気等に十分注意し、防災に留意すること。
- iii) 受変電設備運転・監視業務担当責任者は、本仕様書に明示のない事項で疑義を生じたときは、施設管理者と協議するものとする。
- iv) 業務従事者が巡視、点検等で所在が一定でない場合は、緊急連絡網等により連絡できるものとする。
- v) 仮眠等

別紙 0-1 により仮眠は認めるが、水漏れ等緊急事態が発生した場合は、電気設備及びボイラ設備の従事者が協力し復旧に努めること。

(6) 支給材料

日常点検・保守にて対応する必要な器材及び消耗品等とする。

なお、支給材料においては、在庫等の管理を行い、購入品目の要望を書面にて、施設管理担当者に提出する。

2. 自家用電気工作物の保安管理業務

本業務に業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 保安管理業務の内容

i) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理並びに保安のための監視、点検及び検査

(1) 業務従事者の主な業務場所

電気設備運転・監視業務担当責任者及び電気設備の従事者の主な業務場所は、中央機械棟1階中央監視室とする。

(2) その他

i) 業務に必要な雑品類（安全ヘルメット、作業服、安全靴、上履、作業用手袋、ウエス等）、コピー複写用紙を含む事務用品類は、受注者の負担とする。

ii) 業務従事者は、火気等に十分注意し、防災に留意すること。

iii) 受変電設備運転・監視業務担当責任者は、本仕様書に明示のない事項で疑義を生じたときは、施設管理者と協議するものとする。

iv) 業務従事者が巡視、点検等で所在が一定でない場合は、緊急連絡網等により連絡できるものとする。

v) 仮眠等

別紙0-1により仮眠は認めるが、火災災害故障等緊急事態が発生した場合は、防災監視室と連携を取り電気設備及びボイラ設備の従事者が協力し復旧に努めること。

2) 故障時等の業務

i) 人命や運営に影響を及ぼす重大な故障、緊急事態等が発生した場合は施設管理者へ連絡し指示を仰ぐこと。仮復旧した場合や、軽微な故障等大きな影響が出ない場合は翌平日の報告とする。

また、看護師宿舍、矢倉職員宿舍、南笠職員宿舍で漏電等直ちに処置をしなければならない緊急を要する対応が必要な場合は、施設課資産管理係長及び電気主任技術者、施設管理者へ連絡し指示を仰ぐこと。これに係る費用は施設管理者等と協議すること。

ii) 高圧幹線の異常を発見した場合は、迅速に切り離しの確認を行うとともに、他施設への送電を確保すること。

iii) 火災、その他の原因による停電事故が発生したときは、発電機での送電等を実施し安全確保を行ったうえで速やかに施設管理者、電気主任技術者に連絡を行い、その指示に従うこと。

iv) 当該委託設備について別契約の定期点検等があるときは、施設管理担当者・電気主任技術者と協力し円滑な進捗を図ること。

v) 故障その他異常な事態が発生した場合は、現状復旧を優先したうえで、施設管理者へ直ちに連絡の一報を入れると共に事故報告書を作成し施設管理者に提出すること。また、修繕に関する費用の見積書を提出すること。

3) 記録・報告

i) 記録・報告書の作成に当たっては、判断基準及び本学の管理基準に基づき管理を行い運転中の機器及びシステムが正常に運転されているかの判断ができるよう定格値又は、管理目標値等を併せて記載することとする。

詳細については施設管理者と協議するものとする。

ii) 保守点検等の業務完了後は、次の書類等を1部（電子データで1部）提出する。

点検及び保守結果報告書

試験成績書

計測記録（管理記録）

（書式は請負者の業務報告書による）

なお、点検中の写真（日付の確認ができるもの。）を随時撮影し整理して1部提出する。

4) その他

i) 電気設備維持保全に関し、電気主任技術者と連絡を密にし、指示等には誠意をもって対応すること。

ii) 保安教育を策定し、電気主任技術者指導のもと実施する。

iii) 点検、停電その他必要に応じて電力会社との打ち合わせを受注者にて行うこと。

3. 電話交換業務

本業務に電話交換業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

交換業務に当たっては、相手方の立場を理解し懇切丁寧に行うもの

i) 発着信通話の受付、内線への接続及びホームページを利用した施設受付案内。

ii) 電話番号、故障等の問い合わせに対する受付案内。

iii) 交換室の整理及び清掃。

iv) 電話交換業務終了後、着信は防災監視室に切替えるものとする。

施設場所	設備概要等	数量	業務期間	業務時間
附属病院	無紐式交換台	2台	通年	8:20~18:00

v) 電話交換業務時間

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く次の時間に行うものとする。

業務時間は、8時20分から18時00分までとし、9時から17時までは、2人以上とする。

vi) 大学入学者選抜大学入試センター試験が、毎年、本学を会場として行われる。その際の業務時間は、7時30分から終了の連絡までとし、従事者は1人以上とする。

(2) 業務従事者

100床以上の病院での電話交換業務1年以上の経験者とする。

(3) 業務従事者の主な業務場所

附属病院2階電話交換機室

(4) 記録・報告

発着信数、トラブルなどをまとめて書面にて記録・報告すること。

(5) その他

I. 1の1)の(5)による。

ホームページ確認用端末は受注者負担とする。なお、その際に使用するネットワーク回線等は受注者の用意・負担とする。

業務実施上疑問を生じた場合は、その都度施設管理者と協議して定めるものとする。

4 機械設備運転・監視及び日常点検・保守業務

本業務に機械設備運転・監視等業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

建築保全業務共通仕様書第3編による。

- i) 別紙1-4-1、別紙1-4-2、別紙1-4-3、別紙1-4-4、別紙1-4-5、及び別紙1-4-6、による運転・監視、管理、巡視、点検・記録及び測定等の業務。
- ii) 機械設備運転・監視業務担当責任者
中央機械棟1階中央監視室に、平日の8時30分から17時15分の間、従事するものとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)は除く。
- iii) 警報等の異常発報時には、当該設備の状態等を設置場所等において確認し、必要に応じて調整等を行うとともに、記録し施設管理担当者に報告する。
- iv) 各業務項目において異常の有無を判断のうえ、異常が認められる場合は応急処置を施し、すみやかにその旨を施設管理担当者に報告するものとする。
- v) 点検時・故障時及び修理依頼において実施する対応は、別紙1-4-7を参考に行うこと。対応する範囲は、別紙1-4-1に示す建物の空気調和設備・給排水衛生設備とする。井水浄化設備(飲用可)は別途とする。パッケージエアコンは本学機器台帳記載の897台(室外機数)(監視室内集中制御共)とする。ヘリポートの燃料トラップ点検清掃年1回を含む。
必要に応じ、ファンベルト交換する。
なお、ファンベルト・油脂の在庫管理を行い、補充については受注者の負担とする。
- vi) 別紙1-4-6のファンベルト取替機器表のパッケージ形空調機等については、ファンベルトの取替を年1回定期行うものとする。
- vii) 機器・配管類の塗装の剥離を発見した場合は、防錆塗料等でタッチアップを行うこと。
なお、塗料については在庫管理を行い、補充については受注者の負担とする。
- viii) 構内において、水漏れ等緊急事態が発生した場合は、直ちに応急対応に努めること。応急対応の後施設管理担当者へ連絡し指示を仰ぐこと。(水の拭き取り等を含む)
平日時間外(17:15～翌8:30及び土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日)で人命や運営に影響を及ぼす重大な故障、緊急事態等が発生した場合は施設管理担当者へ連絡し指示を仰ぐこと。仮復旧した場合や、軽微な故障等大きな影響が出ない場合は翌平日の報告とする。
また、看護師宿舎、矢倉職員宿舎、南笠職員宿舎で故障、漏水(雨漏含む)等直ちに処置をしなければならない緊急を要する対応が必要な場合は、施設課資産管理係長及び施設管理者へ連絡し指示を仰ぐこと。
これに係る費用は施設管理者等と協議すること。
- ix) グラウンドのスプリンクラー設備の放水点検を年2回行い点検結果の報告をする。(4月、10月に実施)
また、緊急ヘリが離着陸する際は本学災害派遣医療チームDMATより連絡調整を行い散水を行う。別紙1-4-8を参照する。

(2) 作業主任者の選任等

- i) ボイラー及び圧力容器安全規則第24条及び62条に基づくボイラー取扱作業主任者及び、圧力容器取扱作業主任者を選任し、同25条の職務を行うものとする。
- ii) 液酸タンクの保安監督者、取扱主任者、を選任する。
- iii) 圧縮空気設備、吸引設備、酸素・窒素・笑気・炭酸ガスマニホールドに管理担当責任者を選任する。医療ガス設備保守点検業務担当責任者と兼任してもよい。医療ガス保安管理技術者（医療用ガス供給の保安点検業務従事者研修）講習会課程修了者とする。

(3) 故障時等の業務

Iの4の1)の(1)による。

(4) 業務従事者の主な業務場所

中央機械棟1階ボイラー監視室及び中央監視室とする。

(5) 記録・報告

Iの4の1)の(1)による。

(6) その他

Iの1の1)の(5)による。

5 附属病院 RI 排水処理施設維持管理業務

本業務に附属病院 RI 排水処理施設維持管理業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

附属病院 RI 排水処理施設は、監視制御盤・モニター装置・貯留槽、排水ポンプ類、電動弁類、各種機器等からなり、RI 排水の処理の目的を達成するために施設の運転の状況、各部の操作、点検、清掃、管理等を行うものである。

別紙 5-1～5 による。

(2) 事故時等の業務

1 の 1) の (2) による。

放射能漏れ、汚染水の漏水等事故時は、放射線部に連絡するとともに、放射線部及び施設管理担当者の指示により、被曝防止、汚染拡大防止措置等の安全管理上の措置をとること。

(3) 業務従事者の主な作業場所

附属病院

(4) 記録・報告

1 の 1) の (4) による。

故障・異常等はすみやかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(5) 業務従事者

i) 酸素欠乏危険作業主任者を選任し作業を行うこと。

ii) 本業務の従事者の内 1 名以上は、排水処理施設での実務経験 3 年以上有するものとする。

(6) その他

本業務に従事するものについては、放射線業務従事者として本学に登録し必ずフィルムバッヂ等を装着すること。また、規則に従って健康診断を受診すること。

なお、これらに要する経費については、受注者負担とする。

※実施に先立ち施設管理担当者と打合せ、業務計画書・工程表を作成提出する。

6 廃水処理施設運転・監視業務

本業務に廃水処理施設運転・監視業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

文教施設保全業務標準仕様書第2編による。

i) 業務対象施設の概要

別紙1-6-1、1-6-2、1-6-3による

ii) 消耗品・雑材料等(2.1.3)

潤滑油及び分析用試薬は受注者の負担とする。

iii) 清掃等

廃水処理施設各水槽の清掃は、水道水にて水洗いを随時行う。

廃水処理施設フロートの掃除は、水道水にて水洗いを随時行う。

清掃の周期（槽の清掃は水道水による水洗い）

清掃場所	周期
凝集沈殿槽トラフ水洗、基礎実習棟各槽	週1回
急速ろ過器流量計	月2回
地下排風機吸込口、廃水計量槽、接触酸化槽、生物濾過槽、 廃水リターン側溝、地下受水室、管理室、ブロー室、施設場内、 希釈放流槽	月1回
砂濾過塔流量計、活性炭砂濾過塔流量計、重金属吸着塔流量 計、水銀吸着塔流量計	3ヶ月 1回

iv) 運転・監視

(i) 運転・監視の記録

PH・透視度・水温・残留塩素測定は平日2回休日1回。

電動機の電流値・ポンプ・ブロー・濾過器圧力平日1回

(ii) 点検周期

文教施設保全業務標準仕様書第2編第1章第4節の他下表による。

点検周期表

点検項目	周期
コンピューター作動状況ゴミ除去、スクリーンゴミ乾燥廃棄、B廃水受水槽・下水放流水・希釈原水槽PH・水温測定、B廃水モニター槽・希釈放流槽PH・水温・透視度測定、再利用水槽PH・透視度・残塩・水温測定、	毎日
汚泥貯槽上澄み抜き	週1回
ゲートシャフト点検、コンピューター再起アップ、監視盤用下水メーターリセット・下水流量計数値報告(26日)、PH計標準液による校正、急速ろ過器流量及び差圧測定、各ブロー・再利用水ポンプ・苛性ソーダポンプ・凝集助剤ポンプの切替、希釈凝集攪拌機再起アップ、活性炭吸着塔・重金属吸着塔・水銀吸着塔流量及び差圧測定、希釈汚泥引き抜きポンプの切替、廃液の受取及び管理、	月1回
逆洗用ブロー再起アップ	2ヶ月1回

各機器絶縁測定	年 4 回
ゲートグリスタップ	年 2 回
凝集沈殿槽集泥機オイル交換、攪拌用ブローアール交換、ばっき用ブローアール交換、逆洗用ブローアール交換、緩速攪拌機オイル交換、B 廃水送水・希釈放流水流量計リセット(12月31日)、希釈攪拌ブローアール交換、ブローフィルター取替 5 台分	年 1 回
接触酸化槽の逆洗・汚泥引き抜き藻取り、生物濾過槽の藻処分・逆洗、凝集助剤溶解槽・希釈高バッキ用ブローグリスタップ分子凝集助剤攪拌機点検、砂濾過槽・活性炭吸着塔・重金属吸着塔・水銀吸着塔流量計冬季凍結対策(脱着)、希釈逆洗ポンプ作動状況点検、バルブ交換、凍結対策(希釈ヒーター入れ、B 廃スクリン洗浄ポンプ水抜き、A B 各ろ過器差圧計水抜き)	随時

(iii) 点検項目

施設室内の照明管球交換を適宜行う。
施設の除草を適宜行う。

v) 点検・保守

(i) 点検周期

文教施設保全業務標準仕様書第 2 編第 1 章第 2 節の他下表による。

点検項目	周期
ポンプ・ブロー・流量計量槽・スクリーン・滅菌槽・薬液タンク・ファンフィルターユニット点検、脱水機の点検・脱水作業・濾紙取替、	週 1 回
脱水機ポンプストレーナー清掃	2 週 1 回
機器の絶縁抵抗測定	年 4 回
凝集沈殿槽グリスタップ	年 2 回
攪拌ブローのオイル交換、脱水機濾布取替	年 1 回
薬液の受入薬液タンクへの補充	随時

水中ポンプのオイル、メカニカルシールの交換及び清掃は別途とする。

その他ポンプ、ブロー集泥機、攪拌機の分解点検、清掃は別途とする。

送風機の分解点検、清掃及びタイミングギヤーの交換は別途とする。

※電流値圧力等は記録する。

vi) 水質分析

(i) 記録項目

水質分析は、下記の事項以外は標準仕様書によるものとする。

また、分析の結果は、速やかに監督職員に報告する。

①計量証明機関へ依頼 ・ 施設内分析

依頼の場合、測定者(機関)への手続きは受注者が行うこととする。
※費用は受注者の負担とする。

a) 測定者(機関) 計量証明事業所

b) 測定位置 ①下水放流水槽②B 廃水受入槽③希釈廃水受槽
④希釈放流槽⑤汚泥貯槽⑥井水浄化システム

- c) 測定時期 ①年4回②年1回③年1回④年1回⑤年1回
⑥年6回
- a) 測定検体 ①下水(その日の下水放流量記載) ②実験廃水
③希釈有害廃水④希釈処理水⑤濃縮汚泥
⑥RO逆洗排水
- e) 分析項目 ①N-ヘキサン抽出物質含有量、全窒素含有量、アルキル水銀、全磷含有量、沃素消費量、SS(浮遊物質)、フェノール類含有量、総水銀、カドミウム及び化合物、PH・水温フッ素及びその化合物、鉛及びその化合物、ホウ素及びその化合物、COD、六価クロム及びその化合物、BOD(採水は5・8・11・2月の毎週水曜日、但しBODは隔週とする)
②③④PH、COD、SS(浮遊物質)、BOD、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機磷化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、六価クロム及びその化合物、フェノール類含有量、水銀及びアルキル水銀及び水銀化合物
⑤溶質試験：アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン又はその化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロタン、1,1,1-トリクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セリン又はその化合物⑥PH、COD、SS、DO、T-N、EC、As、Zn、Cu、1,4-ジオキサン

(2) 故障時等の業務

施設管理担当者から応急処置の連絡を受けた場合は速やかに、その処置を行う。

(3) 業務従事者の主な業務場所

施設場所	施設名称	業務種別
廃水処理施設	生活廃水放流設備	運転監視 管理
	実験廃水処理設備	運転監視 管理
	希釈廃水処理設備	運転監視 管理
基礎実習棟	廃水処理設備	点検及び保守 管理
中央機械棟	中央監視室	運転監視 管理

業務従事者の業務内容

本業務の対象施設(別紙6-2等参照)に係る文教施設保全業務標準仕様書の該当項目外は、別途貸与する取扱説明書、保全指導書等により実施する。廃水処理施設の運転管理は毎日実施するものとする。但し、土曜

日、日曜日、休日、12月29日から1月3日の間を除く。（休日の点検は別紙1-6-4による）

また、実験廃液の回収日の毎月第1火曜日 9時～12時（祝日の場合は翌日）は常駐とし廃液の搬入に対応する。

基礎実習棟廃水処理設備は、1週間に1日以上を（土曜日、日曜日、休日の日）を作業日とする。但し、12月29日から1月3日の間は除く。

業務対象施設に係わる業務従事者は、次の資格を有するものとする。

浄化槽管理士又は水質関係公害防止管理者及び同等以上と認められる資格（点検は資格者によるものとする）

酸素欠乏危険作業主任者を1名選任する。

(4) 記録・報告

i) 業務報告書

業務完了後に次の書類等を 1 部提出する。

点検及び保守結果報告書

運転監視業務報告書

運転・監視記録

施設管理担当者の指示する廃水量等の月報

※故障・異常等は速やかに施設管理担当者に報告し指示を受ける事。

(5) その他

※発生材の処理は、次による。

i) 引渡しを要するもの

(i) 品 名 汚泥（廃水処理施設）

(ii) 引渡し先 別途契約する処理委託先

(iii) 集積場所 汚泥貯槽

ii) 特別管理産業廃棄物

(i) 品 名 汚泥（基礎実習棟）

(ii) 引渡し先 滋賀医科大学

(iii) 集積場所 本学指定場所

(iv) 集積方法 本学指定のポリ容器

※処理施設竣工図等（黒表紙金文字製本）を資料として貸与する。

※実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上業務計画書・工程表を作成提出する。

II 保守点検業務

1. 電気設備の保安点検業務

本業務に業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと

1) 業務内容等

(1) 業務内容

- i) 滋賀医科大学自家用電気工作物保安規程に定める「巡視、点検、測定及び手入れ基準」に準じた、別紙2-1-1 電気工作物保安点検基準の表1及び表2の、A欄の点検を毎年B欄の点検を平成30年度に1回及び測定の業務を監督職員、電気主任技術者の指示のもとに行う。

施設場所	設備名称	業務概要	数量等
中央機械棟特別高圧受変電設備	受変電設備	実施計画時期 10月から11月のあいだの2～4日間で計画すること 電気工作物の点検、測定 点検中の停電に伴う仮設電源の用意および要望調査、案内配布	別紙2-1-1 別紙2-1-2 別紙2-1-3
中央機械棟高圧配電盤室			
〃 所内電気室			
基礎研究棟電気室			別紙2-1-4 (参考) 実情による仮設を実施
臨床研究棟電気室			
附属病院第1～第8電気室			
動物生命科学実験施設電気室			
廃水処理施設電気室			
看護学科校舎電気室			特高点検は 別紙2-1-5
国際交流会館電気室			
屋 外	受電設備		
基礎実習棟 図書館	太陽光発電設備		

ii) 業務の履行の立ち会い

施設管理担当者の指示による。

iii) 事前検討

点検業務に必要な電気設備の図面は、最新版を使用する。

iv) 試験器及び工具等

遮断器引出レバー及び断路器操作棒は備え付けのものを貸与する。

v) 消耗品及び雑材料

業務対象設備の予備品・付属品として配置されている、表示灯用蛍光管、ヒューズ等は支給する。ただし在庫管理の上、使用量等は報告すること。

vi) 電力・用水費等

停電時の作業に使用する電力・用水は、受注者が準備し負担する。

vii) 仮設等

停電に伴う点検用電源を除く実験用機器等への電力供給は受注者が準備する。また仮設の要望確認、案内配布も行うこと。

(2) 業務従事者

i) 受変電設備の保安点検業務担当責任者は、第3種電気主任技術者以上とする。

ii) 業務従事者は、次の資格を有するものとする。

第2種電気工事士以上とする

(3) 記録・報告

i) 業務の履行の確認及び報告

点検中発見した不具合などで通電後に確認できなくなる部分がある場合は速やかに施設管理担当者に報告する。

ii) 業務完了後に次の書類等を2部提出する。

点検及び保守結果報告書、試験成績書、計測記録、仮設電源設置状況図 書式は受注者の業務報告書による。

なお、点検中の写真を随時撮影し整理して1部提出する。

インピーダンスマップの作成を行い整理して1部提出する。

保護協調の検討を年1度行うこと。また、保安教育、保安に関する訓練を主催し行うこと。

(4) その他

i) 停電をしなければ点検できない作業は、施設管理担当者と協議し決定することとする。事前に停電作業計画書を提出すること。

なお、停電の計画時期は10月から11月とし、土曜日に

商用系統約4時間程度、日曜日に発電系統約4時間程度とする。

注) 発電系統とは、単線結線図において非常用発電機が接続されている系統とする。

ii) 中央監視等

中央監視設備での遠方操作による動作試験を別に発注された場合他の業務の受注者と業務日時、業務区分等を明確にし動作を確認する。

iii) 実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、停電計画書・工程表を作成し提出する。

iv) 点検の際に発見した軽微な故障については、可能な限り復旧すること。

v) 点検に際する仮設電源工事の要望調査、仮設電源の設置、送電確認、負荷設備の稼働状況を確認すること。なお、仮設電源の不備による付加設備および内容物の損傷、破損、遺失などに関しては、損害を補償すること。

vi) 業務実施上疑問を生じた場合は、その都度施設管理担当者と協議して定めるものとする。

vii) 仮設電源などで測定ができない場合は活線メガ-測定器などを利用し測定すること。

2. 受水タンク及び高置タンク保守点検業務

本業務に受水タンク及び高置タンク保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

建築保全業務共通仕様書第2編第4章第5節による

i) 業務の種類規模等

本請負は中央機械棟に設置の上水受水槽、看護学科校舎設置されている受水タンク及び南笠宿舎・矢倉宿舎の受水槽、高架水槽の点検清掃管理を行い、専用水道等の衛生的な維持管理及び運転の円滑化、施設の維持管理を図るものである。

ii) 受水槽の規模

名称	容積量	水量	備考
上水受水槽（中央）	480m ³	360m ³	ステンパ° 初2槽(11月実施)
上水高置水槽（看学）	12.5m ³	10m ³	FRPパ° 初2槽複合板中仕切付 (8月実施)
受水水槽（南笠宿舎）	108m ³	94m ³	中仕切付（11月実施）
高架水槽（南笠宿舎）	3m ³ ×4、2m ³ ×2実容量内 訳	16m ³	（11月実施）
受水水槽（矢倉宿舎）	54m ³	42m ³	中仕切付（11月実施）
高架水槽（矢倉宿舎）	3m ³ ×2実容量内訳	6m ³	（11月実施）

iii) 特記事項

点検整備

共通仕様書による。

南笠・矢倉職員宿舎の簡易専用水道検査を含む。

滋賀医科大学専用水道検査は別途とする。

(2) 業務従事者

貯水槽清掃作業監督者免許所持者とする。

(3) 記録・報告

業務記録写真、業務報告書を各1部提出

※故障・異常等は速やかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(4) その他

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、業務計画書・工程表を作成
出する。

3. ボイラー・圧力容器等保守点検業務

本業務にボイラー・圧力容器等保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

建築保全業務共通仕様書第2編第4章第2第4節による

i) 業務対象設備仕様と特記事項

別紙2-3-1とおりとし、点検及び保守する。

ii) 性能検査

労働安全衛生法第41条に規定する登録性能検査機関に委託し、実施する。(検査料は受注者の負担とする)

iii) 取替部品等

ボイラー分解整備時にパッキンは取り替える。

貯湯槽のアノードの取替を実施する。

iv) 業務報告書

業務完了後に次の書類を1部提出する。

点検及び保守結果報告書

書式は、施設管理担当者との打ち合わせによる

報告書には業務を記録した写真を添付する。

報告書及び写真は仕様書の項目と対応したものとする。

v) その他

建築保全業務共通仕様書の他下記記載の整備を実施する。

ボイラー

装置等	部品	内容
燃焼装置	バーナー	焼損、変形、汚れ等を点検清掃等整備する。(パイロットバーナー含む)
	点火せん	焼損、変形、汚れ、電極間の寸法及び位置等を点検清掃等整備する。
	ディフューザ	焼損、変形、汚れ等を点検清掃等整備する。
	バーナー前板	焼損、汚れ取付ボルトの緩み等整備する。
	バーナータイル	焼損、割れ、脱落等を点検して整備する。
	ダンパー	開閉の状態、開度と指針の状態、腐食、変形等を点検して整備する。
	押込送風機	インペラ等の汚れ、損傷、変形等の点検及び清掃等整備する。電動機の軸受け等の異音、加熱等の点検する。
	煙道	腐食、変形、ガス漏れ、汚れ、堆積物等を点検及び清掃等整備する。(ダンパーまでとする。)
自動制御装置	制御盤操作盤	機器の取付状態、機器の加熱の有無、内部の温度、埃の有無、錆の有無等点検して清掃等整備する。各ス

		イッチの作動状況等を点検して清掃等整備する。 各ランプ及び表示灯の作動状況等を点検して整備する。 各端子の緩み、変形、腐食等を点検して整備する。 プロテクトリレーの動作確認点検して整備する。(各設定タイムを確認する。)
	動力盤	押込送風機、給水ポンプ、薬注ポンプの操作及び動力回路絶縁抵抗測定を行う
	点火電極及び絶縁碍子	先端部分の消耗、変形、汚れ、及び絶縁碍子の割れ、汚れ、電極間隔、放電の状態、導線の絶縁状態、接続部の緩み等を点検して整備する
	蒸気圧力制御関係	蒸気圧力発信器の点検（警報の確認） 蒸気圧力スイッチの点検（緊急停止の確認） 蒸気圧力調節計の点検 各導圧管の詰まり等点検清掃整備 各端子の緩み等点検 制御動作の点検（各作動は、圧力計と照合する）
	水位制御関係	水位発信器の点検 水位調節計の動作点検（ポテンシオメータの点検） 給水制御弁の漏れ及び作動点検 水位発信器の導圧管点検清掃等整備（各警報及び緊急停止確認をする。） （水面計の水位と照合する。）
	燃焼制御	コントロールモーター作動点検等整備 ガス遮断弁の作動及び漏れ点検 ガバナの作動点検及びグリスアップ（作動圧力確認） パイロットバーナーのレギュレーター作動点検（作動圧力確認） パイロットバーナーの電磁弁漏れ及び作動点検 パイロットバーナーの火炎点検 フレームアイ電流測定及び自己放電点検
	警報及びインターロック	ガス圧力低スイッチの警報及び作動点検 ガス圧力高スイッチの警報及び作動

		点検 風圧スイッチの警報及び作動点検 失火の警報及び作動点検 感震器警報及び作動点検 (緊急停止確認(全て))
付属装置	連続ブロー冷却器及び流量計	分解して、腐食、汚れ等点検清掃等整備する。(冷却水側は薬品洗浄する。) チューブの漏れテストを行う。 流量計フロート部清掃
付属品	給水弁及び逆止弁	弁及び弁座の傷、腐食、漏れ等点検清掃等整備(グランドパッキンは取り替える。)
	水面計及びコック	腐食損傷等点検清掃整備(ガラス、スリーブパッキン、リングパッキンは取替える。)
	各缶付弁	水位発信器の元弁、フロートスイッチの元弁、エアー抜き元弁の弁及び弁座の傷、腐食、漏れ等点検清掃する。(グランドパッキン不良箇所は取り替える。)
	ガス配管ストレーナー	清掃する。(Φ80A1・2号 Φ50A3号)
試運転調整		試運転調整を行う。(調整及び点検データを提出する。)

圧力容器

熱交換器の水室はボイラーペイントによる塗装を行う。
コイルは、抜き取って点検する。(但し附属病院熱交換器1台貯湯槽1台・臨床研究棟熱交換器2台及びR I・動物貯湯槽1台のみ)

(2) 業務従事者

業務対象施設に係わる業務従事者は次の資格を有するものとする。

ボイラー整備士

酸素欠乏作業主任者を1名選任し作業を行う。

(3) 記録報告

1. の1) の(4) による

点検中発見した不具合などで運転後に確認出来なくなる部分がある場合は速やかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(4) その他

標準仕様書の月例点検は取扱資格者でも良い。

項目は装置の詳細は別紙2-3-2による。

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、業務計画書・工程表を作成提出する。

4. 吸収式冷凍機保守点検業務

本業務に吸収式冷凍機保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

建築保全業務共通仕様書第2編第4章第3節による

i) 業務の種類規模等

本請負は、滋賀医科大学中央機械棟に設置されている吸収式冷凍機の点検整備を行い、運転の円滑化を図り、装置の安全管理を行うものである。

ii) 業務に付する機器

三洋電機（株）製

吸収式冷凍機（1号機）TSA-GW-HS1200E1S 1台

三菱重工業（株）製

吸収式冷凍機（2号機）MSD-100E・LB（B・V） 1台

吸収式冷凍機（3号機）MDU-50C・LB（V） 1台

iii) 特記事項

整備仕様（別紙2-4-1参照）

① シーズンイン点検（2・3号は4月1号は6月）

② シーズン中点検（7月）

③ シーズンオフ点検（1号は真空保管）（12月）

整備内容は建築保全業務共通仕様書第2編第4章第3節4.3.4の他、下記の特記仕様による。

特記仕様

シーズン	整備内容	号機
イン	冷却水チューブブラッシング（ブラシは1突き）する。	（1号機）
オフ	冷却水チューブブラッシング（ブラシは1突き）する。	（2・3号機）
	冷却水水室補修舗装を行う。	（1・2・3号機）
	ラインフィルター・エアフィルター清掃する。	（2・3号機）
	冷媒精製機の逆洗洗浄する。	（2・3号機）

(2) 業務従事者

装置に精通した技術者とする。

(3) 記録・報告

①点検整備報告書 2部 （仕様書の項目と合致し、基準値を記入）

②点検整備写真 2部 （仕様書の項目報告書と合致したもの）

作業内容・作業人員を記載した日報を提出する。

※故障・異常等を発見したときは速やかに施設管理担当者に報告し指示を受けて対処する。

(4) その他

実施に先立ち施設管理担当者と打合せ、業務計画書・工程表を作成し提出する。

5. 空調機の保守点検業務

本業務に空調機の保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

i) 附属病院及びR I・動物実験施設、動物生命科学研究センターに設置されている空調機冷水コイル及び動物実験施設に設置されているクーリングタワーの水抜き清掃管理及び水張り清掃管理を実施するものである。

作業場所及び作業手順の詳細は、別紙2-5-1による。

(屋上配管凍結防止作業(内容打合せによる)も含む)

ii) 業務実施時期

水抜き業務 11月

水張り業務 4月

(2) 業務従事者

保守点検業務について、作業の内容判断ができる技能を有するもの。

(3) 記録・報告

Iの1の1)の(4)による。

故障・異常等はすみやかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(4) その他

Iの1の1)の(5)のi)からiii)による。

実施に先立ち施設管理担当者と打合せ、業務計画書・工程表を作成提出する。

6. ファンコイル等フィルター保守点検業務

本業務にファンコイル等フィルター保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

ファンコイルユニット及びパッケージエアコン等のフィルター清掃点検管理を実施するものである。

実施場所の詳細については別紙 2-6-1 による。

実施回数の詳細については別紙 2-6-1 による。

手術部関係ファンユニット等点検を実施する。

詳細については別紙 2-6-2 による。

(2) 業務従事者

保守点検業務について、作業の内容判断ができる技能を有するもの。

(3) 記録・報告

I の 1 の 1) の (4) による。

故障・異常等はすみやかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(4) その他

I の 1 の 1) の (5) の i) から iii) による。

実施に先立ち施設管理担当者と打合せ、業務計画書・工程表を作成提出する。

7. 蒸気トラップ保守点検業務

本業務に蒸気トラップ保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

建築保全業務共通仕様書第2編第4章第6節による

i) 業務の種類規模等

附属病院・動物生命科学研究センターに設置の空調器等の蒸気トラップの分解整備管理を行う。（大学の定める冷房運転から暖房運転の切替期間である中間期に実施する）

ii) 整備対象トラップ

別表2-7-1による。

iii) 特記事項

蒸気トラップ及びストレーナーの分解整備を行う。

トラップの清掃には洗油を使用するものとする。但し、機械室（5）の場合は機械室外で洗油を使用するものとする。

分解整備はバイパス管を使用して空調器を運転しながら行うものとする。
トラップのパッキンは取り替えるものとする。

(2) 業務従事者

保守点検業務について作業の内容判断ができる技能を有するもの。

(3) 記録・報告

記録写真、報告書を各1部提出

故障・異常等はすみやかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(4) その他

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上業務計画書・工程表を作成提出する。

8. ガスヒートポンプエアコンの保守点検業務

本業務にガスヒートポンプエアコンの保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

i) 機器の設置場所・形式等

別紙 2-8-1 (ガスヒートポンプ空調機設置図) のとおり。

ii) 保守点検管理の範囲

保守点検管理の対象とする機器は、室外機とそれに対応する室内機本体とする。

iii) 保守点検管理作業の時期

業務責任者は、点検作業管理実施日を定めたときは、予め発注者へ通知し、確認を受けるものとする。(春又は秋に年 1 回実施)

iv) 保守点検管理内容

保守点検管理作業は、別紙 2-8-2 の保守点検項目一覧の点検作業項目により実施する。

ドレンパン清掃年 1 回

(GHP-放-1A・B・C ×各 1 台, ACP-放-12,13×各 2 台 ACP-放-11,14×各 3 台)

合計 13 台のみ

(2) 業務従事者

点検方法に関する知識と技術を有するものとする。

(3) 記録・報告

業務責任者は、保守点検管理作業が完了したときは、その都度、点検報告書を提出し、施設管理担当者の確認を受けるものとする。

故障・異常等はすみやかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(4) その他

機器に故障が発生した場合、業務担当責任者は、施設管理担当者の依頼により適切な修理を行うものとする。点検作業時期以外でも同様とする。(但し、費用は別途)

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、業務計画書・工程表を作成提出する。

9. エアコン遠隔監視の保守点検業務

本業務にエアコン遠隔監視の保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

i) 機器の設置場所・形式等

別紙 2-9-1 (保守点検機器一覧) のとおり。

ii) 保守点検管理の範囲

保守点検管理の対象とする機器は、室外機とそれに対応する室内機本体とする。(詳細は別紙 2-9-2 の保守要領による)

iii) 保守点検管理作業の時期

年 1 回実施 (詳細は別紙 2-9-2 の保守要領による)

(2) 業務従事者

点検方法に関する知識と技術を有するものとする。

(3) 記録・報告

業務責任者は、作業が完了したときは、その都度、点検報告書を提出し、施設管理担当者の確認を受けるものとする。

故障・異常等は、すみやかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(4) その他

機器に故障が発生した場合、業務担当責任者は、施設管理担当者の依頼により適切な修理を行うものとする。(費用は A 病棟以外別途)

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、業務計画書・工程表を作成提出する。

10. 緑地維持管理業務

本業務に緑地維持管理業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

滋賀医科大学構内において、緑地の植栽形態に応じた剪定、刈り込み、施肥、除草、病虫害防除等の作業を行う。

範囲は別紙（別紙 2-10-1-1、別紙 2-10-1-1-1 別紙 2-10-1-1-2、別紙 2-10-1-1-3、別紙 2-10-1-2）による。

(2) 業務従事者

緑地維持管理業務について、作業の内容判断ができる技能を有するもの。

(3) 記録・報告

i) 業務報告書

作業完了毎に作業報告書を1部提出する。

ii) 報告書記載内容

除草等作業前及び作業終了後の写真を撮り、作業報告書にまとめる。
施肥等使用した材料の検収写真を添付する。

2) 業務の実施時期

別紙（別紙 2-10-2-1、別紙 2-10-2-2、別紙 2-10-2-3）による。

ただし、授業や診療等支障のない工程とする。また、病院玄関前バスロータリー、

及び、ニワウメライトコート緑地の緑地維持管理業務は、病院休診日の土日祝日に行う。

3) 消耗品・雑材料等

草刈機・燃料・処分費等業務にかかる費用は受注者の負担とする。

4) 管理方法

(1) 植込地の管理

i) 寄植え刈込み玉物刈込み

枝の密生した箇所は中すかしを行い、景観上の形状を充分考慮し、形がくずれないように注意しながら、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込を行う。

裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込みを行う。

ii) 大刈込み

大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、景観上の形状を充分考慮しつつ刈込む。また植込地内に入って作業する場合は、踏込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝返しを行う。

iii) 生垣刈込み

冗枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端をそろえる。

枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行う。枝の結束にはシュロ縄を用いる。

1回目の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して、

徐々に形がくずれないように注意して仕立てていく。

iv) 花木類刈込み

花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して手入れを行う。

v) 施肥

施肥は、所定の施肥量を、肥料の種類及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できる方法で行う。

施工方法は、「文教施設保全業務標準仕様書 平成 25 年版 第 4 編 緑地 第 1 章 緑地 第 3 節 管理 1.3.2.3 施肥」による。

vi) 病虫害防除

「文教施設保全業務標準仕様書 平成 25 年版 第 4 編 緑地 第 1 章 緑地 第 3 節 管理 1.3.2.5 病虫害防除」による。

vii) 緑地清掃

落ち葉、小枝、刈り取った草等は、取りこぼしのないようにきれいに集め、まとめて処理する。

(2) 芝生地の管理

i) 刈込み

刈込みは、芝生地内にある、樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈り込む。

刈込み高は監督職員と協議する。

刈り取った芝は、まとめて処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。縁切りは、監督職員と協議のうえ、灌木類にあたっては、ほふく茎が侵入しないように樹冠より 10 cm内外の幅で垂直に切り込む。

ii) 施肥

所定の施肥量を、芝生面にむらのないよう均一に散布する。

iii) 目土かけ

目土は原則として床土と同質なものとし、植物の根茎、ガレキ等芝生の生育に有害な雑物の混入がなく、必要に応じてふるい分けした土を用いる。

目土に混入する土壌改良材及び肥料は、敷き均す前に、入念に混合する。

目土用土は指定の厚さにとんぼ等を用いて、均一に充分すり込むこと。

なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸補正を勘案しながら行う。

(3) その他地被類の管理

i) 手入れ

使用されている植物の特性に応じて、監督職員と協議のうえ、適切な時期に刈込み、剪除、誘引等を行う。

刈込みは、刈むら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。

剪除は、密生し過ぎた枝、伸びすぎた枝、病虫害の被害にあった枝等を剪除する。

誘引は、使用されているつる性植物に応じて、健全な成育と対象物の早期緑化が図られるよう、登はん等の誘引を行う。

縁切りは、監督職員と協議のうえ、灌木類にあたっては、ほふく茎が侵入しないように樹冠より 10 cm内外の幅で垂直に切り込む。

ii) 施肥

所定の施肥量を、その他地被類地面にむらのないよう均一に散布する。

葉に展着したものは地表にふるい落す。

iii) 緑地清掃

落ち葉や刈り取った草等は、取りこぼしのないようにきれいに集め、まとめて処理する。

(4) 草地の管理

i) 草刈り

樹木、株物、柵等を損傷しないように注意し、刈むらのないよう均一に刈り込む。

樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるつる性雑草もきれいに除去する。

刈草は、まとめて処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

(5) その他

i) 法面草刈り

勾配に応じた方法により、「(4) 草地の管理 i) 草刈り」に準じて行う。

ii) つる除去

幹・枝・フェンス等に深く絡みついたつた類を細断し取り除く。

iii) その他

緑地維持管理業務範囲付近の建物際及び縁石周囲の除草も本業務に含む。

(6) 屋上等緑地の管理

i) 一般事項

「(1) 植込地の管理 ～ (5) その他」に準じて行う。

1 1. ナースコール設備の保守点検業務

本業務にナースコール設備の保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

i) 機器の設置場所・形式等

附属病院各ナースステーション及び病室のサーバ室

ii) 保守点検管理の範囲

保守点検管理の対象とする機器は、(株)ケアコム製ナースコール設備とする。

iii) 保守点検管理作業の時期

毎月実施することとする。

(2) 業務従事者

点検方法に関する知識と技術を有するものとする。

(3) 記録・報告

業務責任者は、作業が完了したときは、その都度、点検報告書を提出し、施設管理担当者の確認を受けるものとする。

故障・異常等は、すみやかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(4) その他

機器に故障が発生した場合、業務担当責任者は、施設管理担当者の依頼により適切な修理を行うものとする。現場における故障機器、交換費用などは別途本学により支払いを行う。

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、業務計画書・工程表を作成提出する。

1 2. 無停電電源設備の保守点検業務

本業務に無停電電源設備の保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

i) 機器の設置場所・形式等

附属病院における直流電源装置、無停電電源装置

ii) 保守点検管理の範囲

保守点検管理の対象とする機器は、附属病院に設置されている直流電源装置、無停電電源装置とする。

iii) 保守点検管理作業の時期

年1回実施することとする。

(2) 業務従事者

点検方法に関する知識と技術を有するものとする。

(3) 記録・報告

業務責任者は、作業が完了したときは、その都度、点検報告書を提出し、施設管理担当者の確認を受けるものとする。

故障・異常等は、すみやかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(4) その他

機器に故障が発生した場合、業務担当責任者は、施設管理担当者の依頼により適切な修理を行うものとする。現場における故障機器、交換費用などは別途本学により支払いを行う。

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、業務計画書・工程表を作成提出する。

1 3. 自家発電設備の保守点検業務

本業務に自家発電設備の保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

i) 機器の設置場所・形式等

中央機械棟内 1500KVA 発電機 及び附属機器 2 式

実験実習支援センター屋外 500KVA 発電機 及び附属機器 1 式

ii) 保守点検管理の範囲

保守点検管理の対象とする機器は、発電機のみならず附属機器を含む

iii) 保守点検管理作業の時期

年 1 回実施することとする。(期間中 D 点検を 1 回含)

(2) 業務従事者

点検方法に関する知識と技術を有するものとする。

(3) 記録・報告

業務責任者は、作業が完了したときは、その都度、点検報告書を提出し、施設管理担当者の確認を受けるものとする。

故障・異常等は、すみやかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(4) その他

機器に故障が発生した場合、業務担当責任者は、施設管理担当者の依頼により適切な修理を行うものとする。現場における故障機器、交換費用などは別途本学により支払いを行う。

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、業務計画書・工程表を作成提出する。

D 点検実施時の消耗品交換は受注者の負担とする。

Ⅲ 点検等業務

1. 防災設備、建築設備等の点検業務

本業務に業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

- i) 消防用設備等の点検は、「消防用設備の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」（消防庁告示第14号）及び「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに結果についての報告書の様式」（消防庁告示第3号）及び建築基準法第12条第2項及び第4項により行う。

施設場所	設備名称	業務概要	数量等
滋賀医科大学構内	消防用設備 建築設備	実施計画時期 8月 外観、機能点検	別紙3-1-1 別紙3-1-2 別紙3-1-3
附属病院構内		実施計画時期 2月 外観、機能、総合点検	
職員宿舎構内		建築設備点検	

ii) 業務の履行の立ち会い

施設管理担当者の指示による。

iii) 事前検討

点検業務に必要な消防設備、建築設備の図面は、最新版を利用すること。

(2) 業務従事者

設備の種類に応じた消防設備士又は消防設備点検資格者、建築設備点検資格者とする。

(3) 記録・報告

i) 点検及び保守結果報告書

ii) 試験成績書

iii) 計測記録

報告書については4部提出すること。

点検対象数を一覧にして電子データにて提出すること。

消防設備の点検結果報告書は消防法令で定められたものとする
また、不良箇所、間仕切り等による未警戒等対象設備の変更が必要な場合は貸与する平面図等に朱書きにて記載し提出すること。
軽微な故障、および支給品で対応できる故障はできる限り修繕を行い、それ以外の部分は修理の為の見積書を添えること。
建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検結果報告書は建築基準法令で定められたものとする

誘導灯の電池交換に関しては支給品により交換すること。

また、管球交換、停電実施後にリセットを行うこと。

(4) その他

- i) 点検実施上疑問を生じた場合は、その都度施設管理担当者と協議して定めるものとする。
- ii) 実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、業務計画書・工程表を作成し提出する。
- iii) 施設利用者への事前案内（案内文の作成、配布含）及び点検に伴う鍵の管理を行うこと。

2. ボイラー排ガス測定業務

本業務にボイラー排ガス測定業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

i) 業務の種類規模等

排ガス測定

大気汚染防止法、滋賀県公害防止条例、その他関係法令に基づきボイラー3缶の排ガス測定を実施する。

測定位置は別紙3-2-1参照

ii) 特記事項

①業務に付する機器

a. ボイラー1号缶：最大排ガス量14,823Nm³/h

b. ボイラー2号缶：最大排ガス量14,823Nm³/h

c. ボイラー3号缶：最大排ガス量4,381Nm³/h

②排ガス測定項目

ボイラー排ガス出口

a. ばいじん濃度(JIS Z 8808) (年1回) (7月)

測定点については、1号3号4点法2号6点法とする。

b. 窒素酸化物濃度(JIS B 7982) (年2回) (7月・1月)

(2) 業務従事者

計量証明事業所とする。

(3) 記録・報告

提出書類

a. 実施工程表×1部 b. 工程写真×1部 c. 分析結果報告書×1部

故障・異常等はすみやかに施設管理担当者に報告し指示を受ける。

(4) その他

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、業務計画書・工程表を作成提出する。

3. 中央機械棟地下タンク貯蔵所等漏洩点検業務

本業務に中央機械棟地下タンク貯蔵所等漏洩点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

- i) 消防法第14条3の2に基づき、中央機械棟屋外に設置してある地下タンク貯蔵所及び地下埋設配管の漏洩検査を行う。

施設場所	設備名称	業務概要	数量等
中央機械棟	地下タンク貯蔵所 地下埋設配管	窒素ガスによる微加圧法 及び微減圧法 窒素ガスによる微加圧法	(50kl) 2基 1式 別紙3-3-1

ii) 業務の履行の立ち会い

施設管理担当者の指示による。

iii) 事前検討

点検業務に必要な設備の図面は、貸与する。

(2) 業務従事者

点検方法に関する知識と技術を有する者とする。

必要な危険物取扱の資格を有すること。

貯蔵のため危険物取扱者を設置すること。

(3) 記録・報告

i) 点検記録写真

ii) 点検実施結果報告書

iii) 消防署届出書

消防署届出書については4部提出すること。

故障・異常等はすみやかに施設管理担当者に報告し指示をうける。

(4) その他

点検実施上疑問を生じた場合は、その都度施設管理担当者として定めるものとする。

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、業務計画書・工程表を作成提出する。

4. 防火対象物の点検業務

本業務に業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

- i) 防火対象物の点検は、「消防法第8条2の2」に基づき、下記の防火対象物の点検を行う。

防火対象物：滋賀医科大学附属病院

主要用途：病院 6項(イ)

建築面積：18,402.22㎡

建築延面積：63,077.94㎡

実施概要：年1回実施

- ii) 業務の履行の立ち会い

施設管理担当者の指示による。

- iii) 事前検討

点検業務に必要な消防設備の図面は、最新版を利用すること。

(2) 業務従事者

防火対象物点検資格者とする。

(3) 記録・報告

- i) 点検及び保守結果報告書

点検及び保守結果の報告書については4部提出すること。

点検の基準及び様式については湖南広域行政組合火災予防規則第20条の2及び3の定めるところによる。

(4) その他

点検実施上疑問を生じた場合は、その都度施設管理担当者と協議して定めるものとする。

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上、業務計画書・工程表を作成し提出する。

点検後、設備をCADデータ化し提出すること。

5. 昇降機等設備点検業務

本業務に昇降機等設備保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務の内容等

建築保全業務共通仕様書 2 編 7 章に基づき次の業務を履行する。

(1) 業務内容

設置場所	設備名称	業務種別	備考
附属病院	昇降機設備	点検及び保守	
基礎研究棟	昇降機設備	点検及び保守	
臨床研究棟	昇降機設備	点検及び保守	
看護師宿舎	昇降機設備	点検及び保守	
図書館	昇降機設備	点検及び保守	
動物棟	昇降機設備	点検及び保守	
管理棟	昇降機設備	点検及び保守	
R I 棟	昇降機設備	点検及び保守	
看護学科棟	昇降機設備	点検及び保守	
アジア疫学研究センター	昇降機設備	点検及び保守	
福利棟	昇降機設備	点検及び保守	
臨床講義棟	昇降機設備	点検及び保守	

詳細は別紙 3-5-1、3-5-2 による。

建築基準法第 12 条点検を実施し、各法令に応じた書類を提出すること。

(2) 業務従事者

点検に関する知識と技術を有するものとする。

(3) 記録・報告

業務担当責任者は作業が完了したときは、その都度、点検報告書を提出し、施設管理担当者の確認を受けるものとする。

保全業務の履行中に発見した不具合などは、速やかに施設管理担当者に報告する。

(4) その他

施設管理担当者の指示によりエレベーターかご内に次回点検予定日の表示及び病院玄関に点検当日の表示を行う。

機器に故障が発生した場合、業務担当責任者は、施設管理担当者の依頼により適切な修理を行うものとする。

実施に先立ち施設管理担当者と打合せの上業務計画書を作成提出する。

指定した昇降機設備には下記のシステムを設置すること。また設置に伴う費用は受注者の負担とする。対象の昇降機設備は別紙 3-5-2 とする。

i) かご内に防犯カメラを設置し、1 階 (RI 棟は 2 階) にモニターを設置すること。

ii) 各昇降設備の制御盤より異常信号を検出した場合は管理会社へ自動通報し緊急対応が出来る仕様とすること。またかご内の通話装置を使用して、管理会社と直接通話が出来るとすること。

6. 医療ガス設備点検業務

本業務に医療ガス設備保守点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

この保全業務は文教施設保全業務標準仕様書に基づき次の業務を履行する。

(1) 業務内容

設置場所	設備名称	業務種別
附属病院	医療ガス設備	点検

診療の用に供するガス（診療の用に供する酸素、笑気、吸引、医療用圧縮空気、窒素・炭酸ガス（以下「医療ガス」という。））の設備について、医療法に基づき点検を実施するものである。

詳細は別紙 3-6-1 による。

(2) 業務従事者

点検方法に関する知識と技術を有するものとする。

また、業務担当責任者は、医療ガス保安管理技術者（医療用ガス供給の保安点検業務従事者研修）講習会課程修了者とする。

(3) 記録・報告

業務担当責任者は作業が完了したときは、その都度、点検報告書を提出し、施設管理担当者に確認を受ける。

業務完了後に次の書類を2部数提出する。

- ◎ 点検及び保守結果報告書
- ◎ 業務記録写真

書式は施設管理担当者の承諾を得た、受注者の業務報告書による。

(4) その他

医療ガス設備に管理番号を定め、施設管理担当者へ報告を行うこと。

なお、管理番号の制定方法に関しては、監督職員との協議による。

共通仕様書を適用する。なお、圧縮空気の清浄分析は外来棟、C病棟、D病棟の3箇所で行うこと。定置式超低温ガス貯槽（CE）は、高圧ガス保安法第35条（保安検査）及び第35条の2（定期自主検査）の点検も関係法令等に従い行うこと。

サービスマーク、標準作業書、業務案内書を年1回（4月）に提出すること。

7. フロン排出抑制法による点検業務

本業務にフロン排出抑制法による点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

フロン排出抑制法に基づき定期点検・記録を行う。

i) 定期点検

圧縮機出力が 7.5kw 以上 50kw 未満は 3 年に 1 回以上、50kw は 1 年に 1 回以上の点検を行う。

対象機器等詳細は別紙 3-7-1 による。

(2) 業務従事者

i) 簡易点検

点検に関する知識と技術を有するものとする。

室内機の点検はフィルター清掃と同時行ってもよい。

ii) 定期点検

フロン排出抑制法に基づく点検に関する知識と技術を有するものとする。

実施者は下記のいずれかの「十分な知見を有する者」に該当すること。

A. 冷媒フロン類取扱技術者

B. 一定の資格等を有し、かつ、点検に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

C. 十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要なとなる知識等の習得を伴う講習を受講した者

(3) 記録・報告

業務担当責任者は業務完了後に点検結果報告書を 1 部数提出する。

書式は施設管理担当者の承諾を得た、受注者の業務報告書による。

(4) その他

実施時期については施設管理担当者と協議の上決定する。

3 年に 1 回以上の定期点検は平成 32 年度内に行う。

8. 室内空気圧力差点検業務

本業務に点検業務担当責任者を選任し業務の履行を適正に行うこと。

1) 業務内容等

(1) 業務内容

対象室の室内空気圧力差の点検を行う。

i) 差圧ダンパーの目視点検または微差圧計により点検を行う。

1年に1回以上行う。

対象室等詳細は別紙 3-8-1 による。

(2) 業務従事者

点検に関する知識と技術を有するものとする。

(3) 記録・報告

業務担当責任者は業務完了後に点検結果報告書を1部数提出する。

書式は施設管理担当者の承諾を得た、受注者の業務報告書による。

(4) その他

実施時期については施設管理担当者と協議の上決定する。

別 紙

滋賀医科大学電気設備及び機械設備等運転・監視その他保全業務

平成 30・31・32 年度

総則

別紙	0-1	運転・監視及び点検業務等の業務形態概要図
別紙	0-2	業務責任者等
別紙	0-3	安全管理体制の構築、施設業務等について協力運転等業務

電気設備

別紙	1-1-1	滋賀医科大学施設配置図、電気室の位置図
別紙	1-1-2	電気室等設置機器の概要
別紙	1-1-3	巡視、点検・記録及び測定基準（1）
別紙	1-1-4	処置対応の基準
別紙	1-1-5	修理用部品一覧表

機械設備

別紙	1-4-1	滋賀医科大学施設配置図、機械室の位置図
別紙	1-4-2	機械室等設置機器の概要
別紙	1-4-3	巡視、点検・記録及び測定基準（2）
別紙	1-4-4	巡視、点検・記録及び測定基準（3）
別紙	1-4-5	巡視、点検・記録及び測定基準（4）
別紙	1-4-6	ファンベルト取替機器表
別紙	1-4-7	処置対応の基準
別紙	1-4-8	グラウンドスプリンクラー設備図
別紙	1-5-1	R I 廃水処理施設機器表、フロー図
別紙	1-5-2	平面図
別紙	1-5-3	放射線モニタブロック図
別紙	1-5-4	A・OP棟平面図
別紙	1-5-5	業務作業基準図
別紙	1-6-1	廃水処理施設概要
別紙	1-6-2	生活排水等機器表
別紙	1-6-3	基礎実習棟廃水処理装置機器表
別紙	1-6-4	休日点検項目

保守点検業務

電気設備

別紙	2-1-1	電気工作物保安点検基準
別紙	2-1-2	中央機械棟平面図
別紙	2-1-3	単線結線図
別紙	2-1-4	仮設電源
別紙	2-1-5	受変電電力設備

機械設備

別紙	2-3-1	業務対象設備と特記事項
別紙	2-4-1	冷凍機配置図
別紙	2-5-1	空調機の管理業務配置図、平面図
別紙	2-6-1	ファンコイルフィルター清掃点検数量表
別紙	2-6-2	手術室関係ファンユニット等点検機器表
別紙	2-6-3	HEPA フィルターリスト（クリーンエアコン）

別紙	2-6-4	HEPA フィルターリスト (フィルターユニット、制気口等)
別紙	2-6-5	中性能フィルターリスト
別紙	2-7-1	蒸気トラップ数量表
別紙	2-8-1	保守点検機器一覧 (GHP)
別紙	2-8-2	保守点検項目一覧
別紙	2-9-1	保守点検機器一覧 (EHP)
別紙	2-9-2	保守要領

点検等業務

建築	別紙	2-10-1-1	滋賀医科大学緑地維持管理範囲図
	別紙	2-10-1-1-1	D病棟屋上庭園緑地維持管理範囲
	別紙	2-10-1-1-2	ライトコート緑地維持管理範囲
	別紙	2-10-1-1-3	病院玄関前パノラマ緑地維持管理範囲
	別紙	2-10-1-2	滋賀医科大学緑地維持管理範囲図2
	別紙	2-10-2-1	平成27~29年度計画工程表1
	別紙	2-10-2-2	平成27~29年度計画工程表2
	別紙	2-10-2-3	平成27~29年度計画工程表3

電気設備

別紙	3-1-1	消防用設備の概要
別紙	3-1-2	消防用設備等の数量
別紙	3-1-3	建築基準法12条定期報告

機械設備

別紙	3-2-1	排ガス測定口位置図
別紙	3-7-1	フロン排出抑制法による点検業務機器表
別紙	3-8-1	室内空気圧力差点検業務対象室一覧表

電気設備

別紙	3-3-1	中央機械棟発電機燃料系統図
----	-------	---------------

昇降機設備

別紙	3-5-1	機器表
別紙	3-5-2	位置図

医療ガス設備

別図	3-6-1	機器表
----	-------	-----

運転・監視及び点検業務等の業務形態概要図

別紙0-1

区分	人員	資格等	主たる業務場所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	備考
平日																												
総括責任者	1	300床以上の病院で5年以上の実務経験	中央監視室												日勤 8:30～17:15													
A-0	1	第3種電気主任技術者以上	中央監視室												日勤 8:30～17:15													
A-1	1	第2種電気工事士以上	中央監視室			仮眠 5:00～8:30									日勤 8:30～17:15									仮眠 22:00～1:00				
A-2	1	受変電設備の従事者	中央監視室			仮眠 1:30～4:30									日勤 8:30～17:15									仮眠 18:00～21:30				
A-3	3	第2種電気工事士以上	中央監視室												日勤 8:30～17:15													
B-1	1	1級ボイラ技師以上	中央監視室												日勤 8:30～17:15													
B-2	1	2級ボイラ技師以上	ボイラ室 中央監視室			仮眠 5:00～8:30																		仮眠 22:00～1:00				
B-3	1	2級ボイラ技士	ボイラ室 中央監視室			仮眠 1:30～4:30									日勤 8:30～17:15									仮眠 18:00～21:30				
G-1	1	100床以上の病院での実務経験	電話交換機室												日勤 8:00～17:00													
G-2	1	100床以上の病院での実務経験	電話交換機室												日勤 9:00～18:00													
休日																												
D-1	1	第3種電主任技術者以上	中央監視室			仮眠 5:00～8:30									日勤 8:30～17:15									仮眠 22:00～1:00				
D-2	1	受変電設備の従事者	中央監視室			仮眠 1:30～4:30									日勤 8:30～17:15									仮眠 18:00～21:30				
D-3	1	2級ボイラ技師以上	ボイラ室 中央監視室			仮眠 5:00～8:30									日勤 8:30～17:15									仮眠 22:00～1:00				
D-4	1	2級ボイラ技師以上	ボイラ室 中央監視室			仮眠 1:30～4:30									日勤 8:30～17:15									仮眠 18:00～21:30				

注：上記表は運転監視に必要な最低人員を示す。

巡視点検・応急修理等に必要な人員配置を行うこととし、施設管理者が業務に支障が生じていると判断した場合は協議することとする。

法規上必要な休憩時間は取れるものとする。

過去3年間の対応件数と今後の見込み(参考)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度見込	平成31年度見込
故障対応	517	652	696	785	874
保全業務内での修理対応	666	755	844	933	1022
管路交換対応	1495	1594	1603	1657	1711
合計	2678	3001	3143	3375	3607

※1件について複数回の対応でも1件として計上。シーズンによる繁忙期、閑散期がある。

対応件数と今後の見込みについては、参考とする。

年間実績人員数(参考)

業務名称	人員数	備考
5. 空調機の保守点検業務	27人	(水抜き21人、水張り6人)
7. 蒸気トラップの保守点検業務	32人	

※実績人員数は参考とする。

業務責任者等

a. この業務の受注者は、業務の履行に当たり、業務責任者 1 名、副業務責任者 1 名を定める。

b. 業務責任者及び副業務責任者は、以下に示す資格を有しなければならない。

業務責任者が機械設備資格要件を満たす場合、副業務責任者 1 名は電気設備資格要件を満たす必要がある。但し、その逆の場合でも良いものとする。必要とする資格については資格群Ⅰ類中からの選択であれば 1 つ以上、資格群Ⅱ類中からの選択であれば 2 つ以上、資格群Ⅲ類中からの選択であれば 1 つ以上、資格群Ⅳ類中からの選択であれば 2 つ以上とする。

機械設備資格要件：資格群：Ⅰ類・Ⅱ類 電気設備資格要件：資格群Ⅲ・Ⅳ類

資格群Ⅰ類

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (イ) 特級若しくは一級ボイラー技士 | (二) 一級管工事施工管理技士 |
| (ロ) 第一種冷凍機械責任者 | (ホ) 建築設備士 |
| (ハ) エネルギー管理士 | |

資格群Ⅱ類

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (イ) 二級ボイラー技士 | (二) 特定高圧ガス取扱主任者（液化酸素） |
| (ロ) 第二種冷凍機械責任者 | (ホ) 二級管工事施工管理技士 |
| (ハ) 危険物取扱者（乙種第 4 類） | |

資格群Ⅲ類

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| (イ) 第一種、第二種若しくは第三種
電気主任技術者 | (ハ) エネルギー管理士 |
|-------------------------------|--------------|

- | | |
|------------------|-----------|
| (ロ) 一級電気工事施工管理技士 | (二) 建築設備士 |
|------------------|-----------|

資格群Ⅳ類

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| (イ) 第一種電気工事士 | (二) 工事担当者 A I ・ D D 総合種 |
| (ロ) 工事担当者 A I 第一種、第二種
若しくは第三種 | (ホ) 二級電気工事施工管理技士 |

- | | |
|------------------------------|--|
| (ハ) 工事担当者 D D 第一種、第二種若しくは第三種 | |
|------------------------------|--|

c. 病気、退職、死亡等のやむを得ない事由により業務責任者又は副業務責任者の交代が生じた場合は、b. で示した資格要件を満たすものとし、前責任者と同等以上の能力のある者を立て、施設管理担当者と協議し承諾を得たのち、代替者とすることができる。また、受注者の都合のみによる契約期間中の交代は原則として認めない。

d. この業務全般について、監理運営を行い、確実に業務を履行すること、受注者は発注者との連絡調整をおこなうこととし、別契約の業務についても十分連絡調整を行い、速やかな対応を行い、円滑に業務を実施すること。業務責任者は各業務担当責任者と連絡調整を

行い、必要に応じ調整結果を施設管理担当者に報告すること。

- e. 業務責任者、副業務責任者は全ての業務従事者を指示・指導・統制できる能力を有する者でなければならない。また、施設管理担当者が上記能力を有しないと判断した場合、受注者は施設管理担当者と協議し、代替者を可及的速やかに選定すること。
- f. 業務の遂行上必要であれば、業務責任者、副業務責任者を補助するものを配置しても良い。
- g. 業務責任者、副業務責任者 1 名は原則平日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）の 8 時 30 分～17 時 15 分の間は大学に常駐すること。常駐場所については中央機械棟中央監視室とする。それ以外の場所を使用する場合には施設管理担当者と協議の上、本学の規定に従い使用することができる。業務上必要な事務機器などは受注者で負担するものとする。

安全管理体制の構築

- 学内を安全に保守管理を実施するため、受注者は以下に示す保守安全委員会を組織する。又業務責任者は施設管理担当者と協議し保守安全会議を毎月 1 回以上開催する。
 - 会議の中で、他現場等の事故事例の紹介、本業務を履行する上で必要なKY活動、風紀等について内容については施設管理担当者と協議し決定する。通常の保守実施時における事故等を防ぎ、保守の質向上を図るために、後述の業務従事者全員の参加を義務づける。やむを得ず欠席した場合書面にて内容報告し欠席者の確認印を押印。会議の内容については議事録を作成する。
 - 会議の委員長は業務責任者又は副業務責任者とし、会議の適切な実施、運営を心がける。やむを得ず会議実施ができない場合は、施設管理担当者と協議し承諾を得る。
 - 委員長は会議の内容を踏まえ、保守安全委員会として議事録報告、(安全な保守手法の)改善提案を施設管理担当者に報告する。特に改善提案は、施設管理担当者の指示に従い、定期的に提案すること。
- 委員会で保有した情報は業務従事者全員はむろんのこと、受注者社内にも情報伝達をする様心がけること。委員会の提案であって、施設管理担当者が指示した提案内容については必ず実施し、委員長はその実施時期、経過等についても適宜施設管理担当者に報告する。
- 1 度の会議には電気設備業務従事者と機械設備業務従事者が同時に参加すること。
 - 委員会のメンバーに施設管理担当者も陪席として加わる。

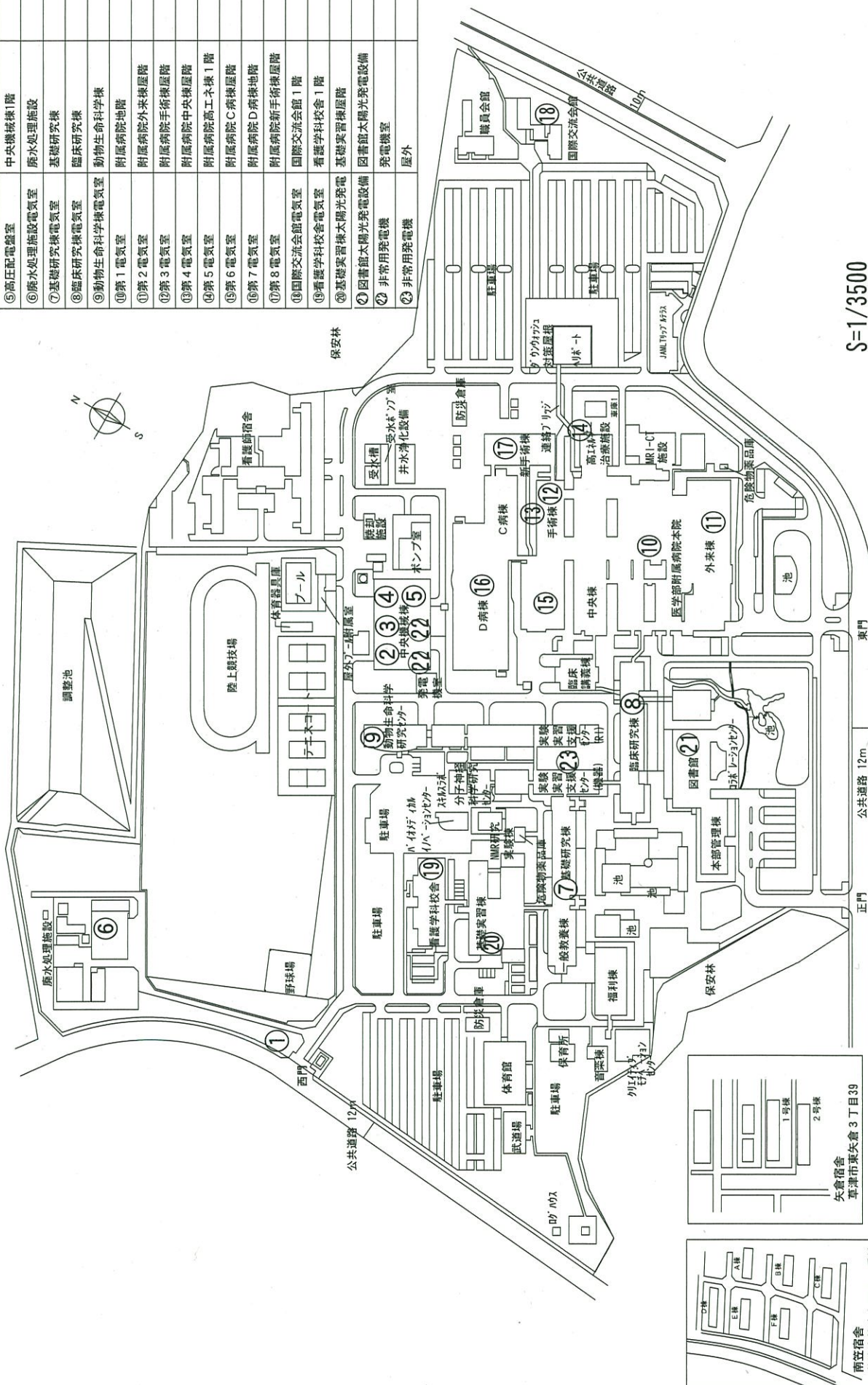
施設業務等についての協力

(総括責任者、業務責任者又は副責任者が下記の協力を行うこと)

- 総括責任者、業務責任者又は副業務責任者は施設管理担当者が指示した場合、工事における工程会議に出席すること。工事に関する停電、断水等が行われる場合、工事業者から提出される計画書において不備がないかの確認を行い、不備があれば施設管理担当者に報告すること。
- 施設管理担当者の指示により、修理等の見積を提出すること。
- 施設管理担当者の指示により、別途修理等を受注した業者の場所案内・状態説明・関係者連絡等を行うこと。

滋賀医科大学施設配置図、電気室等の位置図

①特高受電位置	西門
②特高受電室	中央機械棟1階
③所内電氣室	中央機械棟1階
④非常用発電機	中央機械棟1階
⑤高圧配電室	中央機械棟1階
⑥廃水処理施設電氣室	廃水処理施設
⑦基礎研究棟電氣室	基礎研究棟
⑧臨床研究棟電氣室	臨床研究棟
⑨動物生命科学棟電氣室	動物生命科学棟
⑩第1電氣室	附属病院地階
⑪第2電氣室	附属病院外来棟屋階
⑫第3電氣室	附属病院手術棟屋階
⑬第4電氣室	附属病院中央棟屋階
⑭第5電氣室	附属病院高工棟1階
⑮第6電氣室	附属病院C棟屋階
⑯第7電氣室	附属病院D棟地階
⑰第8電氣室	附属病院新手術棟屋階
⑱国際交流会館電氣室	国際交流会館1階
⑲看護学科校舎電氣室	看護学科校舎1階
⑳基礎実習棟太陽光発電	基礎実習棟屋階
㉑図書館太陽光発電設備	図書館太陽光発電設備
㉒非常用発電機	発電機室
㉓非常用発電機	屋外



S=1/3500

正門 公共通路 12m 東門

南宮宿舎
草津市空山七丁目3番地

矢倉宿舎
草津市東矢倉3丁目39

電気室等設置機器の概要

建物名	構造等	階	室名等	主な設置機器	記録等	摘要
中央機械棟	R-1	1	特高受変電室 ①	22KV TR:4500KVA×2 SC:200KVA×6 受電盤×2 VCT盤×2 変圧器1次盤×2 EVT盤×2 特高監視継電器盤×1 蓄電池盤;200AH54セル 高圧配電盤×20 母線連絡盤×2	E, A, W, Pf, T WH WH	
中央機械棟	R-1	1	発電機室 ②	EG;1500KVA	運転時間 燃料消費量 E, A, T, WH	
発電機室	R-1	1	発電機室 ②③	EG;1500KVA	運転時間 燃料消費量 E, A, T, WH	
中央機械棟	R-1	1	所内電気室 ③	TR;1φ1台50KVA TR;3φ6台2050KVA 高圧受電盤×3 高圧配電盤×3 母線連絡盤×1 蓄電池盤;80AH54セル	E, A, Pf, W WH	
				低圧配電盤×6	DA, 漏洩電流	
				遠制継電器盤×1		
廃水処理施設	R-1	1	電気室 ⑥	TR;1φ1台50KVA TR;3φ1台150KVA 高圧受電盤×1	E, A, Pf, W	
				低圧配電盤×2	DA, 漏洩電流	
				遠制継電器盤×1		
基礎研究棟	R-6	1	電気室 ⑦	TR;1φ5台1150KVA TR;3φ5台1250KVA SC;3φ1台200KVA 高圧受電盤×2 母線連絡盤×1 蓄電池盤;40AH54セル	E, A, Pf, W	
				低圧配電盤×12	DA, 漏洩電流	
				遠制継電器盤×1		
臨床研究棟	R-5	1	電気室 ⑧	TR;1φ5台870KVA TR;3φ4台950KVA 高圧受電盤×2 母線連絡盤×1	E, A, Pf, W	
				低圧配電盤×8	DA, 漏洩電流	
				遠制継電器盤×1		
動物生命科学			変電設備 ⑨	TR;1φ2台400KVA TR;3φ3台600KVA 高圧受電盤×2	E, A, Pf, W	

電気室等設置機器の概要

建物名	構造等	階	室名等	主な設置機器	記録等	摘要
				低圧配電盤×4 遠制継電器盤×1	DA, 漏洩電流	
附属病院 (中央棟)	R-6	B1	第1電気室 ⑩	TR;1φ3台550KVA TR;3φ9台2325KVA 高圧受電盤×2 母線連絡盤×1 蓄電池盤;800AH54セル 低圧配電盤×13	E, A, Pf, W DA, 漏洩電流	
附属病院 (外来棟)	R-3	RF	第2電気室 ⑪	TR;1φ5台1000KVA TR;3φ9台3150KVA 高圧受電盤×2 母線連絡盤×1 低圧配電盤×16 遠制継電器盤×1 無停電電源装置100KVA×1 無停電電源装置40KVA×1 無停電電源装置50KVA×1	E, A, Pf, W DA, 漏洩電流	
附属病院 (手術棟)	R-3	RF	第3電気室 ⑫	TR;1φ2台250KVA TR;3φ3台750KVA 高圧受電盤×2 無停電電源装置100KVA×1 蓄電池盤;200AH180セル 低圧配電盤×5 遠制継電器盤×1	E, A, Pf, W DA, 漏洩電流	キュービクル
附属病院 (中央棟)	R-6	RF	第4電気室 ⑬	TR;1φ3台450KVA TR;3φ5台1025KVA 高圧受電盤×2 低圧配電盤×5 遠制継電器盤×1	E, A, Pf, W DA, 漏洩電流	キュービクル
高エネルギー 治療施設	R-1	1	第5電気室 ⑭	TR;1φ1台100KVA TR;3φ3台470KVA 高圧受電盤×1 低圧配電盤×5 遠制継電器盤×1	E, A, Pf, W DA, 漏洩電流	キュービクル
附属病院 (C病棟)	R-6	RF	第6電気室 ⑮	TR;1φ2台250KVA TR;3φ2台220KVA 高圧受電盤×2、母線連絡盤 低圧配電盤×4 遠制継電器盤×1	E, A, Pf, W DA, 漏洩電流	
附属病院 (D病棟)	R-6	BF	第7電気室 ⑯	TR;1φ3台800KVA TR;3φ3台800KVA 高圧受電盤×8 低圧配電盤×6 低圧絶縁監視装置 無停電電源装置100KVA×1 遠制継電器盤×1	E, A, Pf, W DA, 漏洩電流 E, A	

建物名	構造等	階	室名等	主な設置機器	記録等	摘要
附属病院 (新手術棟)	R-4	RF	第8電気室 ⑰	TR;1φ2台225KVA	E, A, Pf, W	キュービクル
				TR;3φ2台600KVA		
				高圧受電盤×2		
				母線連絡盤×1		
				無停電電源装置150KVA×1		
				蓄電池盤;300AH204セル		
				低圧配電盤×6		
国際交流会館	R-3	1	電気室 ⑱	TR;1φ1台75KVA	E, A, Pf, W	
				TR;3φ1台20KVA		
				高圧受電盤×1		
				低圧配電盤×1		
				遠制御継電器盤×1		
看護学科校舎	R-6	1	電気室 ⑲	TR;1φ1台200KVA	E, A, Pf, W	キュービクル
				TR;3φ3台750KVA		
				高圧受電盤×2		
				蓄電池盤;30AH54セル		
				低圧配電盤×4		
基礎実習棟	R-2	2	屋上 ⑳	太陽光発電設備	E, A, W	
図書館	R-2	RF	屋上 ㉑	太陽光発電設備	E, A, W	
実験センター 東側	—	—	屋外 ㉒	EG;500KVA	運転時間 燃料消費量 E, A, T, WH	屋外型

記録等欄の記号
E:電圧 A:電流 DA:デマンド電流 W:電力量 WH:積算電力量 Pf:力率 T:温度 P:圧力 Q:流量

巡視、点検・記録及び測定基準 (1)

区分	業務項目	点検回数等				
		時	日	週	月	都度
特別高圧引込柱						
開閉器	開閉表示状態、動作回数の点検		1			
	汚損、損傷、異物付着、亀裂の有無点検		1			
避雷器	碍子の亀裂、汚損、損傷の有無点検		1			
	接地線の状態点検		1			
碍子類	異音、亀裂、破損、汚損の有無点検		1			
電線路	過熱、損傷、腐食の有無点検				1	
	布設状況の点検				1	
特別高圧受変電設備						
断路器	受けと刃の接触、過熱、ゆるみの有無点検		1			
	汚損、損傷、異物付着、亀裂の有無点検		1			
変成器	碍子の損傷、発錆、異音の有無点検		1			
	異臭、端子の過熱の点検		1			
しゃ断器	外観、指示、表示灯の点検		1			
	汚損、端子の過熱、碍子の損傷の有無点検		1			
変圧変成器	ガス、空気圧力計の指示値の記録		1			
	碍子の損傷、漏油、変形の有無点検		1			
	異音、異臭、端子の過熱の点検		1			
変圧器	外観、異音、異臭、接地線の点検		1			
	漏油、腐蝕、振動の有無点検		1			
	温度、油量計の指示値の記録		1			
コンデンサー盤	外観、異音、異臭、温度、漏油の有無点検		1			
	表示灯確認、接地線の点検		1			
電線路	過熱、損傷、腐食の有無点検				1	
	布設状況の点検				1	
高圧配電盤室内の高圧配電設備						
電線路	過熱、損傷、腐蝕の有無点検		1			
	布設状況の点検		1			
	離隔距離の点検		1			
母線	母線の高さ、たるみ、離隔距離の点検		1			
	腐蝕、損傷、碍子類の変形		1			
	ゆるみの有無点検		1			
接地線	接地部のゆるみ、腐蝕、損傷の有無点検		1			
	接地部の劣化、素線切れの有無点検		1			
断路器	受けと刃の接触、ゆるみ、汚損の有無点検		1			
	異物付着、損傷、亀裂、変色の有無点検		1			
しゃ断器	外観、指示、点灯の点検		1			
	汚損、漏油、亀裂、発錆、損傷の有無点検		1			
変成器	外部の損傷、腐蝕、発錆の有無点検		1			
	変形、音響、ヒューズ溶断の有無点検		1			
各配電盤	汚損、損傷、過熱、ゆるみの有無点検		1			
	計器の異常、表示灯確認、塵埃の除去		1			
無停電電源装置	外観の汚損の有無点検、表示灯の確認		1			
	電圧、電流、周波数の指示値の記録		1			
	蓄電池の電圧の指示値の記録				1	
監視記録	『電力日誌』による	常時				
2次電気室						
電線路	過熱、損傷、腐蝕の有無点検			1		

巡視、点検・記録及び測定基準 (1)

区分	業務項目	点検回数等				
		時	日	週	月	都度
	布設状況の点検			1		
母線	母線の高さ、たるみ、離隔距離の点検			1		
	腐蝕、損傷、碍子類の変形			1		
	ゆるみの有無点検			1		
	接地部のゆるみ、腐蝕、損傷の有無点検			1		
接地線	接地部の劣化、素線切れの有無点検			1		
	受けと刃の接触、ゆるみ、汚損の有無点検			1		
断路器	異物付着、損傷、亀裂、変色の有無点検			1		
	しゃ断器			1		
しゃ断器	外観、指示、点灯の点検			1		
	汚損、漏油、亀裂、発錆、損傷の有無点検			1		
変成器	外部の損傷、腐蝕、発錆の有無点検			1		
	変形、音響、ヒューズ溶断の有無点検			1		
高圧盤	汚損、損傷、過熱、ゆるみの有無点検			1		
	計器の異常、表示灯確認、塵埃の除去			1		
低圧盤	汚損、損傷、過熱、ゆるみの有無点検			1		
	計器の異常、塵埃の除去			1		
変圧器	外観、異音、異臭、接地線、油量の点検			1		
	漏油、腐蝕、振動の有無点検			1		
	電流値の記録			1		
遠制御電器盤	外観、汚損の有無点検			1		
	異音の有無点検			1		
直流電源装置	外観の汚損の有無点検、表示灯の確認			1		
	電圧、電流の指示値の記録			1		
	蓄電池の電圧の指示値の記録				1	
無停電電源装置	外観の汚損の有無点検、表示灯の確認			1		
	電圧、電流の指示値の記録			1		
	蓄電池の電圧の指示値の記録				1	
分電盤等	絶縁抵抗測定					年1
低圧配電盤	漏洩電流測定					年1
自家用発電設備						
非常用予備発電設備	始動空気槽圧力は、常用、予備とも良いか		1			
	始動空気調時弁は固くないか		1			
	燃料ハンドルの位置は正常か		1			
	潤滑油のブライミング (0.5Kg/cm ² 以上あるか)		1			
	操作スイッチの位置、補機制御電源		1			
	燃料小出槽の油量は充分か		1			
	燃料及び冷却油ポンプのオイルシール		1			
	台板の潤滑油量は充分か		1			
	『非常用予備発電設備点検記録』に基く試運転				2	
油関係	地下タンク関係及び残量記録				2	
	送油ポンプ及び油配管点検				2	
	積算流量計指示記録 (運転日のみ)				2	
	ストレーナ点検 (清掃は適宜)				2	
太陽光発電設備	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損				1	
	温度、音響、ヒューズの異常				1	
	接地線接続部の点検					年1
	絶縁抵抗測定					年1

巡視、点検・記録及び測定基準 (1)

区分	業務項目	点検回数等				
		時	日	週	月	都度
中央監視室内の設備						
自動監視制御装置	監視・記録	常時				
中央監視制御装置	監視・記録	常時				
中央操作卓	操作					○
火災報知盤	監視	常時				
ハロンガス消火設備盤	監視	常時				
電気室等施設管理						
P C B機器の保管状態	外観、異臭、漏油の有無の目視点検				1	
各建物の分電盤等	清掃、扉の調整、接続端子の増縮					年 1
照度測定	建物の計画的な照度の測定					年 1
ヒューズ等予備品の管理	保管状況の整理	都度				
施設概要	単線結線図等を計画的に作成する	都度				
設備台帳	設備台帳の更新	都度				
注) 漏洩電流の測定は、電気室内の低圧配電盤の回路毎に行うものとする。 維持管理上、必要な清掃、小動物侵入の確認等を行うこと。 消防法に基づく危険物取扱者を選任すること。						

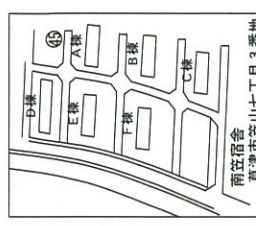
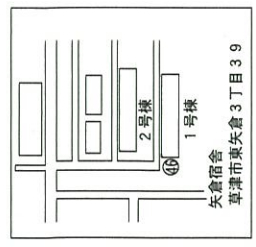
項目	→	対応
《電気設備》		
1. 配線器具		
○ブレーカトリップ	→	原因究明を行い 安全確認のうえ再投入 修理不可の場合・報告
○配線器具の故障	→	スイッチ、コンセント、換気扇、TVアンテナプラグ 故障の原因調査、軽微な場合在庫品と交換 修理不可の場合・報告
2. 照明器具		
○不点灯	→	電球交換、安定器交換 修理不可の場合・報告 管球の在庫管理
3. 電話・ナースコールPHS		
○PHS子機故障		
・水没	→	PHS再設定
・電池不良	→	電池交換
・ナースコールボタン不良	→	交換、修理 在庫にて交換を行う。 修理不可の場合・報告
・新規作成	→	監督職員の指示による
4. 省エネルギー		
○配線器具		
・管球の間引き	→	指定部分の間引き
・暖房便座のスイッチ	→	指示部分操作
・外灯	→	点灯時間の設定
・メーターの計測	→	指定部分の計量
・データ入力	→	使用電力公開用データ入力
5. 自動火災報知設備		
○防火戸		
・解放	→	原因究明し閉塞
○自動火災報知設備		
・発報、故障、取り換え	→	防災監視室と協力し原因究明 可能な限り復旧 初期駆けつけ対応を行う。

修理用部品一覧表 別紙1-1-5

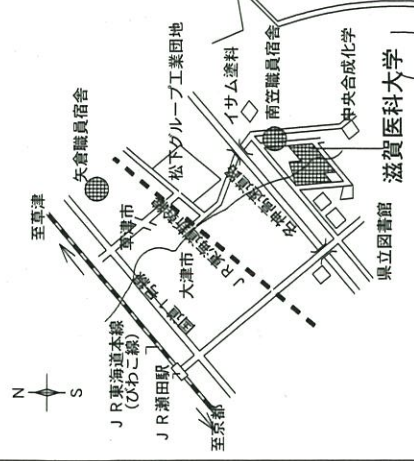
名称	記号	備考
埋込接地ダブルコンセント	WN1512K	
埋込アース付ダブルコンセント (接地リード線付)	WN1518R	
埋込抜け止め接地ダブルコンセント	WN1162	
埋込抜け止め接地ダブルコンセント (接地リード線付)(緑)	WN1162G1	
医用埋込アース付ダブルコンセント(緑)	WN1318G	
埋込アースターミナル付ダブルコンセント	WTF1532WK	
埋込ダブルコンセント	WN1302010	
接地2P15A引掛埋込コンセント(赤)	WF2315R-1	
接地2P20A引掛埋込コンセント(ブラック)	WF2520B	
接地ダブルコンセント(送り端子付)	WK3004W	
ベターテーブルタップ(3こ口)	WH2163KW	
スナップタップ(ホワイト)	WH2123W	
埋込(電子)浴室換気スイッチセット	WTC53916W	看護師宿舎用
ビル用熱線センサ付自動スイッチ	WN56009	
埋込アースターミナル付抜け止めコンセント (絶縁枠付)	WTF10814WK	
ニューEEスイッチ	EE8901	
埋込パイロットランプ(100V用)	WN3031RK	
埋込スイッチB	WN5001010	
埋込スイッチC	WN5002010	
埋込スイッチD	WN5003	
埋込スイッチE	WN5004	
埋込押釦B(片切)	WN5401K	
スナップキャップ	WN4021W	
ベター小型コードコネクタボディ(ホワイト) (平形コード用)	WN4615	
接地15Aタフキャップ	WF5015B	
薄型金属ガードプレート (専用キー)(取付枠付)	WN7863K	
ステンレスカバープレート(取付枠)	WN7691K	
20Aフルパワーリモコンリレー(両切)	WR6166	
21Aフルパワーリモコンリレー(片切)	WR6161	
22Aフルパワーリモコンリレー(片切) (送り端子付)	WR6165	
ステンレス丸型カバープレート(取付枠付)	WN7690K	
ステンレスカバープレート(取付枠付)	WN7691K	
ステンレスプレート(3こ用)	WN7603K	
ステンレスプレート(2こ用)	WN7602K	
埋込スイッチ取付枠	WT3700020	
ステンレス埋込コンセントプレート	WN9613K	
絶縁被覆付棒形圧着端子	WN2500	
石膏ボード用取付押え金具(9~30mm壁用)	WN3996020	
石膏ボード用取付押え金具(7~18mm壁用)	WN3993020	
石膏ボード用取付押え金具(9~15mm壁用)	WNH3992	
石膏ボード用取付押え金具(38~42mm壁用)	WNH3944	
石膏ボード用C型はさみ金具	WN3992K020	
パネルはさみ金具(3~10mm)	WN3990K	
露出テレホンモジュラジャック	WTN3543K	
埋込テレホンモジュラジャック	WNT15649	
直管Hf 式	FHF16EX-N-HG	
直管Hf 式	FHF16EX-L-HG	
直管Hf 式	FHF32EX-L	
直管Hf 式	FHF32EX-N	
直管ラビット式	FLR110HW/A/100	

名称	記号	備考
直管ラビット式	FLR32S-N/M-X	
直管ラビット式	FLR32SW/M	
直管ラビット式	FLR40SEX-N	
直管ラビット式	FLR20SW/M	
直管蛍光灯 点灯管式	FL8W	
直管蛍光灯 点灯管式	FL10W	
直管蛍光灯 点灯管式	FL15D	
直管蛍光灯 点灯管式	FL15N	
直管蛍光灯 点灯管式	FL20SSEX-N(昼白色)	
直管蛍光灯 点灯管式	FL20SSW/18-B(白色)	
直管蛍光灯 点灯管式	FL30SD	
直管蛍光灯 点灯管式	FL40/SW	
点灯管	FG-1E	
点灯管	FG-1P	
点灯管	FG-4P	
点灯管	FG-5P	
点灯管	FG-7E	
サークライン	FCL20EX-N/18-x	
サークライン	FCL30EX-N/28-ELB	
サークライン	FCL32EX-N/30-x	
サークライン	FCL40EX-N/38-x	
サークライン	FCD40ENW	
サークライン	FCL20EX-N	
電球型蛍光灯	EFA15EL	
電球型蛍光灯	EFA25EN/20	
電球型蛍光灯	EFG15EL/12-C5	
電球型蛍光灯	EFG15EL/13-ZJ	
電球型蛍光灯	EFG15EL/10H2	
カプル2(NEC)	FDL13EX-L	
カプル2(NEC)	FDL13EX-N	
カプル2(NEC)	FDL18EX-L	
カプル2(NEC)	FDL18EX-N	
カプル2(NEC)	FDL27EX-L	
カプル2(NEC)	FDL27EX-N	
カプル2スクエア(NEC)	FML13EX-L	
カプル2スクエア(NEC)	FML18EX-N	
カプル2スクエア(NEC)	FML27EX-L	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT16EX-L	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT16EX-L-A (長寿命)	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT16EX-N	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT24EX-L	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT24EX-L-A(長寿命・D棟用)	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT24EX-N	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT24EX-N-A(長寿命・D棟用)	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT32EX-N	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT32EX-L	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT36EX-L	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT42EX-N	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FHT57EX-N	
ツイン(NEC) 長寿命(松下)	FPR96EX-N	
LEDバトン(三菱)	LDR5L-M-E11/D/S	
LEDバトン(三菱)	LDR7L-M-E11/D/S-27	
ダイクロビーム(NEC)	JDR110V40WLM	
ダイクロビーム	JDR110V40WKM/5E11	
クリア電球	L110V200W	
クリア電球	L110V40W	
LED電球(松下)	LDA6D-E17/BH	

名称	記号	備考
LED電球(松下)	LDA6L-H-E17	
ミニクリプトン球	LDS100/110V36WWK	
ミニクリプトン球	LDS100V40WC	
ネオピア電球	LG-N100V60WC	
シリカ球	LW100V90W	
シリカ球	LW100V54W	
シリカ球	LW100V36W	
シリカ球	LW110V40W	
シリカ球	LW110V60W	
シリカ球	LW110V18W	
シリカ球	LW110V36W	
小丸電球	100V2C	
冷陰極蛍光灯	CF200T4EN/C	
冷陰極蛍光灯	CF130T4EN/C	
冷陰極蛍光灯	CF130T4EN	
クールビーム	CRF110V68W-L	
カプル1	FHP32EL	
カプル1	FHP45EN	
ツインパルック	FHD40ENW	
FPL	FPL13EX-L	
FPL	FPL27EX-N	
FPL	FPL36EX-N	
ダイアライン	FSL54T6W	
殺菌灯	GL-15	
ボール電球(クリア)	GC110V/40W70	
殺菌灯	GL-4	
ミニハロゲン球	JD110V65W.N/E	
ミニハロゲン球	JD110V90W.NP/E-W	
ミニハロゲン球	JD110V85WNP/E	
ミニハロゲン球	JD110V130W.NP/E	
ボール電球	GW100/110V40WE17A	
ボール電球	GW100V60W125K	
ボール電球	GW110V100W95	
ボール電球	GW100V60W90	
ボール電球	GW110V40W95	
ボール電球	GW110V40W50	
ボール電球	GW110V54W95	
一般水銀ランプ	HF40X	
メタルハライドランプ	MF100・L-J2/BU-PS	
メタルハライドランプ	MF300・L-J2/BU-PS	
メタルハライドランプ	HF400X	
ハイルックス	NH360F・L/M	
病院非常灯	100V40W	
レフ電球	RF110V38W	
レフ電球	RF110V40W	
Hfカプル	FHP32EN	
Hfカプル	FHP45EN	
カプル2スクエア	FML27EX-L	
LED電球	LEL-SL5L-F	
カプル	FPL13EX-L	
誘導灯(両)カバー	EFT1251	
誘導灯(左)カバー	ET1252	
誘導灯(右)カバー	ET1253	
豆球	丸型パイロット球 6.3V 1W	
豆球	FL20SSWX-N	
LED電球	LDG9D-H/75	



付近見取図



No.	機械室名等	場所	場 所
①	ボイラ室	中央機械棟	一般教養棟 R F
②	冷凍機室	"	臨床研究棟 1 F
③	ポンプ室	ポンプ室	臨床西 R F
④	機械室 8	C 病棟 R F	臨床東 R F
⑤	機械室 2	手術棟 3 F	基礎実習棟 1 F
⑥	機械室 5	手術棟 R F	基礎実習棟 R F
⑦	HA' リンク機械室	手術棟 1 F	管理棟 R F
⑧	機械室 1	中央棟 B1	管理棟 R F
⑨	機械室 7	中央棟 R F	実験実習支援 R F 機械室
⑩	機械室 6	中央棟 R F	R1 施設 1 F
⑪	機械室 4	中央棟 R F	R1・動物機械室 R・動物施設 1 期 1 F
⑫	機械室 3	中央棟 R F	動物施設 3 期 1 F
⑬	高圧水素機械室	外棟棟 R F	動物施設 4 期 1 F
⑭	MR1-CT 機械室	高圧水素機械室	動物施設 4 期 1 F
⑮	MR1 装置機械室	MR1-CT 棟 (増築部)	看護学科学棟 1 F
⑯	臨床検査機械室	臨床検査棟 R F	看護学科学棟 R F
⑰	臨床検査機械室	臨床検査棟 R F	図書館 1 F
⑱	臨床検査機械室	臨床検査棟 R F	35kV-V-30kV 2 F
⑲	基礎機械室	基礎研究棟 1 F	NMR 棟 1 F
⑳	基礎機械室	基礎東 R F	D 病棟 B F
㉑	福利ファン室	福利 R F	D 病棟 6 F
㉒			D 病棟 R F
㉓			新手術棟 R F
㉔			スキルズラボ
㉕			南立職員宿舎
㉖			失倉職員宿舎

滋賀医科大学施設配置図、機械室等位置図 1:3500

機械室等設置機器の概要

建物名	構造等	階	室名等	主な設置機器	記録等	摘要
中央機械棟	R-1	1	中央監視室	自動監視制御装置 中央監視制御装置 火災報知グラフィック盤		
中央機械棟	R-1	1	①ボイラー室	炉筒煙管ボイラー12t×2 炉筒煙管ボイラー5t×1	運転日誌による	
中央機械棟	R-1	1	②冷凍機室	吸収式冷凍機;1200USRt×1 吸収式冷凍機;1000USRt×1 吸収式冷凍機;500USRt×1	運転日誌による	
ポンプ室	R-1	1	③ポンプ室	井水揚水ポンプ;22KW×1 ろ過ポンプ;3.7KW×2 逆洗ポンプ;5.5KW×1 中水ポンプ7.5KW×一式 (末端圧力一定制御6台ローテーション) 中水ろ過設備機器×2 酸化剤注入装置×1 凝集剤注入装置×1 サンドセパレーター×1 消火ポンプ;37KW×1 消火ポンプ;22KW×1 消火ポンプ;7.5KW×1	E,A,Q,P 残留塩素測定	
受水槽	S-1	1	ポンプ室	市水リニヤポンプ;22KW×2 市水定速ポンプ;15KW×2	E,A,Q,P 残留塩素測定	
基礎研究棟	R-6	1	⑩機械室	熱交換器×2	T,P	主要機械室
				蒸気ヘッター×2	P	
				冷温水ヘッター×2	T,P	
				制御盤×3	E,A	
				還水ポンプ×2	E,P	
				冷・温水ポンプ×4	E,A,P	
				真空給水ポンプ×1	状態	
臨床研究棟	R-5	1	⑫機械室	熱交換器×2	T,P	主要機械室
				中圧蒸気ヘッター×1	P	
				低圧蒸気ヘッター×1	P	
				冷温水ヘッター×2	T,P	
				制御盤×3	E,A	
				還水ポンプ×2	E,P	
				冷・温水ポンプ×3	E,A,P	
				真空給水ポンプ×1	状態	
				吸引・圧空装置	A,P	
				雨水排水ポンプ×2(共同溝用)	状態	
動物生命科学 (I期)	R-3	1	⑬機械室1	排風機×1(共同溝用)	状態	主要機械室
				蒸気ヘッター×2	P	
				冷水ヘッター×2	T,P	
				制御盤×2	E,A	
				冷水ポンプ×2	E,A,P	
				給湯ポンプ×1	E,A,P	
				還水ポンプ×1	E,A,P	
				貯湯槽×1	T,P	

建物名	構造等	階	室名等	主な設置機器	記録等	摘要
動物生命科学 (Ⅱ期)	R-3	1	③①機械室2	蒸気ヘッダー×2	P	主要機械室
				制御盤×2	E,A	
				冷水ポンプ×2	E,A,P	
				給湯ポンプ×2	E,A,P	
				貯湯槽×2	T,P	
動物生命科学 (Ⅲ期)	R-3	1	③②機械室3	蒸気ヘッダー×2	P	主要機械室
				冷凍機×1	E,A,T,P	
				制御盤×1	E,A	
				冷水ポンプ×1	E,A,P	
				冷却水ポンプ×1	E,A,P	
動物生命科学 (Ⅳ期)	R-6	1	③④機械室	冷水ポンプ×2	A,P	主要機械室
				冷水ヘッダー×1	P,T	
				還水タンク×1		
				還水ポンプ×1	P	
				蒸気ヘッダー×2	P	
				制御盤×1	A	
				貯湯槽×2	P,T	
				給湯循環ポンプ×2	A,P	
				床下排水ポンプ×4	A	
附属病院 (外来棟)	R-3	1	防災監視室	RI監視装置警報盤		警備連絡
				医療ガス警報器		
附属病院 (中央棟)	R-6	B-1	⑧機械室	熱交換器×2	T,P	主要機械室
				蒸気ヘッダー×3	P	
				冷温水ヘッダー×6	T,P	
				制御盤×7	E,A	
				冷・温水ポンプ×11	E,A,P	
				空気原装置×1	T,P	
				コンプレッサー×6	A,P,T	
				空気レシーバータンク×4	P	
				吸引用ポンプ×6	A,P	
				吸引レシーバータンク×6	P	
				医療ガス装置×3	P	
				圧空設備×2	T,P,th	
				空気除湿装置×1	T,P,th	
				還水ポンプ×2	A,P	
				雨水排水ポンプ×2	A	
附属病院 (D病棟)	SR6-1	B-1	④⑩設備室1	制御盤×3	E	主要機械室
				冷・温水ポンプ×10	A,P,T,HZ	
				送風機×4	A	
				熱交換器×1	T,P	
				蒸気ヘッダー×1	P	
				冷・温水ヘッダー×8	T,P	
				膨張タンク×4	P	
				還水タンク×1	P	
				給湯ポンプ×2	A,P	
				貯湯槽×2	T,P	
				湧水ポンプ×2	A	
				雑排水ポンプ×2	A	
				雨水排水ポンプ×4	A	
				還水圧送ポンプ×2	A,P	

建物名	構造等	階	室名等	主な設置機器	記録等	摘要
附属病院 (新手術棟1F)				医療ガス装置×1	P	
基礎研究棟	R-6	RF	機械室(中央)	制御盤×1 送風機×3	E,A A	
基礎研究棟	R-6	RF	②⑩機械室(東)	制御盤×1 冷・温水ポンプ×1 冷却塔×1 送風機×9	E,A A,P A A	
基礎研究棟	R-6	RF	①⑨機械室(西)	制御盤×2 冷却水ポンプ×2 送風機×5	E,A A,P A	
基礎研究棟	R-6	RF	①⑨機械室(西)	送風機×1		
一般教養棟	R-4	RF	②②ファン室	制御盤×1 送風機×5	E,A A	
一般教養棟	R-4	RF	屋上	送風機×2 制御盤×1	A A	
臨床研究棟	R-5	RF	②④機械室(西)	制御盤×2 冷・温水ポンプ×1 送風機×8	E,A A A	
臨床研究棟	R-5	RF	②⑤機械室(東)	制御盤×1 送風機×7	A A	
基礎実習棟	R-2	RF	②⑦機械室	制御盤×4 空調機×1 送風機×12 冷・温水ポンプ×1 フィルター×3 チラー×1	E,A A,T,フィルター A A P A,T,P	
基礎実習棟	R-2	1	②⑥機械室	空調機×3 制御盤×1 送風機×11 フィルター×3	A A A P,A	
本部管理棟	R-3	RF	②⑧機械室	制御盤×1 送風機×5	E,A A	
福利棟	R-2	RF	②①機械室	制御盤×1 送風機×2	E,A A	
図書館	R-2	1	③⑦機械室	制御盤×1 空調機×1 フィルター×1 送風機×2 チラー×1	E,A A,T P A P,T	
図書館	R-2	2	③⑧機械室	制御盤×1 パッケージ型空調機×1 送風機×1 全熱交換機×1	E,A A,P A A	
看護学科校舎	R-6	1	③⑤機械室	制御盤×1 送風機×2 雨水排水ポンプ×2	E,A A A	
看護学科校舎	R-6	RF	③⑥機械室	送風機×3	A	
看護学科校舎	R-6	RF	③⑥機械室	送風機×3		

建物名	構造等	階	室名等	主な設置機器	記録等	摘要
分子神経生物 研究センター	R-3	RF	屋上	送風機×3	A	
実験実習機器 センター	R-4	RF	㊹機械室	制御盤×1	E,A	
				送風機×2	A	
実験実習機器 センター	R-4	RF	屋上	送風機×4	A	
動物生命科学 (Ⅰ期)	R-3	RF	ファン室1	制御盤×2	E,A	
				フィルター×11	A,P	
				空調機×1	A,T	
				全熱交換機×2	A	
				送風機×5	A	
動物生命科学 (Ⅱ期)	R-3	RF	ファン室2	制御盤×1	E,A	
				全熱交換機×1	A	
				送風機×3	A,P	
				フィルター×5	P	
動物生命科学 (Ⅲ期)	R-3	RF	ファン室3	送風機×2	P	
				冷却塔×1	T	
				フィルター×1	A,P	
				全熱交換機×1	A	
動物生命科学 (Ⅱ期)	R-3	RF	ファン室4	フィルター×9	P	
				送風機×3		
動物生命科学 (Ⅰ期)	R-3	1	㊺機械室1	制御盤×3	E,A	
				フィルター×6	A,P	
				送風機×5	A	
				空調機×3	A,T	
動物生命科学 (Ⅱ期)	R-3	1	㊻機械室2	制御盤×1	E,A	
				空調機×3	A,T	
				フィルター×6	A,P	
				送風機×3	A	
動物生命科学 (Ⅲ期)	R-3	1	㊼機械室3	制御盤×2	E	
				空調機×2	A,T	
				全熱交換機×1	A	
				送風機×7	A	
				冷却塔×1	A	
				フィルター×5	P	
				雨水排水ポンプ×1	状態	
RI施設 (Ⅱ期)	R-3	1	㊽機械室6	制御盤×1	E	
				冷水ポンプ×1	A,P	
				還水ポンプ×1	A,P	
				蒸気ヘッター×1	P	
				空調機×3	P	
				フィルター×3	A,P,T	
				冷温水ヘッター×2	P,T	
				送風機×3	A	
動物生命科学 (Ⅳ期)	R-6	1	㊾機械室	空調機×3	A,P,T	ガリ清掃×4
				再熱コイル×4	P	
				送風機×7	A	
				フィルター×6	P	
				制御盤×1	A	

建物名	構造等	階	室名等	主な設置機器	記録等	摘要
動物生命科学 (Ⅳ期)	R-6	R	③③機械室	送風機×7	A	AFU47°レフィル ター清掃
				フィルター×8	P	
				制御盤×1	A	
附属病院 (外来棟)	R-3	RF	ファン室1	制御盤×2	E	
				送風機×5	A	
附属病院 (外来棟)	R-3	RF	ファン室2	制御盤×2	E	
				空調機×1	A,P,T	
				フィルター×1	P	
				送風機×3	A	
附属病院 (外来棟)	R-3	RF	ファン室3	制御盤×1	E	
				送風機×2	A	
附属病院 (外来棟)	R-3	RF	ファン室4	制御盤×2	E	
				パッケージエアコン×1		
				送風機×2	A	
附属病院 (中央棟)	R-6	RF	ファン室5	制御盤×1	E	
				送風機×4	A	
附属病院 (中央棟)	R-6	RF	ファン室6 屋上	制御盤×2	E	
				送風機×5	A	
附属病院 (中央棟)	R-6	RF	ファン室7	制御盤×2	E	
				送風機×4	A	
附属病院 (中央棟)	R-6	RF	ファン室8	制御盤×2	E	
				送風機×2	A	
附属病院 (中央棟)	R-6	RF	機械室(外壁)	制御盤×3		
				送風機×3	A	
				排風機×14	A	
附属病院 (手術棟)	R-3	RF	ファン室9 (7F)	制御盤×3	E	
				送風機×3	A	
附属病院 (手術棟)	R-3	RF	ファン室10 (8F)	制御盤×1	E	
				送風機×2	A	
附属病院 (C病棟)	R-6	RF	ファン室11	制御盤×1	E	
				送風機×3	A	
附属病院 (中央棟)	R-6	B1	⑧機械室1	制御盤×3	E	
				送風機×3	A	
				フィルター×10	P	
				空調機×5	A,T	
附属病院 (手術棟)	R-3	3	⑤機械室2 屋上	制御盤×1	E	
				空調機×2	A,P,T	
				フィルター×2	P	
				送風機×1	A	
附属病院 (外来棟)	R-3	RF	⑫機械室3	制御盤×2	E	
				空調機×3	A,P,T	
				送風機×2	A	
				フィルター×6	P	
附属病院 (外来棟)	R-3	RF	⑪機械室4	制御盤×2	E	
				空調機×5	A,P,T	
				フィルター×10	P	
				送風機×3	A	

建物名	構造等	階	室名等	主な設置機器	記録等	摘要
附属病院 (手術棟)	R-3	4	⑥機械室5 屋上	制御盤×1	E	
				空調機×6	A,P,T	
				パッケージ型空調機×5		
				フィルター×12	P	
				加湿器×6	P	
				送風機×5	A	
附属病院 (中央棟)	R-6	RF	⑨⑩機械室6, 7 屋上	制御盤×4	E	
				空調機×6	A,T	
				送風機×1	A	
附属病院 (C病棟)	R-6	RF	④機械室8	制御盤×2	E	
				空調機×2	A,P,T	
				フィルター×2	P	
				送風機×2	A	
附属病院 (手術棟)	R-3	2	機械室	制御盤×1	E	リハビリ
				送風機×1	A	
		1	⑦	制御盤×1	E	リハビリ
				空調機×1	A,P,T	
附属病院 (外来棟)	R-3	2	機械室	制御盤×1	E	電算機
				送風機×2	A	
				フィルター×1	P	
附属病院 (D病棟)	SR6-1	6F	④①設備室1	制御盤×1	E	
				空調機×1	A,P,T, HZ	
				送風機×1	状態	
		RF	④②設備室1	制御盤×1	E	
				空調機×2	A,P,T	
			ファンルーム2	送風機×2	A	
			ファンルーム1	制御盤×2		
MR施設 MRI-CT (Ⅱ期)	R-1	1	⑭機械室2	パッケージ型空調機×1	A	
				制御盤×1	E	
				フィルター×2	P	
				送風機×2	A	
IVMR施設 MRT	R-1	1	⑮機械室	パッケージ型空調機×1	A,P,T	
				フィルター×1	P	
				送風機×3	A	
高エネルギー 治療施設			⑬	制御盤×1	E,A	
				送風機×7	A	
				フィルター×3	P	
				コンプレッサ×1	P	
霊安棟	R-1	1	⑰機械室	制御盤×1	E	
				送風機×1	A	
臨床講義棟	R-3	3	⑯機械室	パッケージ型空調機×2		
				全熱交換器×2		
附属病院地区				液化酸素製造施設×2		
国際交流会館			屋外排水桝	ポンプ×2	A	試運転する。

建物名	構造等	階	室名等	主な設置機器	記録等	摘要
NMR実験 研究棟	R-1	1	③⑨機械室	制御盤×1	状態	
				空調機×2	状態	
				送風機×4	状態	
				ポンプ×2	A	
新手術棟	R-4	4	④③機械室	空調機×3	A,P,T	
				送風機×11	A	
				制御盤×2	E	
				加湿器×3	P	
				軟水器×3	P	
				食塩タンク×3	状態	
				冷水ヘッダー	P,T	
				ポンプ×2	A,P	
				冷水タンク(フライン)	T	
				蒸気ヘッダー×1	P	
				冷凍機(フライン)×2	A,P,T	
アジア疫学研究 センター棟	R-3	1	ハイフシャフト	ポンプ×1	A	
記録等欄の記号 E:電圧 A:電流 DA:デマンド電流 W:電力量 WH:積算電力量 Pf:力率 T:温度 P:圧力 Q:流量						

巡視、点検・記録及び測定基準 (2)

区分	業務項目	点検回数等		備考
		日	都度	
ボイラー設備 ガス炉筒煙管ボイラー	ボイラー運転・監視	常時		
	運転時間記録	1		
	ボイラー圧力・水位の記録	8		
	給水流量計指示値記録	8		
	給水ポンプ入口圧力・出口圧力・電流値の記録	8		
	ブロー流量計指示値、ブロー率記録	8		
	ガス一次、二次、バーナ前圧力記録	8		
	ガス、蒸気流量計指示記録	8		
	ガス入口温度の記録	8		
	燃焼空気ダンパー開度記録	8		
	風箱圧力及びファン電流値の記録	8		
	炉内圧力の記録	8		
	排ガス温度、排煙濃度、酸素濃度の記録	8		
	ホットウェルタンク水位・温度の記録	8		
	給水温度の記録	8		
	補給水流量計指示値の記録	8		
	ボイラ室内外温度の記録	8		
	軟水装置、ホットウェルタンク (L、H)、ヘッダー及び送気弁、配管及び弁、O ₂ 計、排煙濃度監視計、各スチームトラップ、コンプレッサー配管、ボイラ操作盤、ボイラ監視盤、給水ポンプ及び配管、薬液注入装置、給水制御弁、給水ストレーナー、押込ファン及びモーター、煙道ダンパー、自動制御装置、燃焼装置、各水位警報装置及び作動テスト、燃焼状態、燃焼室内、水面計及びコックテスト、各バルブ、各コック、各圧力計の異状の有無点検記録	4		
	蒸発倍数の計算	1		
	缶水及び給水水質測定 (PH、電導度、缶水比色)	7		1日7回 (必要な時はそれ以上する。)
	各系統送気弁の操作		○	
	各系統送気時間記録	1		
	軟水器硬度測定	2		切換時は都度
	清缶剤、脱酸素剤、残量記録及び補給	8	○	薬品は支給
	薬注ポンプストローク調整		○	
	記録紙取替		○	チャート紙は支給
	軟水器再生		○	塩は支給
	給水ストレーナー清掃		○	基準週1回
冷凍機設備 吸収式冷凍機	冷媒温度の記録 (凝縮冷媒、冷媒ポンプ出口)	2		
	溶液温度の記録 (濃・低熱出口、希・吸収器出口、中・高再出口、濃・低再出口、混吸収器入口)	2		
	供給蒸気弁前後圧力の記録	2		
	高圧再生器温度・圧力・液面の記録	2		
	吸収器及び蒸発器液面の記録	2		
	冷却水入口・中間・出口温度の記録	2		
	冷却水PH・電導度の記録	2		
	冷却水ポンプ吸引圧・吐出圧の記録	2		
	冷却塔ファンの運転台数の記録	2		

冷却水水質管理はボイラーに準じて行う。薬品支給

区分	業務項目	点検回数等		備考
		日	都度	
	冷水入口・出口温度及び流量の記録	2		
	冷水ポンプ吸引圧・吐出圧の記録	2		
	冷水ヘッダ往・還圧力の記録	2		
	蒸発器圧力の記録	2		
	発生熱量の記録	2		
	能力制御スイッチON・OFFの記録	2		
	外気温度記録	2		
	室内温度記録	2		
	蒸気使用量、発生熱量、補給水量各メーター記録計算	2		
	記録紙取替		○	チャート紙支給
	運転時間の記録	2		
	各系統冷水供給時間記録	2		
	冷却水・冷水ポンプ電流値及び異状の有無の記録	2		適切な間隔で記録する
	受電盤電圧・電流値及び異状の有無の記録	2		冷却塔の薬品補給ふくむ
	冷却塔、薬注装置、冷却水盤、冷水ポンプ盤、冷却塔盤、監視盤、操作盤、高再出口トラップ、送気管・弁及びトラップの異状の有無の記録	2		冷却塔及び付属スレーナ-清掃を適宜実施する。

巡視、点検・記録及び測定基準 (3)

区分	業務項目	点検回数等(日)			備考
		点検	記録	都度	
給水設備					
	井水揚水ポンプ	圧力・電流値及び異状の有無の点検及び記録	2	2	
	ろ過器	ろ過機圧力・水量及び異状の有無の記録。塩素測定器ビーズの消耗点検・補充	2	2	○
	ろ過ポンプ	圧力・電流値及び異状の有無の記録	2	2	
	逆洗ポンプ	圧力・電流値及び異状の有無の記録	2	2	
	中水ポンプ	中水ポンプ圧力・電流値及び異状の有無の記録	2	2	
	上水ポンプ	上水リニアポンプ圧力・電流値・回転数及び異状の有無の記録	2	2	
		上水定速ポンプ圧力・電流値及び異状の有無記録	2	2	
	消火ポンプ	消火栓ポンプ(校舎、病院)圧力・電流値及び異状の有無の記録	2	2	
		スプリンクラーポンプ圧力・電流値・タンク圧力及び異状の有無の記録	2	2	
その他	上水入口圧力記録		2	2	
	上水F号ボールタップ弁圧力記録		2	2	
	上水及び中水受水槽保有水量記録		2	2	
	次亜塩素酸Na槽及びPAC残量確認記録及び補給		2	2	○
	次亜塩素酸Na供給ポンプ電流値・ストローク設定値確認及び異状の有無の記録		2	2	
	消火ポンプ盤スイッチ確認及び異状の有無の記録		2	2	
	上水制御盤送水圧・流量及び異状の有無の記録		2	2	
	再利用水返送量記録		2	2	
	中水操作盤、制御盤の流量・水位・異状の有無の記録		2	2	
	附属病院、福利棟各残留塩素測定・記録		1	1	色・濁り共
	上水及び中水等の残留塩素測定・記録		1	1	○ 中水は都度
	屋外次亜塩素酸Naタンク残量記録		2	2	薬品支給
	記録紙取替				○ チャート紙支給

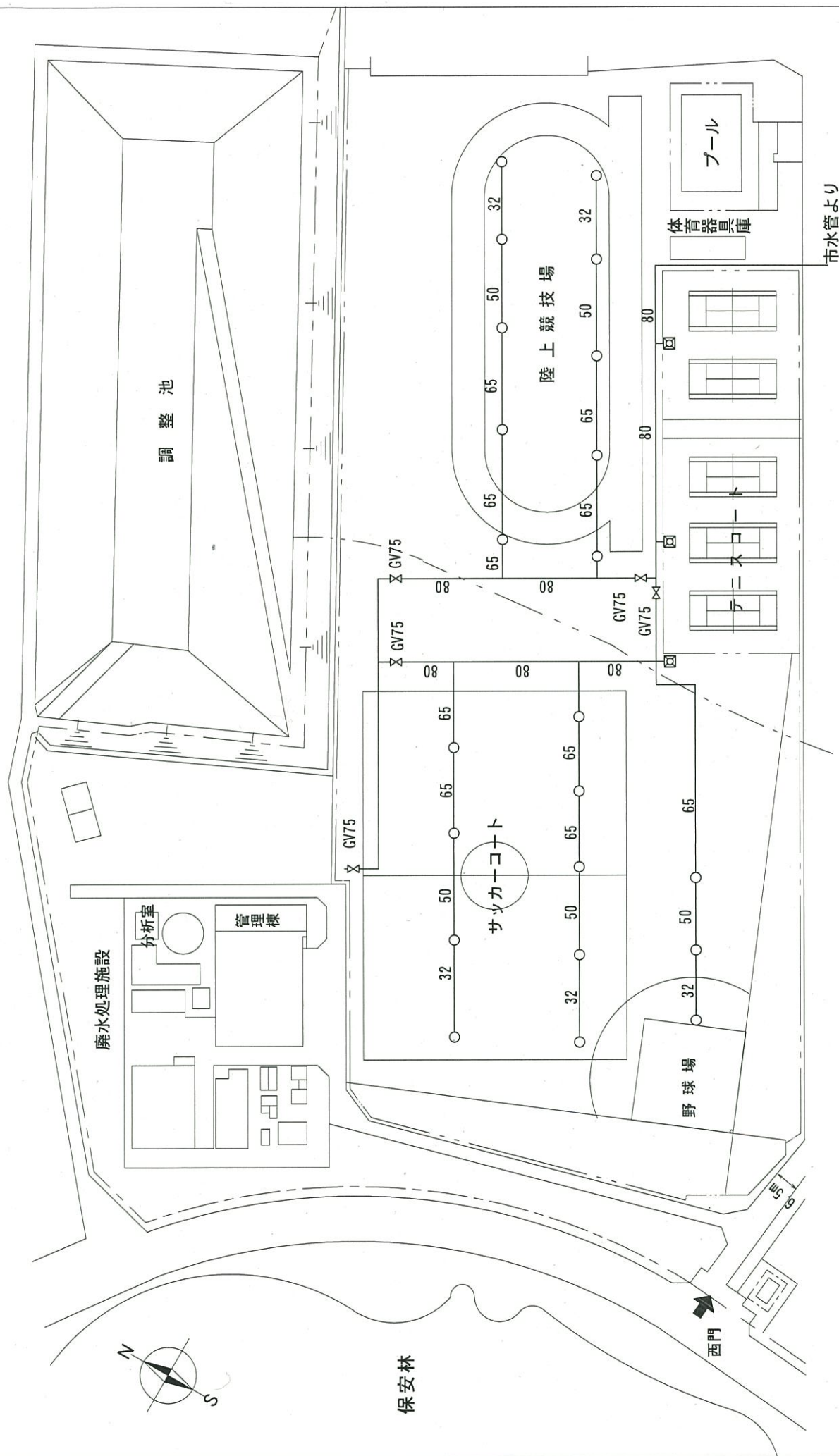
巡視、点検・記録及び測定基準 (4)

区分	業務項目	点検回数等		備考
		日	週	
空気調和設備等				
空気調和機	電流・冷温水温度・圧力・フィルタ微差圧計の記録、フィルタの目詰・巻終り・高圧短絡の確認報告、異音・振動・ベルトの点検、(必要によりフィルタ目視点検)		1	空気調和機加湿器全数・プレフィルタ3台分の点検清掃を年1回実施
温水ポンプ	電流・吸引・吐出圧力の記録、軸受・グランドの点検		3	主要機械室以外週1回
冷温水ポンプ	温水ポンプの項目と同じ		3	主要機械室以外週1回
冷水ポンプ	温水ポンプの項目と同じ		3	主要機械室以外週1回
還水ポンプ	温水ポンプの項目と同じ		3	主要機械室以外週1回
冷却水ポンプ	電流・吸引・吐出圧力・水温の記録、軸受・グランドの点検		3	主要機械室以外週1回
貯湯槽	槽内水温・槽内圧力の記録、漏れの点検		3	主要機械室以外週1回
熱交換器	水温・圧力の記録、漏れの点検		3	
蒸気ヘッダー	圧力の記録、漏れの点検		3	主要機械室以外週1回
冷温水ヘッダー	温度・圧力の記録、漏れの点検		3	主要機械室以外週1回
給湯ヘッダー	温度・圧力の記録、漏れの点検		3	
冷凍機	電流・冷水・冷却水温度・ガス圧・油圧の記録、異音・振動・漏れの点検		3	
送排風機	電流の記録、異音・振動・ベルトの点検		1	
全熱交換機	電流の記録、異音・振動・ベルトの点検、フィルタ微差圧計の記録		1	
パッケージエアコン	電流・ガス圧力・冷却水温度・圧力の記録、異音・振動・ベルトの点検		1	
冷却塔	電流の記録、散水状態、給水ボールタップの点検		1	
動力盤	電源電圧・機器の電流の記録、表示灯の点検		3	主要機械室以外週1回
その他				
空気源・圧空装置	電流、タンク圧力、ヘッダー圧力の記録、異音、漏れの点検、ベルトの点検、ドレントラップ作動確認	1		
吸引装置	空気源、圧空装置の項目と同じ	1		
エアーコンプレッサー	空気源、圧空装置の項目と同じ	1		
医療ガス(O ₂ , N ₂ , CO ₂)	ボンベ圧、配管圧の記録、漏れの点検	1		減量警報時の切替含む
液化酸素製造施設	液面計の指度、圧力の記録、漏れの点検	3		
	入荷の液酸受取立会			都度
揚水ポンプ	電流・吸引・吐出圧力の記録、軸受・グランドの点検		1	
湧水ポンプ	電流・吸引・吐出圧力の記録、軸受・グランドの点検		1	
注) 点検回数等欄の週3回の点検は、月、水、金曜日に行うものとする。 なお、週3回の点検について休日は、除くものとする。 また、病院群・校舎群機械室の週1回の点検については、12月29日から1月3日を除くものとする。				

ファンベルト取替機器表

建物名	構造等	階	室名等	パッケージ形空調機等	摘 要
附属病院 (外来棟)	R-3	2	コンピューター室	PC-2A,PC-2B	
MR施設 MRI-CT (Ⅰ期)	R-1	1	コンピューター室	ACP-MRI-CT-9	2台
MR施設 MRI-CT (Ⅱ期)	R-1	1	機械室	ACP-MRI-CT-1	
I V MR施設 MRT	R-1	1	コンピューター室	ACP-MRT-2	
I V MR施設 MRT	R-1	1	空調機械室	ACP-MRT-1	
動物生命科学	R-6	1	機械室	ACU-1,ACU-2,ACU-3	
コラボレーションセンター	R-2	2	機械室	ACP-1	
NMR実験研究棟	R-1	1	機械室	ACP-7	

項目	→	対応	項目	→	対応
《機械設備》			5. 蒸気		
1. 給排水			○室温不適(蒸気暖房)	→	コック開閉調整 修復不可の場合報告
○配管の漏水	→	圧着処理・水受け取付 ○バルブ閉※1 ※1バルブ閉の場合 供給先を考慮・最小範囲の断水 応急処理後、報告	○配管の漏水	→	圧着処理・水受け取付 ○バルブ閉※1 ※1バルブ閉の場合 供給先を考慮・最小範囲の断水 応急処理後、報告
○配管の詰まり	→	工具にて調整・ストレーナ分解 ○清掃洗浄剤処置 修復不可の場合、報告 便器は病院の昼間は清掃業者対応後	○配管の詰まり	→	部品取替(本学支給品) 工具にて調整・ストレーナ分解 ○清掃 修復不可の場合、報告
○排水配管の異臭	→	清掃・水を流す・トラップ確認	6. 換気		
○衛生陶器の破損・汚損・腐食	→	清掃・工具にて調整	・換気不良	→	運転確認・電源確認 ダンパー開確認・清掃 修復不可の場合、報告
○水栓便器の流量不足	→	修理不可の場合・報告 フラッシュバルブ調整・給水量調整 部品取替(本学支給品) 修復不可の場合報告	《医療用設備》		
○洗浄便座流量不足・動作不良	→	電源リセット・工具にて調整 リモコン電池確認 修復不可の場合、報告	1. 医療ガス	→	状況確認後、報告 定期点検業者への報告 修復不可の場合、報告
○エアータオルの動作不良	→	電源確認・電源リセット 修復不可の場合、報告			
2. 給湯			《昇降機設備》		
○混合水栓の温度不適	→	サーモ確認・逆止弁確認 ストレーナ分解 部品取替(本学支給品) 修復不可の場合、報告	1. 昇降機・ダムウエーターの不具合	→	状況確認後、報告 定期点検業者への報告
3. 都市ガス			共通		
○ガス機器の不良	→	状況確認後報告	圧力計、フランジ等パッキン交換(在庫分)		
○ガスの異臭	→	ガス検知器にて漏れ箇所確認 状況確認後、報告			
4. 空調調和					
○室温不適(中央空調方式)	→	全熱交換機を含め設定温度調整 ○冷温水量確認・冷温水温度確認 ○吹出風量調整・フィルター清掃 ○エアークレニ・電動弁動作確認 ○不良箇所の温度測定・調査 機器故障・調整不可の場合、報告			
○空調機の動作不良(中央空調方式)	→	バルブ開度調整・ダンパー開度調整 ○運転・電源確認・ストレーナ分解 機器故障・調整不可の場合、報告			
○吹出口より異臭(中央空調報告)	→	吸込口付近・機器故障の調査 機器故障・原因不明の場合、報告			
○吹出口より異音(中央空調方式)	→	風量調整 機器故障・原因不明の場合、報告			
○配管の漏水	→	圧着処理・水受け取付 ○バルブ閉※2 ※2バルブ閉の場合 供給先を考慮・最小範囲の断水 応急処理後、報告			
○配管の詰まり	→	工具にて調整・ストレーナ分解 修復不可の場合報告			
○室温度の不適	→	バルブ開確認・減圧弁調整 修復不可の場合、報告			
○室温度不適(個別空調方式)	→	フィルター清掃 修復不可の場合、報告			
○空調機の動作不良(個別空調方式)	→	電源確認・電源リセット 修復不可の場合、報告 定期点検業者への報告			



グラウンドスプリンクラー設備図

○ スプリンクラー設備を示す

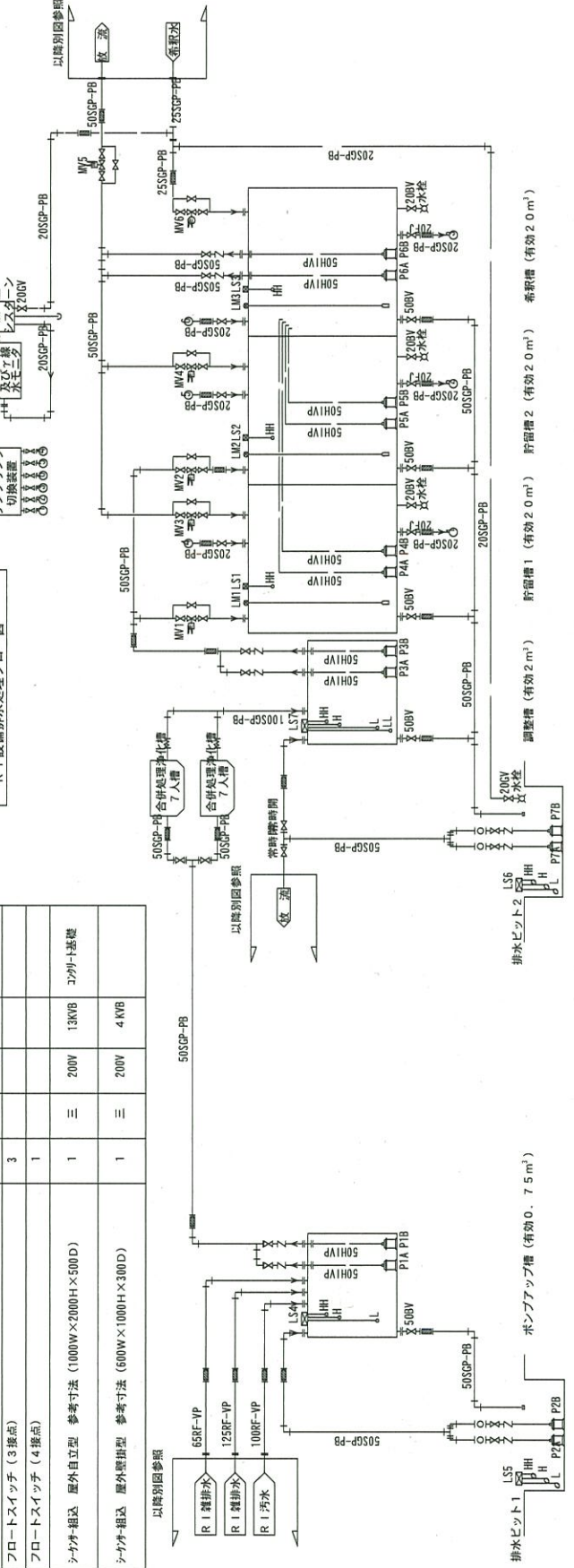
R1設備排水処理装置表

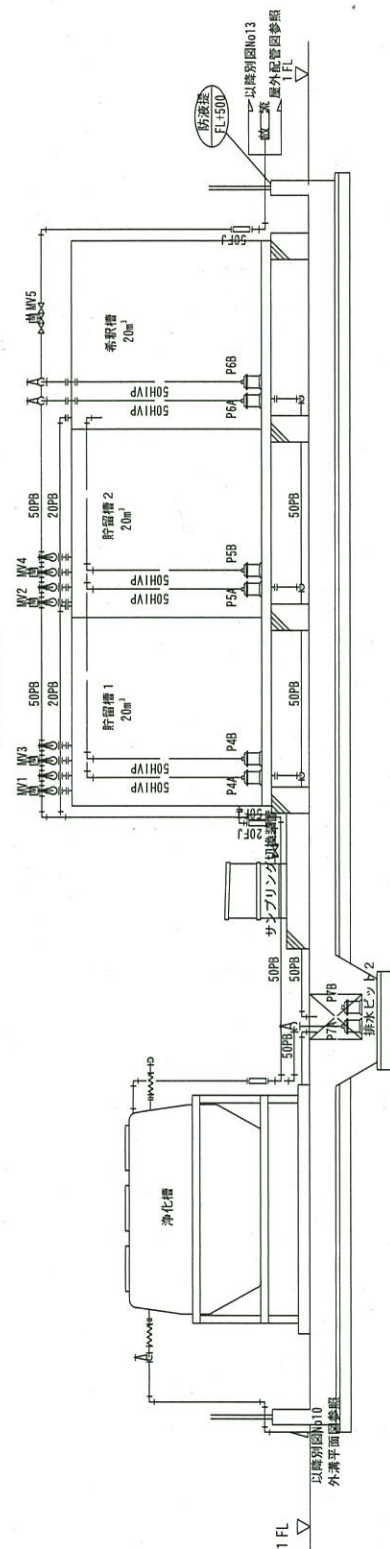
記号	機器名	仕様	台数	電源	容量	備考
RIT-1	貯留槽1 貯留槽2 希釈槽	SUS444L 材料全溶接 3槽一体型5000×(2000+2000+2000)×2000H (有効2.0m ³ ×3槽) 配管: 1.5t 内分3ヶ所、7ヶ所4(個付) 通気等付部品含む架台は溶融亜鉛鍍金、耐腐1.0G	1			3ヶ所+1基礎
RIT-2	調整槽	SUS444L 材料全溶接 1000×2000×1500H (有効2.0m ³) 取算: 1.5t 内分3ヶ所、7ヶ所4(個付) 通気等付部品含む架台は溶融亜鉛鍍金、耐腐1.0G	1			3ヶ所+1基礎
RIT-3	8ヶ所7ヶ所槽	SUS444L 材料全溶接 1000×1500×1000H (有効0.75m ³) 取算: 1.5t 内分3ヶ所、7ヶ所4(個付) 通気等付部品含む架台は溶融亜鉛鍍金、耐腐1.0G	1			3ヶ所+1基礎
J-1~2	浄化槽	7人槽 FRP製 (合併処理槽)	2	単	100W	60W
P1A, B	8ヶ所7ヶ所槽 排水ホスト1	樹脂製 材料水中ホスト 口径: 50A 吐出量 150A/min 全溶接 20KPa メカニカルシール	2	三	200W	0.75KW
P2A, B	排水ホスト1 ホスト	7ヶ所2水中ホスト 口径: 50A 吐出量 200A/min 全溶接 20KPa メカニカルシール	2	三	200W	0.4KW
P3A, B	分配ホスト	7ヶ所2水中ホスト 口径: 50A 吐出量 200A/min 全溶接 20KPa メカニカルシール	2	三	200W	0.4KW
P4A, B	分配ホスト	7ヶ所2水中ホスト 口径: 50A 吐出量 250A/min 全溶接 20KPa メカニカルシール	4	三	200W	0.75KW
P5A, B	移送ホスト	7ヶ所2水中ホスト 口径: 50A 吐出量 250A/min 全溶接 60KPa メカニカルシール	2	三	200W	0.75KW
P6A, B	放流ホスト	7ヶ所2水中ホスト 口径: 50A 吐出量 200A/min 全溶接 20KPa メカニカルシール	2	三	200W	0.4KW
P7A, B	排水ホスト2	7ヶ所2水中ホスト 口径: 50A 吐出量 200A/min 全溶接 20KPa メカニカルシール	2	三	200W	0.4KW
MW 1~5	電動弁	7ヶ所2ホスト 無電圧開閉付 JIS10K 50A	5	単	100W	35W
MW 6	電動弁	7ヶ所2ホスト 無電圧開閉付 JIS10K 32A緊急遮断弁	1	単	100W	35W
LM 1~3	水位計	投げ込み式 連絡水位計 アナログ指示 4~20mA	3	単	100W	10W
LS 1~3	リッドスイッチ	フロートスイッチ (1接点)	3			
LS 4~6	リッドスイッチ	フロートスイッチ (3接点)	3			
LS 7	リッドスイッチ	フロートスイッチ (4接点)	1			
CP-2	R1排水処理 動力制御盤	シグナル組込 屋外自立型 参考寸法 (1000W×2000H×500D)	1	三	200W	13KW
CP-3	R1ホスト7ヶ所 制御盤	シグナル組込 屋外壁掛型 参考寸法 (600W×1000H×300D)	1	三	200W	4KW

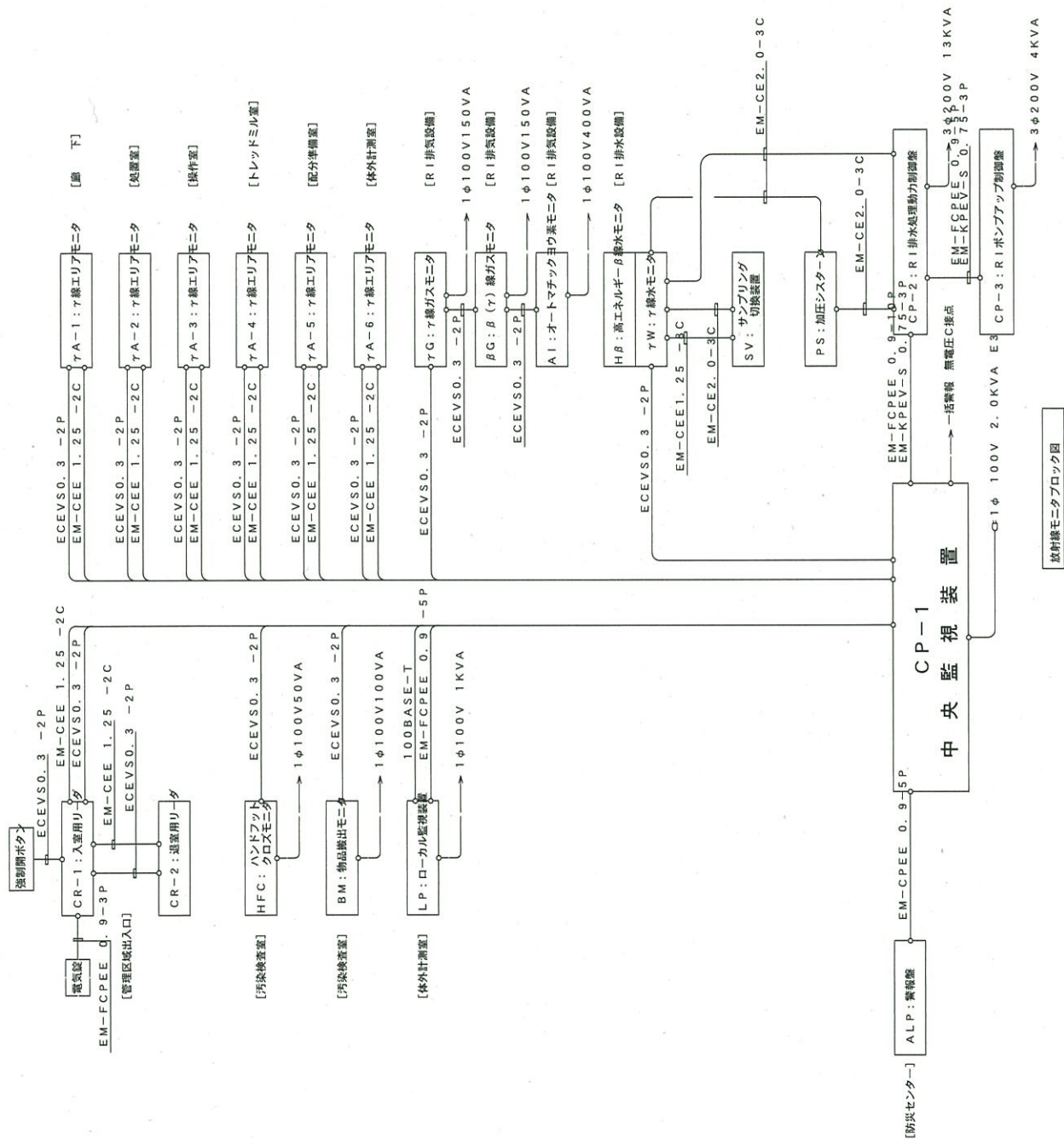
資材仕様

記号	名称	仕様	備考
—	サンプリング、放流、送管	水道用ホリエチレン樹脂体ライニング鋼管 (SCP-PB)	
—	給水管	水道用ホリエチレン樹脂体ライニング鋼管 (SCP-PB)	
—	槽内管	水道用耐衝撃性樹脂強化ビニル管 (HYP)	
—	流入管、浄化槽廻り管	水道用耐衝撃性樹脂強化ビニルライニング鋼管 (DWLP)	
—	ボール弁	SUS製 4ヶ所 JIS 10K (20・32・50A)	
—	逆止弁	SUS製 4ヶ所 JIS 10K (50A)	
—	ゲート弁	青銅製 コア付仕切弁 JIS 5K	
—	可とう継手	フレキシブルジョイント (ステンレス製)	
—	汚水用継手	ゴム製	
—	防振継手	合成ゴム製球形フレキシブルジョイント	
—	電動弁	ステンレス電動ボール弁 JIS 10K	
—	電動弁	ステンレス電動ボール弁 JIS 10K緊急遮断弁	
—	三方弁	三方ボール弁 10Kフランジ型 50A	
—	水栓	自在水栓 13mm (30A R13) 相当品	
—	保温	露出配管は、ホスト7ヶ所排水管及び給水系 について保温を行うものとする。	保温断、鉄線、断熱、ステンレス外装

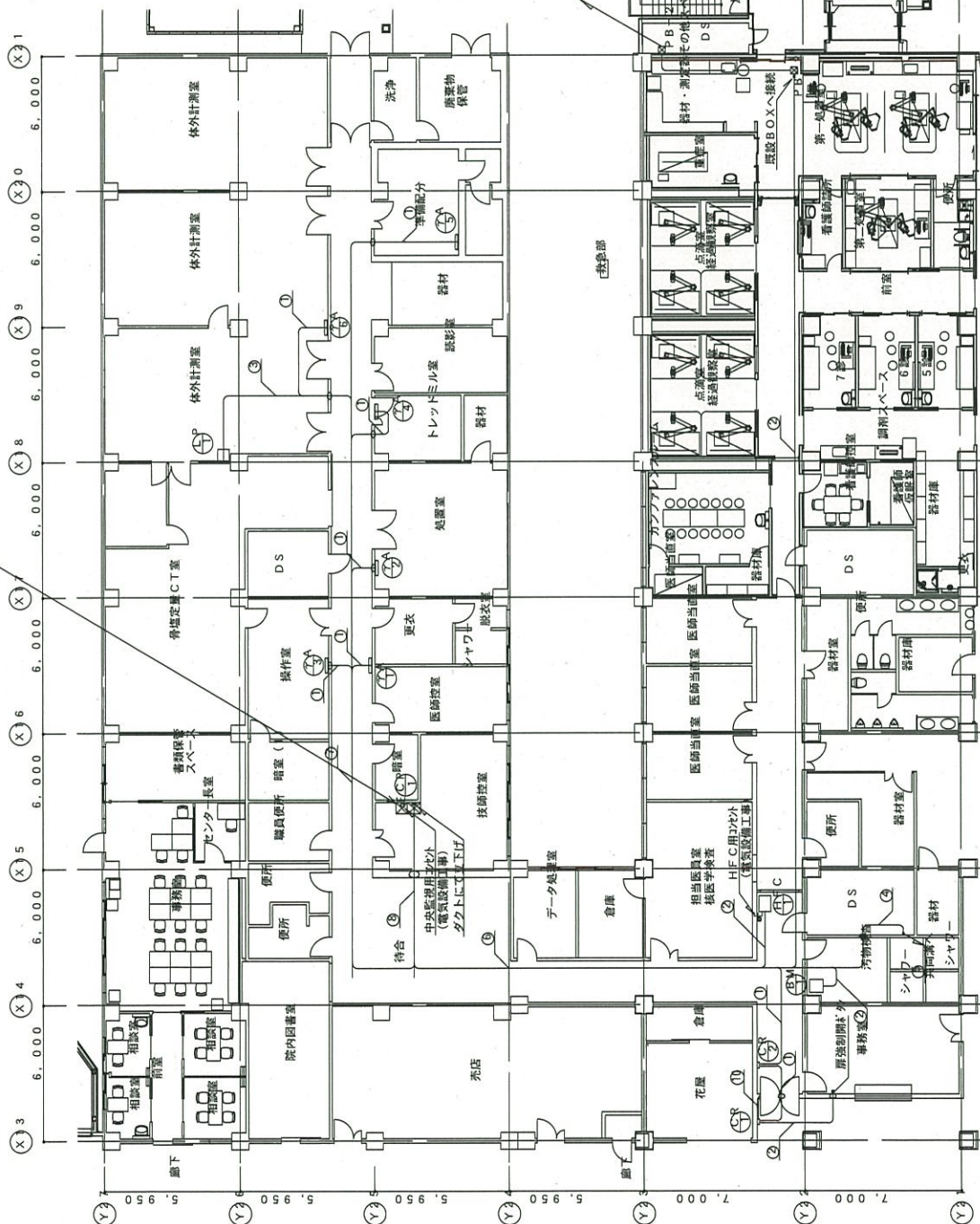
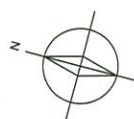
R1設備排水処理フロー図





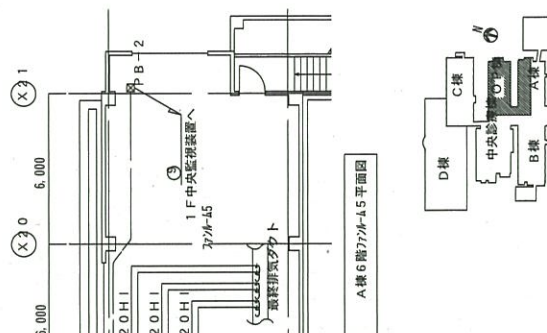


放射線モニター

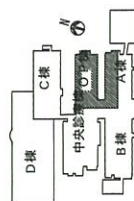


A・OP 1階平面図

記号	機器名称	台数	電圧	容量	備考
(A)	放射線計	6	DC	15VA	電源は中央監視装置より供給 取付高さ 1.1m以下
(B)	放射線計	1	100V	150VA	
(C)	放射線計	1	100V	150VA	
(D)	放射線計	1	100V	400VA	
(E)	放射線計	1	100V	50VA	
(F)	放射線計	1	100V	200VA	
(G)	放射線計	1	24V	10VA	電源は中央監視装置より供給 取付高さ 1.1m以下
(H)	放射線計	1	100V	1.0kVA	
(I)	放射線計	1	100V	2.0kVA	



A 6階777A-A.5平面図



業 務 作 業 基 準 表

項 目	数 量	月 1 回	設置場所	備考
放射線モニタリングシステム				
β (γ) 線ガスモニタ	1 台	○	塔屋	フィルタ－交換作業のみ
γ線ガスモニタ	1 台	○	塔屋	フィルタ－交換作業のみ
オートマチックヨウ素モニタ	1 台	○	塔屋	
R I 排水処理施設				
ポンプ	14 台	○	ピット階、屋外	
電動弁	6 台	○	屋外	
水位計	3 台	○	屋外	
リードスイッチ	7 式	○	ピット階、屋外	
配管 (ストレーナ－含む)	1 式	○		

点検は外観点検、B G値確認、水漏れ確認、動作状況確認等を行う。(警報発報時の処置を含む)

設置年月日	平成9年3月31日
流入水	生活排水（C）
流入水質	—
計画流入汚水量	656.7m ³ /日（平均）1,726.0m ³ /日（最大）
処理方式	○連続処理 ・ バッチ処理
	1次処理 スクリーン、沈砂、コンクリーター
	2次処理 —
排出水の水質	—
製造者名	（株）タクマ
運転期間	通年
運転時間	24時間
監視期間	通年（土・日・祝祭日・12月29日から1月3日を除く）
監視時間	8時30分から17時15分まで
備考	土・日・祝祭日・12月29日から1月3日の内仕様書記載の日は別紙1-6-4の項目の点検のため9時から11時45分まで従事する。

設置年月日	平成9年3月31日
流入水	実験排水（B）
流入水質	PH : 5.1 SS : 15.7mg/ℓ
	BOD : 21.3mg/ℓ
計画流入汚水量	247.5m ³ /日（平均）876.0m ³ /日
処理方式	○連続処理 ・ バッチ処理
	1次処理 自動スクリーン
	2次処理 接触酸化、凝集沈殿
	3次処理 生物濾過、急速砂濾過
	その他 滅菌
排出水の水質	PH : 5.8～8.6 BOD : 15mg/ℓ以下 大腸菌群数10個/ml以下
製造者名	（株）タクマ
運転期間	通年
運転時間	24時間
監視期間	通年（土・日・祝祭日・年末・12月29日から1月3日を除く）
監視時間	8時30分から17時15分まで
備考	土・日・祝祭日・12月29日から1月3日の内仕様書記載の日は別紙1-6-4の項目の点検のため9時から11時45分まで従事する。

設置年月日	平成9年3月31日	
流入水	希釈排水（A）（第3次洗浄排水）	
流入水質	PH：5～9	SS：1000mg/ℓ以下
	BOD：400mg/ℓ以下	カドミウム：0.1mg/ℓ以下
	シアン化合物：0.1mg/ℓ以下	有機リン化合物：検出限界以下
	鉛：0.1mg/ℓ以下	6価クロム：0.05mg/ℓ以下
	ヒ素：0.05mg/ℓ以下	総水銀：10mg/ℓ以下
	その他重金属類：10mg/ℓ以下	
計画流入汚水量	25m ³ /日	
処理方式	○連続処理 ・ バッチ処理	
	1次処理	自動スクリーン
	2次処理	接触ばっき・凝集沈殿
	3次処理	砂濾過
	その他	活性炭吸着・重金属吸着・水銀吸着
排出水の水質	PH：6～8.5	SS：15mg/ℓ以下
	BOD：25mg/ℓ以下	カドミウム0.01mg/ℓ以下
	シアン化合物0.1mg/ℓ以下	有機リン化合物：検出限界以下
	鉛：0.1mg/ℓ以下	6価クロム：0.05mg/ℓ以下
	ヒ素：0.05mg/ℓ以下	総水銀：0.005mg/ℓ以下
製造者名	（株）タクマ	
運転期間	通年	
運転時間	24時間	
監視期間	通年（土・日・祝祭日・12月29日から1月3日除く）	
監視時間	8時30分から17時15分まで	
備考	土・日・祝祭日・12月29日から1月3日の内仕様書記載の日は別紙1-6-4の項目の点検のため9時から11時45分まで従事する。	

設置年月日	平成13年6月29日	
流入水	基礎実習棟解剖排水	
流入水質	PH : 5.8~8.6	SS : 2000mg/ℓ以下
	BOD : 2000mg/ℓ以下	
計画流入汚水量	8m ³ /日	
処理方式	1次処理	☒ 連続処理 ・バッチ処理
	2次処理	滅菌
	3次処理	—
排出水の水質	PH : 5.8~8.6	SS : 600mg/ℓ以下
	BOD : 600mg/ℓ以下	大腸菌群数3000コ/cc以下
製造者名	(株) 富士電機総設	
運転期間	通年	
運転時間	24時間	
点検期間	1週間に1日	
点検時間	8時間以上（休憩時間を除く）	
備考		

設置年月日	平成9年3月31日
流入水	生活排水（C）
流入水質	—
計画流入汚水量	656.7m ³ /日（平均）1,726.0m ³ /日（最大）
処理方式	○連続処理 ・ バッチ処理
	1次処理 スクリーン、沈砂、コンクリーター
	2次処理 —
排出水の水質	—
製造者名	（株）タクマ
運転期間	通年
運転時間	24時間
監視期間	通年（土・日・祝祭日・12月29日から1月3日を除く）
監視時間	8時30分から17時15分まで
備考	土・日・祝祭日・12月29日から1月3日の内仕様書記載の日は別紙1-6-4の項目の点検のため9時から11時45分まで従事する。

設置年月日	平成9年3月31日
流入水	実験排水（B）
流入水質	PH : 5.1 SS : 15.7mg/ℓ
	BOD : 21.3mg/ℓ
計画流入汚水量	247.5m ³ /日（平均）876.0m ³ /日
処理方式	○連続処理 ・ バッチ処理
	1次処理 自動スクリーン
	2次処理 接触酸化、凝集沈殿
	3次処理 生物濾過、急速砂濾過
	その他 滅菌
排出水の水質	PH : 5.8～8.6 BOD : 15mg/ℓ以下 大腸菌群数10個/ml以下
製造者名	（株）タクマ
運転期間	通年
運転時間	24時間
監視期間	通年（土・日・祝祭日・年末・12月29日から1月3日を除く）
監視時間	8時30分から17時15分まで
備考	土・日・祝祭日・12月29日から1月3日の内仕様書記載の日は別紙1-6-4の項目の点検のため9時から11時45分まで従事する。

設置年月日	平成9年3月31日	
流入水	希釈排水（A）（第3次洗浄排水）	
流入水質	PH：5～9	SS：1000mg/ℓ以下
	BOD：400mg/ℓ以下	カドミウム：0.1mg/ℓ以下
	シアン化合物：0.1mg/ℓ以下	有機リン化合物：検出限界以下
	鉛：0.1mg/ℓ以下	6価クロム：0.05mg/ℓ以下
	ヒ素：0.05mg/ℓ以下	総水銀：10mg/ℓ以下
	その他重金属類：10mg/ℓ以下	
計画流入汚水量	25m ³ /日	
処理方式	○連続処理 ・ バッチ処理	
	1次処理	自動スクリーン
	2次処理	接触ばっき・凝集沈殿
	3次処理	砂濾過
	その他	活性炭吸着・重金属吸着・水銀吸着
排出水の水質	PH：6～8.5	SS：15mg/ℓ以下
	BOD：25mg/ℓ以下	カドミウム0.01mg/ℓ以下
	シアン化合物0.1mg/ℓ以下	有機リン化合物：検出限界以下
	鉛：0.1mg/ℓ以下	6価クロム：0.05mg/ℓ以下
	ヒ素：0.05mg/ℓ以下	総水銀：0.005mg/ℓ以下
製造者名	（株）タクマ	
運転期間	通年	
運転時間	24時間	
監視期間	通年（土・日・祝祭日・12月29日から1月3日除く）	
監視時間	8時30分から17時15分まで	
備考	土・日・祝祭日・12月29日から1月3日の内仕様書記載の日は別紙1-6-4の項目の点検のため9時から11時45分まで従事する。	

設置年月日	平成13年6月29日		
流入水	基礎実習棟解剖排水		
流入水質	P H : 5. 8～8. 6		SS : 2000mg/ℓ以下
	BOD : 2000mg/ℓ以下		
計画流入汚水量	8m ³ /日		
処理方式	1 次処理	○連続処理 ・ バッチ処理	
	2 次処理	滅菌	
	3 次処理	－	
排出水の水質	P H : 5. 8～8. 6		SS : 600mg/ℓ以下
	BOD : 600mg/ℓ以下		大腸菌群数3000コ/cc以下
製造者名	(株) 富士電機総設		
運転期間	通年		
運転時間	2 4 時間		
点検期間	1 週間に 1 日		
点検時間	8 時間以上 (休憩時間を除く)		
備考			

別紙 1 - 6 - 2

生活廃水 (C) 放流設備機器表

機器名称	型式	機器仕様	動力	台数	設置場所	備考
機械スクリーン	平格子型 自動掻寄式	800mm ^w × 1500mm ^L	0.4	2	受水室	
ゲート	鋼板製 手動開閉式		—	6	受水室	
バースクリーン	平格子型 (バスケット、熊手付)	700mm ^w × 1500mm ^L	—	1	受水室	
コミュニケーションター	自動給油装置付	2500m ³ /日	0.4	1	受水室	
バースクリーン	平格子型	700mm ^w × 1500mm ^L	—	1	受水室	
廃水送水ポンプ	水中ポンプ (脱着装置付)	φ100mm × 1.7m ³ /分 × 10m ^H	7.5	2	受水室	
下水放流メーター	積算カウンタ付		—	2	屋外	

実験廃水 (B) 処理設備機器表

機器名称	型式	機器仕様	動力	台数	設置場所	備考
苛性ソーダポンプ	直動式ダイヤフラムポンプ	φ13mm × 60リットル/時 × 7kg/cm ²	0.2	2	苛性ソーダ貯槽	
中和用ポンプ	直動式ダイヤフラムポンプ	φ13mm × 30リットル/時 × 7kg/cm ²	0.2	1	苛性ソーダ貯槽	
硫酸バンド貯槽	鋼板製円筒立型槽 (内面エポキシ樹脂)	φ1900mm × 2400mm ^H	—	1	屋外	
硫酸バンドポンプ	直動式ダイヤフラムポンプ	φ13mm × 60リットル/時 × 7kg/cm ²	0.2	2	硫酸バンド貯槽	
凝集助剤溶解槽	鋼板製円筒立型槽	φ1400mm × 1500mm ^H	—	2	既設ホッパ室	
凝集助剤溶解槽攪拌機	可搬型	中速回転 1500mm ^L	0.75	2	凝集助剤溶解槽	
凝集助剤ポンプ	直動ダイヤフラムポンプ	φ15mm × 120リットル/時 × 5kg/cm ²	0.2	2	凝集助剤溶解槽	
凝集沈殿槽用ブリージ			—	1	屋外	
生物ろ過用充填材	合成樹脂製	37.5m ³	—	2	生物ろ過槽	

別紙 1-6-2

機器名称	型式	機器仕様	動力	台数	設置場所	備考
生物ろ過槽用散気装置	散気管	300リットル/分	—	9	生物ろ過槽	
生物ろ過槽用エアリフトポンプ	S G P 製	φ 80mm	—	2	生物ろ過槽	
攪拌ブローア	ルーツワロー (サイレンサー付)	φ 125×8.5Nm ³ /分×0.5kg/cm ² G φ 125×6.0Nm ³ /分×0.5kg/cm ² G	15 11	1 1	ブローア室	
曝気用ブローア	ルーツワロー (サイレンサー付)	φ 125×8.5Nm ³ /分×0.5kg/cm ² G	15	3	ブローア室	
逆洗用ブローア	ルーツワロー (サイレンサー付)	φ 100×4.5Nm ³ /分×0.4kg/cm ² G φ 100×8Nm ³ /分×2000WG	7.5 7.5	1 1	ブローア室	
B 廃水送水ポンプ	水中ポンプ (脱着装置付)	φ 150mm×1.83m ³ /分×15m ^H	11	2	受水室	
廃水計量槽送水ポンプ	水中ポンプ (脱着装置付)	φ 100mm×1.15m ³ /分×10m ^H	5.5	2	B 廃水タンク槽	
スクリーン	傾斜式自動スクリーン	100N・/時	3.7	1	屋外	
再利用水ポンプ	給水ユニット	25m ³ /時	—	2	屋外	圧力タンク付
凝集沈殿槽集泥機	ブリッジサポート型	φ 10.6m	0.4	1	屋外	
消泡水ポンプ	水中ポンプ (脱着装置付)	φ 65mm×0.35m ³ /分×18m	2.2	1	屋外	
苛性ソーダ貯槽	合成樹脂製	φ 2100mm×3600mm ^H	—	1	屋外	
排水計量槽	鋼板製 (S U S) 角形槽	1660mm ^W × 1260mm ^L × 900mm ^H	—	1	屋外	
中和槽攪拌機	ギヤー駆動立型	槽容量10m ³ 中速回転2000mm ^L 容量185m ³	2.2	1	中和槽	
接触酸化槽用充填材	合成樹脂製	—	—	1	接触酸化槽	
接触酸化槽用散気装置	エゼクター型	φ 75×80A×3500mmL	—	3	接触酸化槽	
接触酸化槽用エアリフトポンプ	S G P 製	φ 150mm	—	2	接触酸化槽	
急速攪拌槽攪拌機	ギヤー駆動立型	槽容量5m ³ 中速回転2000mmL	0.75	1	急速攪拌槽	

別紙 1-6-2

機器名称	型式	機器仕様	動力	台数	設置場所	備考
緩速攪拌槽攪拌機	ギヤ駆動立型	槽容量10m ³ 低速回転2000mmL	1.5	1	緩速攪拌槽	
凝集沈殿槽汚泥ポンプ	水中汚水汚物ポンプ (脱着装置付)	φ50mm×0.1m ³ /分×10m	0.75	1	屋外	
汚泥濃縮槽エアリフトポンプ			—	1	屋外	
ろ過器送水ポンプ	水中ポンプ (脱着装置付)	φ80mm×0.84m ³ /分×20m	5.5	2	消泡水槽	
次亜塩素酸ソーダ貯槽	合成樹脂製	1.5m ³		1	屋外	
次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	ダイヤフラム式	φ16mm×2L/時×20m	0.1	2	次亜塩素酸ソーダ貯槽	
急速ろ過器	全自動圧力式	25m ³ /時	—	2	屋外	
監視盤	PH・流量		—	1	管理室	

希釈廃水 (A) 処理設備機器表

機器名称	型式	機器仕様	動力	台数	設置場所	備考
反応槽	鋼板製角形	容量380L 攪拌機付属	0.1	1	屋外	
凝集槽	鋼板製角形	容量290L 攪拌機付属	0.1	1	屋外	
沈殿槽	鋼板製円筒型	容量3.4m ³ 汚泥掻寄機付	0.2	1	屋外	
砂ろ過槽	全自動加圧ろ過式	容量0.28m ³ φ600	—	1	屋外	
活性炭吸着塔	自動逆洗式	容量活性炭0.6m ³ φ700	—	1	屋外	
重金属吸着塔	手動逆洗式	容量活性炭0.6m ³ φ700	—	1	屋外	
水銀吸着塔	手動逆洗式	容量吸着剤0.6m ³ φ700	—	1	屋外	
ろ過原水槽	樹脂製円筒形ポリエチレン	容量2m ³	—	1	屋外	
苛性ソーダ槽	樹脂製角形PVC	容量100リットル 攪拌機付属	0.1	1	屋外	

別紙 1-6-2

機器名称	型式	機器仕様	動力	台数	設置場所	備考
凝集剤槽	樹脂製角形 PVC	容量 500リットル	—	1	屋外	
高分子凝集剤槽	樹脂製角形 PVC	容量 500リットル 攪拌機付属	—	1	屋内	
スクリーン	自動洗浄式ワイヤースクリーン	容量 2.1m³/H ステンレス	0.1	1	屋外	
貯槽ポンプ	水中ポンプ (脱着装置付)	30L 7m	0.25	2	希釈廃水貯槽	
予備貯槽ポンプ	水中ポンプ (脱着装置付)	30L 7m	0.25	1	予備廃水貯槽	
攪拌ブローア	ルーツブローア	1.1m³/分 4.5m	2.2	1	屋内	
汚泥引抜ポンプ	定量ポンプ	6リットル/m 30m	0.4	2	屋外	
ろ過原水ポンプ	渦巻ポンプ	20リットル/m 28m	1.5	2	屋外	
逆洗ポンプ	水中ポンプ (脱着装置付)	130リットル/m 18m	1.5	1	放流槽	
放流ポンプ	水中ポンプ (脱着装置付)	19リットル/m 18m	0.4	2	放流槽	
苛性ソーダポンプ	定量ポンプ	10cc/m 10m	0.1	1	屋外	
凝集剤ポンプ	定量ポンプ	20cc/m 10m	0.1	1	屋外	
高分子凝集剤ポンプ	定量ポンプ	50cc/m 10m	0.1	1	屋内	
原水槽ポンプ	水中ポンプ (脱着装置付)	35リットル/m 7m	0.4	1	原水槽	
接触ばっき槽充填材	合成樹脂製	7m³	—	1	接触ばっき槽	
計量槽		860×510×400H	—	1	屋外	
監視盤	P H・流量		—	1	屋内	

基礎実習棟廃水処理装置機器表

機 器 名 称	機 器 仕 様	電 圧	動力 (kw)	台数
原水ビット	容量 800w×2000l×1000h=1.6m ³ RC			1
原水槽	容量 1700w×2000l×3000h=10.0m ³ RC 付属品 散気装置 ブロー 20A×120l/min×0.1Mpa	3φ×200V	0.15	1
滅菌槽	容量 600w×650l×1000h=0.34m ³ FRP 角型 蓋付 付属品 攪拌機 200rpm 堅型 ゴムライニング PH計	3φ×200V	0.06	1
反応槽	容量 600w×650l×1000h=0.34m ³ FRP 角型 蓋付 付属品 攪拌機 200rpm 堅型 ゴムライニング PH計	3φ×200V	0.09	1
凝集槽 1	容量 400w×600l×1000h=0.24m ³ FRP 角型 蓋付 付属品 攪拌機 100rpm 堅型	3φ×200V	0.06	1
凝集槽 2	容量 400w×600l×1000h=0.24m ³ FRP 角型 蓋付 付属品 攪拌機 100rpm 堅型	3φ×200V	0.06	1
凝集沈殿槽	容量 1600φ×2400h=2.1m ³ SUS304 丸型 蓋付 (ホッパー型) 付属品 減速機 堅型 レベルスイッチ 電極棒	3φ×200V	0.2	1
原水ビットポンプ	50A×100l/min×10m ハイスピンポンプ	3φ×200V	0.75	2
原水ポンプ	50A×50l/min×6m ハイスピンポンプ	3φ×200V	0.25	2
自動スクリーン	掻き揚げ式 付属品 残渣かご	3φ×200V	0.025	1
硫酸タンク	容量 200l PVC 攪拌機架台付 付属品 攪拌機 200rpm 堅型	3φ×200V	0.06	1
硫酸ポンプ	4φ×20cc/min×1.0Mpa 定量可変型 PVC	3φ×200V	0.025	1
凝集剤タンク	容量 200l PVC			1
凝集剤ポンプ	4φ×40cc/min×1.0Mpa 定量可変型 PVC	3φ×200V	0.025	1
化成ソーダタンク	容量 200l PVC			1
化成ソーダポンプ	4φ×20cc/min×1.0Mpa 定量可変型 PVC	3φ×200V	0.025	1
カチオンタンク	容量 200l PVC 攪拌機架台付 付属品 攪拌機 200rpm 堅型	3φ×200V	0.06	1
カチオンポンプ	4φ×20cc/min×1.0Mpa 定量可変型 PVC 高粘度仕様	3φ×200V	0.025	1
アニオンタンク	容量 200l PVC 攪拌機架台付 付属品 攪拌機 200rpm 堅型	3φ×200V	0.06	1
アニオンポンプ	4φ×20cc/min×1.0Mpa 定量可変型 PVC 高粘度仕様	3φ×200V	0.025	1
二酸化塩素タンク	容量 100l PVC			1
二酸化塩素ポンプ	4φ×20cc/min×1.0Mpa 定量可変型 PVC	3φ×200V	0.025	2
処理水槽	容量 600w×600l×1200h=0.3m ³ PE 角型			1
脱水機	フィルタープレス 濾過面積 5m ² 濾過容量 50l 濾過圧力 4kg/cm ² 現場盤 屋内型	3φ×200V		1
通気用排気ファン	20m ³ /h×850Pa PVC 屋外型 防振架台共	3φ×200V	0.2	1
フィルターユニット	処理風量 20m ³ /h 屋外型SUS製ケージ 付属品 差圧計、差圧スイッチ プレフィルタ：重量法82%以上、抗菌HEPAフィルタ：99.97%以上 (0.3μm) 脱臭吸着フィルタ：ビュラフィル吸着剤			1
動力制御盤	屋内自立型 PH計 2台 運転表示 各故障表示 遠方警報接点			1
警報盤	屋内自立型 故障表示 異常表示			2
設備架台	SUS304			1
攪拌ブロー	D-クリブ D7- 0.2KW 空気量120L/min ベルトM-30	3φ×200V		1
流量計量槽	FRP製			1
脱水機ポンプ	1.0✓/hr×0.5Mpa 油圧作動式ダイヤフラムポンプ	3φ×200V		1

点検項目（土、日、休日、12/29～1/3）

区分	点検機器等	点検及び作業項目
実験 廃水 処理 設備 及び 生活 廃水 放流 設備	機械スクリーン	作動状況、ゴミ処分
	コンピュータ	作動状況、グリス量確認、ゴミ処分
	生活廃水受水槽	フロートの掃除
	廃水送水ポンプ	作動状況
	B 廃水受水槽	フロート掃除 PH透視度水温測定
	B 廃水送水ポンプ	作動状況
	B 廃水モニター槽	フロートの掃除 P H透視度水温測定
	廃水計量槽送水ポンプ	作動状況
	消泡水槽	フロートの掃除
	消泡水ポンプ	作動状況
	ろ過器送水ポンプ	作動状況
	急速ろ過器	作動状況
	再利用水槽	フロートの掃除 PH透視度残塩水温測定
	B 廃水流量計	作動状況、積算値、記録計
	下水放流水	PH水温測定
	下水放流流量計	作動状況、積算値、記録計
希 釈 廃 水 処 理 設 備	希釈廃水原水槽	フロートの掃除
	原水槽ポンプ	作動状況
	希釈廃水貯槽	フロートの掃除
	貯槽ポンプ	作動状況
	ろ過原水槽	作動状況、水位確認
	ろ過原水ポンプ	作動状況
	砂ろ過塔	作動状況、
	活性炭吸着塔	作動状況
	重金属吸着塔	作動状況
	水銀吸着塔	作動状況
	放流槽	フロートの掃除 P H水温測定
	放流ポンプ	作動状況
	放流水流量計	作動状況、積算値、記録計
各流量計チェック、各薬注ポンプ点検、盤点検、反応槽P H点検、反応凝集槽攪拌機点検、冬期凍結対策（ヒーター入れ）各積算流量値記録の作業を含む。 点検は1日1回		

電気工作物保安点検基準

表 1 特高・高圧受変電設備

区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.1 各機器共通	外観点検 機器	1) 機器の取付け、支持の状況を点検する。 緩み等は増結めする。	○	○	○塗装の剥離等がある 場合は修理する。
		2) 塗装の剥離の有無を点検する。	○	○	
		3) 機器・碍子・ブッシングなどの汚損、 損傷、変形、亀裂、発錆、変色等の有無 を点検する。汚損は清掃する。	○	○	
		4) 機構部品等の脱落等の有無を点検する。	○	○	
	接続部	1) 端子部の変色、腐食、断線の有無を目 視の範囲で確認する。	○	○	○脱落等がある場合は 調整する。
		2) 端子部の変色、腐食、断線の有無を点 検する。変色等がある場合は原因を調査 する。	○	○	
		3) 過熱の有無をサーモラベルで確認する。	○	○	
		4) 端子・配線符号（マークキャップ・端 子番号・配線札等）の損傷及び脱落の有 無を点検する。	○	○	
	接地線	1) 接地線端子部の変色、腐食の有無を確 認する。	○	○	
		2) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を 点検する。	○	○	
2.2.2 設置場所	(電気室全般) 外観点検 環境等	1) 室内等へ漏水、小動物等の侵入又はそ の痕跡、ほこりの堆積等の有無を確認す る。運転に支障ある漏水等は応急処置し、 ほこりは清掃する。	○	○	○破損がある場合は交 換する。
		2) 異常者、異常振動、異臭の有無を確認 する。異常がある場合は目視の範囲で発 生元を調査する。	○	○	
		3) 絶縁マット等の位置が適正か確認する。	○	○	
		4) ディスコン棒その他操作器具の破損、 汚損の有無及び収納場所が適正か点検す る。	○	○	
		5) 機器の搬入、搬出、測定機器を持って の安全通路の可否を点検する。	○	○	
		6) 室内に可燃物を置いていないか確認す る。	○	○	
	接地端子盤	7) 消火器（電気用）が設置されているか 確認する。	○	○	○設置されていない場 合は設置要請する。
		1) 接地端子盤の損傷、汚損の有無を確認 する。	○	○	
		2) 接地線等の損傷、緩み、脱落等の有無 を点検する。	○	○	
		3) 変圧器 2 次側中性線電流を測定し記録 する。 異常ある場合は原因バンクを調査する。	○	○	

区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.3 閉鎖形受配電盤	保護金網	1) 金網の設置場所が適正か確認する。 2) 扉の鍵の損傷、施錠の有無及び開閉が円滑か点検する。 3) 標識の汚損、破損、脱落等の有無、取付位置を確認する	○	○	○異常がある場合は修理する。 ○破損がある場合は交換する。
	P C B 表示 予備品付属品	1) P C B 使用表示が適切か確認する。 1) P F 等予備品、P T T - C T T 等の付属品工具が揃っているか確認する。 2) 専用の油脂、カーボンパリス等の有無及び変質等を確認する。	○	○	
	記録	1) デマンド記録形電流計は、値を記録しリセットする。 2) 高調波計のあるものは、値を記録する。 3) 高調波測定・記録を1週間行い、分析結果を報告する。	○	○	
	機能点検	1) 受変電機器用の接地抵抗を測定する。 2) 主回路（高圧）、と大地間との絶縁抵抗を測定する。	○	○	
	総合点検	1) 各種警報が、外部警報盤等に正常に表示されるか点検する。 2) 遠方操作盤からの遠隔操作が正常か点検する。	○	○	○不足・変質のものは報告する。
	外観点検	※配電盤取付け機器の点検は、当該機器の項目により行う。			
	機器 接続部 接地線 環境等	2.2.1 による。 2.2.1 による。 2.2.1 による。 1) 小動物等の侵入又はその痕跡、ほこりの堆積等の有無を確認する。 運転に支障あるほこりは清掃する。	○	○	
	制御回路等の配線	1) 保護ヒューズの破損、溶断等の有無を点検する。 2) 損傷、固定及び接続の緩み、断線等の有無を点検する。緩みがある場合は増結めする。	○	○	
	切換器、操作器等	1) 操作、切替スイッチ等の状態を確認する。 2) 器具等の損傷等の有無を点検する。	○	○	
	指示計器 表示灯	1) 各計器の指示値の適否を点検する。 1) 配電盤等の信号打、表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより確認し、球切れがある場合は交換する。	○	○	
	母線、端子、絶縁物	1) 2.2.6 母線による。 2) 前面扉を開けての点検等で、容易にふれるような高圧露出部がないか点検する。	○	○	
	扉等	1) 錠、丁番等の損傷、施錠の有無を確認する。 2) 内部の防護用扉（板）等の固定の緩み等の有無を点検する。緩みがある場合は増結めする。	○	○	
	引出装置	1) 引出形装置等の汚損、損傷、発錆、固	○	○	

区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.5 低圧配電盤類	補助継電器等	定の緩み等の有無を点検する。緩み等がある場合は増締めする。	○	○	○異常がある場合は交換する。
		2) 引出装置のレール、ローラ等は円滑か点検する。指定箇所に給油、給脂する。	○	○	
	換気装置	1) 本体、カバー等の損傷、緩み、脱落等の有無を点検する。	○	○	○損傷が著しい場合は交換する。
		2) コイルの損傷、焼損、接点の摩耗、損傷、動作の異常等の有無を点検する。接点の損傷は調整する。	○	○	
	機能点検 総合点検	1) 異常音、過熱等の有無を確認する。	○	○	○異常がある場合は原因を調査し、修理する。
		2) 換気装置の目詰まりの有無を確認する。詰まりのある場合は清掃する。	○	○	
		1) 指示計器類を校正する ※しゅん工時のシーケンス図、連動制御等の図面に基づいて行う。	○	○	
		1) 関連する機器との連動試験を行う。	○	○	
	機能点検 総合点検	2) 関連する機器とのインターロック試験を行う。	○	○	○異常がある場合は調整する。 ○異常がある場合は調整する。
		2.2.1 による。	○	○	
		2.2.1 による。	○	○	
		2.2.1 による。	○	○	
	外観点検 機器 接続部 接地線 開閉器類	配線用遮断機、漏電遮断機、電磁接触器、双投電磁接触器等	○	○	○異常がある場合は調整する。 ○異常がある場合は調整する。
		1) 異音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無を確認する。	○	○	
		2) 開閉表示状態（指示、点灯）を確認する。	○	○	
		3) 漏電遮断器等の動作をテストボタンにより行い、瞬時動作することを確認する。	○	○	
	指示計器、 表示操作	1) 操作、切替スイッチ等の状態を確認する。	○	○	○異常がある場合は調整する。 ○異常がある場合は調整する。
		2) 各計器の指示値の適否を確認する。	○	○	
		3) 配電盤等の信号打、表示灯類の点灯状態を目視及びランプチェックにより確認し、球切れがある場合は交換する。	○	○	
	保護継電器	1) 保護継電器の動作表示を確認し、動作表示がある場合は原因を調査し復帰する。	○	○	○異常がある場合は調整する。 ○異常がある場合は調整する。
		2) 保護継電器が設置されている場合は2.2.21 保護継電器の当該機器の項目による。	○	○	
	低圧進相コンデンサ 計器用変成器 冷却ファン	1) 異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を確認する。	○	○	○異常がある場合は調整する。 ○異常がある場合は調整する。
		1) 異音、異臭、異常振動等の有無を確認する。異常がある場合は原因を調査する。	○	○	
	機能点検	1) 冷却ファンの回転状況を確認する。	○	○	○異常がある場合は調整する。 ○異常がある場合は調整する。
		2) フィルタが有る場合は清掃する。	○	○	
	機能点検	1) 主回路、制御回路と大地間との絶縁抵抗を測定する。	○	○	○異常がある場合は調整する。 ○異常がある場合は調整する。
		2) 指示計器類を校正する。	○	○	

区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.6 母線	総合点検	1) 関連する機器との連動試験を行う。 2) 関連する機器とのインターロック試験を行う。 (バスダクトを含む)			
	外観点検 電線・銅帯等	1) たるみの有無及び離隔距離が十分か点検する。	○	○	○たるみが著しい場合は調整する。
	支持点距離の規定値（高圧の場合） 高圧母線支持点間の距離 1m以下 相互間：150mm以上，造営材100mm以上 高圧母線支持点間の距離 1m超 相互間：200mm以上，造営材100mm以上 点検通路上 高圧母線の高さは2.3m以上				
		2) 碍子等への固定の緩み，脱落等の有無を点検する。 3) 碍子の汚損及び亀裂の有無を確認する。 4) 被覆の汚損，損傷等の有無を点検する。 5) 接続部，クランプ類の損傷の有無を点検する。 6) 接続部の変色，過熱等の有無をサーモラベルで確認する。 7) 緩みなど原因箇所を特定できるものは増結めする。 8) トルクレンチを用いて母線の増結を行う。	○	○	○異常がある場合は調整する。
2.2.7 真空遮断器 真空接触器	バスダクト	1) 温度差のある部分を結ぶものは結露の有無を確認する。		○	
		(VCB, VCS)			
	製造者等業務 この区分内の点検の業務内容は参考とし，製造者の点検及び保守基準により製造者又は製造者が認める技術者により実施する。				
	外観点検 機器 接続部 接地線 表示器等	2.2.1 による。 2.2.1 による。 2.2.1 による。 1) 開閉表示状態（指示，点灯）を確認する。 2) 開閉表示灯（器）の作動が正常か確認する。 3) 度数計がある場合は動きを確認する。	○	○	
	外観点検 機器 接続部 接地線 表示器等	2.2.1 による。 2.2.1 による。 2.2.1 による。 1) 開閉表示状態（指示，点灯）を確認する。	○	○	

区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.10 密閉形開閉器	制御回路	2) 開閉表示灯(器)の作動が正常か確認する。	○	○	
		3) 度数計がある場合は動きを確認する。	○	○	
	操作部等	1) 端子、配線の緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増結めする。	○	○	○脱落等がある場合は調整する。 ○摩耗が著しい場合は交換する。
		2) 補助接点等の損傷、摩耗の有無を点検する。			
	遮断部	3) 電源電圧が正常であるか点検する。	○	○	○異常がある場合は調整する。
		1) 手動又は電動による「入」「切」を行い、作動の良否並びに異常音の有無を点検する。	○	○	
	機能点検	2) 引外し自由機能の作動が正常か点検する。			○異常がある場合は調整する。
		3) ストローク、接合部の調整値を製造者の基準値に調整する。			
	機能点検	4) 内部機構部品の緩み、脱落等の有無を点検する。緩みがある場合は増結めする。			○異常がある場合は修理する。
		5) 各機構部をウエス等で清掃後、必要に応じ指定箇所に注油・給油する。	○	○	
	総合点検	1) 主接点の摩耗量を指定箇所をゲージで点検する。			○異常がある場合は調整する。 ○異常がある場合は調整する。
		1) 遮断器の投入、開極時間を測定し、規定時間内にあることを確認する。			
	総合点検	2) 三極不揃いの有無を点検する。			○異常がある場合は調整する。 ○異常がある場合は調整する。

製造者等業務

この区分内の点検の業務内容は参考とし、製造者の点検及び保守基準により製造者又は製造者が認める技術者により実施する。

外観点検

機器

2.2.1 による。

接続部

2.2.1 による。

接地線

2.2.1 による。

操作部等

1) 開閉表示が適正か確認する。
2) 操作紐の緩み、固定位置が適正か点検する。

○

○

○異常がある場合は修理する。

接触子

1) 接触子、消弧室の損傷、汚損、変色等の有無を点検する。
2) 主接点の摩耗、損傷、変色等の有無を点検する。損傷がある場合は調整する

○

○

○損傷等が著しい場合は交換する。

機構部

1) 入、切操作が円滑か点検する。
2) 機構部品の損傷、脱落、緩み等の有無を点検する。緩みがある場合は増結めする。

○

○

○異常がある場合は修理する。

区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.12 気中開閉器 (函体なし)	制御回路	3) 函体内部の損傷、発錆等、絶縁物、ガスケットの劣化、損傷の有無を点検する。 1) 補助接点等の損傷、摩耗、動作の異常の有無を点検する。 2) 変流器等を内蔵するものは、内蔵機器の損傷、変色等の有無を点検する。			○異常がある場合は修理する。 ○損傷、摩耗が著しい場合は修理する。 ○損傷が著しい場合は修理又は交換する。
	機能点検	1) 主導電部と大地間、制御回路と大地間の絶縁抵抗を測定する。	○	○	○異常がある場合は原因を調査し、修理する。
	総合点検	1) 関連機器、保護継電器との連動試験を行う。		○	○異常がある場合は調整する。
	外観点検	(LBS) 2.2.1 による。			
	機器	2.2.1 による。			
	接続部	2.2.1 による。			
	接地線	2.2.1 による。			
	接触子	1) 主接点の摩耗、損傷、変色等の有無を点検する。損傷がある場合は調整する。	○	○	○損傷等が著しい場合は交換する。
	消弧部	1) 消弧部の損傷、焼損等の有無を点検する。	○	○	○異常がある場合は修理する。
	制御回路	1) 補助接点等の損傷、摩耗、動作の異常の有無を点検する。	○	○	○損傷、摩耗が著しい場合は修理する。
2.2.13 電力ヒューズ (ホルダ共)	操作部及び 機構部配線	1) 機構部品に緩み、脱落等がないか点検する。緩みがある場合は増締めする。 2) 入、切操作が円滑か点検する。	○	○	○異常がある場合は調整する。
		3) 三相一括強制遮断する機構になっているか点検する。	○	○	
		4) 高圧充電部に容易に触れるような状態になっていないか、絶縁カバーの異常の有無を点検する。	○	○	
	外観点検	(PF) 2.2.1 による。			
	機器	2.2.1 による。			
	接続部	2.2.1 による。			
	接地線	2.2.1 による。			
	配線	1) 配線の損傷、離隔距離等の有無を点検する。	○	○	○損傷がある場合は交換する。
	ヒューズ	1) 端子、ヒューズ筒（接触部）の過熱及び変色の有無を確認する。 2) ヒューズの熔断がないか点検する。	○	○	○熔断の場合は交換する。
		3) 適正ヒューズが使用されているか点検する。	○	○	
	ホルダ等	1) 警報接点の作動が正常か点検する。	○	○	○異常がある場合は調整する。
		2) ホルダ等の過熱の有無を点検する。	○	○	
		3) 動作表示はでていないか点検する。	○	○	○動作表示がでている場合は原因を調査し、交換する。
		4) ホルダ等の保持力が適正か点検する。	○	○	○異常がある場合は調整する。

区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.14 高圧カットアウト	外観点検 機器 接続部 接地線 配線	(P C) 2.2.1 による。 2.2.1 による。 2.2.1 による。 1) 配線の損傷、離隔距離、ゴムブッシング等の脱落の有無を確認する。	○	○	○異常がある場合は修理又は部品交換する。
	接触子	1) 接触子、消弧室の損傷、汚損、変色等の有無を点検する。損傷がある場合は調整する。 2) 投入状態でロックし、緩みがないか点検する。緩みがある場合は増締めする。	○	○	
	ヒューズ	3) フレーム定格電流は内部ヒューズの定格電流以上あるか点検する。 1) 端子、ヒューズ筒（接触部）の過熱及び変色の有無を確認する。: 2) ヒューズの熔断がないか点検する。 3) 適正ヒューズが使用されているか点検する。	○	○	○フレーム定格不良の場合は交換する ○熔断の場合は交換する。
2.2.15 断路器	外観点検 機器 接続部 接地線 機構部	(D C) 2.2.1 による。 2.2.1 による。 2.2.1 による。 1) 機構部品の損傷、脱落等の有無を確認する。 2) 機構部品の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。 油切れの場合は滴量を注油する。 3) レバー等のストロークを確認する。	○	○	
	接触子	1) 端子、刃の接触部、刃の開き止め及び操作部の過熱、変色、損傷、変形、及び錆の有無を確認する。 異常がある場合は電流記録を調査する。 2) 投入状態、安全掛金の状態が正常か点検する。 3) 主接点の摩耗、損傷、変色等の有無を点検する。損傷がある場合は調整する。	○	○	○異常がある場合は修理する。 ○損傷が著しい場合は交換する。
	補助接点等	1) 補助接点等の汚損、損傷、摩耗等がないか点検する。 2) 入、切操作が円滑か点検する。 3) 開閉表示等の補助接点のあるものは、作動が正常か点検する。	○	○	・損傷、摩耗が著しい場合は交換する ○異常がある場合は調整する。 ○異常がある場合は修理する。
	総合点検	1) インターロックがあるものは遮断器入りで断路できないことを確認する。 2) 遠隔操作機構のあるものは、遠方操作が正常か点検する。	○	○	○異常がある場合は原因調査する。 ○異常がある場合は調整する。
2.2.16 避雷器	外観点検 機器	(L A) 2.2.1 による。			

区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.17 油入変圧器 油入直列リア クトル、放電 コイル等	接続部 接地線 配線	2.2.1 による。 2.2.1 による。 1) 端子、配線の過熱、変色等の有無を点検する。	○	○	○過熱、変色等がある場合は原因を調査する損傷がある場合は交換する。
	避雷要素	1) 放電記録装置が有る場合は、作動状況を確認・記録の後、カウンタをリセットする。 2) 碍管表面の清掃を行う。	○	○	○損傷及び亀裂がある場合は交換する。
	機能点検	1) 主導電部と大地間の絶縁抵抗を測定する。 2) 商用周波数放電開始電圧測定 ア) 専用簡易試験器（サージインピダンス、インパルス、商用加圧形等）を使用して、特性に異常がないか試験する。	○	○	○異常がある場合は2)を実施する。
	外観点検 機器 接続部 接地線 配線	(TR, SR, DR) 2.2.1 による。 2.2.1 による。 2.2.1 による。 1) 端子、配線の過熱、変色等の有無を点検する。	○	○	○過熱、変色等がある場合は原因を調査する。
	温度計	1) 運転状況、周囲温度から指示値が適正であることを確認する。 2) 温度計の汚損、損傷等の有無を確認する。	○	○	○損傷等がある場合は修理する。
	耐震・防振 装置 絶縁油	1) 固定の状況・ゴム、スプリング等の劣化の有無を点検する。 1) 油漏れ等の有無を点検する。	○	○	○異常がある場合は交換する。 ○油漏れは応急処置をする。
		2) 油面計があるものは、油面の異常の有無を確認する。	○	○	○異常がある場合は修理する。
	呼吸器等	1) 吸湿剤の変色、油壺の異常の有無を確認する。 2) 放圧装置の損傷はないか点検する。	○	○	○変色がある場合は交換又は感想処理する。 ○損傷が著しい場合は修理又は交換する。
	油槽内部	1) 油槽内部、蓋のパッキン等の損傷の有無を点検する。(密閉構造のものを除く) 2) タップ切換え装置の異常の有無を点検する。	○	○	○損傷がある場合は修理する。 ○異常がある場合は修理する。
	機能点検	※密閉式で採油不能な場合を除く 1) 絶縁油の試料を採取し、耐圧試験を行う。絶縁破壊電圧は 20KV/2.5mm 以上であることを確認する。 2) 絶縁油の試料を採取し、酸価度を測定する。酸価度は 0.2 未満であることを確認する。 3) 絶縁油の試料を採取し、油中ガス分析にて内部異常の有無を点検する。	○	○	○規定値に満たない場合は絶縁油を交換する。 ○規定値に満たない場合は絶縁油を交換する。
	総合点検	1) 保護装置又は警報接点があるものは、作動が正常か点検する	○	○	○異常がある場合は調整する。

区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.18 乾式・モールド変圧器、乾式直列リアクトル等	外観点検 機器 接続部 接地線 配線	(TR, SR, DR) 2.2.1 による。 2.2.1 による。 2.2.1 による。 1) 端子、配線の過熱、変色等の有無を点検する。	○	○	○過熱、変色等がある場合は原因を調査する。
	温度計	1) 運転状況、周囲温度から指示値が適正であることを確認する。 2) 温度計の汚損、損傷等の有無を確認する。	○	○	○損傷等がある場合は修理する。
	耐震・防振装置	1) 固定の状況・ゴム、スプリング等の劣化の有無を点検する。	○	○	○異常がある場合は交換する。
	鉄心、巻線等	1) 鉄心、クランプ等の破損、発錆等の有無を点検する。 2) 巻線の間隔等のずれの有無を点検する。	○	○	○ずれ等がある場合は製造者等により修理する。
	絶縁体	1) ヘアクラックの有無を点検する。 2) タップ切換え装置の異常の有無を点検する。	○	○	○異常がある場合は修理する。
	冷却ファン	1) 冷却ファンの回転状況を確認する。 2) フィルターが有る場合は清掃する。	○	○	
	機能点検	1) 保護装置又は警報接点があるものは、作動が正常か点検する	○	○	○異常がある場合は調整する。
2.2.19 高圧進相コンデンサー	外観点検 機器 接続部 接地線 保護接点等	(SC) 2.2.1 による。 2.2.1 による。 2.2.1 による。 1) 保護接点の汚損、損傷、摩耗、緩み等の有無を点検する。 2) 保護接点の作動が正確か点検する。			○異常がある場合は調整する。
	画体	1) ふくらみ等の異常がないか確認する。 2) 函体の膨張の有無を点検する。許容値(片側)は次による。 30kVA以下: 15 mm 50kVA以下: 20 mm 100kVA以下: 25 mm 100kVA超える: 3 mm	○	○	
	PCB	1) PCB該当機器の場合は表示があるか点検する。			
	機能点検	1) 静電容量を測定する。 2) 内部抵抗を測定する。			
	総合点検	1) 関連機器、保護継電器との連動試験を行う。			○異常がある場合は調整する。
2.2.20 計器用変成器 (計器用変圧器、変流器、	外観点検 機器 接続部	(VT, CT, ZCT) 2.2.1 による。 2.2.1 による。			

区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.21 保護継電器	零相変流器等)	2.2.1 による。 1) ヒューズの損傷、溶断、脱落、ホルダーの腐食、変色等の有無を点検する。	○	○	○異常がある場合は修理又は交換する。
	P T 用ヒューズ	1) 油入りの場合は漏油の有無を確認する。	○	○	
	本体	1) 二次巻線と大地間及び巻線相互間の絶縁抵抗を測定する。	○	○	
	機能点検	2) 油入りの場合は絶縁油の試料を採取し、耐圧試験を行う。絶縁破壊電圧は20 kV / 2.5 mm以上であることを確認する。(密閉式を除く)			○異常がある場合は原因を調査し、修理する。
	外観点検	2.2.1 による。			
	機器	2.2.1 による。			
	接続部	2.2.1 による。			○異常がある場合は調整する。
	接地線	1) 制御配線の損傷、断線、接続の緩み等の有無を点検する。緩み等がある場合は増結めする。	○	○	
	配線	1) 動作表示を確認し、動作表示がある場合は原因を調査し復帰する。	○	○	
	動作表示器	2) 表示器の状態が適正か、戻し装置の動作が円滑か点検する。	○	○	○接点クリーナで調整する。
	内部	1) 分解とならない範囲で内部のほこり、鉄粉等の侵入、堆積の有無を点検する。塵埃等の堆積がある場合は清掃する。	○	○	
	引出装置	2) 接点の汚損、損傷、摩耗等の有無を点検する。	○	○	
	整定	1) 引出部の破損・接触不良がないか点検する。	○	○	○系統に要求される条件を満足するように整定する。
	機能点検	1) タップ、レバーの整定が適正か整定書で点検する。	○	○	
	試験共通事項	※保護継電器の試験は、最小動作・復帰値測定及び製造者の示す動作特性試験に分けて行う。 ※動作特性試験の確認点は整定値を含む2～3点で行い、製造者の特性点と比較して継電器本体の良否を判定する。(前回測定点での確認・比較で判定する)			
	過電流継電器	1) 充電部と大地間の絶縁抵抗を測定する。(電子回路等、測定電圧で破損の恐れがある機器及び回路は短絡又は取外して行う) 2) テストボタンのあるものは、テストボタンでの動作を確認する。	○	○	
		1) 整定タップ、レバーにおいて最小動作電流を測定する。また動作状態から復帰状態になる時の復帰電流を測定する。		○	
		2) 瞬時要素は、整定値で動作するか確認する。		○	

区分	項目	業務内容	A	B	備考
	過電圧継電器	3) 整定タップ、レバーにおいて動作時間を測定する。測定は、電流整定タップの200%、500%程度2点以上で確認する。 1) 整定タップ、レバーにおいて最小動作電圧を測定する。また動作状態から復帰状態になる時の電圧を測定する。		○	
	不足電圧継電器	2) 整定タップ、レバーにおいて動作時間を測定する。測定は、電圧整定タップの120%の電圧で行う。 1) 整定タップ、レバーにおいて最小動作電圧を測定する。また動作状態から復帰状態になる時の電圧を測定する。		○	
	地絡方向継電器	2) 整定タップ、レバーにおいて動作時間を測定する。測定は、電圧整定タップの70%の電圧で行う。 1) 最小動作電流（電圧）を測定する。測定は、整定値の150%の零相電流（電圧）で行う。		○	
	地絡過電圧継電器	2) 最小動作電圧を測定する。 3) 位相特性を測定する。測定は、製造者の指定する電流、電圧で行う。 4) 整定タップ、レバーにおいて動作時間を測定する。測定は、整定値の130%の電流、整定値の150%の電圧、公称動作位相で行う。		○	
	地絡過電流継電器	5) クリーピング試験を行う。（静止形を除く） 1) 整定タップ、レバーにおいて最小動作電圧を測定する。 2) 整定タップ、レバーにおいて動作時間を測定する。測定は、電圧整定タップの100%、120%、150%の電圧で行う。		○	
	比率作動継電器	1) 整定タップ、レバーにおいて最小動作電流を測定する。 2) 整定タップ、レバーにおいて動作時間を測定する。測定は、電流整定タップの130%、400%の電流で行う。		○	
	逆電力継電器	1) 整定タップにおいて最小動作電流の測定を行う。抑制電流0（A）に対する最小動作電流を測定する。 2) 動作時間の測定を行う。抑制電流0（A）にて動作電流を最小電流の300%とした場合の動作時間を測定する。		○	
	総合試験	1) 最小動作値の位相を確認する。最高感度点での動作値を測定する。 2) 動作領域を円グラフ上に記載して位相特性が基準内か確認する。 1) 継電器と遮断器など関連する機器との連動を確認する。		○	

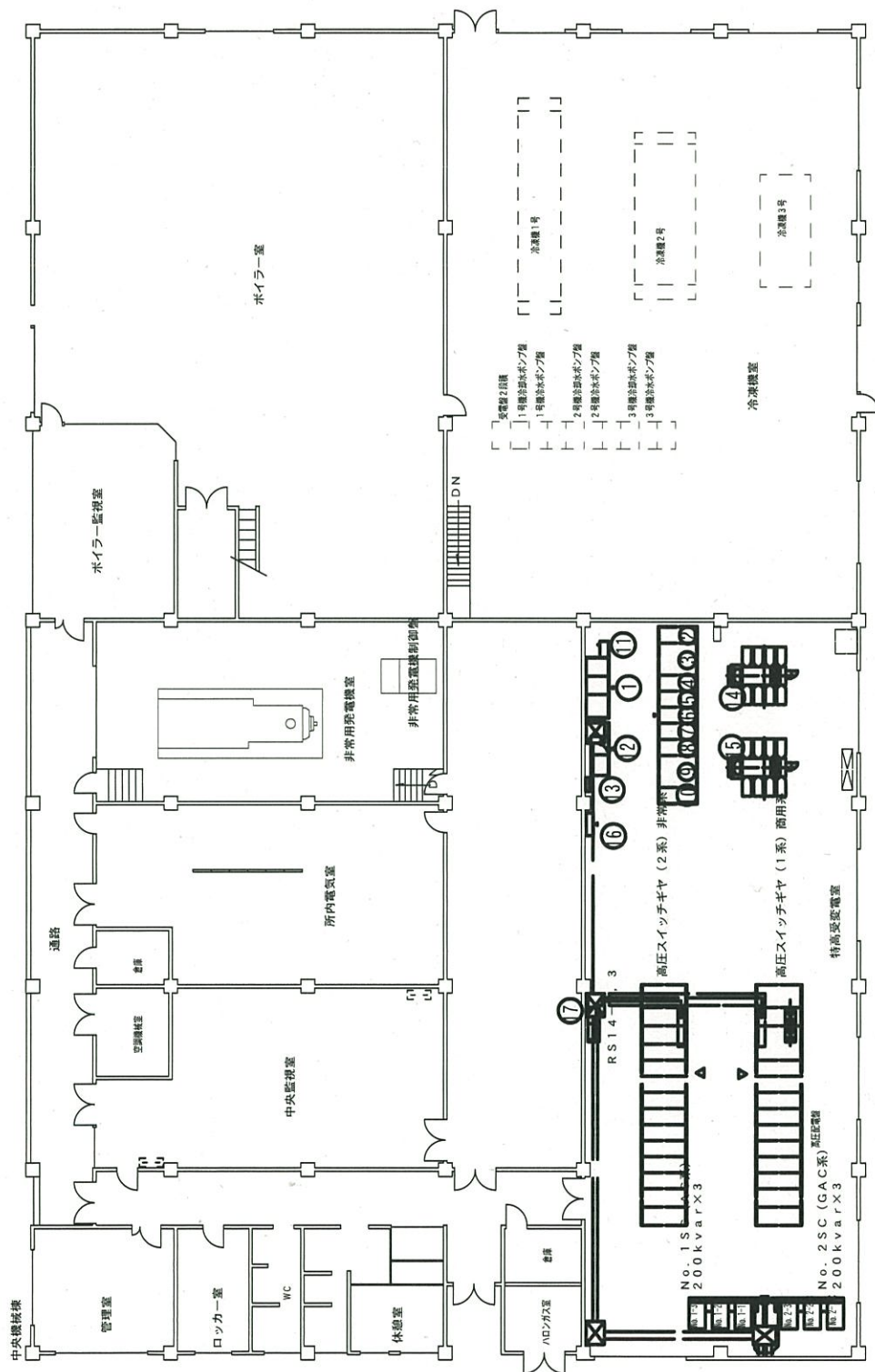
区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.23 引込設備	外観点検 機器 接続部 接地線 支持物	2.2.1 による。			
		2.2.1 による。			
		2.2.1 による。			
		1) 引込柱の沈下、傾斜など危険はないか確認する。	○	○	
		2) 引込柱、点検・整備用架台等の塗装の剥離、発錆の有無を点検する。	○	○	○塗装の剥離がある場合は補修する。
		3) 支持材・装柱材に損傷、脱落、腐食はないか点検する。	○	○	
	区分開閉器	4) ケーブル立ち上がり保護材に損傷はないか確認する。	○	○	
		5) 架空配線に異常なたるみは出ていないか点検する。	○	○	
		6) 植物のからみつきなど、障害となりそうな場所はないか。障害となりそうな場合は除去する。	○	○	
		1) 2.2.10 密閉型開閉器による。ただし装柱上での内部点検は行わない。	○	○	○柱上の油入り機器は取り替える。
2.2.24 屋外施設	機能点検	2) 操作紐の腐食の有無及び緩み、固定位置が適正か確認する。	○	○	○操作紐の腐食が著しい場合は交換する。
		3) 碍管の破損、汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	○	○	○損傷がある場合は交換する。
		1) 受変電機器の接地抵抗を測定する。	○	○	
	さく、へい等	1) 扉（出入口）開閉の良否及び施錠の有無を確認し、開閉が不良の場合には調整する。	○	○	
		2) 汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及び錆の有無を目視及び手触により確認する。	○	○	
		3) 危険表示板の汚れ、破損、脱落の有無及び取付位置を点検する。	○	○	○異常がある場合は修理する。
		4) 金網支柱の基礎（コンクリート）の沈下、亀裂、変形の有無を点検する。	○	○	
	構造物	1) 鉄構、支持架台の発錆、塗装の剥離の有無を点検する。塗装の剥離がある場合は補修する。	○	○	
		2) 鉄構、支持架台の据付状態を点検する。	○	○	
	キュービクル 外被等	1) 運転に支障ある漏水等は応急処置し、ほこりは清掃する。	○	○	
		2) 外壁回りの亀裂、破損の有無を点検する。	○	○	
		3) パネル接合目地の亀裂の有無を点検する。	○	○	
		4) 屋根、外壁、引込部の防水状況を点検する。	○	○	
	キュービクル内取付機器	5) 室内等へ漏水、小動物等の侵入又はその痕跡、ほこりの堆積等の有無を確認する。	○	○	
		※キュービクル内取付け機器の点検は、当該機器の項目により行う。			

表2 屋内電気設備

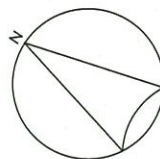
区分	項目	業務内容	A	B	備考
2.2.1 幹線	外観点検 屋内線路	1) 電気室、E P S、直天井部など、目視点検できる範囲で、ケーブル支持材等により整然と配線されているか点検する。	○	○	
		2) 配線表示札の損傷、破損、脱落等がないか点検する。	○	○	
	バスダクト	3) ケーブルラック、配管等・接地ボルト変形、損傷、腐食の有無を点検する。	○	○	
		4) 防火区画の貫通箇所の処理に損傷・脱落等により隙間を生じていないか点検する。	○	○	
		1) 端子及び接続部のゆるみの有無を点検する。(過熱跡を変色サーモラベル等で確認する)	○	○	
	機能点検 接地抵抗測定 絶縁抵抗測定	2) 支持の具合、接地線の接続状況を点検する。	○	○	
		3) トルクレンチによる増結めを行う。			
		1) 機器保安用・E L C B用の接地抵抗を測定する。	○	○	
		1) 主回路(低圧幹線)と大地間との絶縁抵抗を下記により測定する。	○	○	
		2) 一括測定で規定値に満たない場合には、切り分け等により原因回路を特定すると共に、負荷側主幹遮断機を開放するなど、配線路が分電盤等以降か確認する。		○	
		3) 高圧幹線路と大地間との絶縁抵抗を測定する。	○	○	

中央機械棟高圧設備配置図 $S=1/200$

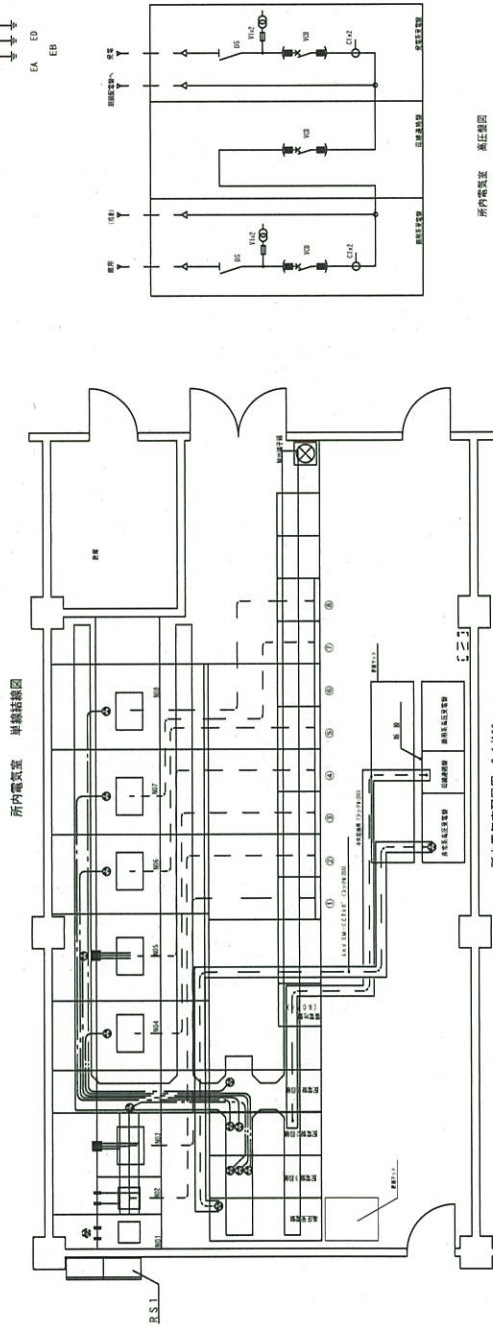
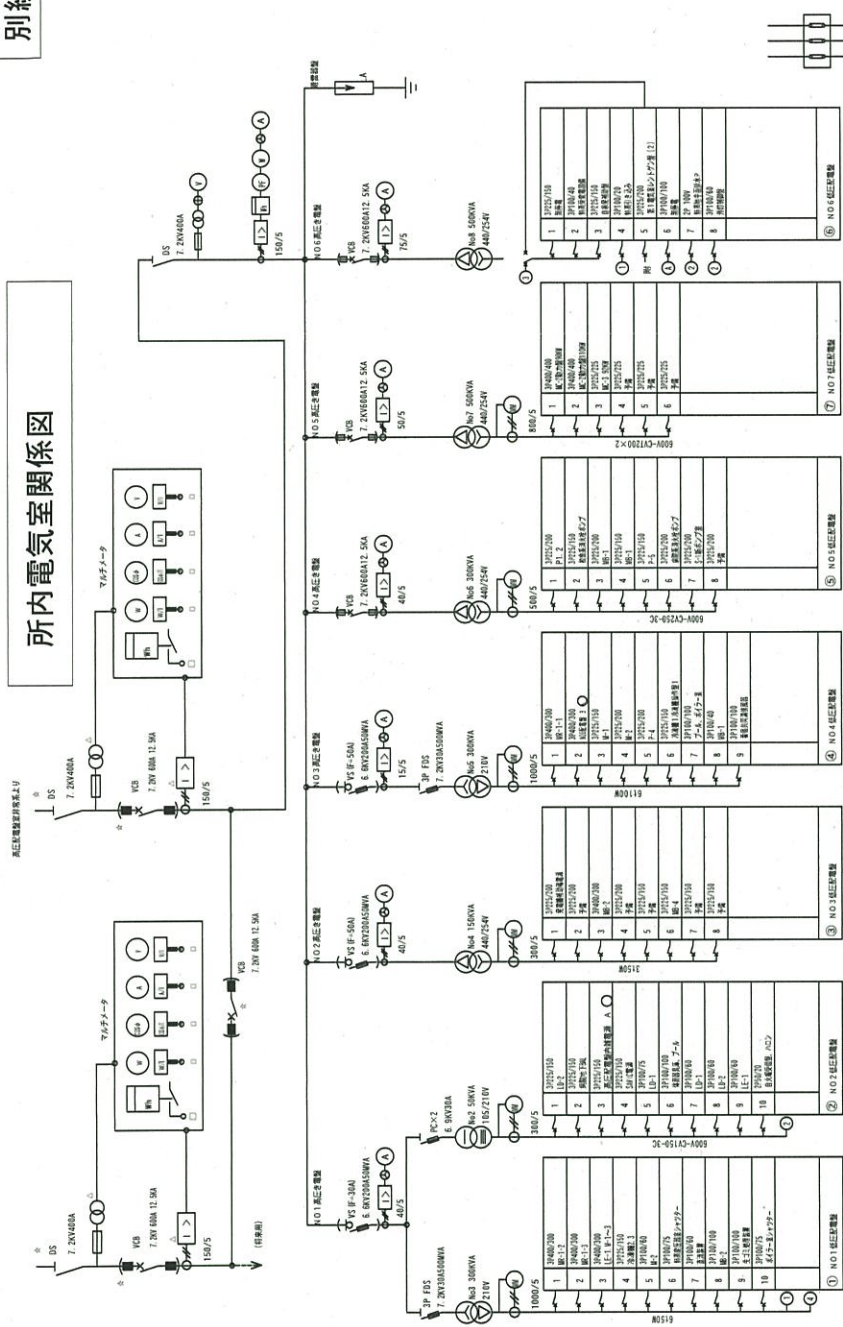
凡例



No.	品 名 称
①	特高現場監視繼電器盤
②	本線受電盤
③	本線 V C T 盤
④	N o . 1 変圧器 1 次盤
⑤	本線母連・E V T 盤
⑥	N o . 3 変圧器 1 次盤
⑦	予備線母連・E V T 盤
⑧	N o . 2 変圧器 1 次盤
⑨	予備線 V C T 盤
⑩	予備線受電盤
⑪	R S
⑫	直流電流裝置
⑬	接地刀盤
⑭	N o . 1 特高変圧器
⑮	N o . 2 特高変圧器
⑯	取引回計器盤
⑰	R S 1 4 - 2 , 3



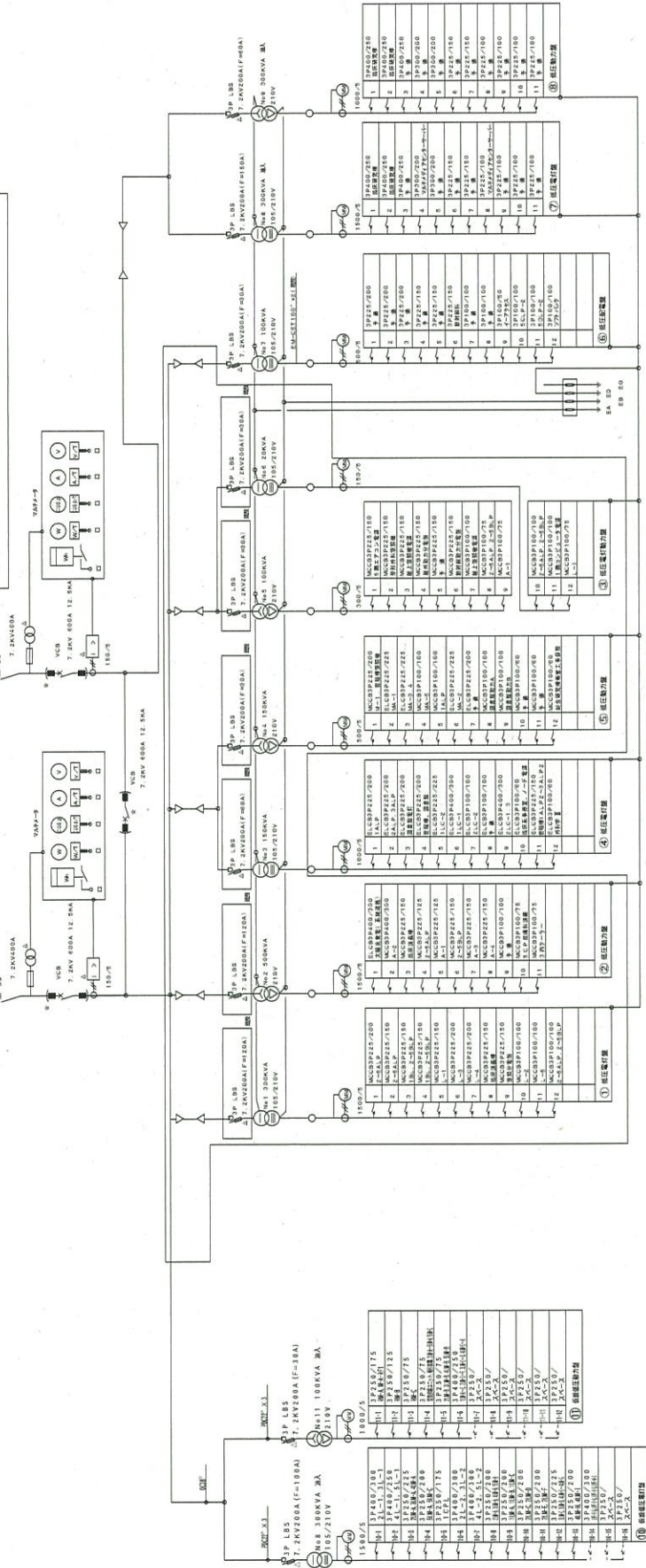
所内電気室関係図



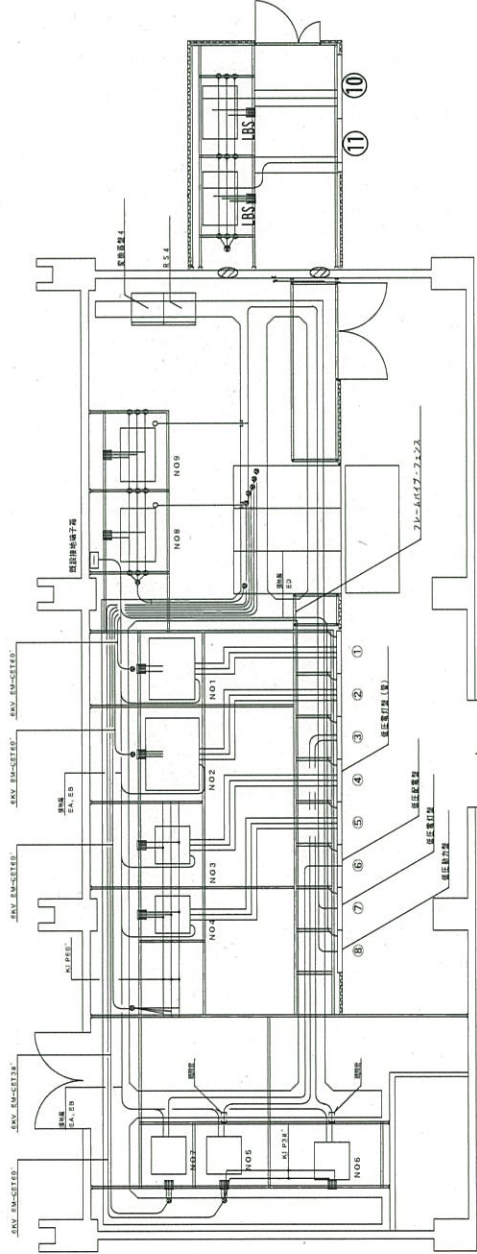
臨床研究棟電気室関係図

高圧配電室(一部)・2F11

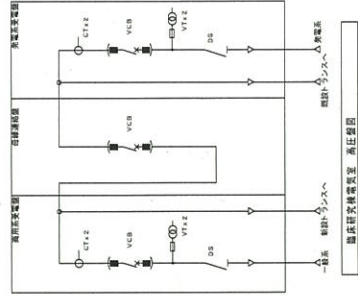
高圧配電室(一部)・1F11



臨床研究棟電気室 設備配置図



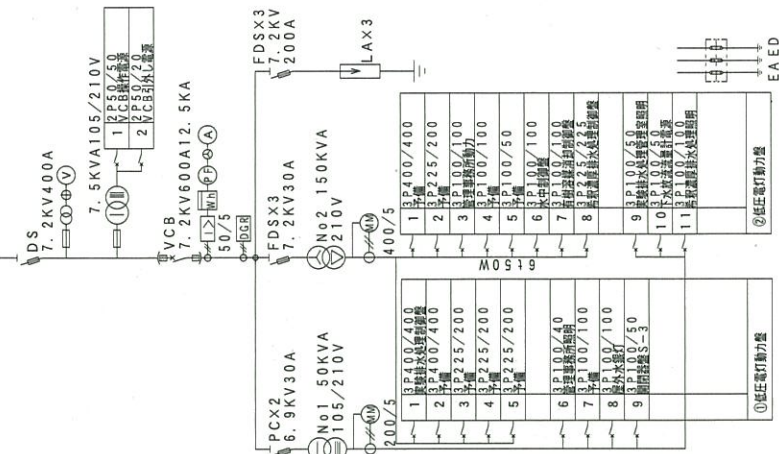
臨床研究棟電気室平面図 S=1/100



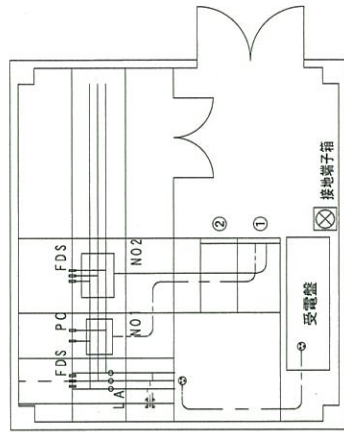
基礎研究棟電気室・排水処理施設電気室関係図

別紙2-1-3 4 / 11

高圧配電装置発電系より

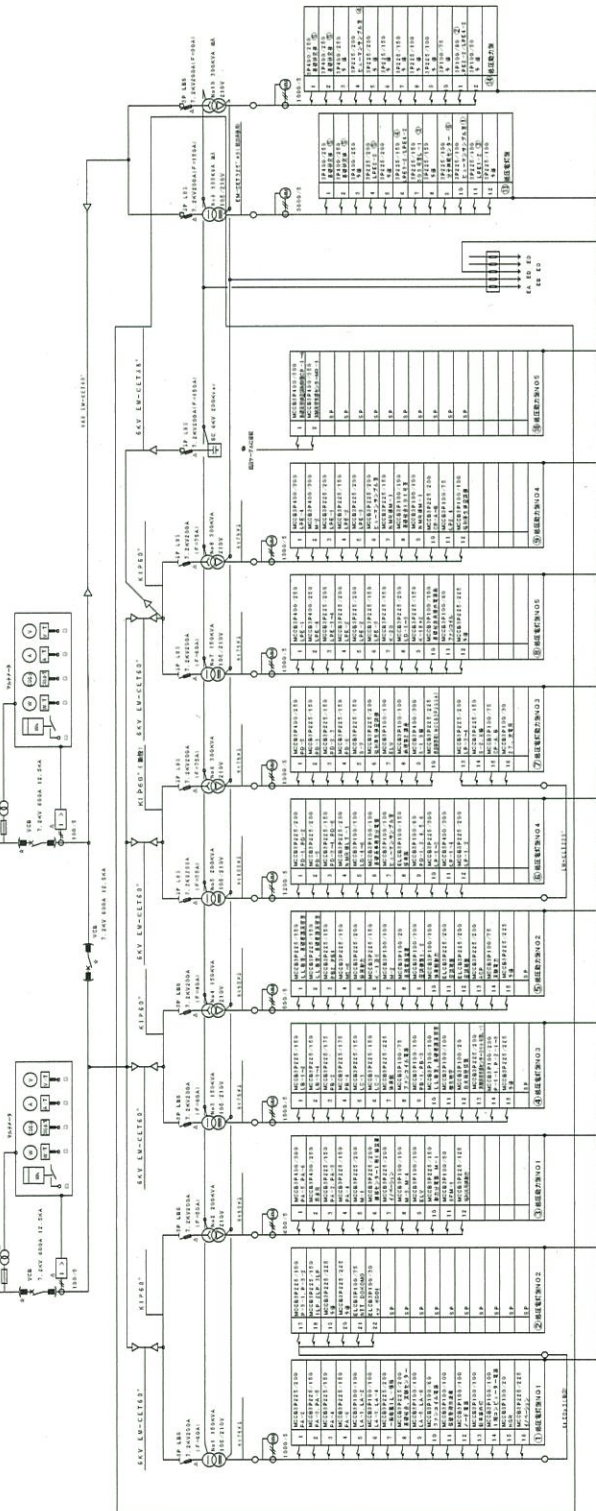


排水処理施設電気室 単線結線図

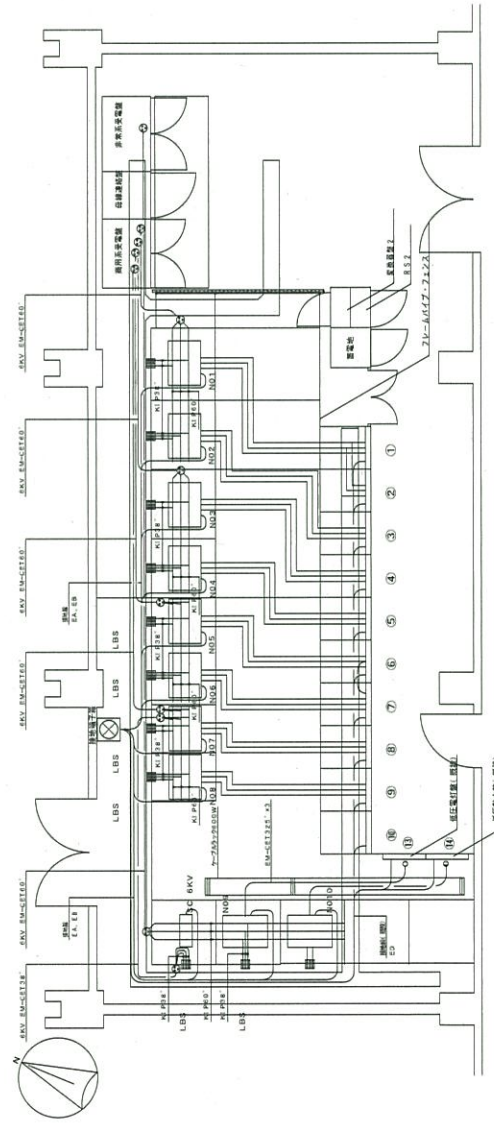


排水処理施設電気室平面図 S=1/100

基礎研究棟電気室・排水処理施設電気室関係図



基礎研究棟電気室 単線結線図



基礎研究棟電気室 平面図 S=1/100

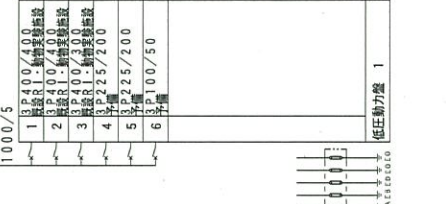
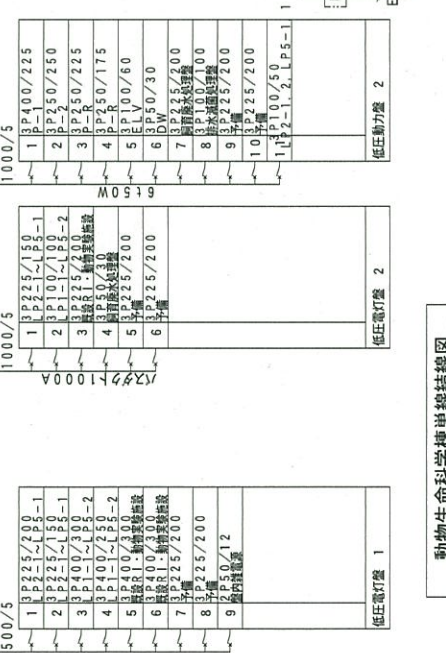
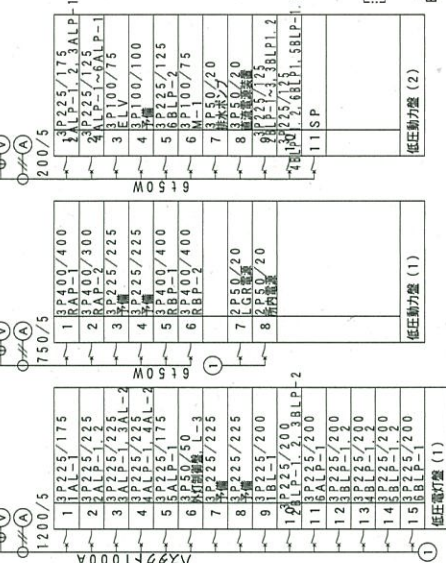
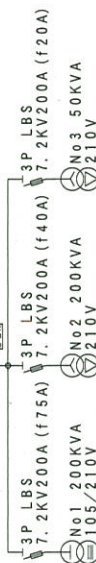
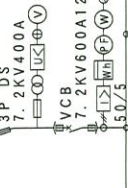
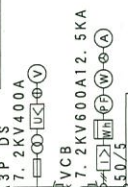
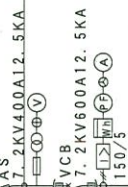
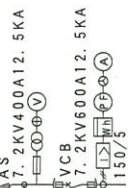
将来用

高圧配電盤室商用系より

動物生命科学センター電気室・看護学科校舎電気室関係図

高圧配電盤室商用系より

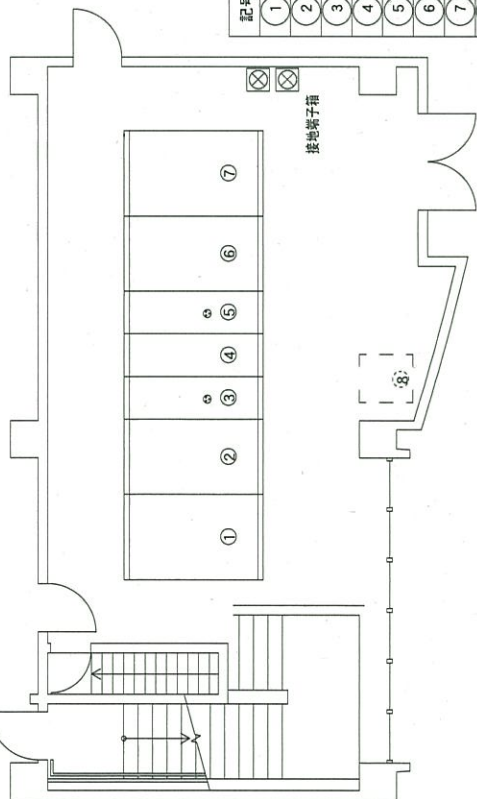
高圧配電盤室商用系より



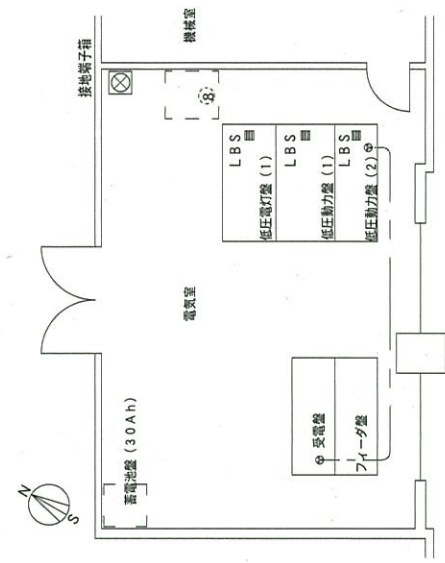
看護学科校舎電気室高圧受配電盤

看護学科校舎電気室単線結線図

動物生命科学センター電気室単線結線図



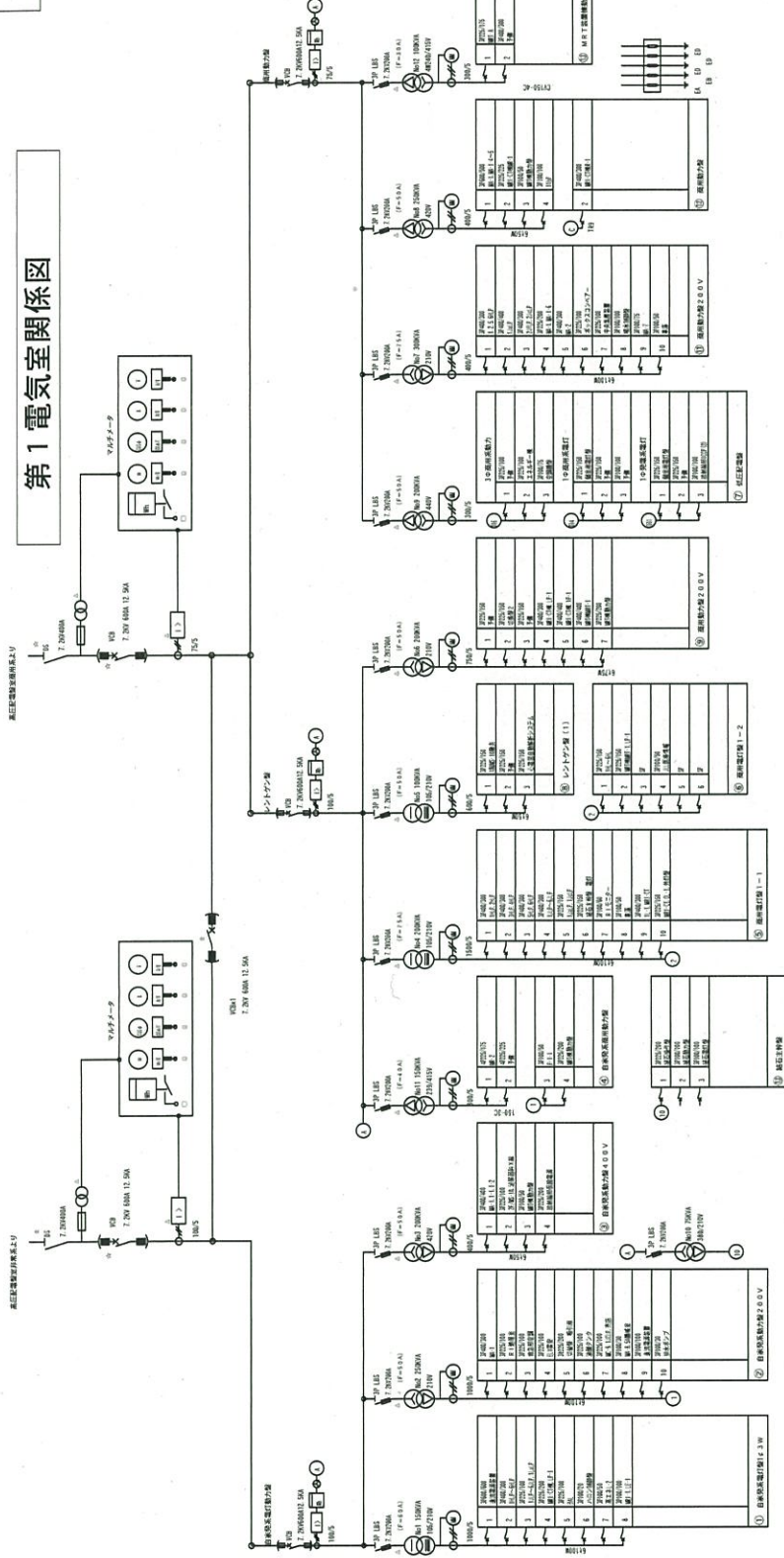
動物生命科学センター電気室平面図 S=1/100



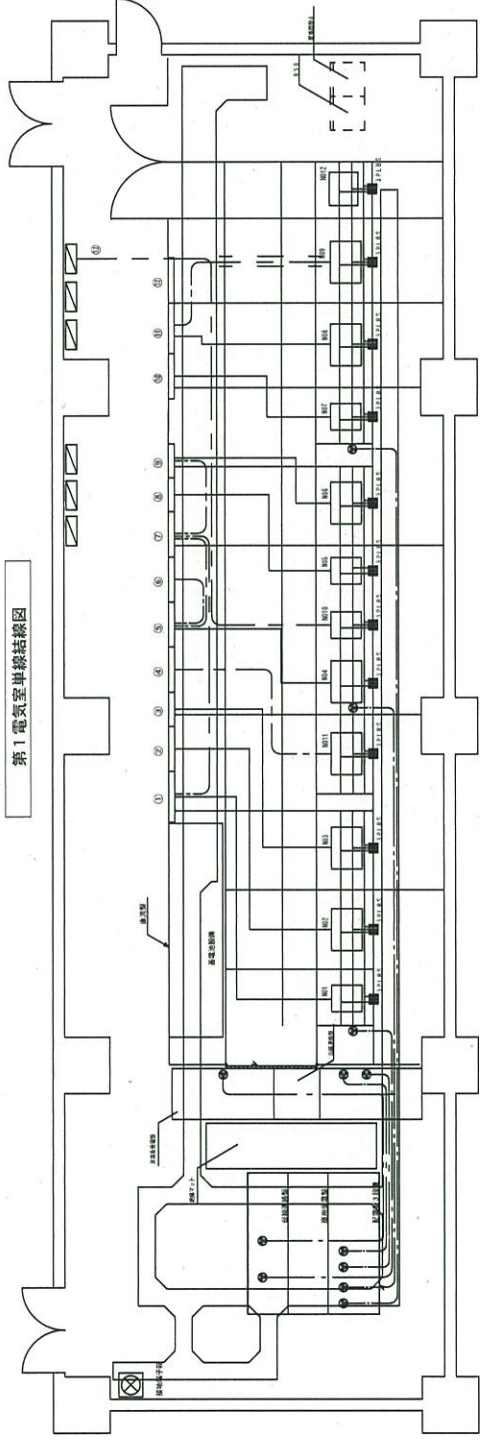
看護学科校舎電気室平面図 S=1/100

記号	名称	備考
①	低圧動力盤 1	3φ300KVA
②	低圧電力盤 1	1φ200KVA
③	商用変電盤	
④	母線連絡盤	
⑤	充電変電盤	
⑥	低圧電力盤 2	1φ50KVA
⑦	低圧動力盤 2	3φ300KVA
⑧	自動監視盤	

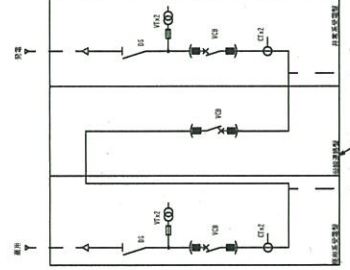
第1電気室関係図



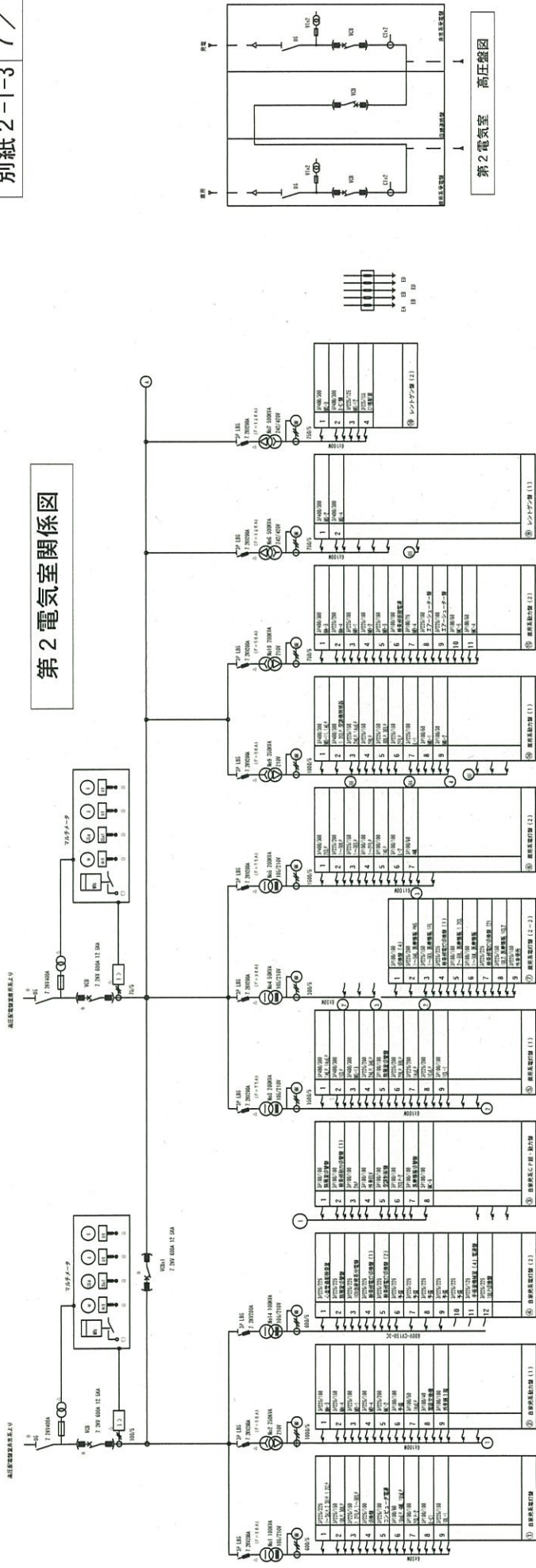
第1電気室単線結線図



第1電気室 高圧盤図

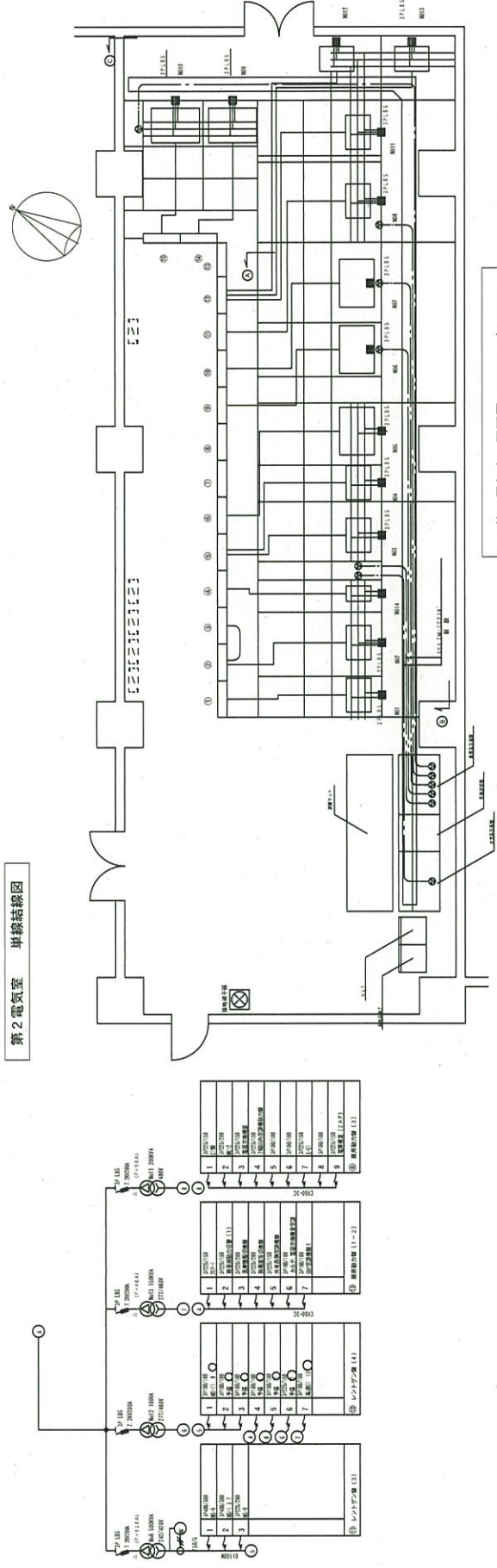


第2電気室関係図



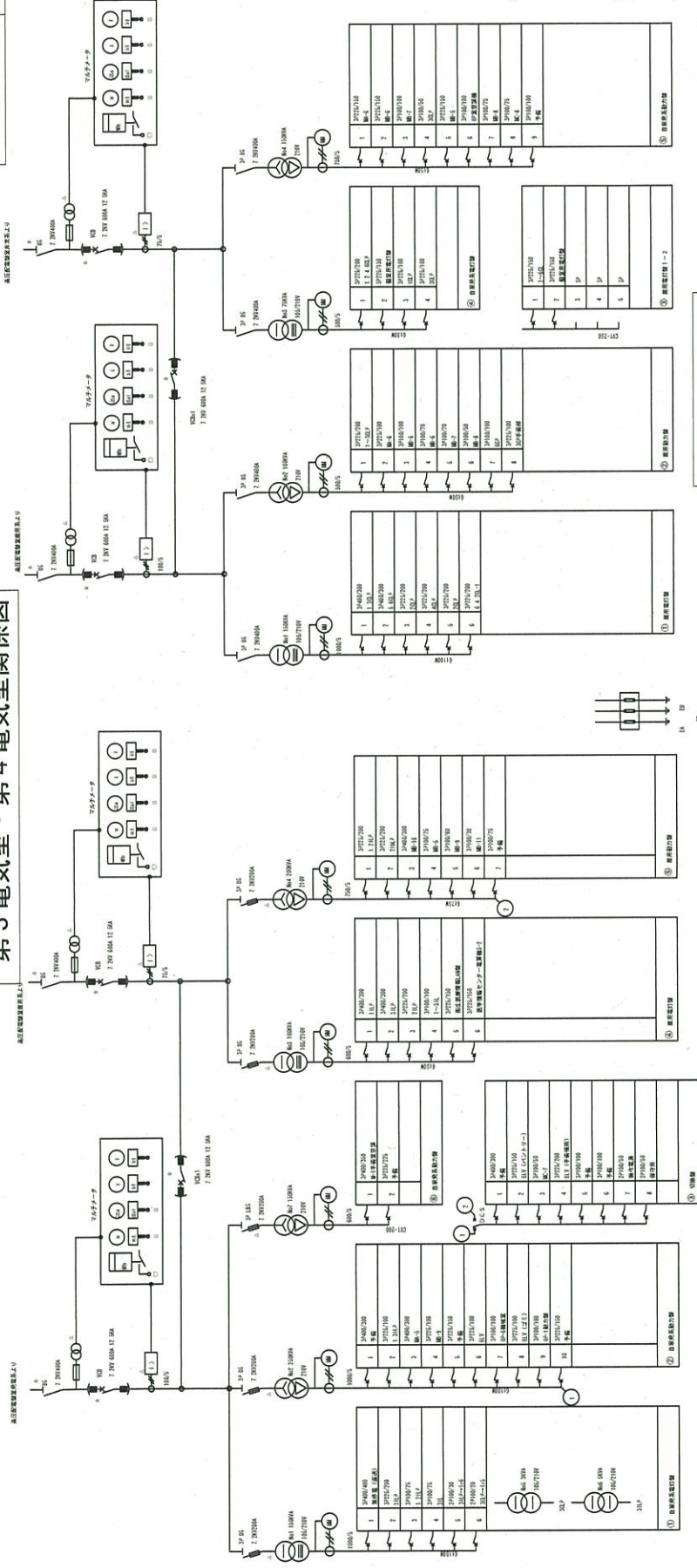
第2電気室 高圧盤図

第2電気室 単線結線図



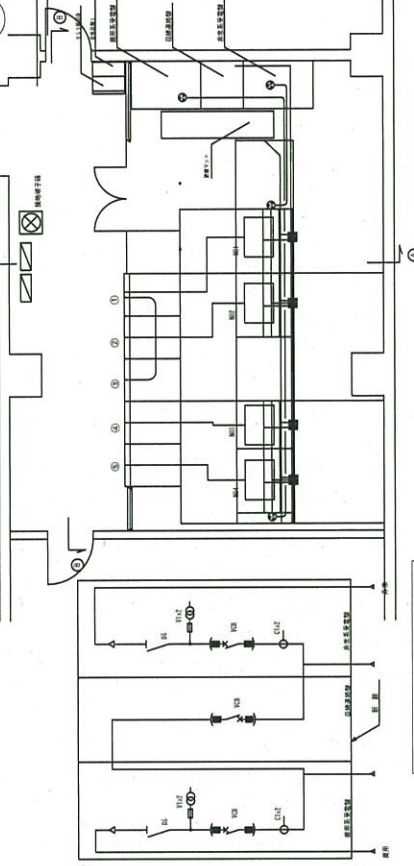
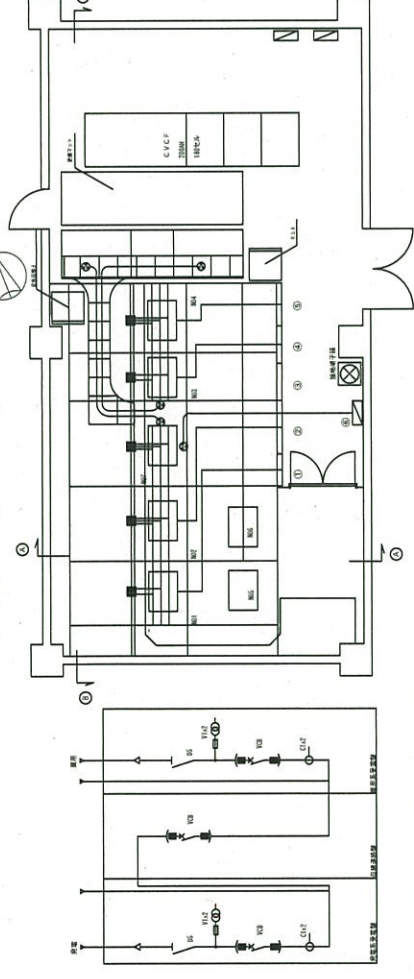
第2電気室 平面図 S=1/100

第3電気室・第4電気室関係図



第3電気室 単線結線図

第4電気室 単線結線図



第3電気室 平面図 S=1/100

第4電気室 平面図 S=1/100

第7 電気室関係図

第7 電気室平面図 S=1/100

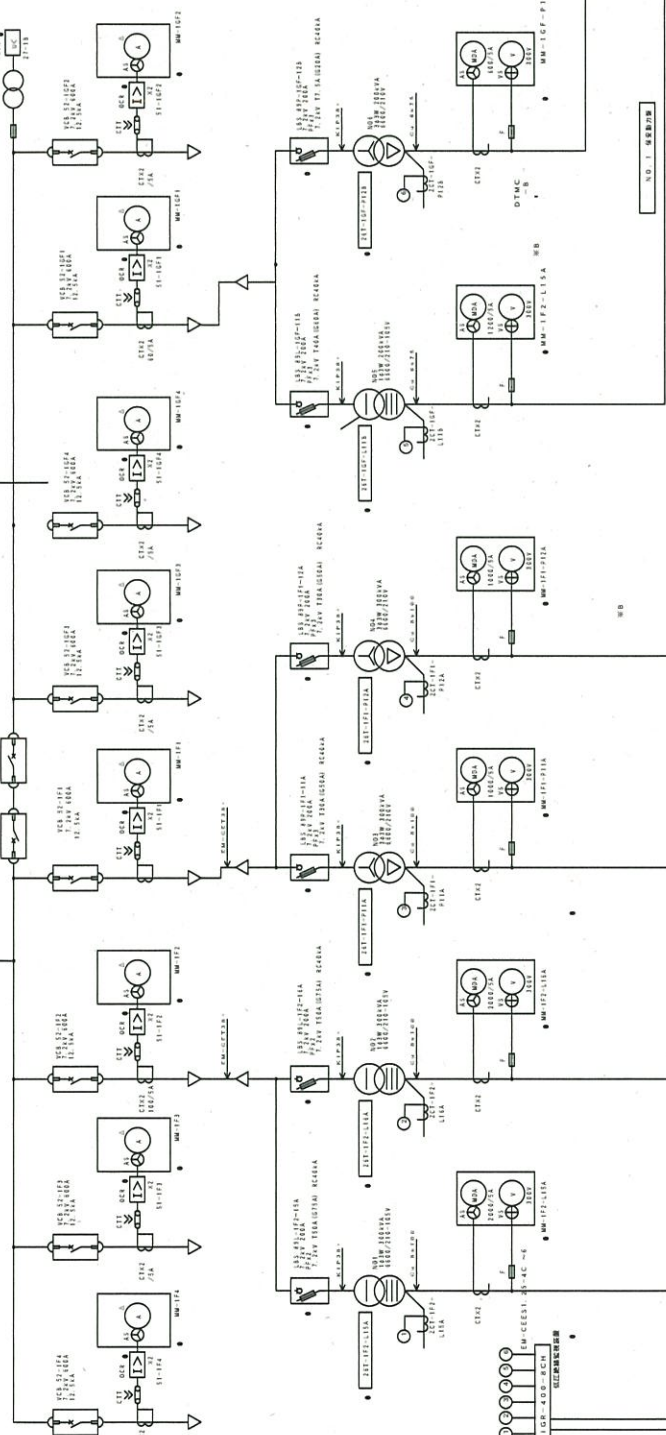
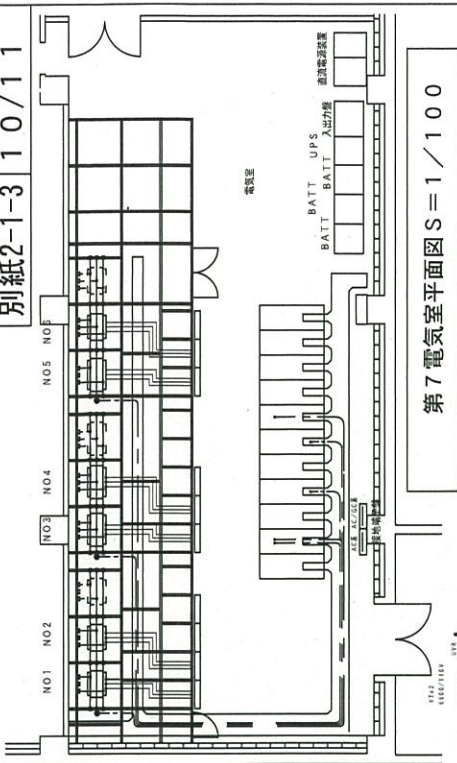


表 7-1 電気室関係図

項目	内容	単位	数量
1	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
2	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
3	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
4	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
5	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
6	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
7	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
8	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
9	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
10	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
11	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
12	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
13	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
14	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
15	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
16	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
17	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
18	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
19	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
20	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
21	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
22	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
23	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
24	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
25	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
26	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
27	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
28	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
29	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
30	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
31	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
32	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
33	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
34	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
35	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
36	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
37	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
38	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
39	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
40	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
41	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
42	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
43	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
44	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
45	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
46	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
47	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
48	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
49	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
50	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
51	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
52	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
53	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
54	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
55	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
56	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
57	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
58	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
59	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
60	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
61	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
62	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
63	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
64	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
65	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
66	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
67	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
68	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
69	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
70	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
71	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
72	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
73	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
74	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
75	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
76	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
77	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
78	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
79	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
80	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
81	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
82	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
83	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
84	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
85	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
86	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
87	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
88	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
89	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
90	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
91	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
92	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
93	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
94	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
95	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
96	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
97	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
98	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
99	100V 50/60Hz 50/60A	台	3
100	100V 50/60Hz 50/60A	台	3

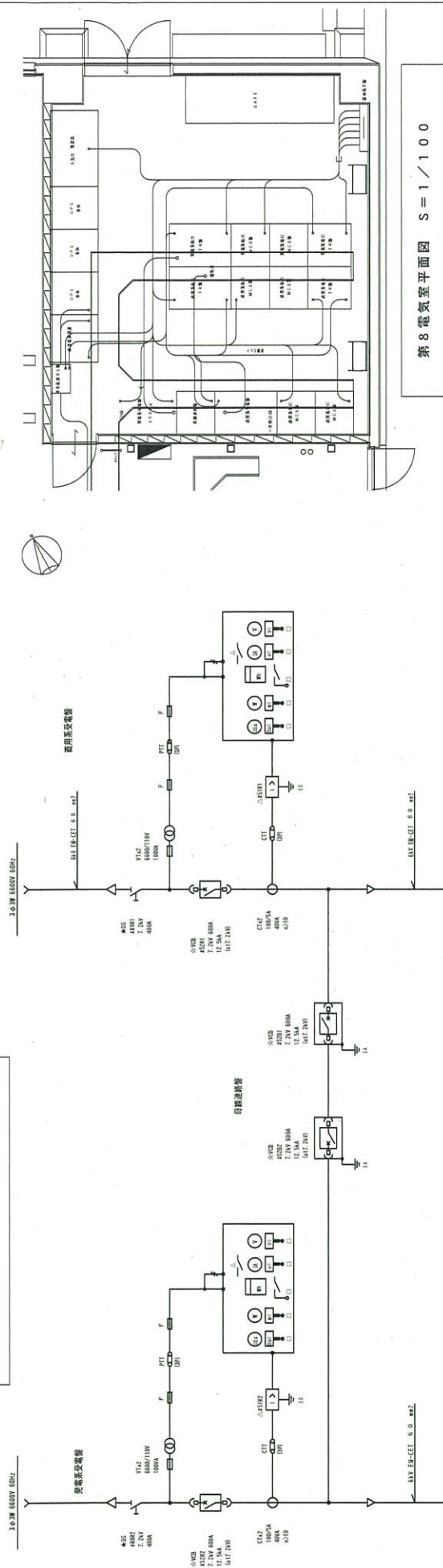
第7 電気室単結線図

表 7-1 一線結線図

表 7-2 一線結線図

表 7-3 一線結線図

第8章 電気空室関係図



第8 電気室平面図 $S=1/100$

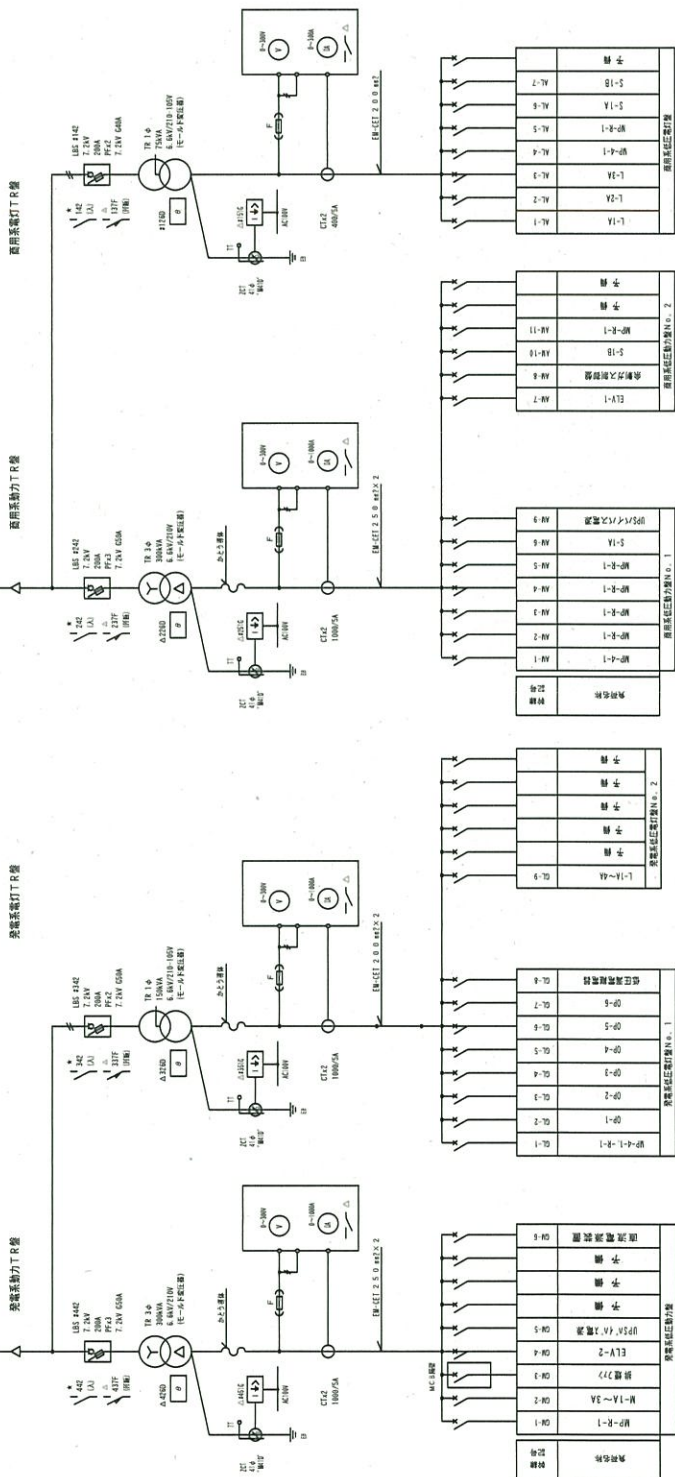


圖 鑒 據 鑒 科 制 版 圖 8 張

【凡例】

記号	名称	摘要
—	特記無き場合はWF2.0-3C	1φ100V仮設配線 (支給品)
—	特記無き場合はWF2.0-3C	3φ200V仮設配線 (支給品)
—	特記無き場合はCV5.5sq-3C	3φ200V仮設配線 (支給品)
N	新規仮設配線	本工事に用いる
①	仮設コンセント	
②	仮設分電盤 (既設)	
G	発電機	本工事に用いる

【注記】
停電仮設作業において仮設対象物の追加変更等ある際は対応すること。

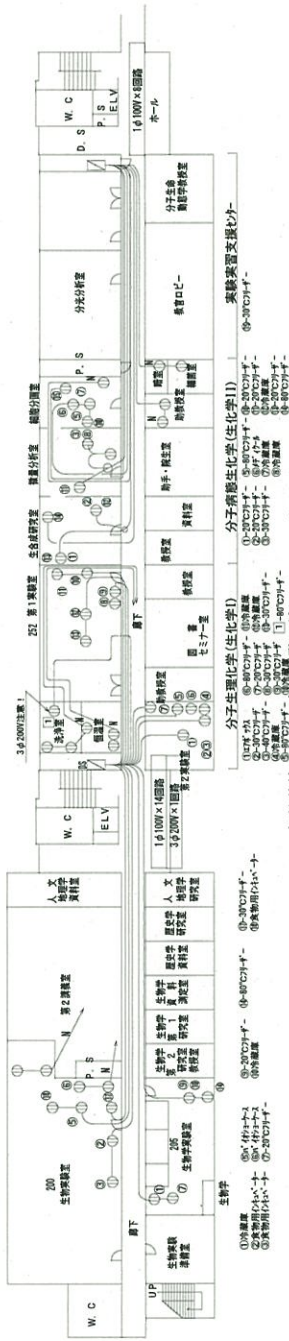
仮設送電中は、発電機や仮設物の安全のため巡回確認を行うこと。

仮設対象物には本学指定の目印をつけ対象物を明確にすること。

各PS内仮設材使用後はもとに戻すこと。



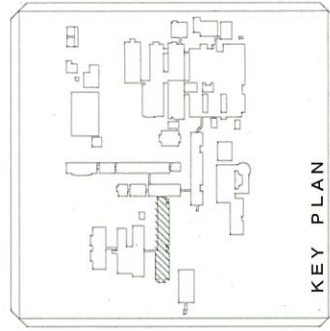
一般教養棟・基礎研究棟3階配線図 S:1/300



一般教養棟・基礎研究棟2階配線図 S:1/300



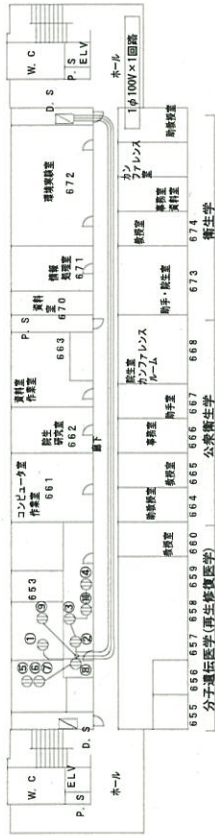
一般教養棟・基礎研究棟1階配線図 S:1/300



KEY PLAN

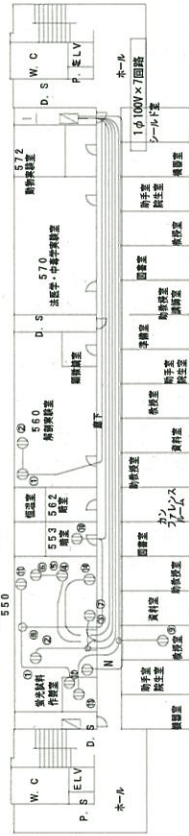


電灯・動力



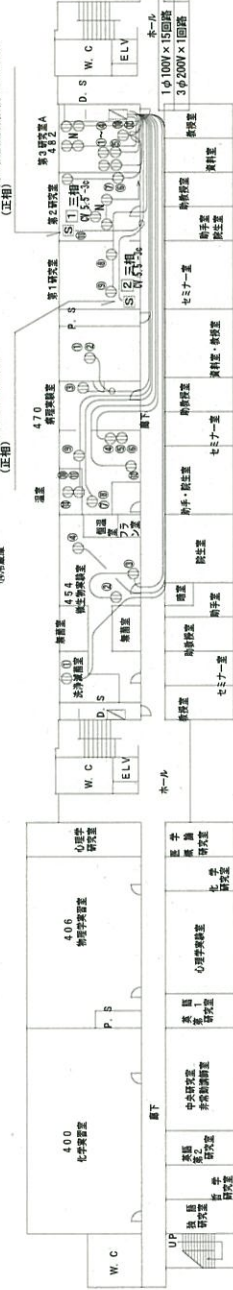
基礎研究棟 6階平面図 S: 1/300

電灯・動力
510



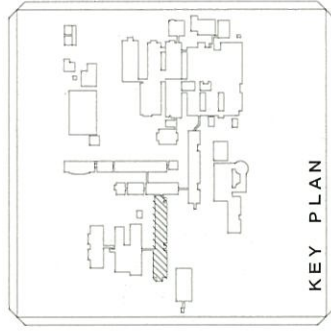
基礎研究棟 5階平面図 S: 1/300

電灯・動力
510



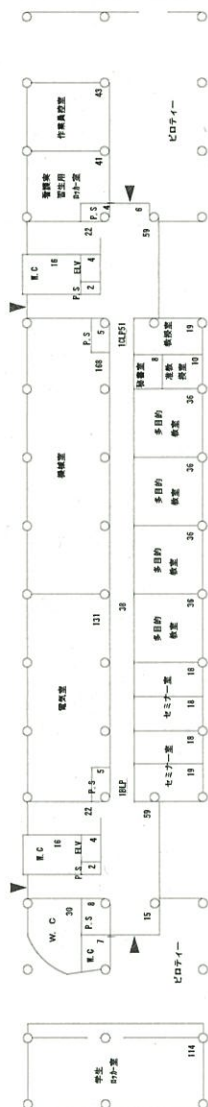
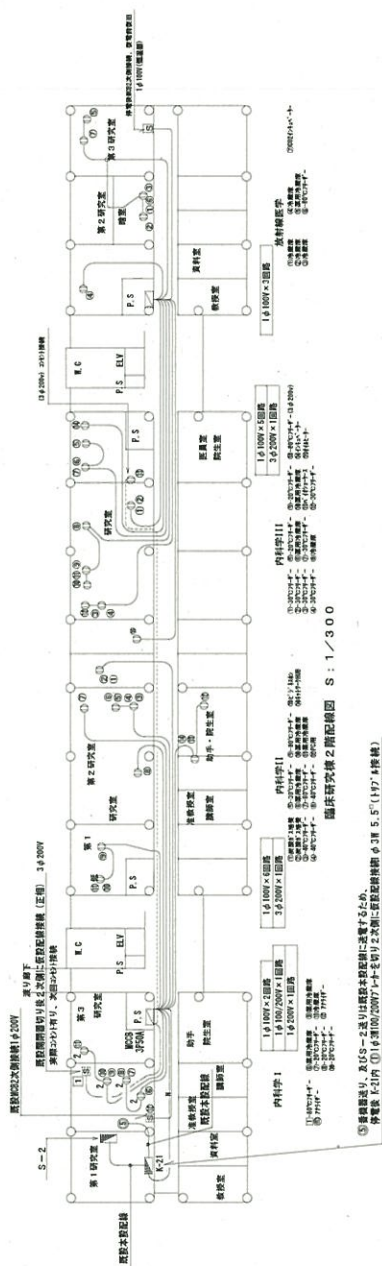
基礎研究棟 4階平面図 S: 1/300

電灯・動力
510



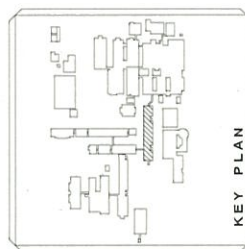
KEY PLAN

一般教養棟・基礎研究棟 4階配線図 S: 1/300



臨牀研究操 1 階配線圖 S: 1/300

電送板に於て用ゐる。



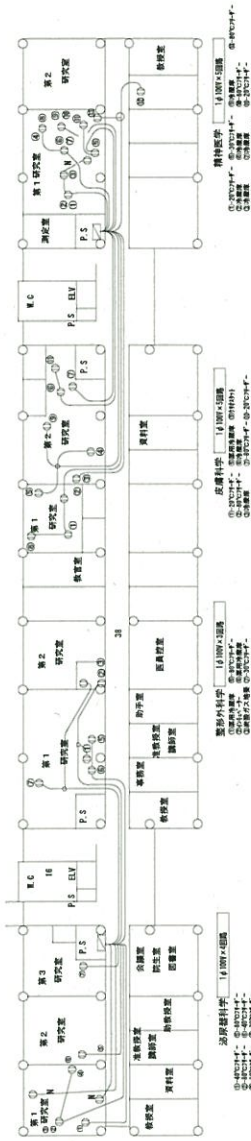


図 5 研究棟5階配図 S: 1/300

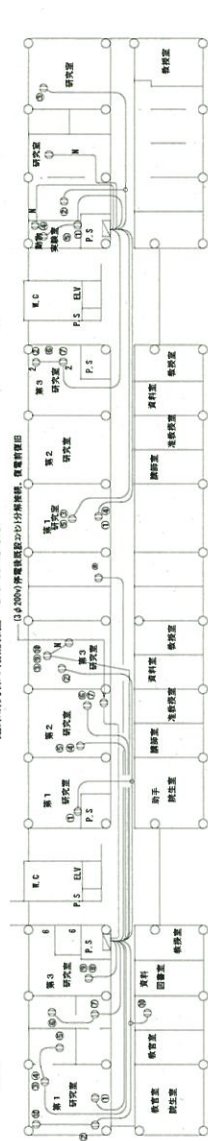


図 4 研究棟4階配図 S: 1/300

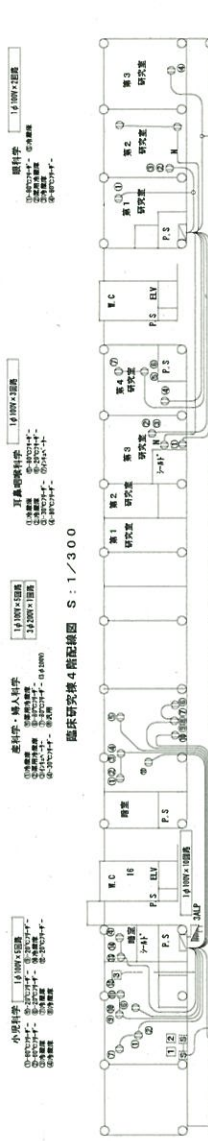


図 3 研究棟3階配図 S: 1/300

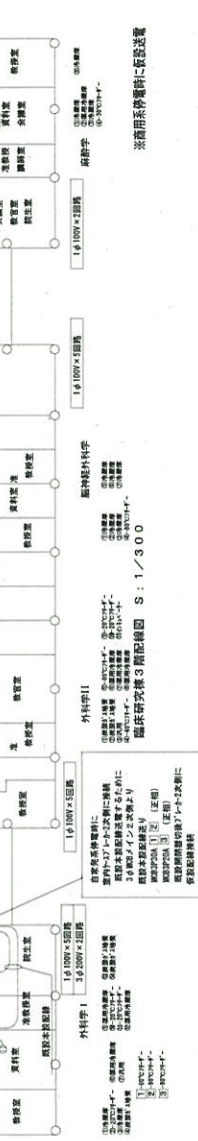
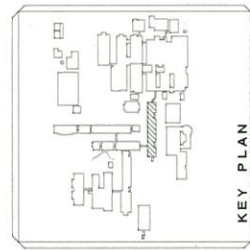


図 2 研究棟2階配図 S: 1/300



図 1 研究棟1階配図 S: 1/300

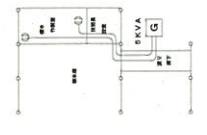
※附属系停置時に仮設道路



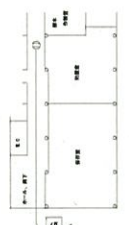
KEY PLAN



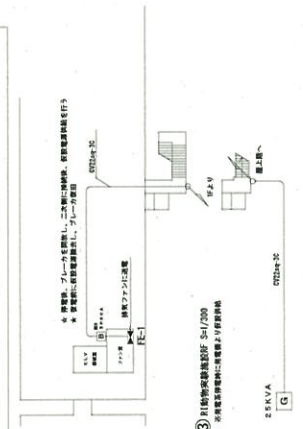
保守完了後、ファン動作
(従ってF-E-1排気ファンを運転 → 1階機械室から1号ACU-1空調機を運転)



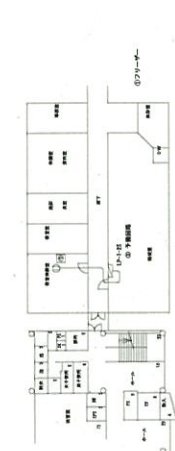
⑤ 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



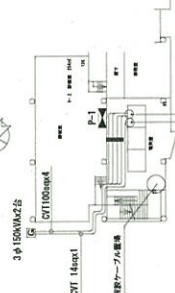
④ 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



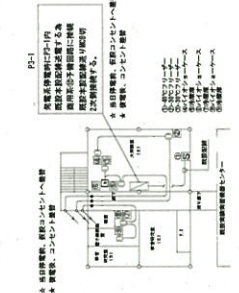
③ 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



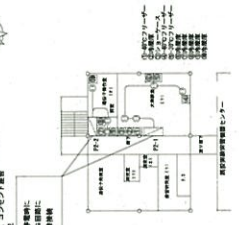
② 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



① 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



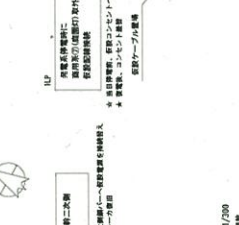
⑦ 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



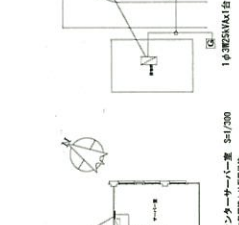
⑦ 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



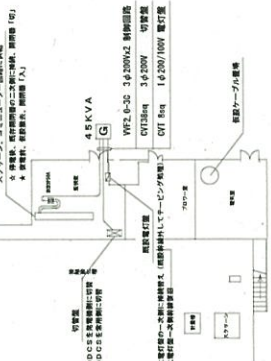
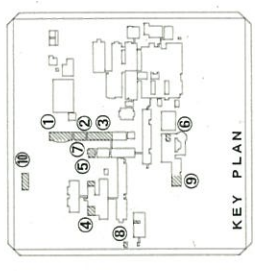
⑦ 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



⑦ 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



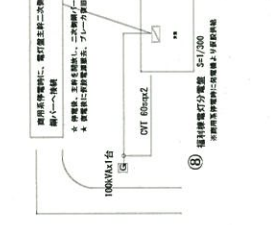
⑦ 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



⑩ 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



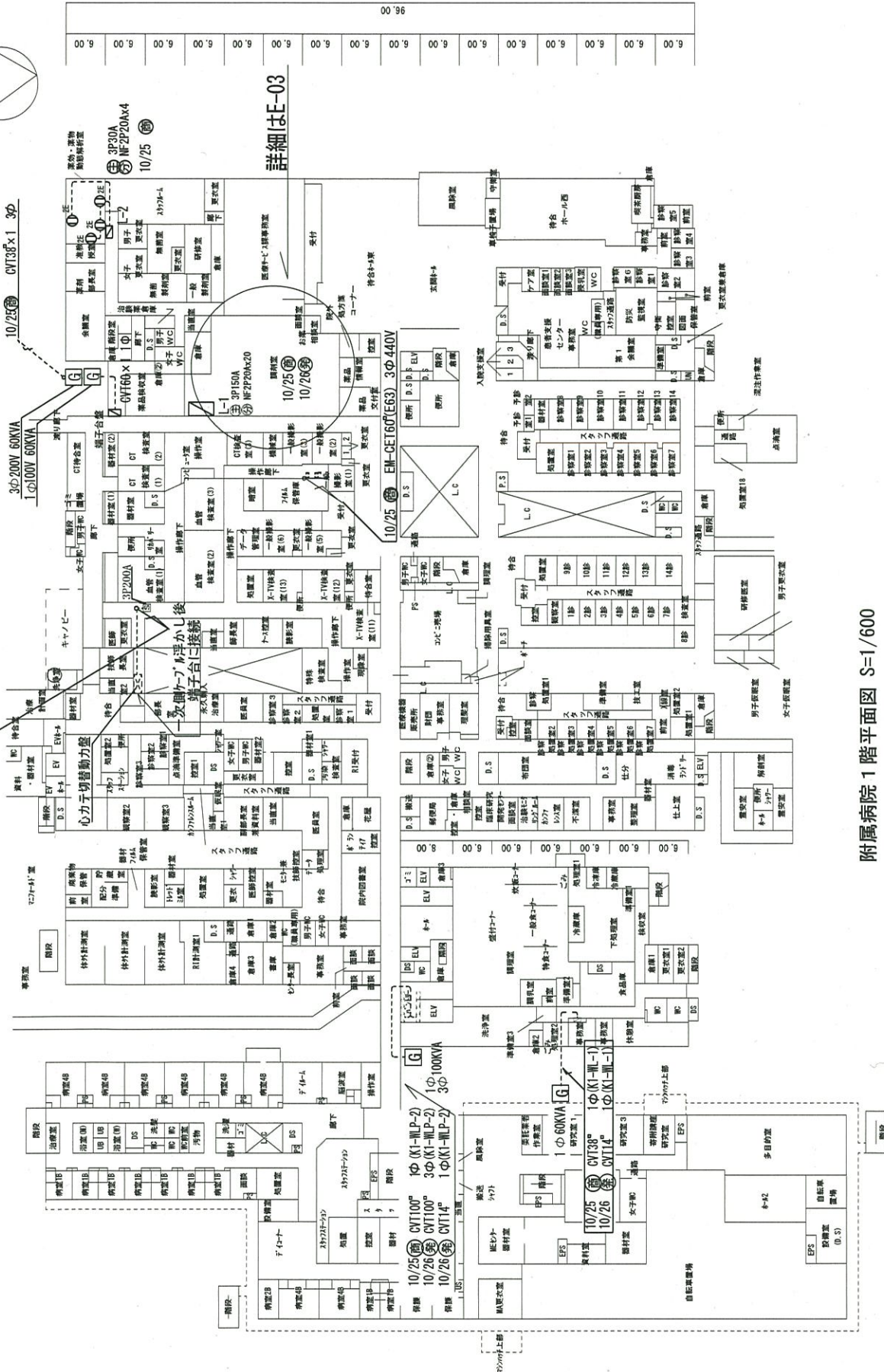
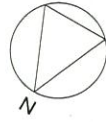
⑨ 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給



⑧ 1階機械室 1号 5kV/200
※ 1階機械室に電線より分岐供給

※ 分子結晶センターの仮設機は前日に実施する

ビット内MCB3P200Aより
10/25 ⑤ EM-CE100 3φ440V



附属病院 1 階平面図 S=1/600

2F サーバ-室へ
10/25 商 CVT38 $\times$ 1 3 Φ

保安設備用配設分電盤 (L-1)
主幹 MC38P200A
分岐 NF2P20A $\times$ 48

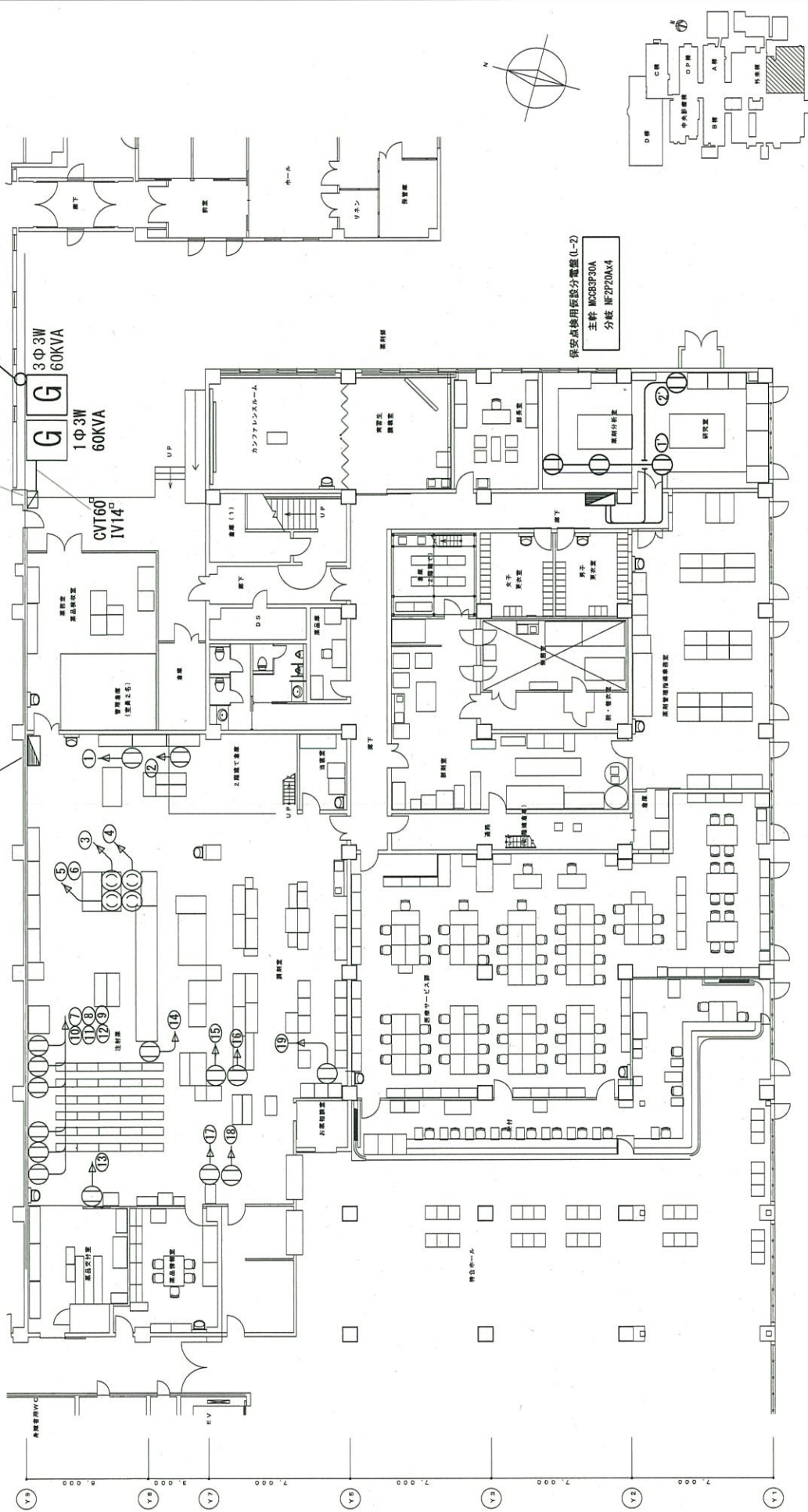
端子台接続箱

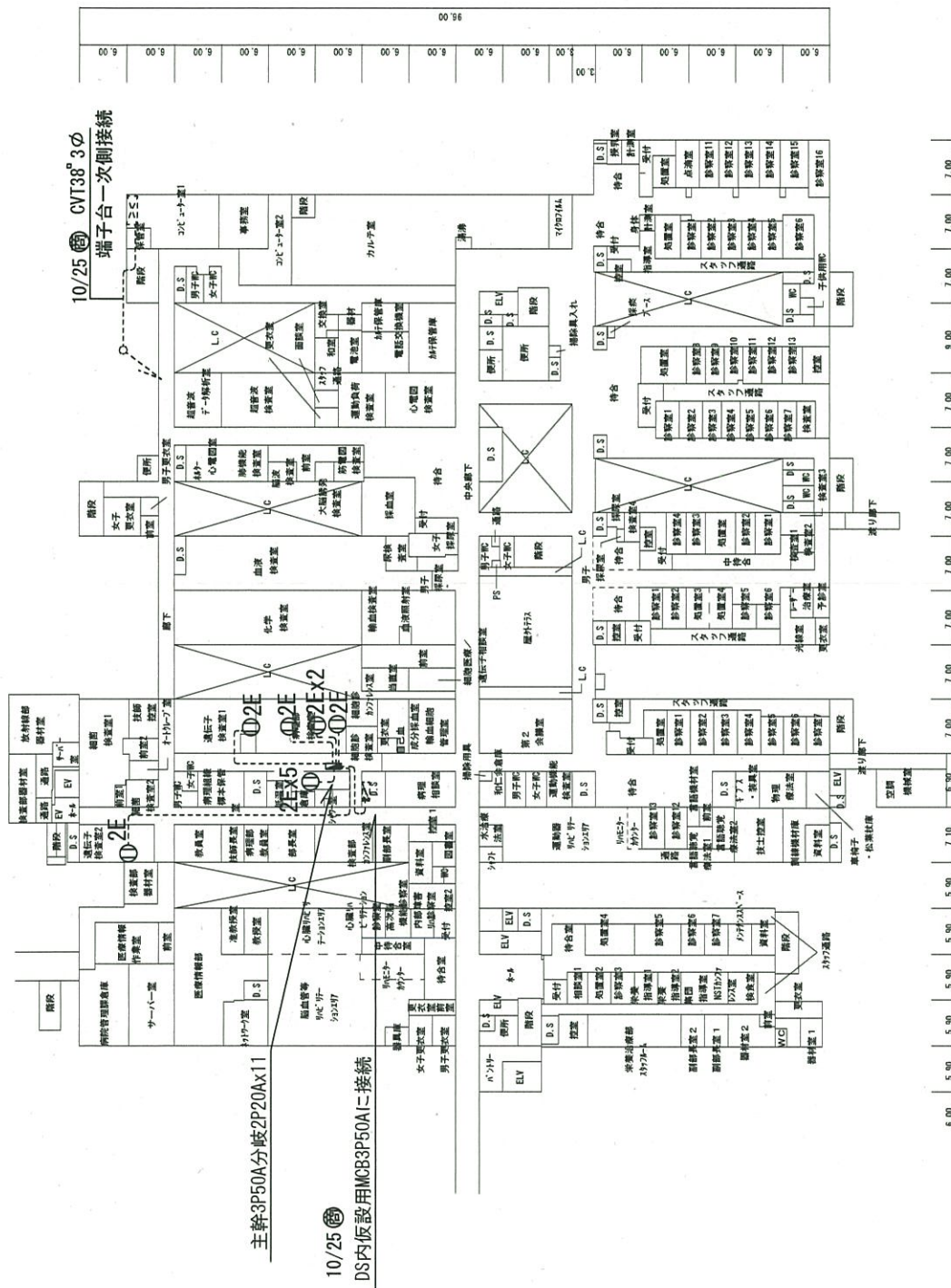
3 Φ 3W
60KVA
1 Φ 3W
60KVA
CVT60
IV14 ϕ

保安設備用配設分電盤 (L-2)
主幹 MC38P30A
分岐 NF2P20A $\times$ 4

1階 外来棟平面図 凡例

- ① 露出型 2P15A $\times$ 2E
- ② 接地型 2P30A (NEMA L5-30)
3311-L5 (7 $\times$ 4 $\times$ 2)
- ③ 商・発
- ④ 商





附属病院2階平面図 S:1/600



10/25(土) 商

第4会議室商用系照明回路

第4会議室コンセント No. 16 (壁・フック・エター)

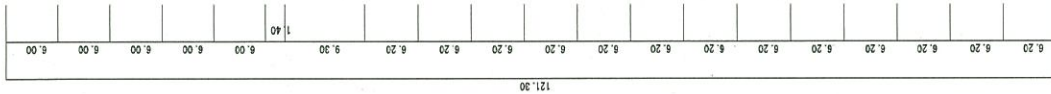
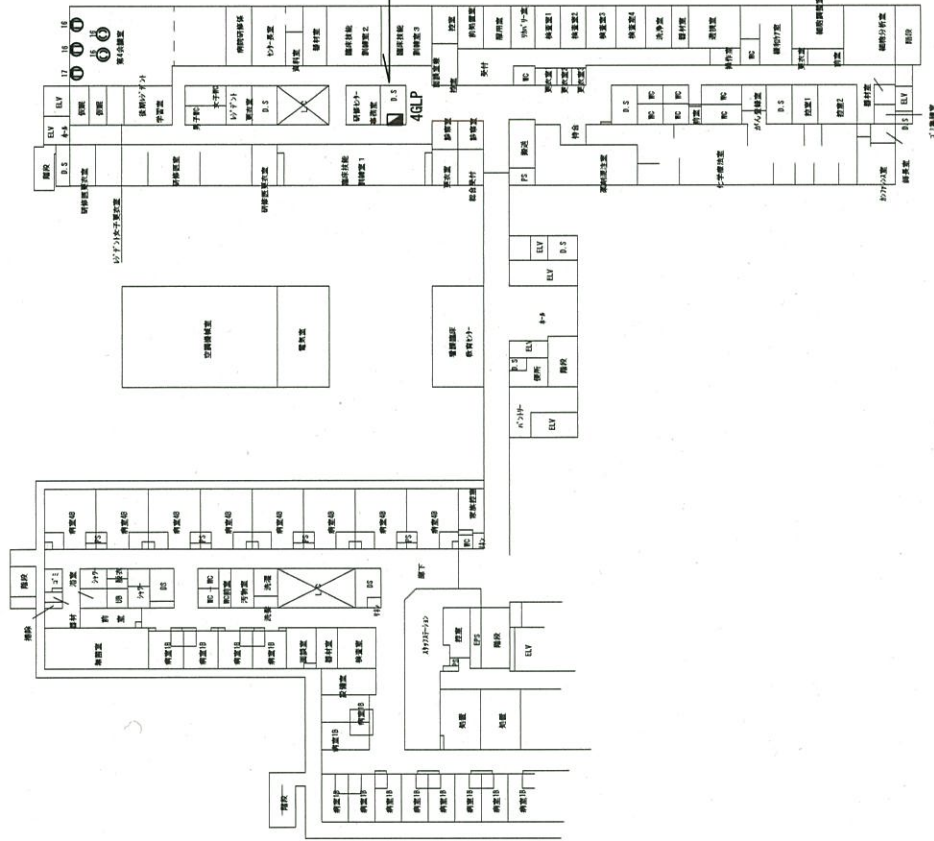
No. 17 (ファン用コンセント)

DS内にて仮設

* 照明 商用(A)回路に発電(A)回路から仮設

* コンセント 商用(16)回路に発電(4)回路から仮設

商用(17)回路に発電(7)回路から仮設



148.70

附属病院4階平面図 S:1/600

1φ 60KVA

10/25 商 1φ CVT 38° (K1-WL-1) (1-14-1)
10/26 発 1φ CVT14° (K1-WL-1) (1-14-4)

10/26 1φ CVT14° (1-14-4) 発電機

K1-WLP-2

10/25 1φ CVT 100° (1-14-2) 発電機
10/26 3φ CVT 100° (1-14-16) 発電機

1φ 100KVA G

10/25 3φ CVT 100° (1-14-5) ③
10/25 3φ CVT 100° (1-14-6) ③
10/25 3φ CVT 100° (1-14-8) ①
10/25 3φ CVT 100° (1-14-9) ①
10/25 3φ CVT 100° (1-14-10) ②
10/25 3φ CVT 100° (1-14-11) ②

第7電機室
保安動力機1
S
MC39400/300
①

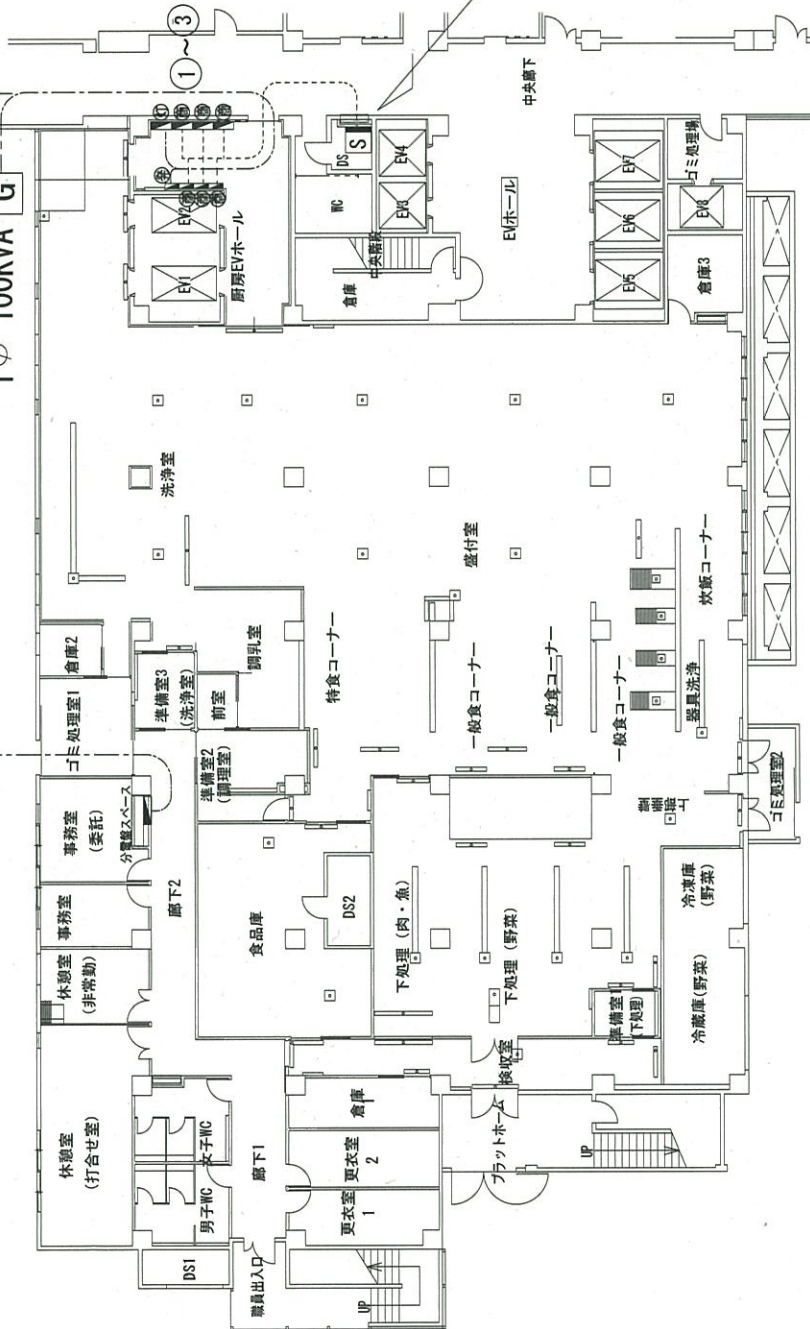
第7電機室
保安動力機1
S
MC39400/300
②

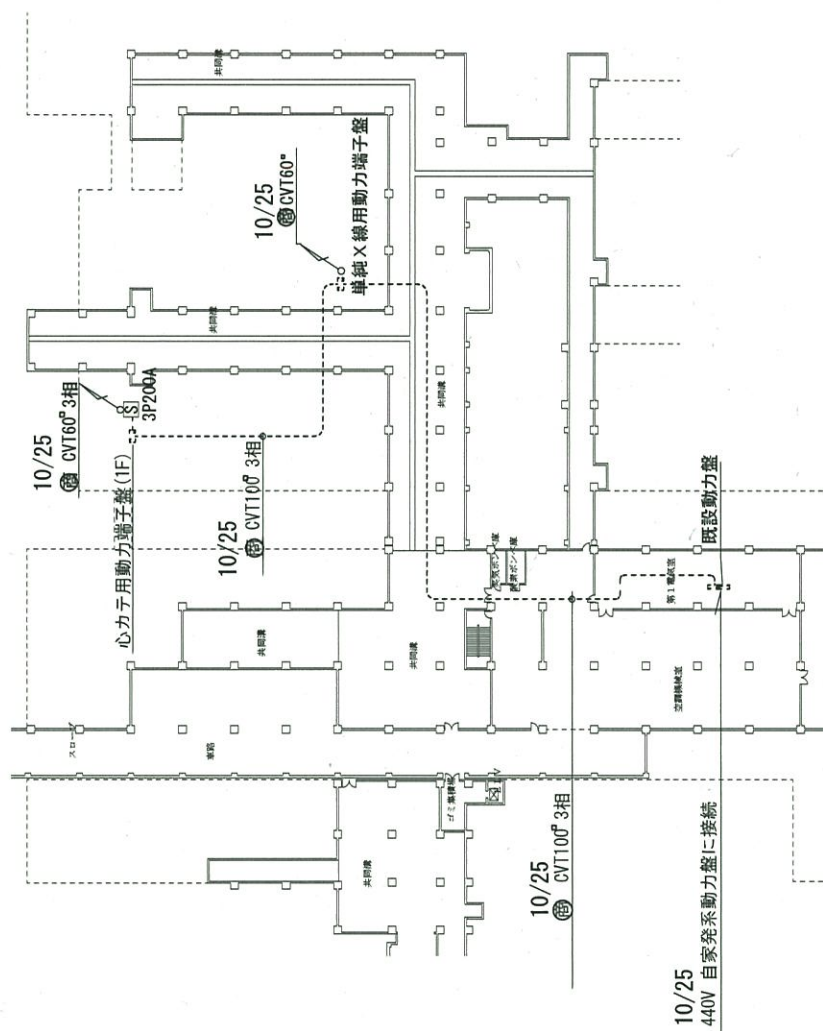
第7電機室
保安動力機1
S
MC39400/300
③

CVT150°
CVT100°
CVT100°

CVT150°
CVT100°
CVT100°

CVT150°
CVT100°
CVT100°





附属病院地階平面図 S:1/600

1. 電気設備

1.1 受変電・電力設備

(1) 業務対象設備の概要 3 相 3 線式 6 0 Hz

施設場所	施設名称	施設概要及び参照資料	備考
中央機械室	特別高圧変電設備	受電電圧 22 kV 4500kVA×2 2 回線受電 屋内閉鎖型	

※詳細については以下に添付の業務条件を参照する事。

(2) 点検項目、点検内容及び点検周期

(定期点検業務)

3 年に 1 回の点検とし大学指定日に滋賀医科大学電気工作物保安規程に基づ
く点検を行う

(3) 規定値

本受変電設備の B 種接地抵抗の許容値は下記以下とする。

瀬田月輪 7.5 Ω

(4) 中央監視等

中央監視設備出の遠方操作による動作試験は、別途発注の滋賀医科大学電気
設備及び機械設備等運転・監視その他保全業務の受注者と業務区分等を明確に
にし作動を確認する。

保全業務特記仕様書

(5) 支給材料

なし

(6) 仮設等

なし

(7) 業務報告書

業務完了後に次の書類等を 4 部提出する。

- 点検及び保守結果報告書
- 試験成績書
- 計測記録

書式は ・ 別添の業務報告書による ○ 受注者の業務報告書による

但し瀬田月輪団地の提出書式は協議を行う。

(提出期限)

瀬田月輪 3 年点検 7 日以内

点検時に重大な故障を発見した場合 当日

なお、詳細については監督職員と協議の上業務計画書に記載すること。

(8) その他

業務計画書は契約後 3 週間以内に提出すること。

作業計画書 (停電計画書含む。) については、停電等予定日の 2 週間前まで

に計画提出し承諾を得ること。

業務条件

第1章 電気設備

第1節 受変電・電力設備

1.1.1 受変電設備

1.1.1.1

配電盤等（内部機器を除く）

配電盤等（内部機器を除く）の点検項目及び点検内容は、表 1.1.1.1 による。

表 1.1.1.1 配電盤等（内部機器を除く）

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 電気室	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ③ 室内温度及び湿度の測定を行い、その良否を点検する。 ④ 室内整理状況の良否を点検する。 ⑤ 点検及び操作上必要な照度が確保されているかを確認する。 ⑥ 保守点検に必要な通路が確保されているかを確認する。 ⑦ 電気室の用途以外に使用されていないかを確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. 配電盤			
a. 盤外観	① 配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ② 盤内への漏水又は痕跡及び小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ③ 点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ④ 開放形の場合は、パイプフレーム等の据付け状況の良否及び締付けボルトの緩みの有無を点検する。 ⑤ 操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付け状況の良否を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
b. 開放形母線・ 閉鎖形盤内部 【各機器を除く】	① 内部の床上、機器仕切板等の清掃を行う。 ② 母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ③ 機器の取付け及び配線接続状況の良否を点検する。 ④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ⑥ 配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。 ⑦ 盤内照明の点灯及び換気扇の作動の良否を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	

3. 外部配線			
a. ケーブル等の配線	1.1.2.4「幹線」の当該事項による。		
b. バスダクト	1.1.2.4「幹線」の当該事項による。		
c. ケーブルラック・配管	1.1.2.4「幹線」の当該事項による。		
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	
5. 接地抵抗	接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	

- 1.1.1.2 変圧器
- (a) 本項の変圧器は、モールド変圧器、油入変圧器及び特別高圧ガス入変圧器に適用する。
- (b) 変圧器の点検項目及び点検内容は、表 1.1.1.2 による。

表 1.1.1.2 変圧器

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. モールド変圧器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無を点検する。 ② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ ダイアル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。 ⑤ タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑥ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 冷却ファン付きは、外観及び作動の良否を点検する。 ⑧ 負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。 ⑨ 巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出しの異常の有無を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 5 Y 1 Y	
2. 油入変圧器	1. 「モールド変圧器」①から⑧によるほか、次による。 ① 油面計により、油量の良否を確認する。 ② 放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。 ③ 油劣化防止装置（吸湿呼吸器、コンサベータ等）の油面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。 ③ 絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸価度試験	1 Y 1 Y 1 Y 5 Y	

	・油中ガス分析 ・油中水分測定		
3. 特別高圧ガス入 変圧器	1. 「モールド変圧器」①から⑥によるほか、次による。 ① ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。 ② 圧力計の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。 ② ガス強制循環式のものは、ガス送風機の異常音の有無を点検する。 ④ 密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作又は復帰の点検をする。 ⑤ ガス送風機軸受けの潤滑油を点検し、補給する。また、振動に異常が無いことを確認する。 ⑥ ガスの成分測定を実施し、規定値にあることを確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 3 Y 3 Y	

1.1.1.3

交流遮断器

(a) 本項の交流遮断器は、真空遮断器、油遮断器及びガス遮断器に適用する。

(b) 交流遮断器の点検項目及び点検内容は、表 1.1.1.3 による。

表 1.1.1.3 交流遮断器

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 真空遮断器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。 ② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。 ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。 ④ 遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。 ④ 制御回路の断線、端子接続部の緩み等の有無を点検する。 ⑤ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ⑦ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注油する。 ⑧ 真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を点検する。 ⑨ 各機構部のギャップ及び接点ワイプ長を測定し、良否を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 5 Y 5 Y 5 Y	
2. 油遮断器	1. 「真空遮断器」①から⑥によるほか、次による。 ① 油量が適切であることを確認する。 ② 絶縁油について次の試験を行い、その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験）	1 Y 5 Y	

3. ガス遮断器 【特別高圧用】	② 内部消弧室、接触子等の異常の有無を点検する。	5 Y	
	1.1.1.13「特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ(GIS、C-GIS)」による。		

1.1.1.4
断路器

断路器の点検項目及び点検内容は、表 1.1.1.4 による。

表 1.1.1.4 断路器

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
断路器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
	④ 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1 Y	
	⑤ 開閉器の入・切操作を行い、その良否を点検する。	1 Y	
	⑥ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1 Y	
	⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	

~~1.1.1.5~~
~~計器用変成器~~

~~計器用変成器の点検項目及び点検内容は、表 1.1.1.5 による。~~

~~表 1.1.1.5 計器用変成器~~

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
計器用変成器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1 Y	
	④ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
	⑤ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
	⑥ 電線貫通形の変流器は、貫通部のき裂、変色等の有無を点検する。	1 Y	
	⑦ 電力ヒューズ付きは、汚損、き裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。	1 Y	
	⑧ 変成器の二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	
	⑨ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	

1.1.1.6
避雷器

避雷器の点検項目及び点検内容は、表 1.1.1.6 による。

表 1.1.1.6 避雷器

点検項目	点検内容	周期	備考
避雷器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異常音等の有無を点検する。	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
	④ 漏れ電流測定を行い、その良否を確認する。	5 Y	

1.1.1.7

高圧負荷開閉器

- ~~(a) 本項の高圧負荷開閉器は、閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器及び真空開閉器に適用する。~~
- ~~(b) 高圧負荷開閉器の点検項目及び点検内容は、表 1.1.1.7 による。~~

表 1.1.1.7 高圧負荷開閉器

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 閉鎖形気中開閉器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否を点検する。また、引出形は、出し入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
	⑤ 制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	
	⑥ 開閉器の入・切操作を行い、その良否を点検する。	1 Y	
	⑦ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	
2. 開放型気中開閉器 【LBS】	1. 「閉鎖形気中開閉器」によるほか、次による。		
	① 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1 Y	
	② 電力ヒューズ付きは、汚損、き裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。	1 Y	
	③ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1 Y	
3. 真空開閉器	1. 「閉鎖形気中開閉器」によるほか、次による。		
	① 真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。	5 Y	
	② 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1 Y	

1.1.1.8

高圧カットアウト

~~高圧カットアウトの点検項目及び点検内容は、表 3.1.1.8 による。~~

表 1.1.1.8 高圧カットアウト

点検項目	点検内容	周期	備考
高圧カットアウト	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1 Y	

	る。	
	② 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y
	④ 接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1 Y
	⑥ 開閉器の入・切操作を行い、その良否を点検する。	1 Y
	⑦ 電力ヒューズ付きは、汚損、き裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。	1 Y
	⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y

1.1.1.0

高圧電磁接触器

高圧電磁接触器の点検項目及び点検内容は、表 3.1.1.0 による。

表 1.1.1.0 高圧電磁接触器

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
高圧電磁接触器	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状況の良否を点検する。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
	⑤ 接触器の開閉動作及び開閉表示の良否を点検する。	1 Y	
	⑥ 油入形の場合は、油面計により油量が適正であることを確認する。	1 Y	
	⑦ 操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注油する。	5 Y	
	⑧ 内部消弧室、接触子等の異常の有無を点検する。	5 Y	

1.1.1.10

力率改善装置

力率改善装置の点検項目及び点検内容は、表 3.1.1.10 による。

表 1.1.1.10 力率改善装置

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
力率改善装置	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1 Y	
【進相コンデンサ、直列リアクトル】	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
	④ 油入式直列リアクトルは、絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。 → 絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） → 酸価度試験	5 Y	
	⑤ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	

1.1.1.11

指示計器・保護継電器

指示計器・保護継電器の点検項目及び点検内容は、表 3.1.1.11 による。

表 1.1.1.11 指示計器・保護継電器

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
指示計器・保護継電器	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
	④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
	⑤ 各指示計器の零点調整を行い、正常に機能していることを確認する。	1 Y	
	⑥ 保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。	1 Y	
	⑦ 各保護継電器の試験項目は下記のとおりとする。		
	(1) 不足電圧継電器 1) 整定値動作 2) 整定値復帰値 3) 動作時間測定 整定最大 ・定格電圧→整定値×70%電圧急変時 4) 動作時間測定 整定値 ・定格電圧→整定値×70%電圧急変時 管理値：電圧：確度±5 パーセント 動作時間：動作時間±5 パーセント (2) 過電流継電器 1) 最小動作試験 2) 瞬時要素最小動作試験 3) 動作時間測定 (整定値最大 500%) 4) 動作時間測定 (整定値 200%、300%、500%) 管理値：電流：確度±5 パーセント 動作時間：動作時間±10 パーセント (3) 地絡過電流継電器 1) 動作値 ・試験：整定値 ・管理値：整定値の±25 パーセント) 2) 動作時間 ・試験：整定値 ・管理値：整定値の 130%通電時、0.2 秒以下 (4) 地絡過電圧継電器 1) 動作試験 (動作値) 2) 動作試験 (復帰値) 3) 動作時間測定 (整定最大)		

- ・ 0V→整定値×150%
- 4) 動作時間測定 (整定値)
 - ・ 0V→整定値×150%
- 管理値：整定値 (V) ±5 パーセント
 整定値 (時間 (秒)) ±5 パーセント
- (5) 比率差動継電器 (本大学)
 - 1) 比率要素最小動作試験 (I1)
 - ・ 動作値：整合整定値×30±10%
 - ・ 復帰値：整合整定値×0.3
 - 2) 比率要素最小電流試験 (I2)
 - ・ 電流整定値の30パーセントで動作
 - ・ 確度：±10パーセント
 - 3) 即時要素最小電流試験 (HOC)
 - ・ 動作値：整合整定×HOC 整定±10%
 - ・ 復帰値：動作整定×90パーセント
 - 4) 動作時間測定
 - (比率要素)
 - ・ 入力電流：最小動作値×300%
 - ・ 動作時間：50ms以下
 - 復帰：200～250ms以内
 - (即時要素)
 - ・ 入力電流：HOC 動作整定値×200%
 - ・ 動作時間：25ms以下
 - 復帰：200～250ms以内
 - 5) 比率特性試験 (I1)
 I2 整定タップ値 200%の抑制電流にて I1 動作値確認
 - ・ 入力電流：(I2 整定値×2)×(1+比率)
(I1/I2) + (I1 整定値×0.3)
 - ・ 動作電流±10%
 - 6) 比率特性試験 (I2)
 I1 整定タップ値 200%の抑制電流にて I2 動作値確認
 - ・ 入力電流：(I2 整定値×2)×(1+比率)
(I2/I1) + (I2 整定値×0.3)
 - ・ 動作電流±10%
- (6) 系統連系用デジタル型保護継電器
 要素：・ 逆電力要素 (67PR2, 67PR2F)
 - 1) 整定最小動作
 - 2) UVロック試験 (0.020A)
 - 3) 整定位相特性 (0.100A)
 - 4) 検出時間特性 (0→0.020A)
 - 5) 動作時間特性 (0→0.020A)
 入力条件 (電圧：110V, 電流は上記、
 位相：30°)
 整定値：0.01A
 - ・ 方向短絡要素 (67SR2)
 - 1) 整定最小動作
 - 2) 整定位相特性
 - 3) 検出時間特性

	入力条件（電圧：110V 電流：1A 位相：0°、30°、330°） 整定値：2% ・不足周波数要素（95LR2, 95LR2F） 1）整定最小動作 2）UV ロック試験 3）検出時間測定 4）動作時間測定 管理値：周波数 59.5Hz 検出時間 100ms 動作時間 113ms ・過周波数要素（95HR2, 95HR2F） 1）整定最小動作 2）UV ロック試験電圧測定 3）検出時間測定 4）95H+95HT タイマー測定 管理値：周波数 60.5Hz ロック電圧 40V 検出時間 100ms 以下 ・過電圧要素（59R2, 59R2F） 1）整定最小動作 2）検出時間特性（150%） 3）動作時間特性（150%） 管理値：整定値 115V 検出時間 50ms 以下 動作時間 63ms 以下 ・不足電圧要素（27R2, 27R2F） 1）整定値最小動作 2）検出時間特性 3）動作時間特性 整定値 管理値：動作値 100V±5% 動作時間 50ms 以下 ・不足電力要素（91PR2, 91PR2F） 1）整定最小動作 2）UV ロック試験電圧測定（0.002A） 3）整定位相測定（0.1A） 3）検出時間測定（0.002→0A） 4）動作時間測定（0.002→0A） 入力条件（電圧：110V 電流（上記） 位相：30°） 整定値：0.010A ・地絡過電圧要素（64VR2, 64VR2F） 1）整定値最小動作 2）検出時間特性 3）動作時間特性 整定値 管理値：整定値 10V 動作時間 50ms	
⑧	シーケンス試験（インターロック試験及び保護連動試験）を行う。	1 Y

1.1.1.12
低圧開閉器類

低圧開閉器類の点検項目及び点検内容は、表 1.1.1.12 による。

表 1.1.1.12 低圧開閉器類

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
低圧開閉器類 【配線用遮断器、漏 電遮断器、電磁接 触器等】	① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、 変色等の有無を点検する。	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検す る。	1 Y	
	③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を 点検する。	1 Y	
	④ 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を確認する。	1 Y	
	⑤ 配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認す る。	1 Y	

1.1.1.13
特別高圧固体絶縁
スイッチギヤ
(SIS)

特別高圧固体絶縁スイッチギヤ (SIS) の点検項目及び点検内容は、表 1.1.1.13 に
よる。

表 1.1.1.13 特別高圧固体絶縁スイッチギヤ (SIS)

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
特別高圧固体ガス 絶縁スイッチギヤ 【S I S】	① 機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変 色等の有無を点検する。	1 Y	
	② 本体の取付け状態及び配線接続状態の良否を点検す る。	1 Y	
	③ 引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損並び にき裂の有無を点検する。	1 Y	
	⑤ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を 点検する。	1 Y	
	⑥ 制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検 する。	1 Y	
	⑦ 開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動 の良否を点検する。	1 Y	
	⑧ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	

1.1.1.14
その他特別高圧関
連機器

その他特別高圧関連機器の点検項目及び点検内容は、表 1.1.1.14 による。

表 1.1.1.14 その他特別高圧関連機器

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
充電判定装置	電力会社の送電を確認する充電判定装置の端子接続状 況及び作動の良否を点検する。	1 Y	

1.1.2 電灯・電力設備

1.1.2.1

照明器具（蛍光灯）

照明器具（蛍光灯）の点検項目及び点検内容は、表 3.1.2.1 による。

表 3.1.2.1 照明器具（蛍光灯）

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 本体	① 反射板、枠の汚損、損傷、さび及び変色の有無並びに取付け状況を点検する。 ② ルーバ及び透光性カバーの汚損、破損、変色等の有無を点検する。 ③ 管球の異常なちらつき等の有無を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y	・実施は特記による。
2. 部品			
a. 安定器	① 点灯時の異常音の有無を点検する。 ② 安定器の変形、変色及びさびの有無を点検する。	1 Y 1 Y	
b. ソケット	変形、ぐらつき、ひび割れ、破損等の状況を点検する。	1 Y	
c. 進相コンデンサ	コンデンサケースの変形、ふくらみ及び漏油の有無を点検する。	1 Y	

1.1.2.2

分電盤・開閉器箱

分電盤・開閉器箱の点検項目及び点検内容は、表 3.1.2.2 による。

表 3.1.2.2 分電盤・開閉器箱

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. キャビネット			
a. 屋内型	① 盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。 ③ 断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。 ④ 断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	1 Y 1 Y 6 M 6 M	・耐熱形分電盤は 6 M とする。 ・耐熱形分電盤は 6 M とする。 ・耐熱形分電盤に限る。 ・耐熱形分電盤（1 種）に限る。
b. 屋外型	① 盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。 ② 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。 ③ 防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検する。 ④ 盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無を点検する。 ⑤ 断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 6 M	・耐熱形分電盤に限る。

2. 導電部			
a. 母線・分岐導 体・盤内配線支 持物等	① 汚損、損傷、腐食、脱落、過熱等の有無を点検する。	1 Y	・耐熱形分電盤 は6Mとする。
	② 異常音、異臭及び変色の有無を点検する。	1 Y	・耐熱形分電盤 は6Mとする。
	③ 導電接続部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
b. 端子台	変色及び異臭の有無を点検する。	1 Y	・耐熱形分電盤 は6Mとする。
3. 機器			
【遮断器・継電器・ 電磁接触器・タイ マー・リモコン・ 変圧器等】	① テストボタン（漏電遮断器）による動作の確認を行 う。	1 Y	
	② 各機器の異常音、異臭、変色及び過熱の有無を点検 する。	1 Y	・耐熱形分電盤 は6Mとする。
	③ 点検時を除き非常用ブレーカーがON（入）になっ ていることを確認する。	6 M	・耐熱形分電盤 に限る。
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	・耐熱形分電盤 は6Mとする。
5. 接地抵抗	単独接地極の場合は、接地抵抗を測定し、その良否を確 認する。	1 Y	

1.1.2.3

制御盤

~~制御盤の点検項目及び点検内容は、表 3.1.2.3 による。~~

表 1.1.2.3 制御盤

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. キャビネット	1.1.2.2「分電盤・開閉器箱」の当該事項による。なお、 フィルターがある場合は、目詰まりを点検する。	1 Y	
2. 導電部	1.1.2.2「分電盤・開閉器箱」の当該事項による。		
3. 機器・制御回路			
a. 遮断器・電磁接 触器・継電器・ 端子台・制御ス イッチ・計器・ 変流器・インバ ータ・表示灯・ 進相コンデン サ・ヒューズ類	① テストボタン（漏電遮断器）による動作確認を行う。	1 Y	
	② 異常音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	1 Y	
	③ 機器の取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
	④ 単位装置ごとに試験運転を行い運転電流を確認する。	1 Y	
	⑤ 換気扇の回転状態及び異常音の有無を点検する。ま た、ファン部のごみの付着、汚損等の有無を点検する。	1 Y	
	⑦ 液面電極、レベルスイッチ等の状態を点検する。	1 Y	
	⑧ インバータ用冷却ファンの作動状態を点検する。	1 Y	
b. 制御回路	① 自動、連動運転等のシステム運転の確認を行う。	1 Y	
	② 警報装置の動作確認を行う。	1 Y	
	④ 液面継電器の動作確認を行う。	1 Y	

	⑤ インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認を行う。	1 Y	
4. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	
5. 接地抵抗	単独接地極の場合は、接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	

1.1.2.4
幹線

~~幹線の点検項目及び点検内容は、表 1.1.2.4 による。~~

表 1.1.2.4 幹線

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. ケーブル等の配線	① ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。 ② 端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。 ③ ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。 ④ 垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. バスダクト	① 接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。 ② 接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。	1 Y 1 Y	
3. ケーブルラック・配管	ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1 Y	
4. 防火区画貫通処理部	き裂、欠落等の有無を点検する。	1 Y	
5. 絶縁抵抗	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	

1.1.3 屋外電気設備

1.1.3.1
外灯

~~(a) 本項は、脚立等で作業ができる範囲に設置されているものに適用する。~~
~~(b) 外灯の点検項目及び点検内容は、表 3.1.3.1 による。~~

表 1.1.3.1 外灯

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 灯具	① グローブをを外し、灯具の変形、破損及び腐食の有無を点検する。 ② 安定器収納部の浸水又はその痕跡の有無を点検する。	1 Y 1 Y	
2. 支持柱	① ポール内蔵の配線用遮断器等及び配線の接続の良否を点検する。	1 Y	

② 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無を点検する。	1 Y
③ 変形、破損及び腐食の有無を点検する。	1 Y
④ アンカーボルトの緩み、腐食等の有無及びアンカーボルト周囲のシール材の剥離、矢落等の有無を点検する。	1 Y

1.1.3.2

航空障害灯

航空障害灯の点検項目及び点検内容は、表 3.1.3.2 による。

表 1.1.3.2 航空障害灯

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 灯具	① レンズを外して内外面の汚れ、灯具の損傷及び腐食の有無を点検する。 ② ランプソケット及び配線接続の良否を点検する。 ③ 灯具の取付け金物の損傷及び腐食、ボルトの緩み等の有無を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y	
2. 支持柱	1.1.3.1「外灯」の当該事項による。		
3. 制御盤			
a. キャビネット	① 雨水の浸入、結露等の有無を点検する。 ② 外箱の過熱、異常音及び異常振動の有無を点検する。 ③ 固定金具、転倒防止金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩みの有無を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y	
b. 導電部			
イ. 母線、分岐 導体盤内配線、 指示金物等	異常音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1 Y	
ロ. 端子台	異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1 Y	
c. 機器、制御回路			
イ. 遮断器、継 電器、電磁接触 器、変流器、計 器、進相コンデ ンサ、制御機器	① テストボタン（漏電遮断器等）による動作の確認を行う。 ② 異常音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否を点検する。 ④ 単位装置毎に試験運転を行い、運転電流を測定し、その良否を確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
ロ. 絶縁変圧器	外傷、異常音、発熱等の異常の有無を点検する。	1 Y	
ハ. 制御回路	警報装置等の作動の良否を点検する。	1 Y	
d. 絶縁抵抗	母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	
e. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	

1.1.3.3
雷保護設備

雷保護設備の点検項目及び点検内容は、表 3.1.3.3 による。

表 1.1.3.3 雷保護設備

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 受雷部	取付け状態及び避雷導線との接続状態を確認する。	1 Y	
2. 避雷導線等	避雷導線等の損傷、断線及び接続不良の有無を点検する。	1 Y	
3. 支持管	① 支持金物の腐食及び緩みの有無を点検する。 ② 支持ボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無を点検する。	1 Y 1 Y	
4. 端子箱	① 端子台の緩み等を点検する。 ② 箱の腐食の有無を点検する。	1 Y 1 Y	
5. 接地極	① 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。 ② 接地極位置等の表示の有無を確認する。	1 Y 1 Y	

1.1.3.4
構内配電線路・構内通信線路

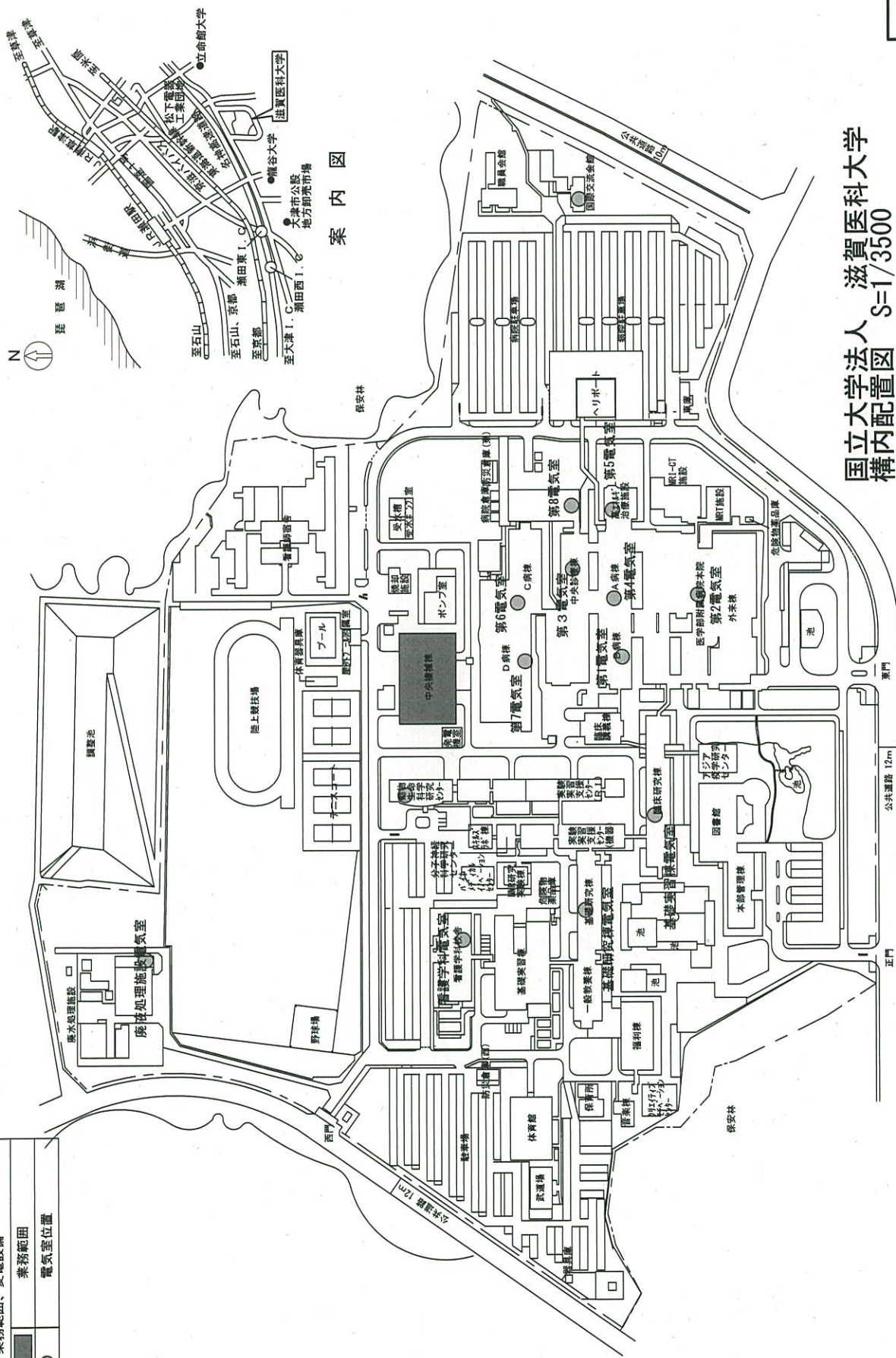
構内配電線路・構内通信線路の点検項目及び点検内容は、表 3.1.3.4 による。

表 1.1.3.4 構内配電線路・構内通信線路

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. ハンドホール、マンホール等	① き裂、損傷及び沈下の有無を点検する。 ② 周辺地盤の沈下の有無を点検する。 ③ 蓋及び金物の取付け状態の良否を点検する。 ④ さび、腐食等の劣化の有無を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. 電柱	① 沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無を点検する。 ② 電柱、支持材等の損傷及び腐食の有無を点検する。 ③ 立上りケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ④ 接地線の損傷、断線等の有無を点検する。 ⑥ 接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
3. 架線	① 架空電線の損傷の有無を点検する。 ② 架空電線の張力（たわみ）の状況を点検する。 ③ 接続箇所の損傷及び劣化の有無を点検する。 ④ 架空電線と工作物又は樹木等の接近状態を点検する。 ⑤ ちょう架用線との取付け状態を点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
4. 地中線	① ハンドホール及びマンホール内は、次の点検を行う。 ・ケーブル、接地線及び支持金物の損傷、劣化等の有無。	1 Y	

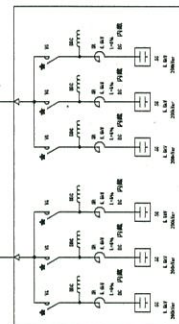
・高圧・低圧ケーブル及び弱電流ケーブルとの離隔距離等の状態。 ・ケーブルの立上り部分の損傷及び劣化の有無。 ・ケーブルの用途、行先等の名札の取付け状態。 ② 埋設標の設置状態を点検する。	1 Y
--	----------------

業務範囲、変電設備	
	業務範囲
	電気室位置



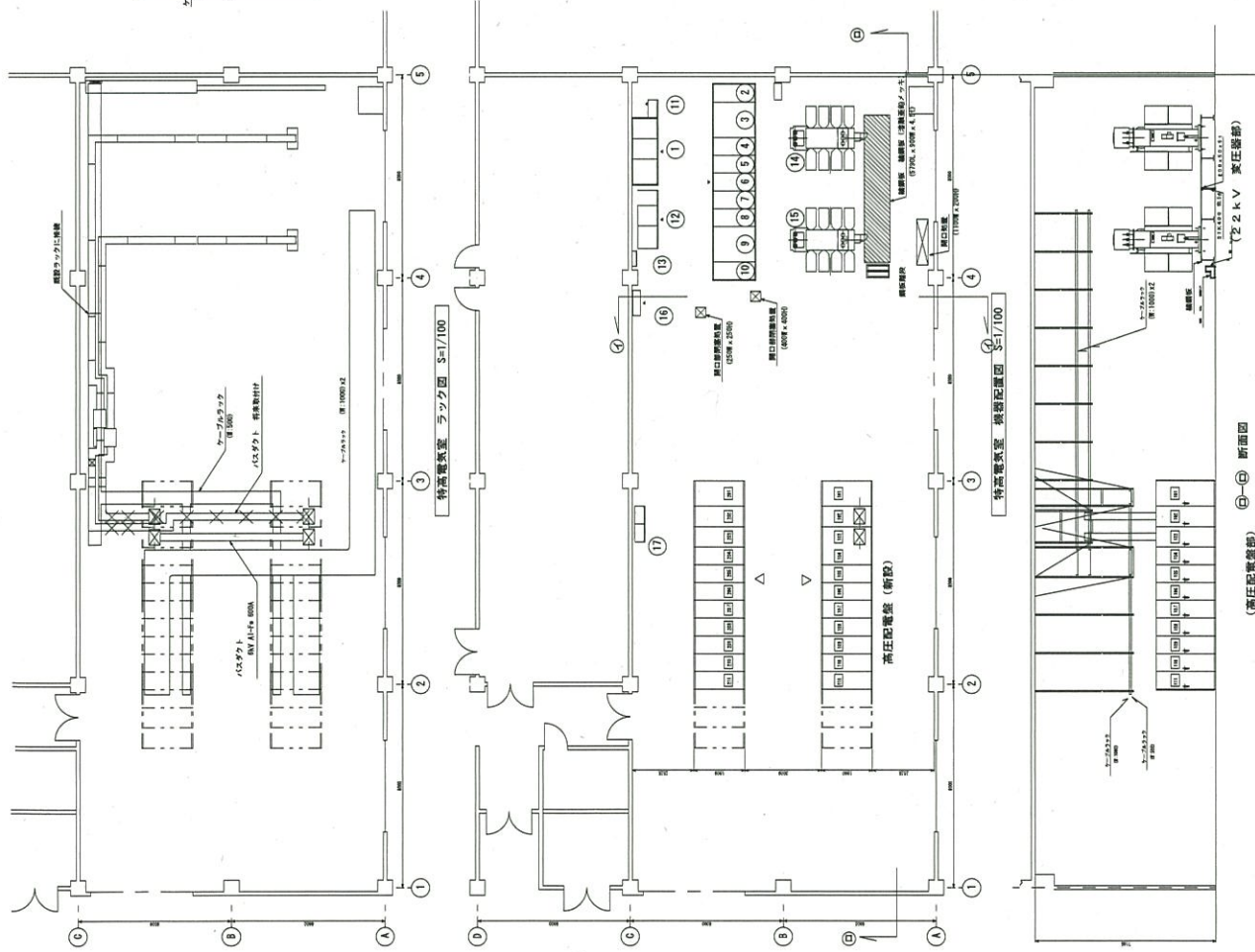
国立大学法人 滋賀医科大学
構内配置図 S=1/3500

ケーブルの点検は今回業務範囲外

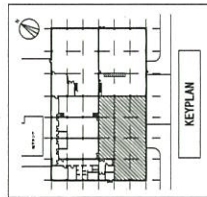
[illegible]

国立大学法人 滋賀医科大学 S=NONSCALE

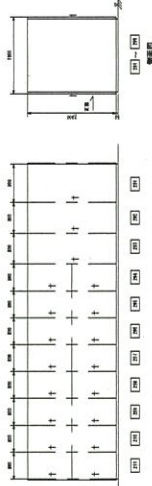
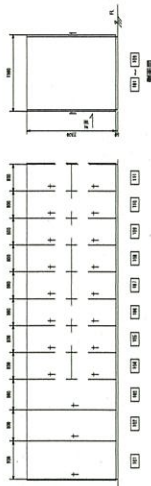
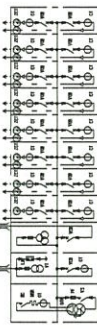
業務範圍

[illegible]

建記：寸法。形状は参考とする。



學室電設備 機器外形圖四

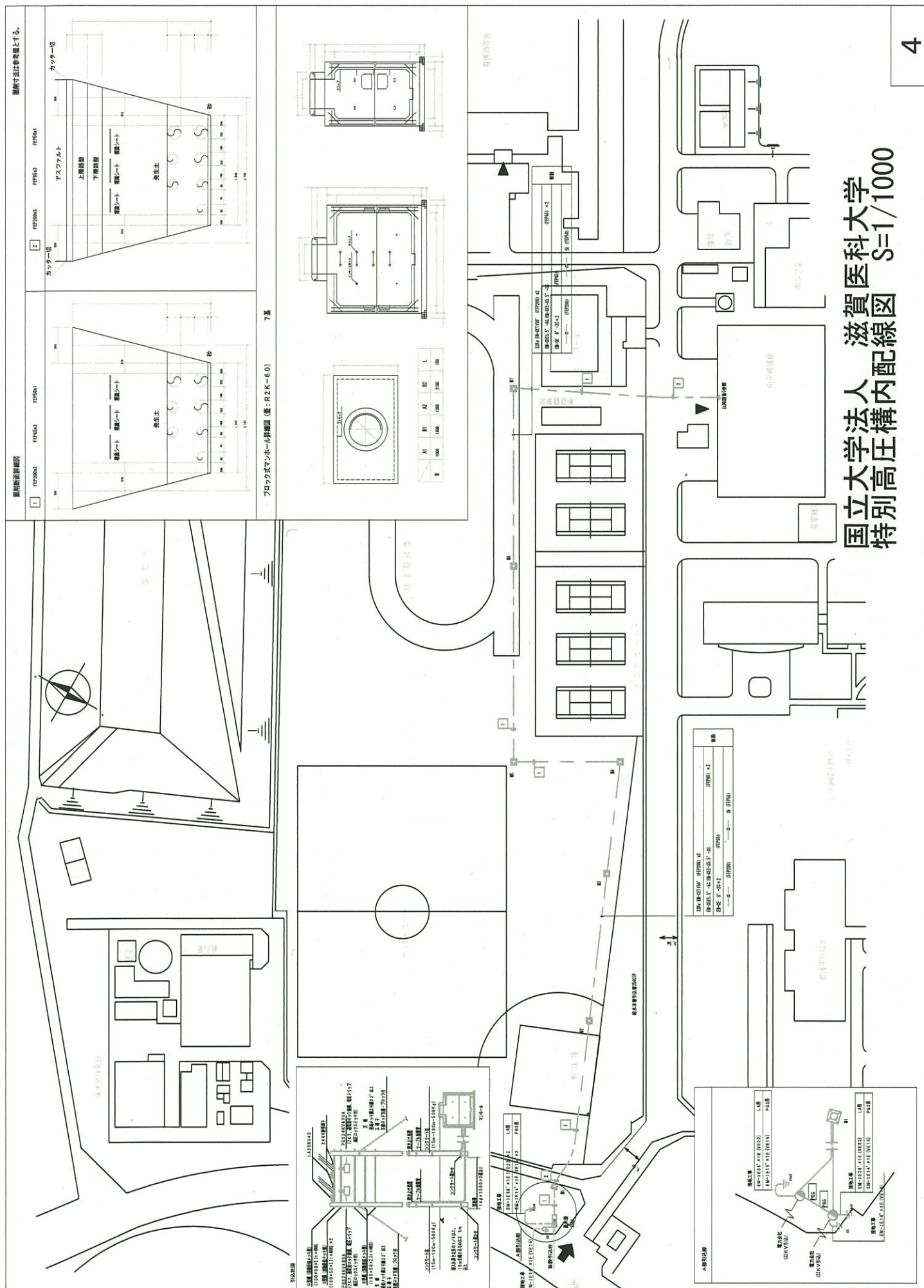


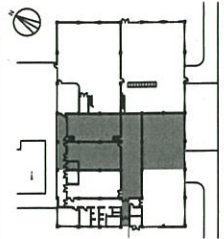
品 番	要 求	備 考	備 考
124	(1)	18P-CDE-1-75%	監視 制御
125	(1)	18P-CDE-2-75%	監視 制御
126	(1)	18P-CDE-3-75%	監視 制御
127	(1)	18P-CDE-4-75%	監視 制御
128	(1)	18P-CDE-5-75%	監視 制御
129	(1)	18P-CDE-6-75%	監視 制御
130	(1)	18P-CDE-7-75%	監視 制御
131	(1)	18P-CDE-8-75%	監視 制御
132	(1)	18P-CDE-9-75%	監視 制御
133	(1)	18P-CDE-10-75%	監視 制御
134	(1)	18P-CDE-11-75%	監視 制御
135	(1)	18P-CDE-12-75%	監視 制御
136	(1)	18P-CDE-13-75%	監視 制御
137	(1)	18P-CDE-14-75%	監視 制御
138	(1)	18P-CDE-15-75%	監視 制御
139	(1)	18P-CDE-16-75%	監視 制御
140	(1)	18P-CDE-17-75%	監視 制御
141	(1)	18P-CDE-18-75%	監視 制御
142	(1)	18P-CDE-19-75%	監視 制御
143	(1)	18P-CDE-20-75%	監視 制御
144	(1)	18P-CDE-21-75%	監視 制御
145	(1)	18P-CDE-22-75%	監視 制御
146	(1)	18P-CDE-23-75%	監視 制御
147	(1)	18P-CDE-24-75%	監視 制御
148	(1)	18P-CDE-25-75%	監視 制御
149	(1)	18P-CDE-26-75%	監視 制御
150	(1)	18P-CDE-27-75%	監視 制御
151	(1)	18P-CDE-28-75%	監視 制御
152	(1)	18P-CDE-29-75%	監視 制御
153	(1)	18P-CDE-30-75%	監視 制御
154	(1)	18P-CDE-31-75%	監視 制御
155	(1)	18P-CDE-32-75%	監視 制御
156	(1)	18P-CDE-33-75%	監視 制御
157	(1)	18P-CDE-34-75%	監視 制御
158	(1)	18P-CDE-35-75%	監視 制御
159	(1)	18P-CDE-36-75%	監視 制御
160	(1)	18P-CDE-37-75%	監視 制御
161	(1)	18P-CDE-38-75%	監視 制御
162	(1)	18P-CDE-39-75%	監視 制御
163	(1)	18P-CDE-40-75%	監視 制御
164	(1)	18P-CDE-41-75%	監視 制御
165	(1)	18P-CDE-42-75%	監視 制御
166	(1)	18P-CDE-43-75%	監視 制御
167	(1)	18P-CDE-44-75%	監視 制御
168	(1)	18P-CDE-45-75%	監視 制御
169	(1)	18P-CDE-46-75%	監視 制御
170	(1)	18P-CDE-47-75%	監視 制御
171	(1)	18P-CDE-48-75%	監視 制御
172	(1)	18P-CDE-49-75%	監視 制御
173	(1)	18P-CDE-50-75%	監視 制御
174	(1)	18P-CDE-51-75%	監視 制御
175	(1)	18P-CDE-52-75%	監視 制御
176	(1)	18P-CDE-53-75%	監視 制御
177	(1)	18P-CDE-54-75%	監視 制御
178	(1)	18P-CDE-55-75%	監視 制御
179	(1)	18P-CDE-56-75%	監視 制御
180	(1)	18P-CDE-57-75%	監視 制御
181	(1)	18P-CDE-58-75%	監視 制御
182	(1)	18P-CDE-59-75%	監視 制御
183	(1)	18P-CDE-60-75%	監視 制御
184	(1)	18P-CDE-61-75%	監視 制御
185	(1)	18P-CDE-62-75%	監視 制御
186	(1)	18P-CDE-63-75%	監視 制御
187	(1)	18P-CDE-64-75%	監視 制御
188	(1)	18P-CDE-65-75%	監視 制御
189	(1)	18P-CDE-66-75%	監視 制御
190	(1)	18P-CDE-67-75%	監視 制御
191	(1)	18P-CDE-68-75%	監視 制御
192	(1)	18P-CDE-69-75%	監視 制御
193	(1)	18P-CDE-70-75%	監視 制御
194	(1)	18P-CDE-71-75%	監視 制御
195	(1)	18P-CDE-72-75%	監視 制御
196	(1)	18P-CDE-73-75%	監視 制御
197	(1)	18P-CDE-74-75%	監視 制御
198	(1)	18P-CDE-75-75%	監視 制御
199	(1)	18P-CDE-76-75%	監視 制御
200	(1)	18P-CDE-77-75%	監視 制御
201	(1)	18P-CDE-78-75%	監視 制御
202	(1)	18P-CDE-79-75%	監視 制御
203	(1)	18P-CDE-80-75%	監視 制御
204	(1)	18P-CDE-81-75%	監視 制御
205	(1)	18P-CDE-82-75%	監視 制御
206	(1)	18P-CDE-83-75%	監視 制御
207	(1)	18P-CDE-84-75%	監視 制御
208	(1)	18P-CDE-85-75%	監視 制御
209	(1)	18P-CDE-86-75%	監視 制御
210	(1)	18P-CDE-87-75%	監視 制御
211	(1)	18P-CDE-88-75%	監視 制御
212	(1)	18P-CDE-89-75%	監視 制御
213	(1)	18P-CDE-90-75%	監視 制御
214	(1)	18P-CDE-91-75%	監視 制御
215	(1)	18P-CDE-92-75%	監視 制御
216	(1)	18P-CDE-93-75%	監視 制御
217	(1)	18P-CDE-94-75%	監視 制御
218	(1)	18P-CDE-95-75%	監視 制御
219	(1)	18P-CDE-96-75%	監視 制御
220	(1)	18P-CDE-97-75%	監視 制御
221	(1)	18P-CDE-98-75%	監視 制御
222	(1)	18P-CDE-99-75%	監視 制御
223	(1)	18P-CDE-100-75%	監視 制御
224	(1)	18P-CDE-101-75%	監視 制御
225	(1)	18P-CDE-102-75%	監視 制御
226	(1)	18P-CDE-103-75%	監視 制御
227	(1)	18P-CDE-104-75%	監視 制御
228	(1)	18P-CDE-105-75%	監視 制御
229	(1)	18P-CDE-106-75%	監視 制御
230	(1)	18P-CDE-107-75%	監視 制御
231	(1)	18P-CDE-108-75%	監視 制御
232	(1)	18P-CDE-109-75%	監視 制御
233	(1)	18P-CDE-110-75%	監視 制御
234	(1)	18P-CDE-111-75%	監視 制御
235	(1)	18P-CDE-112-75%	監視 制御
236	(1)	18P-CDE-113-75%	監視 制御
237	(1)	18P-CDE-114-75%	監視 制御
238	(1)	18P-CDE-115-75%	監視 制御
239	(1)	18P-CDE-116-75%	監視 制御
240	(1)	18P-CDE-117-75%	監視 制御
241	(1)	18P-CDE-118-75%	監視 制御
242	(1)	18P-CDE-119-75%	監視 制御
243	(1)	18P-CDE-120-75%	監視 制御
244	(1)	18P-CDE-121-75%	監視 制御
245	(1)	18P-CDE-122-75%	監視 制御
246	(1)	18P-CDE-123-75%	監視 制御
247	(1)	18P-CDE-124-75%	監視 制御
248	(1)	18P-CDE-125-75%	監視 制御
249	(1)	18P-CDE-126-75%	監視 制御
250	(1)	18P-CDE-127-75%	監視 制御
251	(1)	18P-CDE-128-75%	監視 制御
252	(1)	18P-CDE-129-75%	監視 制御
253	(1)	18P-CDE-130-75%	監視 制御
254	(1)	18P-CDE-131-75%	監視 制御
255	(1)	18P-CDE-132-75%	監視 制御
256	(1)	18P-CDE-133-75%	監視 制御
257	(1)	18P-CDE-134-75%	監視 制御
258	(1)	18P-CDE-135-75%	監視 制御
259	(1)	18P-CDE-136-75%	監視 制御
260	(1)	18P-CDE-137-75%	監視 制御
261	(1)	18P-CDE-138-75%	監視 制御
262	(1)	18P-CDE-139-75%	監視 制御
263	(1)	18P-CDE-140-75%	監視 制御
264	(1)	18P-CDE-141-75%	監視 制御
265	(1)	18P-CDE-142-75%	監視 制御
266	(1)	18P-CDE-143-75%	監視 制御
267	(1)	18P-CDE-144-75%	監視 制御
268	(1)	18P-CDE-145-75%	監視 制御
269	(1)	18P-CDE-146-75%	監視 制御
270	(1)	18P-CDE-147-75%	監視 制御
271	(1)	18P-CDE-148-75%	監視 制御
272	(1)	18P-CDE-149-75%	監視 制御
273	(1)	18P-CDE-150-75%	監視 制御
274	(1)	18P-CDE-151-75%	監視 制御
275	(1)	18P-CDE-152-75%	監視 制御
276	(1)	18P-CDE-153-75%	監視 制御
277	(1)	18P-CDE-154-75%	監視 制御
278	(1)	18P-CDE-155-75%	監視 制御
279	(1)	18P-CDE-156-75%	監視 制御
280	(1)	18P-CDE-157-75%	監視 制御
281	(1)	18P-CDE-158-75%	監視 制御
282	(1)	18P-CDE-159-75%	監視 制御
283	(1)	18P-CDE-160-75%	監視 制御
284	(1)	18P-CDE-161-75%	監視 制御
285	(1)	18P-CDE-162-75%	監視 制御
286	(1)	18P-CDE-163-75%	監視 制御
287	(1)	18P-CDE-164-75%	監視 制御
288	(1)	18P-CDE-165-75%	監視 制御
289	(1)	18P-CDE-166-75%	監視 制御
290	(1)	18P-CDE-167-75%	監視 制御
291	(1)	18P-CDE-168-75%	監視 制御
292	(1)	18P-CDE-169-75%	監視 制御
293	(1)	18P-CDE-170-75%	監視 制御
294	(1)	18P-CDE-171-75%	監視 制御
295	(1)	18P-CDE-172-75%	監視 制御
296	(1)	18P-CDE-173-75%	監視 制御
297	(1)	18P-CDE-174-75%	監視 制御
298	(1)	18P-CDE-175-75%	監視 制御
299	(1)	18P-CDE-176-75%	監視 制御
300	(1)	18P-CDE-177-75%	監視 制御
301	(1)	18P-CDE-178-75%	監視 制御
302	(1)	18P-CDE-179-75%	監視 制御
303	(1)	18P-CDE-180-75%	監視 制御
304	(1)	18P-CDE-181-75%	監視 制御
305	(1)	18P-CDE-182-75%	監視 制御
306	(1)	18P-CDE-183-75%	監視 制御
307	(1)	18P-CDE-184-75%	監視 制御
308	(1)	18P-CDE-185-75%	監視 制御
309	(1)	18P-CDE-186-75%	監視 制御
310	(1)	18P-CDE-187-75%	監視 制御
311	(1)	18P-CDE-188-75%	監視 制御
312	(1)	18P-CDE-189-75%	監視 制御
313	(1)	18P-CDE-190-75%	監視 制御
314	(1)	18P-CDE-191-75%	監視 制御
315	(1)	18P-CDE-192-75%	監視 制御
316	(1)	18P-CDE-193-75%	監視 制御
317	(1)	18P-CDE-194-75%	監視 制御
318	(1)	18P-CDE-195-75%	監視 制御
319	(1)	18P-CDE-196-75%	監視 制御
320	(1)	18P-CDE-197-75%	監視 制御
321	(1)	18P-CDE-198-75%	監視 制御
322	(1)	18P-CDE-199-75%	監視 制御
323	(1)	18P-CDE-200-75%	監視 制御
324	(1)	18P-CDE-201-75%	監視 制御
325	(1)	18P-CDE-202-75%	監視 制御
326	(1)	18P-CDE-203-75%	監視 制御
327	(1)	18P-CDE-204-75%	監視 制御
328	(1)	18P-CDE-205-75%	監視 制御
329	(1)	18P-CDE-206-75%	監視 制御
330	(1)	18P-CDE-207-75%	監視 制御
331	(1)	18P-CDE-208-75%	監視 制御
332	(1)	18P-CDE-209-75%	監視 制御
333	(1)	18P-CDE-210-75%	監視 制御
334	(1)	18P-CDE-211-75%	監視 制御
335	(1)	18P-CDE-212-75%	監視 制御
336	(1)	18P-CDE-213-75%	監視 制御
337	(1)	18P-CDE-214-75%	監視 制御
338	(1)	18P-CDE-215-75%	監視 制御
339	(1)	18P-CDE-216-75%	監視 制御
340	(1)	18P-CDE-217-75%	監視 制御
341	(1)	18P-CDE-218-75%	監視 制御
342	(1)	18P-CDE-219-75%	監視 制御
343	(1)	18P-CDE-220-75%	監視 制御
344	(1)	18P-CDE-221-75%	監視 制御
345	(1)	18P-CDE-222-75%	監視 制御
346	(1)	18P-CDE-223-75%	監視 制御
347	(1)	18P-CDE-224-75%	監視 制御
348	(1)	18P-CDE-225-75%	監視 制御
349	(1)	18P-CDE-226-75%	監視 制御
350	(1)	18P-CDE-227-75%	監視 制御
351	(1)	18P-CDE-228-75%	監視 制御
352	(1)	18P-CDE-229-75%	監視 制御
353	(1)	18P-CDE-230-75%	監視 制御
354	(1)	18P-CDE-231-75%	監視 制御
355	(1)	18P-CDE-232-75%	監視 制御
356	(1)	18P-CDE-233-75%	監視 制御
357	(1)	18P-CDE-234-75%	監視 制御
358	(1)	18P-CDE-235-75%	監視 制御
359	(1)	18P-CDE-236-75%	監視 制御
360	(1)	18P-CDE-237-75%	監視 制御
361	(1)	18P-CDE-238-75%	監視 制御
362	(1)	18P-CDE-239-75%	監視 制御
363	(1)	18P-CDE-240-75%	監視 制御
364	(1)	18P-CDE-241-75%	監視 制御
365	(1)	18P-CDE-242-75%	監視 制御
366	(1)	18P-CDE-243-75%	監視 制御
367	(1)	18P-CDE-244-75%	監視 制御
368	(1)	18P-CDE-245-75%	監視 制御
369	(1)	18P-CDE-246-75%	監視 制御
370	(1)	18P-CDE-247-75%	監視 制御
371	(1)	18P-CDE-248-75%	監視 制御
372	(1)	18P-CDE-249-75%	監視 制御
373	(1)	18P-CDE-250-75%	監視 制御
374	(1)	18P-CDE-251-75%	監視 制御
375	(1)	18P-CDE-252-75%	監視 制御
376	(1)	18P-CDE-253-75%	監視 制御
377	(1)	18P-CDE-254-75%	監視 制御
378	(1)	18P-CDE-255-75%	監視 制御
379	(1)	18P-CDE-256-75%	監視 制御
380	(1)	18P-CDE-257-75%	監視 制御
381	(1)	18P-CDE-258-75%	監視 制御
382	(1)	18P-CDE-259-75%	監視 制御
383	(1)	18P-CDE-260-75%	監視 制御
384	(1)	18P-CDE-261-75%	監視 制御
385	(1)	18P-CDE-262-75%	監視 制御
386	(1)	18P-CDE-263-75%	監視 制御
387	(1)	18P-CDE-264-75%	監視 制御
388	(1)	18P-CDE-265-75%	監視 制御
389	(1)	18P-CDE-266-75%	監視 制御
390	(1)	18P-CDE-267-75%	監視 制御
391	(1)	18P-CDE-268-75%	監視 制御
392	(1)	18P-CDE-269-75%	監視 制御
393	(1)	18P-CDE-270-75%	監視 制御
394	(1)	18P-CDE-271-75%	監視 制御
395	(1)	18P-CDE-272-75%	監視 制御
396	(1)	18P-CDE-273-75%	監視 制御
397	(1)	18P-CDE-274-75%	監視 制御
398	(1)	18P-CDE-275-75%	監視 制御
399	(1)	18P-CDE-276-75%	監視 制御
400	(1)	18P-CDE-277-75%	監視 制御
401	(1)	18P-CDE-278-75%	監視 制御
402	(1)	18P-CDE-279-75%	監視 制御
403	(1)	18P-CDE-280-75%	監視 制御
404	(1)	18P-CDE-281-75%	監視 制御
405	(1)	18P-CDE-282-75%	監視 制御
406	(1)	18P-CDE-283-75%	監視 制御
407	(1)	18P-CDE-284-75%	監視 制御
408	(1)	18P-CDE-285-75%	監視 制御
409	(1)	18P-CDE-286-75%	監視 制御
410	(1)	18P-CDE-287-75%	監視 制御
411	(1)	18P-CDE-288-75%	監視 制御
412	(1)	18P-CDE-289-75%	監視 制御
413	(1)	18P-CDE-290	

配線表（新設）

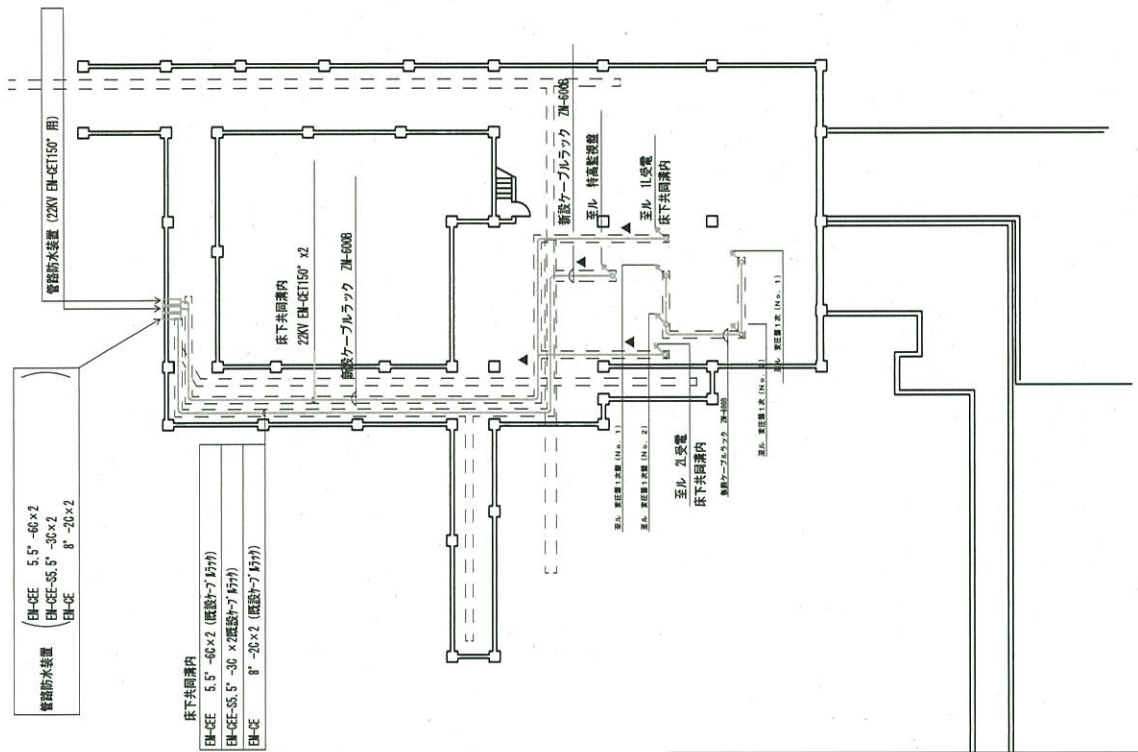
(高压配置部)

(22KV 美庄番部)





KEY PLAN



国立大学法人 滋賀医科大学 中央機械室地下ヒット配線図 S=1/400

特別高圧変電部分機器リスト

電気室名称等		機器区分	型式	容量・定格・仕様等	製造者	製造番号	製造年月	備考
1	屋外	ガス負荷開閉器 (PGS)	GLT20-A-2CD2N10	24KV400A	戸上	E265512	Jan-07	常用
2	屋外	ガス負荷開閉器 (PGS)	GLT20-A-2CD2N10	24KV400A	戸上	E265513	Jan-07	予備用
3	屋外	電線	CET	EM-CET 150mm ²	昭和電線ケーブルシステム			常用
4	屋外	電線	CET	EM-CET 150mm ²	昭和電線ケーブルシステム			予備用
5	屋外	避雷器	GL-28SJ	28kV	音羽電機工業	701	Jan-07	常用
6	屋外	避雷器	GL-28SJ	28kV	音羽電機工業	701	Jan-07	予備用
7	中央機械室 (特高)	受電盤 (SIS型)	BC-20J25	幅700mm※高さ2300mm※1700mm	㈱東芝	BA43090FT1000	Feb-07	常用(盤番号1) SIS形式KA-20J25
8	中央機械室 (特高)	受電盤 (SIS型)	BC-20J25	幅700mm※高さ2300mm※1700mm	㈱東芝	BA43090FT1000	Feb-07	予備用(盤番号9) SIS形式KA-20J25
9	中央機械室 (特高)	電圧検出装置 (VD)	SVC-5	AC0.5V50/60HzSETAC0.25VDC100-125V	㈱東芝	0978-110824	Feb-07	7番内部品 (VD1)
10	中央機械室 (特高)	真空遮断器 (VCB)	KVC-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	㈱東芝	0762523	Feb-07	7番内部品
11	中央機械室 (特高)	真空遮断器 (VDS)	KVD-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	㈱東芝	0762524	Feb-07	7番内部品
12	中央機械室 (特高)	真空接地装置 (VES)	KVE-20x25	24KV125kV50/60Hz25kA	㈱東芝	0762539	Feb-07	7番内部品
13	中央機械室 (特高)	変流器 (CT)	A-EB20K1	1PS1次:400/200A,二次:5A負担:25/15V	㈱東芝	06046090	Feb-07	7番内部品 (R)
14	中央機械室 (特高)	変流器 (CT)	A-EB20K1	1PS1次:400/200A,二次:5A負担:25/15V	㈱東芝	06046091	Feb-07	7番内部品 (S)
15	中央機械室 (特高)	変流器 (CT)	A-EB20K1	1PS1次:400/200A,二次:5A負担:25/15V	㈱東芝	06046092	Feb-07	7番内部品 (T)
16	中央機械室 (特高)	避雷器 (SAR)	RVLR-20D	28kV10kA	㈱東芝	06987984	Feb-07	7番内部品 (R)
17	中央機械室 (特高)	避雷器 (SAR)	RVLR-20D	28kV10kA	㈱東芝	06987985	Feb-07	7番内部品 (S)
18	中央機械室 (特高)	避雷器 (SAR)	RVLR-20D	28kV10kA	㈱東芝	06987986	Feb-07	7番内部品 (T)
19	中央機械室 (特高)	零相変流器 (ZCT)	ECZS-100A	1A/10mAケーブル貫通型	㈱東芝			盤外取り付け品
20	中央機械室 (特高)	電圧検出装置 (VD)	SVC-5	AC0.5V50/60HzSETAC0.25VDC100-125V	㈱東芝	0979-110824	Feb-07	8番内部品 (VD2)
21	中央機械室 (特高)	真空遮断器 (VCB)	KVC-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	㈱東芝	0762537	Feb-07	8番内部品
22	中央機械室 (特高)	真空遮断器 (VDS)	KVD-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	㈱東芝	0762538	Feb-07	8番内部品
23	中央機械室 (特高)	真空接地装置 (VES)	KVE-20x25	24KV125kV50/60Hz25kA	㈱東芝	0762543	Feb-07	8番内部品
24	中央機械室 (特高)	変流器 (CT)	A-EB20K1	1PS1次:400/200A,二次:5A負担:25/15V	㈱東芝	06046093	Feb-07	8番内部品
25	中央機械室 (特高)	変流器 (CT)	A-EB20K1	1PS1次:400/200A,二次:5A負担:25/15V	㈱東芝	06046094	Feb-07	8番内部品
26	中央機械室 (特高)	変流器 (CT)	A-EB20K1	1PS1次:400/200A,二次:5A負担:25/15V	㈱東芝	06046095	Feb-07	8番内部品
27	中央機械室 (特高)	避雷器 (SAR)	RVLR-20D	28kV10kA	㈱東芝	06987987	Feb-07	8番内部品
28	中央機械室 (特高)	避雷器 (SAR)	RVLR-20D	28kV10kA	㈱東芝	06987988	Feb-07	8番内部品
29	中央機械室 (特高)	避雷器 (SAR)	RVLR-20D	28kV10kA	㈱東芝	06987989	Feb-07	8番内部品
30	中央機械室 (特高)	零相変流器 (ZCT)	ECZS-100A	1A/10mAケーブル貫通型	㈱東芝			盤外取り付け品
31	中央機械室 (特高)	VCT盤	MC-20J25	幅1400mm※高さ2300mm※1700mm	㈱東芝	BA43090FT1000	Feb-07	常用(No.1)(盤番号2)
32	中央機械室 (特高)	VCT盤	MC-20J25	幅1400mm※高さ2300mm※1700mm	㈱東芝	BA43090FT1000	Feb-07	予備用(No.2)(盤番号8)
33	中央機械室 (特高)	変圧器盤	SIS	幅700mm※高さ2300mm※1700mm	㈱東芝	BA43090FT1000	Feb-07	常用(No.1)(盤番号3)
34	中央機械室 (特高)	変圧器盤	SIS	幅700mm※高さ2300mm※1700mm	㈱東芝	BA43090FT1000	Feb-07	予備用(No.2)(盤番号7)
35	中央機械室 (特高)	変圧器盤	SIS	幅700mm※高さ2300mm※1700mm	㈱東芝	BA43090FT1000	Feb-07	将来用(No.3)(盤番号5)
36	中央機械室 (特高)	真空遮断器 (VCB)	KVC-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	㈱東芝	0762527	Feb-07	常用(No.1)33番内部品
37	中央機械室 (特高)	真空遮断器 (VDS)	KVD-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	㈱東芝	0762526	Feb-07	常用(No.1)33番内部品
38	中央機械室 (特高)	真空接地装置 (VES)	KVM-20X25H (E7M?)	24KV125kV50/60Hz25kA	㈱東芝	0762540	Feb-07	常用(No.1)33番内部品
39	中央機械室 (特高)	変流器 (CT)	A-EGC16A	1PS1次:200A,二次:5A負担:10VA	㈱東芝	06046081	Feb-07	常用(No.1)33番内部品

特別高圧変電部分機器リスト

電気室名称等	機器区分	型式	容量・定格・仕様等	製造者	製造番号	製造年月	備考
40 中央機械室(特高)	変流器(CT)	A-EGC16A	1PS1次:200A,二次:5A負担:10VA	(株)東芝	06046082	Feb-07	常用(No.1)33番内部品
41 中央機械室(特高)	変流器(CT)	A-EGC16A	1PS1次:200A,二次:5A負担:10VA	(株)東芝	06046083	Feb-07	常用(No.1)33番内部品
42 中央機械室(特高)	避雷器(SAR)	RVLRC-20D	28kV/10kA	(株)東芝			常用(No.1)33番内部品
43 中央機械室(特高)	零相変流器(ZCT)	ECZS-100A	1A/10mAケーブール貫通型	(株)東芝			常用(No.1)33番内部品
44 中央機械室(特高)	真空遮断器(VCB)	KVC-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762536	Feb-07	予備用(No.2)34番内部品
45 中央機械室(特高)	真空遮断器(VDS)	KVD-20J25	24KV125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762535	Feb-07	予備用(No.2)34番内部品
46 中央機械室(特高)	真空接地装置(VES)	KVM-20X25H	24KV125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762542	Feb-07	予備用(No.2)34番内部品
47 中央機械室(特高)	変流器(CT)	A-EGC16A	1PS1次:200A,二次:5A負担:10VA	(株)東芝	06046087	Feb-07	予備用(No.2)34番内部品
48 中央機械室(特高)	変流器(CT)	A-EGC16A	1PS1次:200A,二次:5A負担:10VA	(株)東芝	06046088	Feb-07	予備用(No.2)34番内部品
49 中央機械室(特高)	変流器(CT)	A-EGC16A	1PS1次:200A,二次:5A負担:10VA	(株)東芝	06046089	Feb-07	予備用(No.2)34番内部品
50 中央機械室(特高)	避雷器(SAR)	RVLRC-20D	28kV/10kA	(株)東芝			予備用(No.2)34番内部品
51 中央機械室(特高)	零相変流器(ZCT)	ECZS-100A	1A/10mAケーブール貫通型	(株)東芝			予備用(No.2)34番内部品
52 中央機械室(特高)	真空遮断器(VCB)	KVC-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762531	Feb-07	将来用(No.3)35番内部品
53 中央機械室(特高)	真空遮断器(VDS)	KVD-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762530	Feb-07	将来用(No.3)35番内部品
54 中央機械室(特高)	真空接地装置(VES)	KVM-20X25H (E?M?)	24KV125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762541	Feb-07	将来用(No.3)35番内部品
55 中央機械室(特高)	変流器(CT)	A-EGC16A	1PS1次:200A,二次:5A負担:10VA	(株)東芝	06046084	Feb-07	将来用(No.3)35番内部品
56 中央機械室(特高)	変流器(CT)	A-EGC16A	1PS1次:200A,二次:5A負担:10VA	(株)東芝	06046085	Feb-07	将来用(No.3)35番内部品
57 中央機械室(特高)	変流器(CT)	A-EGC16A	1PS1次:200A,二次:5A負担:10VA	(株)東芝	06046086	Feb-07	将来用(No.3)35番内部品
58 中央機械室(特高)	本線母連・EVT盤	SIS	幅700mm※高さ2300mm※1700mm	(株)東芝	BA43090FT1 000	Feb-07	常用(No.1)(盤番号4)
59 中央機械室(特高)	予備線母連・EVT盤	SIS	幅700mm※高さ2300mm※1700mm	(株)東芝	BA43090FT1 000	Feb-07	予備用(No.2)(盤番号6)
60 中央機械室(特高)	真空遮断器(VDS)	KVD-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762528	Feb-07	58番内部品
61 中央機械室(特高)	真空遮断器(VDS)	KVD-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762529	Feb-07	58番内部品
62 中央機械室(特高)	接地装置(ES)	KVM-20X25H	24KV125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762544	Feb-07	58番内部品
63 中央機械室(特高)	接地型計器用変圧器(EVT)	VZ-E20J	22/√3kV:110/√3V:110/3V 1P/3G 100	(株)東芝	06046075	Feb-07	58番内部品
64 中央機械室(特高)	接地型計器用変圧器(EVT)	VZ-E20J	22/√3kV:110/√3V:110/3V 1P/3G 100	(株)東芝	06046076	Feb-07	58番内部品
65 中央機械室(特高)	接地型計器用変圧器(EVT)	VZ-E20J	22/√3kV:110/√3V:110/3V 1P/3G 100	(株)東芝	06046077	Feb-07	58番内部品
66 中央機械室(特高)	真空遮断器(VDS)	KVD-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762532	Feb-07	59番内部品
67 中央機械室(特高)	真空遮断器(VDS)	KVD-20J25	24KV630A125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762533	Feb-07	59番内部品
68 中央機械室(特高)	接地装置(ES)	KVM-20X25H	24KV125kV50/60Hz25kA	(株)東芝	0762545	Feb-07	59番内部品
69 中央機械室(特高)	接地型計器用変圧器(EVT)	VZ-E20J	22/√3kV:110/√3V:110/3V 1P/3G 100	(株)東芝	06046078	Feb-07	59番内部品
70 中央機械室(特高)	接地型計器用変圧器(EVT)	VZ-E20J	22/√3kV:110/√3V:110/3V 1P/3G 100	(株)東芝	06046079	Feb-07	59番内部品
71 中央機械室(特高)	接地型計器用変圧器(EVT)	VZ-E20J	22/√3kV:110/√3V:110/3V 1P/3G 100	(株)東芝	06046080	Feb-07	59番内部品
72 中央機械室(特高)	特高油入変圧器	HCT-N	4500kVA 22kV/6.6kV 7.5%	(株)東芝	06044754	Feb-07	常用(No.1)
73 中央機械室(特高)	特高油入変圧器	HCT-N	4500kVA 22kV/6.6kV 7.5%	(株)東芝	06044755	Feb-07	予備用(No.2)
74 中央機械室(特高)	特高監視計器盤		幅1000mm※高さ2300mm※1700mm	(株)東芝	BA43090FT1 000	Feb-07	操作機器一式
75 中央機械室(特高)	特高継電器盤		幅800mm※高さ2300mm※1700mm	(株)東芝	BA43090FT1 000	Feb-07	常用(No.1)
76 中央機械室(特高)	特高継電器盤		幅800mm※高さ2300mm※1700mm	(株)東芝	BA43090FT1 000	Feb-07	予備用(No.2)
77 中央機械室(特高)	過電流継電器(OCR)	NC011P- 02A61	AC5A60Hz	(株)東芝	0230	Apr-07	75番内部品51R1-R
78 中央機械室(特高)	過電流継電器(OCR)	NC011P- 02A61	AC5A60Hz	(株)東芝	659	Dec-06	75番内部品51R1-S
79 中央機械室(特高)	過電流継電器(OCR)	NC011P- 02A61	AC5A60Hz	(株)東芝	660	Dec-06	75番内部品51R1-T
80 中央機械室(特高)	地絡過電流継電器(OCGR)	EOA-E3	1A60Hz	日新電機(株)	710088	Jan-07	75番内部品51GRI

特別高圧変電部分機器リスト

電気室名称等	機器区分	型式	容量・定格・仕様等	製造者	製造番号	製造年月	備考
81 中央機械室(特高)	比率差動継電器(RDFR)	NBT11P-02A	AC5A60Hz	㈱東芝	0751	Dec-06	75番内部部品87T1-R
82 中央機械室(特高)	比率差動継電器(RDFR)	NBT11P-02A	AC5A60Hz	㈱東芝	0752	Dec-06	75番内部部品87T1-S
83 中央機械室(特高)	比率差動継電器(RDFR)	NBT11P-02A	AC5A60Hz	㈱東芝	0753	Dec-06	75番内部部品87T1-T
84 中央機械室(特高)	地絡過電圧継電器(OVGR)	NVG11P-01A	AC110/190V60Hz	㈱東芝	0053	Jan-07	75番内部部品64VRR1
85 中央機械室(特高)	不足電圧継電器(UVR)	NVU11P-01A61	定格AC63.5/110V60Hz	㈱東芝	0062	Jan-07	75番内部部品 要素:逆電力要素(67PR1,67PR1F) 方向短絡要素(67SR1) 不足周波数要素 (95LR1,95LR1F) 過周波数要素(95HR1,95HR1F) 過電圧要素(59R1,59R1F) 不足電圧要素(27R1,27R1F) 不足電力要素
86 中央機械室(特高)	デジタル型系統連携保護継電装置	DD52H-7A14-0201	63.5V(3※0.5VA)、110V(0.5VA) 5A(3※0.5VA) 60Hz	㈱東芝	BA43090FVV 3200-M21-1	Nov-06	
87 中央機械室(特高)	過電流継電器(OCR)	NC011P-02A61	AC5A60Hz	㈱東芝	0661	Dec-06	76番内部部品51R2-R
88 中央機械室(特高)	過電流継電器(OCR)	NC011P-02A61	AC5A60Hz	㈱東芝	0662	Dec-06	76番内部部品51R2-S
89 中央機械室(特高)	過電流継電器(OCR)	NC011P-02A61	AC5A60Hz	㈱東芝	0663	Dec-06	76番内部部品51R2-T
90 中央機械室(特高)	地絡過電流継電器(OCGR)	EOA-E3	1A60Hz	日新電機㈱	710089	Jan-07	76番内部部品51GR2
91 中央機械室(特高)	比率差動継電器(RDFR)	NBT11P-02A	AC5A60Hz	㈱東芝	0754	Dec-06	76番内部部品87T1-R
92 中央機械室(特高)	比率差動継電器(RDFR)	NBT11P-02A	AC5A60Hz	㈱東芝	0755	Dec-06	76番内部部品87T1-S
93 中央機械室(特高)	比率差動継電器(RDFR)	NBT11P-02A	AC5A60Hz	㈱東芝	0756	Dec-06	76番内部部品87T1-T
94 中央機械室(特高)	地絡過電圧継電器(OVGR)	NVG11P-01A	AC110/190V60Hz	㈱東芝	0054	Jan-07	76番内部部品64VRR2
95 中央機械室(特高)	不足電圧継電器(UVR)	NVU11P-01A61	定格AC63.5/110V60Hz	㈱東芝	0063	Jan-07	76番内部部品 要素:逆電力要素(67PR2,67PR2F) 方向短絡要素(67SR2) 不足周波数要素 (95LR2,95LR2F) 過周波数要素(95HR2,95HR2F) 過電圧要素(59R2,59R2F) 不足電圧要素(27R2,27R2F) 不足電力要素
96 中央機械室(特高)	デジタル型系統連携保護継電装置	DD52H-7A14-0201	63.5V(3※0.5VA)、110V(0.5VA) 5A(3※0.5VA) 60Hz	㈱東芝	BA43090FVV 3200-M21-2	Nov-06	

業務対象設備と特記事項

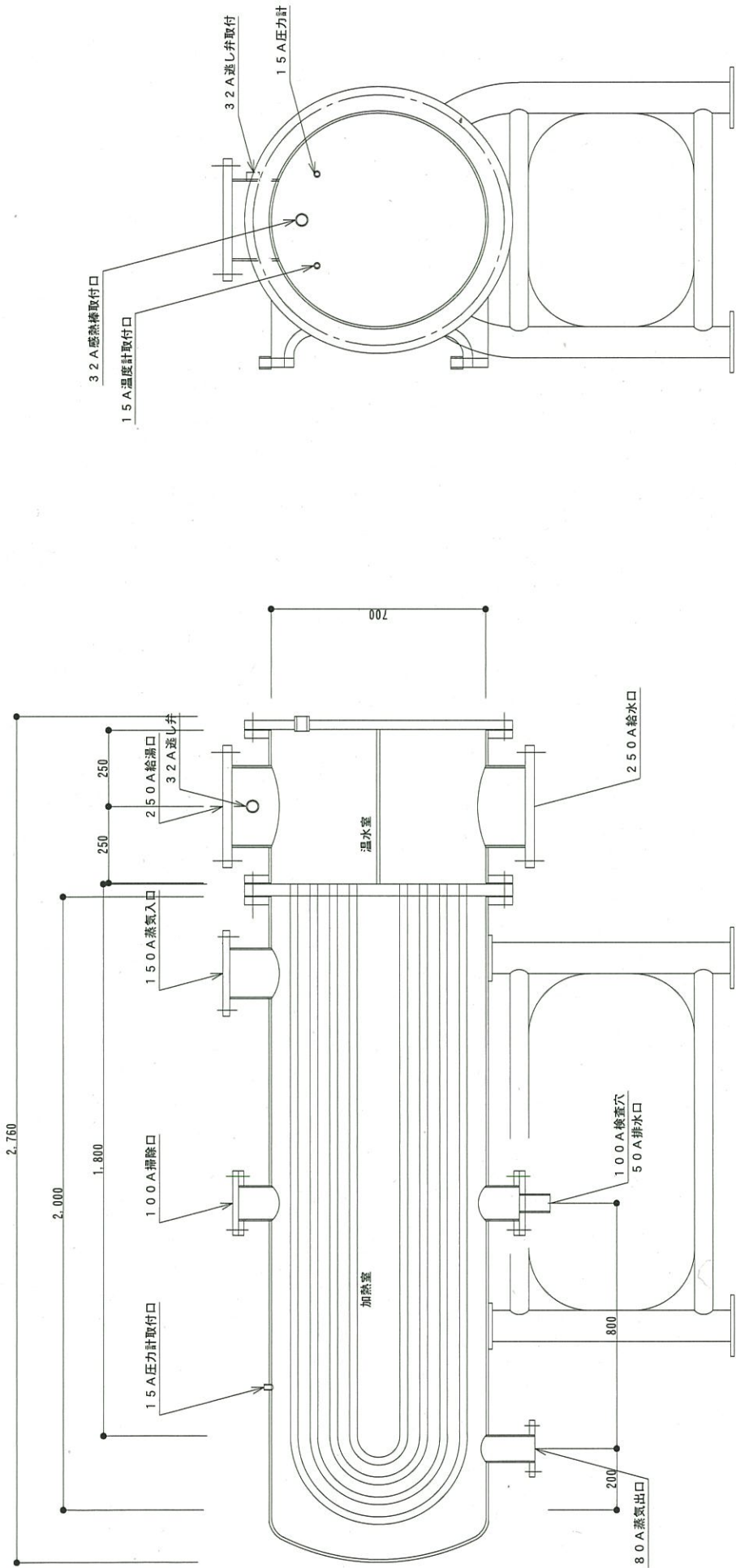
別紙 2 - 3 - 1

点検時期	1 0 月	1 1 月	3 月	1 0 月	1 1 月	1 1 月	1 1 月
種 類	ボイラー	ボイラー	ボイラー	第 1 種圧力容器	第 1 種圧力容器	第 1 種圧力容器	第 1 種圧力容器
仕 様	形式：炉筒煙管 伝熱面積：143㎡	形式：炉筒煙管 伝熱面積：143㎡	形式：炉筒煙管 伝熱面積：64.3㎡	形式：熱交換器 内容積：0.919㎡	形式：貯湯槽 内容積：1.055㎡	形式：貯湯槽 内容積：0.715㎡	形式：貯湯槽 内容積：1.676㎡
製造所名	川重冷熱工業（株）	川重冷熱工業（株）	川重冷熱工業（株）	（株）平和鉄工所	（株）島倉鉄工所	（株）島倉鉄工所	（株）島倉鉄工所
台 数	1	1	1	2	1	1	1
設置場所	中央機械棟 1 階ボイラー室	中央機械棟 1 階ボイラー室	中央機械棟 1 階ボイラー室	附属病院地下機械 室	RI・動物棟 2 階	RI・動物棟 2 階	RI・動物棟 2 階
設置年月日	平成12年 3月 24日	平成13年 1月 31日	平成13年 3月 23日	昭和52年 12月25日	昭和53年 3月10日	昭和55年 12月26日	昭和60年 3月30日
業務種別	点検及び保守 （年点検）	点検及び保守 （年点検）	点検及び保守 （年点検）	点検及び保守 （年点検）	点検及び保守 （年点検）	点検及び保守 （年点検）	点検及び保守 （年点検）
性能検査の有無	有	有	有	有	有	有	有
備 考	NO.1	NO. 2	NO.3	NO.1・2	NO. 1	NO. 2	NO. 3

業務対象設備と特記事項

別紙2-3-1

点検時期	3月	11月	10月	11月	6月	6月
種類	第1種圧力容器	第1種圧力容器	第1種圧力容器	第1種圧力容器	第1種圧力容器	第1種圧力容器
仕様	形式：貯湯槽 内容積：3.160 ^{m³}	形式：熱交換器 内容積：0.745 ^{m³}	形式：熱交換器 内容積：0.366 ^{m³}	形式：熱交換器 内容積：0.331 ^{m³}	形式：貯湯槽 内容積：9.265 ^{m³}	形式：熱交換器 内容積：0.331 ^{m³}
製造所名	森松工業（株）	（株）三好鉄工所	（株）平和鉄工所	（株）平和鉄工所	（株）島倉鉄工所	（株）島倉鉄工所
台数	2	1	1	2	2	1
設置場所	動物生命科学研究所 ンター棟1階機械室	基礎研究棟 1階機械室	基礎研究棟 1階機械室	臨床研究棟 1階機械室	D病棟地下機械室	D病棟地下機械室
設置年月日	平成15年 3月25日	昭和51年 8月	昭和52年 2月10日	昭和52年 10月15日	平成19年 3月16日	平成19年 3月16日
業務種別	点検及び保守 （年点検）	点検及び保守 （年点検）	点検及び保守 （年点検）	点検及び保守 （年点検）	点検及び保守 （年点検）	点検及び保守 （年点検）
性能検査の有無	有	有	有	有	有	有
備考	NO.1・2	NO.1	NO.2	NO.1・2	NO.1・2	NO.1



熱交換器 $\phi 700 \times 2760 \text{ L} \times 2$

板厚 側板 8 鏡板 9 管板 39

フランジ JIS 10k

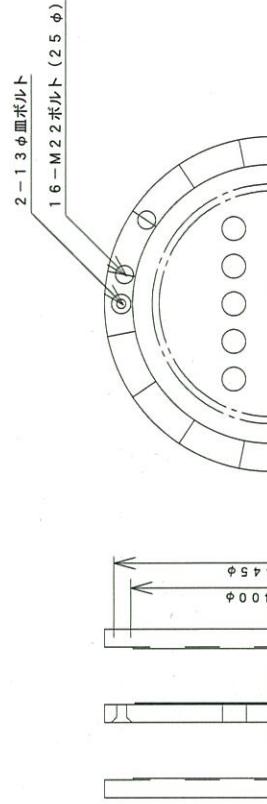
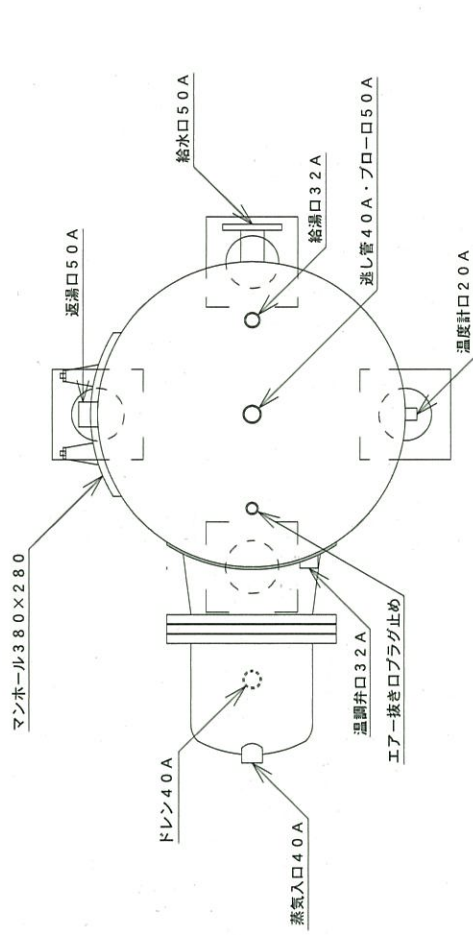
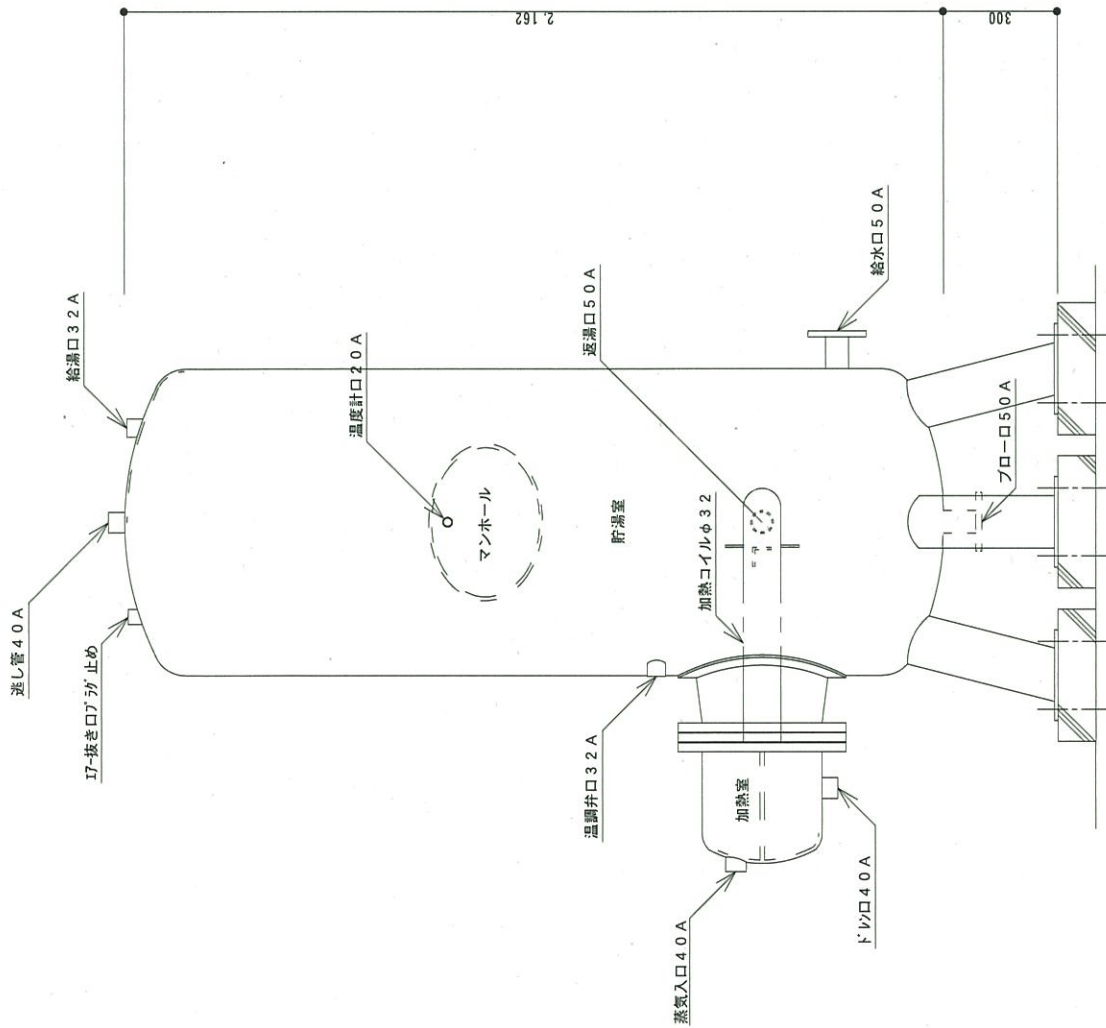
コイル $25\phi \times 1.6 \text{ mm t} \times 540 \text{ m}$

製作会社 平和鉄工所

NO. 1
NO. 2

附属病院熱交換器 $\times 2$

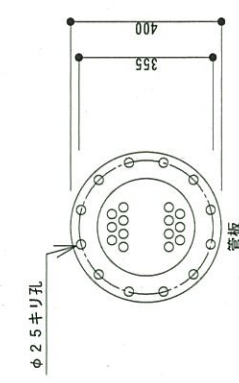
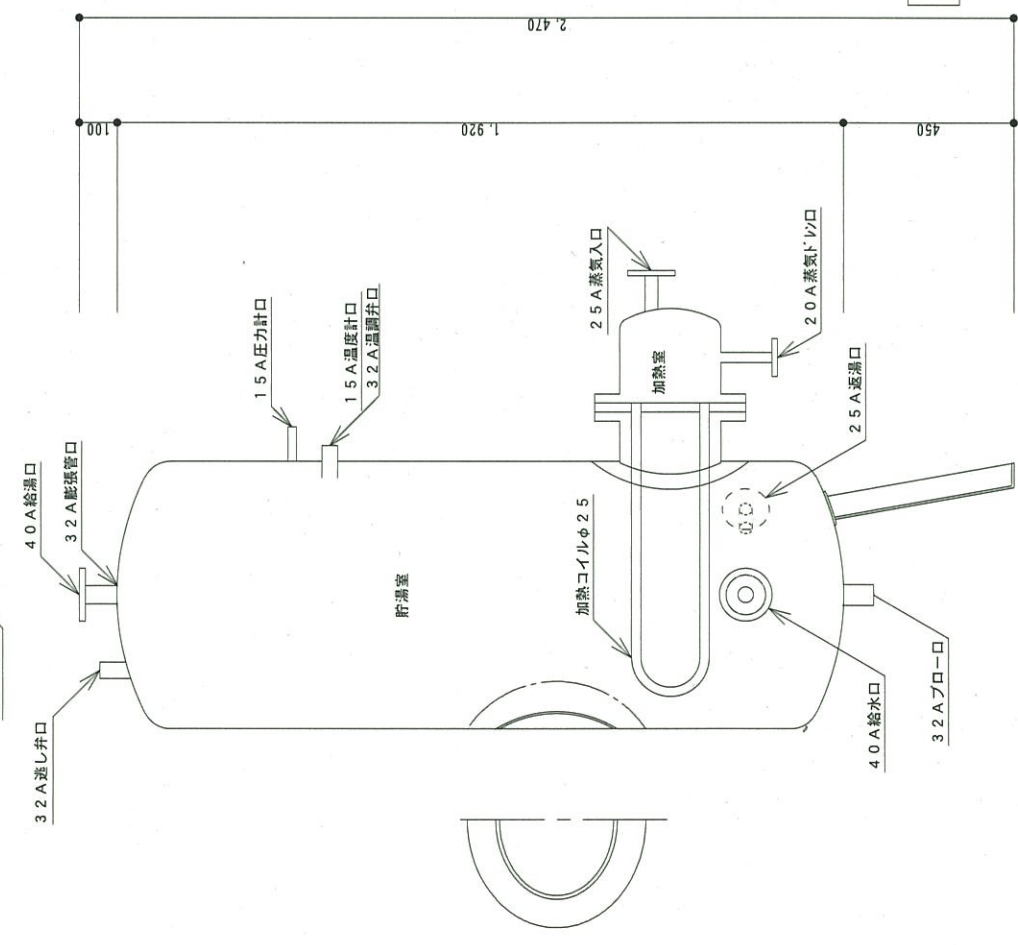
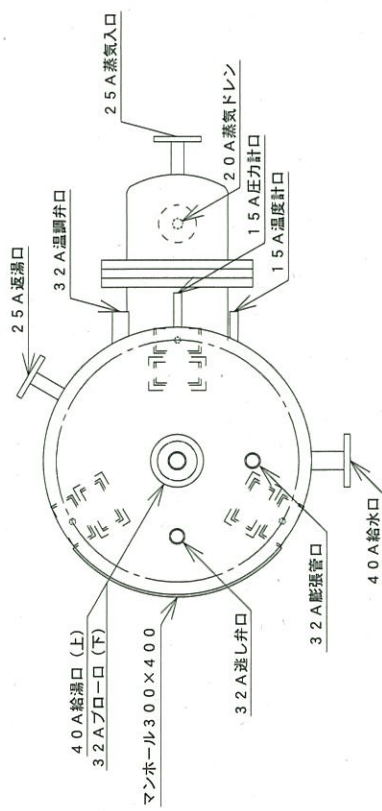
加熱コイルの抜き取りを1年に1台実施する。
水室ボイラペイントを1年に1台実施する。



加熱コイルの抜き取りを年に1回実施する。

貯湯槽φ800×1800H	
板厚	胴鏡6mm (SUS304)
フランジ	JIS10K
接水部	SUS304その他SS41
加熱コイル	032×t12 CUP7m
製作会社	(株) 島倉製作所

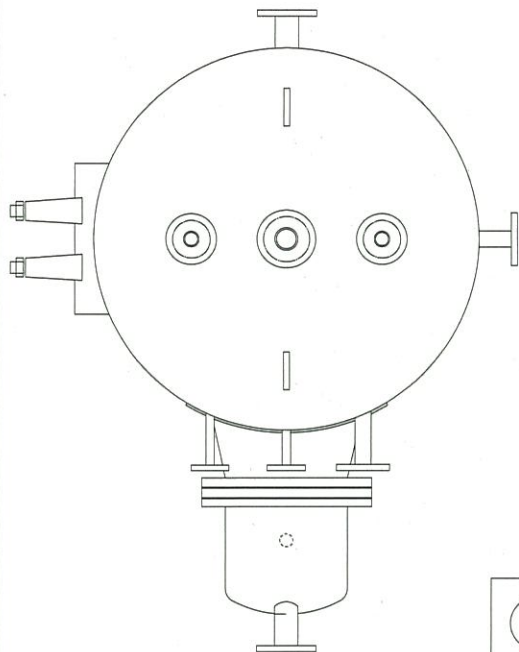
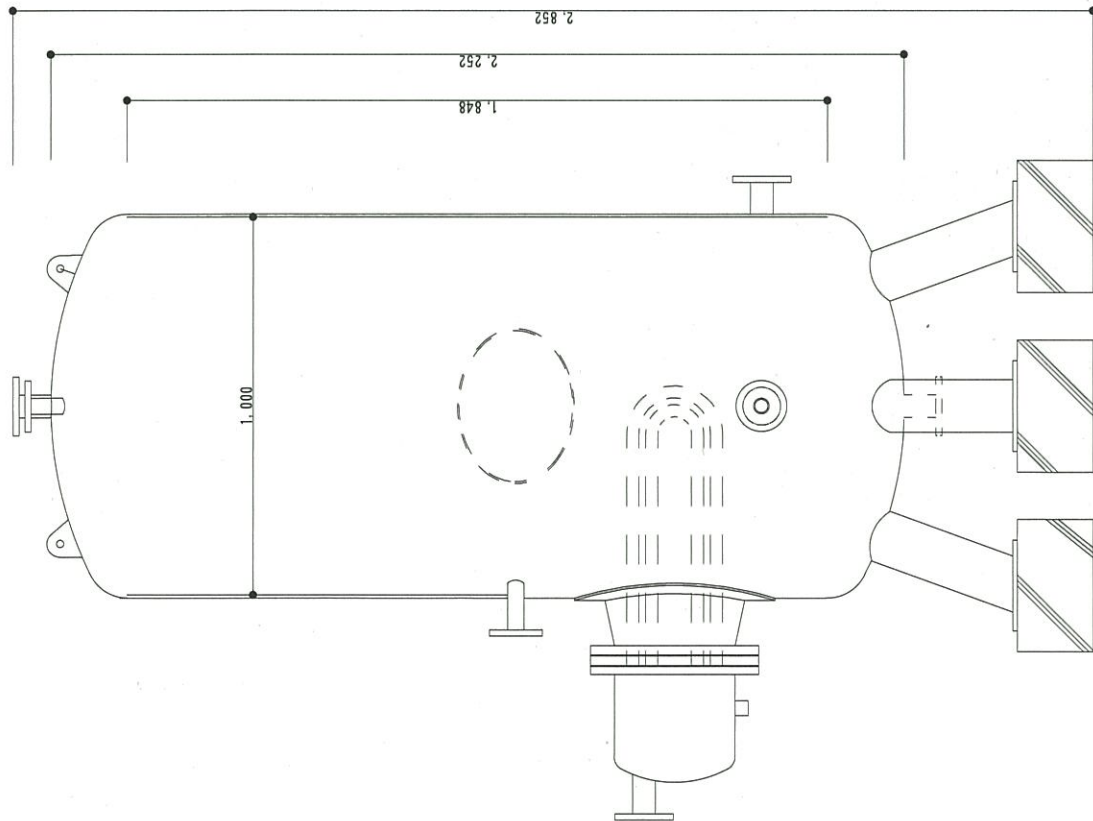
R I ・ 動物棟	貯湯槽N O . 1
-----------	------------



貯湯槽	φ700×1600H
胴側	胴 SUS304 4mm
鏡側	鏡 SUS304 4mm
鏡板	胴 STPG38S-H SCH20.6
鏡	鏡 SS41 6mm
フランジ	胴側 SUS304JIS10K (B2212)
鏡板	SS41JIS10K (B2212)
管板	24 SUS304
取出口	胴側 SUS304-TTP 管側 SGP
ソケット	胴側 SUS304-PS
加熱コイル	JISH3300D-CUT25×1210m
製作会社	三成鉄工 (株)

加熱コイルの抜き取りは年に1回実施する。

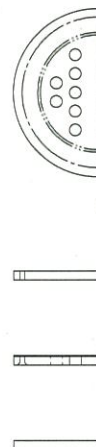
R I ・動物棟 貯湯槽NO. 2

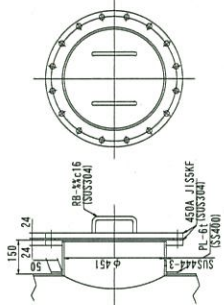
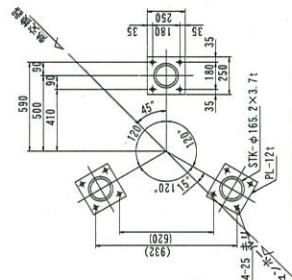
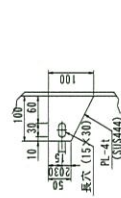
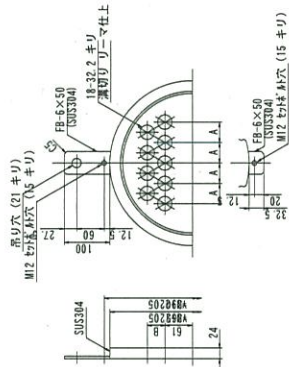
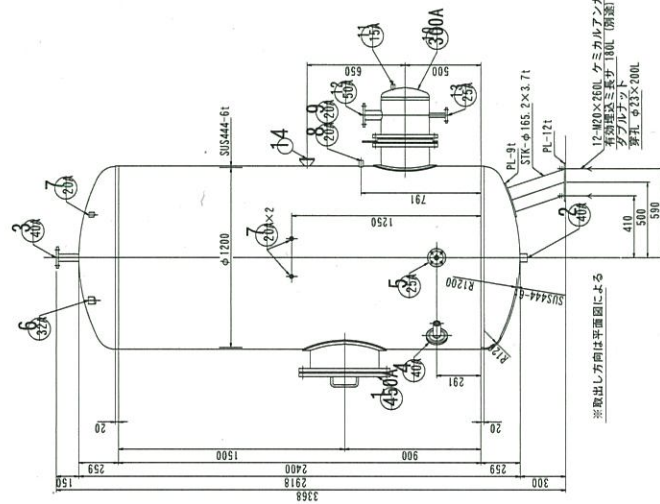
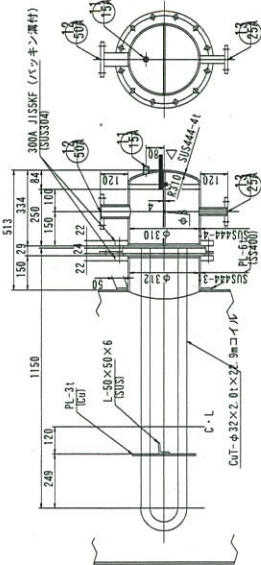
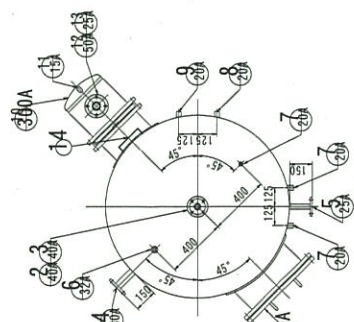


ストレージタンク：φ1000×1800H	
板厚：熱源側 胴 8.4 t (STPG) 鏡 9 t (SS41)	
被加熱側 胴 8 t (SUS304) 鏡 8 t (SUS304)	
コイル 37φ×27 t CUT 10 m (1.0 m 2)	
ワジン：JIS10K	
架台：300H 125A SGP 4本	
塗装：内部・熱源側 ホイット・被加熱側 研磨仕上げ	
外部・鉛丹さび止め 2回	
製作会社	(株) 島倉鉄工所

加熱コイルの抜き取りを年に1回実施する。

R I ・ 動物棟	貯湯槽 N O . 3
-----------	-------------

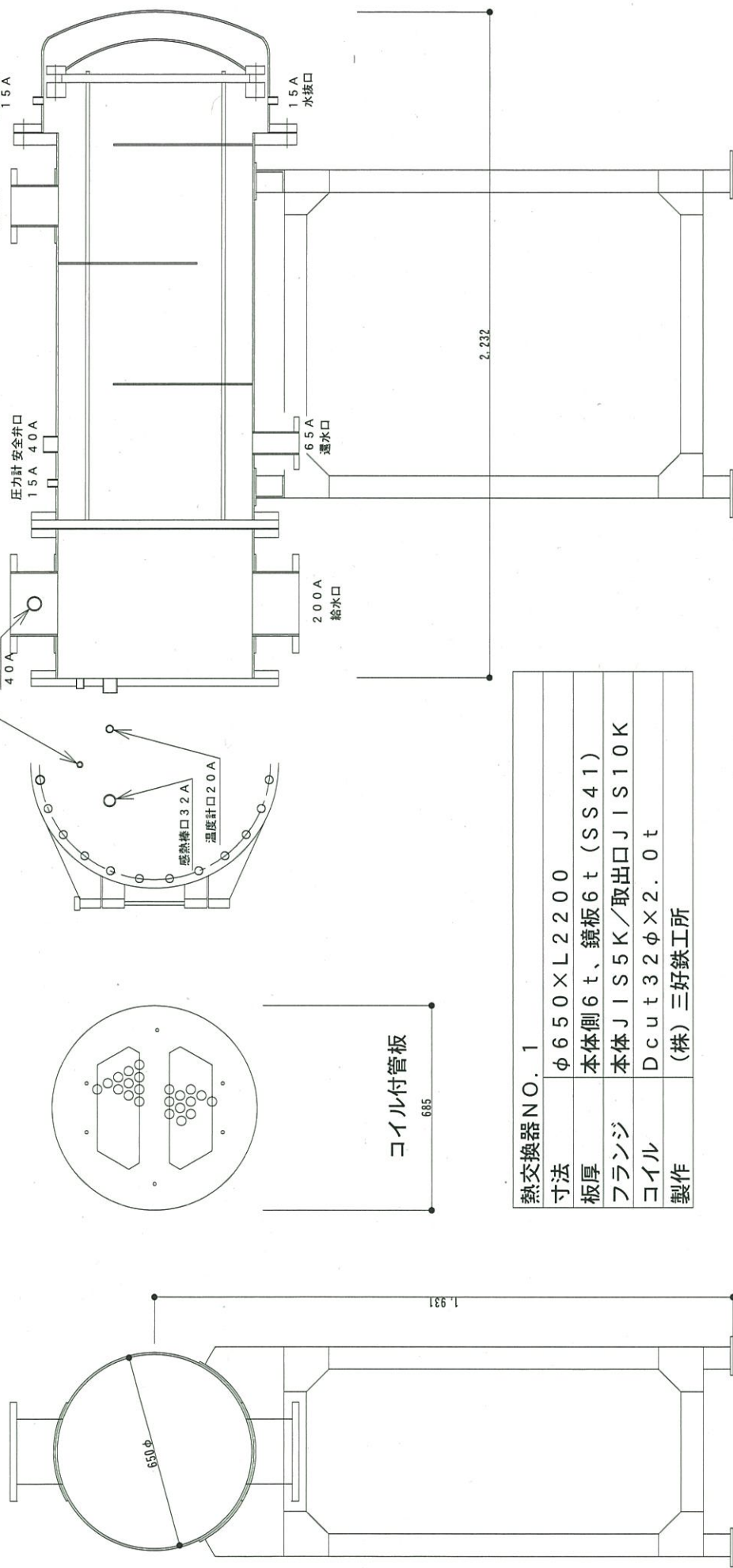




TMS-1	ステンレス製貯湯槽仕様表			
	寸 法	1200 × 2400 H	容積 3000 lit	
本 体	シエル側	鋼板: SUS444- 6.0 t (必要板厚: 3.79t) 縁板: SUS444- 6.0 t (必要板厚: 4.00t)		
	チューブ側	鋼板: SUS444- 4.0 t 縁板: SUS444- 4.0 t		
	シエル側	フランジ: JIS 10 KF 規格品 支 管: SUS304TP-3.0 t 以上	SUS304	
	取 出 口	ソケット: SWC SUS304 フランジ: JIS 10 KF 規格品	SUS304	
脚 材	チューブ側	支 管: SUS304TP-3.0 t 以上 ソケット: SWC SUS304		
		STW-6165 2×3.7t	PL-9.12t	SS400
	仕 上	本体: 内面1300時間以上、SUS溶融酸洗・仕上げ 本体: S S 部錆止メペイント2回塗り (耐食) 脚部: 一般用錆止メペイント2回塗り (JIS X 5021 2種)		
質 量	890 kg			
運 用 規 格	第一種圧力容器 (社内規格 TMS-8251 による)			
選 用 水 質	「飲料水の水質基準に準ずる省令」に適合していること			
特 記	耐食: 中+1.0 (地下設置)			

アノードの取替は無いものとする。

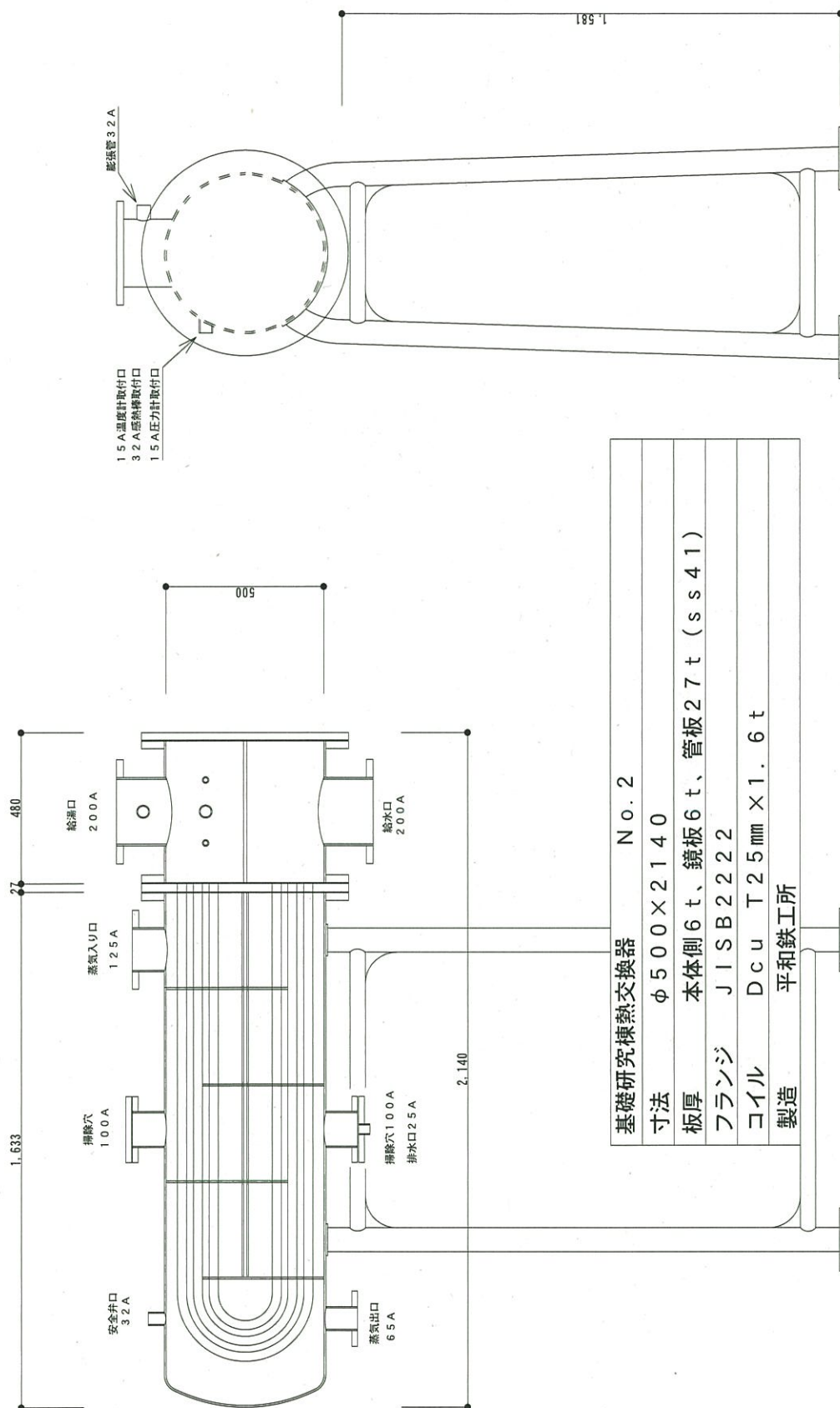
動物生命科学研究セタ-貯湯槽NO.1・2



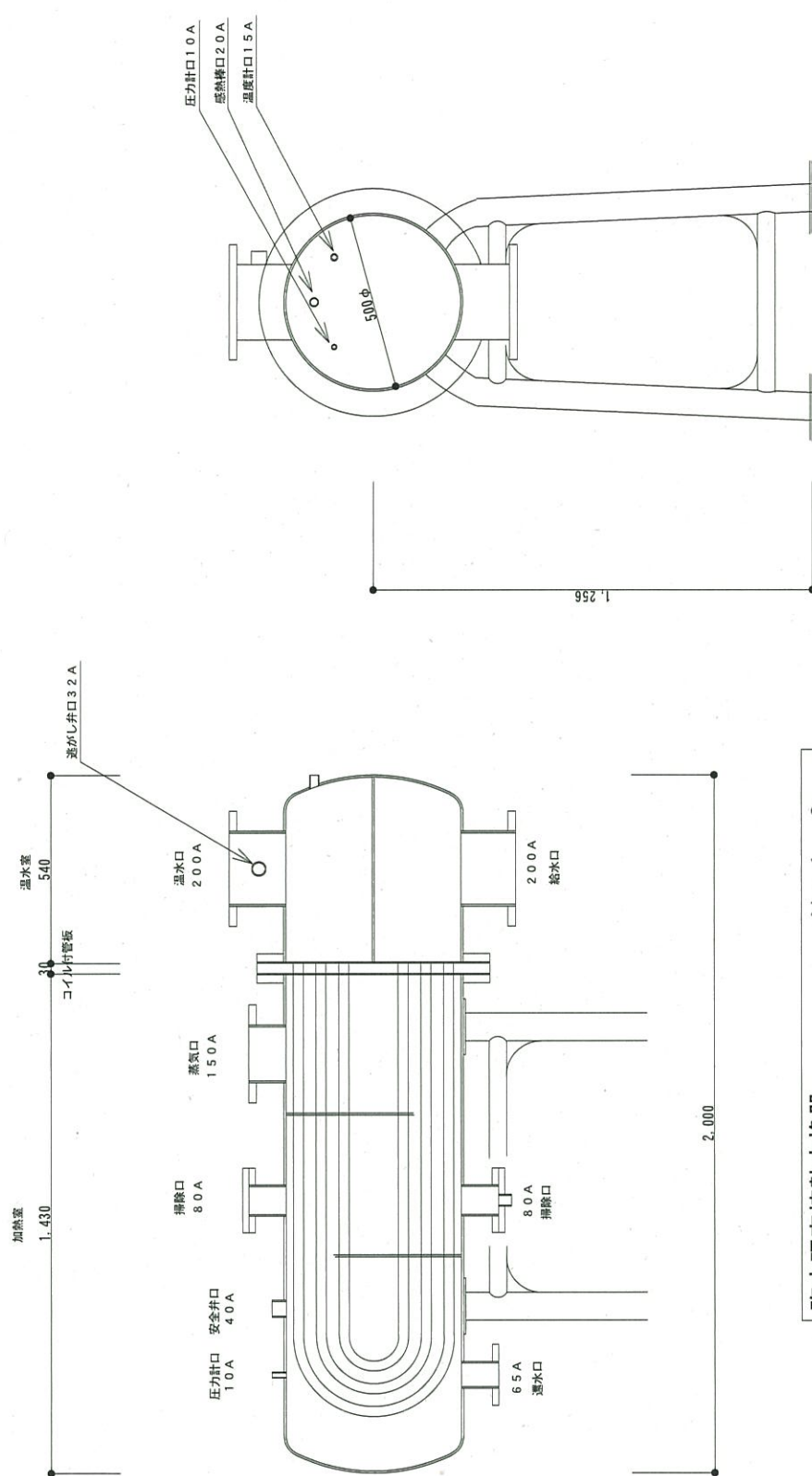
熱交換器 NO. 1	
寸法	$\phi 650 \times L 2200$
板厚	本体側 6 t、鏡板 6 t (SS41)
フランジ	本体 JIS5K / 取出口 JIS10K
コイル	DCut $32 \phi \times 2.0 t$
製作	(株) 三好鉄工所

加熱コイル抜き取り無し

基礎研究棟熱交換器点検整備 熱交換器 NO. 1



加熱コイル抜き取り無し



臨床研究棟熱交換器		No. 1. 2
寸法	φ 500 × L 1700	
板厚	本体側 6 t、鏡板 6 t (s s 41)	
フランジ	蒸気・還水口 j i s 10 k 外 j i s 5 k	
コイル	D c u T 25 mm × 1. 6 t	
製造	(株) 平和鉄工所	

加熱コイルを2台とも抜き取るものとする。

2-M16 鋼ボルト

20-M24 ボルト (φ27)

SUS304

30

37

30

029φ

565

①

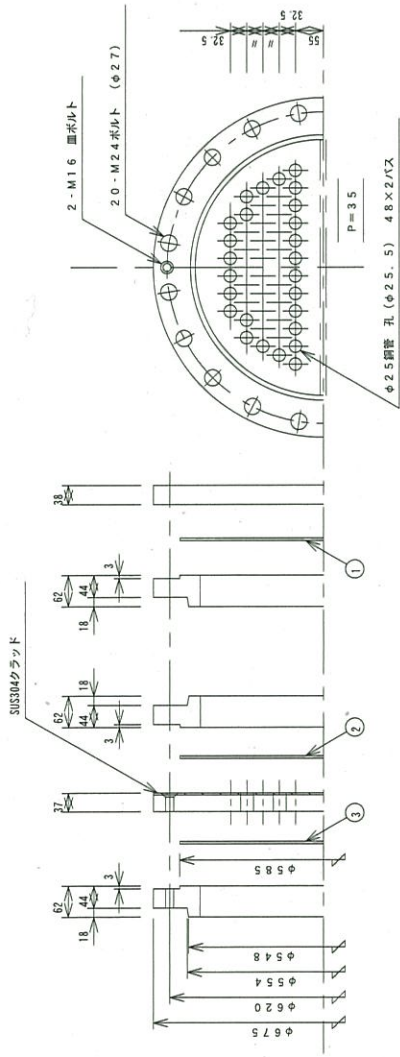
②

P=50

φ3.2割管 (φ32.5) 19×2バース

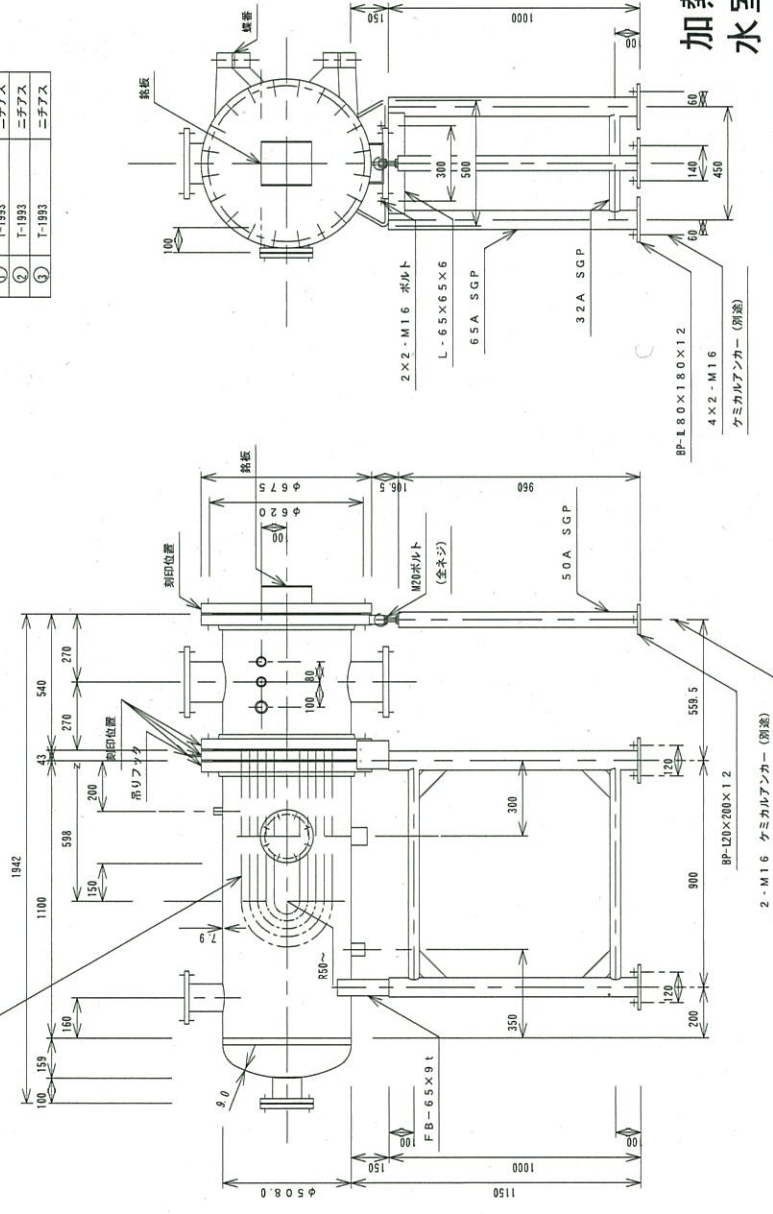


附屬病院D病棟 貯湯槽NO. 1・2



ガスケット材料表		
記号	型番	メーカー
①	T-1993	ニチアス
②	T-1993	ニチアス
③	T-1993	ニチアス

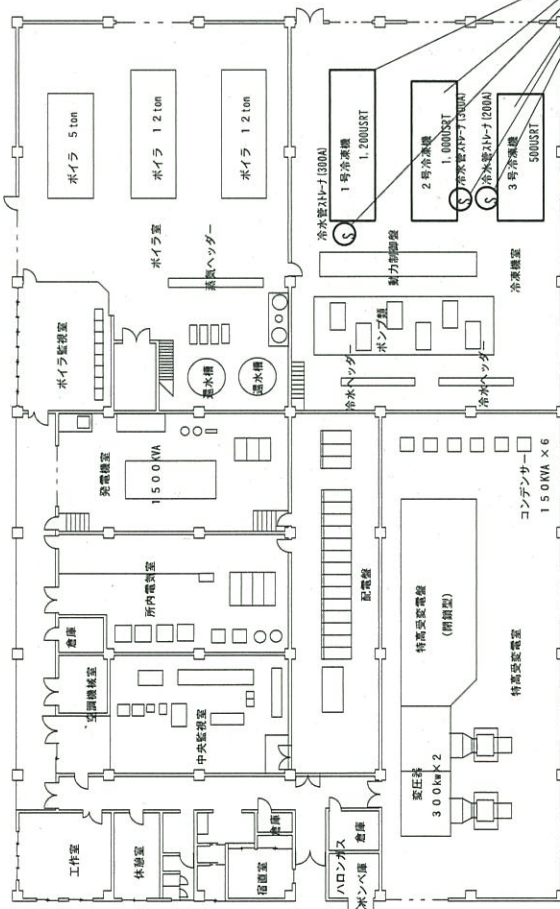
φ25×2.0t 鋼管
73.3m (5.75m)



型番	HE-1	文部科学省仕様
寸法	φ508.0×1100L	製作台数 1基
板厚	鋼 7.9t SGP JIS G 3452 鏡 9.0t SS400 JIS G 3101 鋼 7.9t SGP JIS G 3452	
加熱コイル	φ25.0×2.0t 鋼管 (1220T-1/2H) 73.3m (5.75m)	JIS H 3300
フランジ	熱源側 10k型 SS400 JIS G 3101 被加熱側 10k型 SS400 JIS G 3101	
ノズルネッ	熱源側 STPG370 JIS G 3454 被加熱側 STPG370 JIS G 3454	
ソケット	熱源側 SS400 JIS G 3101 被加熱側 SUS304 JIS G 4304	
架台	1000H 熱源側 ポリレーベント 65A 50A 32A SGP JIS G 3452	
防錆処理	内 部 被加熱側 アルミニウム溶射0.3mm JIS H 8300 外 部 被加熱側 鋼材表面に2回 シリコン樹脂系塗料0.1mm 架 台 溶融亜鉛メッキ仕上 JIS K 5622 第一種圧力容器 JIS H 8641	
設計温度	KH=1.0G KV=0.5G	
取出高さ	フランジ指示なきものは150 L	

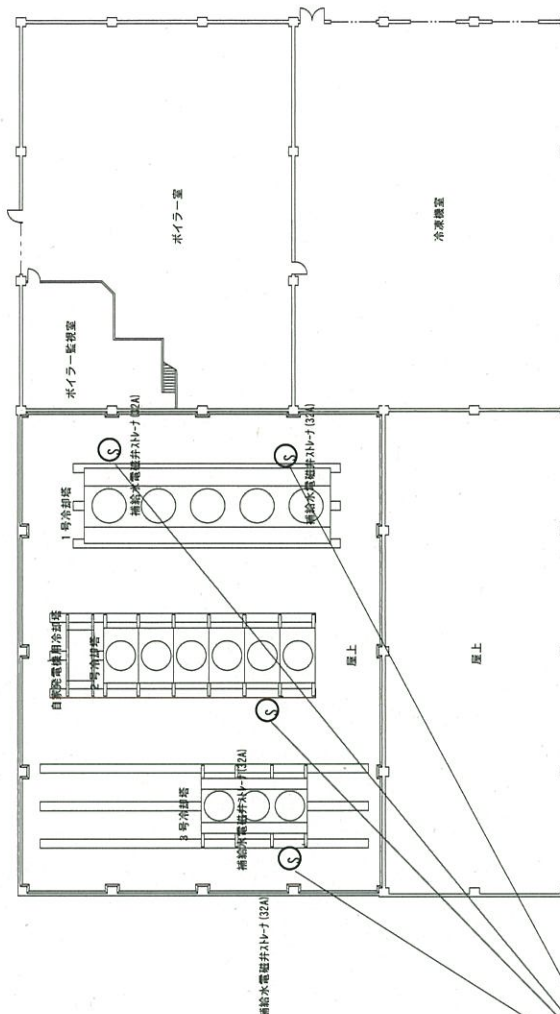
加熱コイルは抜き取るものとする。
水室のポリレーベント塗装を実施する。

附属病院D病棟熱交換器



④ ストレナー-清野実業

中央機械棟 1 階平面図 縮尺 1 : 500



④ ストレナー-清野実業

中央機械棟屋上平面図 縮尺 1 : 500

点検実施装置

ファコンイルフィルター清掃点検

凡 例		記 号	名 称
		●	ファコンイルユニットフィルター (1～4 型)
		○	ファコンイルユニットフィルター (5 型)
		■	ハッケー・ジ・I7コノ全熱交換機フィルター
		□	吸 込 口 フ ィ ル タ ー

※ () はファコンイルユニット型番。

棟 名	種 別				合 計
	FC (●)	FC (○)	吸込口	ネット状F全熱交	
附属病院	200	89	1441	14	1734
基礎研究棟	162	6	16		184
基礎実習棟			63	3	76
一般教養棟	42	1	43		86
臨床研究棟	72	2	139		213
実験実習機器センター	13	1	107		121
分子神経生命学研究センター			22		22
看護学研究所			123		123
RI動物実験施設			6		6
動物生命科学研究所			30		30
音楽棟			3		3
福利厚生棟			31		31
図書館・マルチメディアセンター			65		65
本部管理棟			46		46
職員会館			10		10
ハ・イオメデ・イカルイハ・ジョンセンター			11		11
保育所			12		12
NMR実験施設			7		7
国際交流会館			6		6
RI研究センター			2		2
CMC			7		7
病院倉庫			2		2
アシア疫学研究センター			41		41
臨床講義棟			22		22
霊安室			2		2
スキルズラボ棟			19		19
合 計	553	99	2098	14	2778

表中附属病院厨房および洗浄室PAC20台は年4回(6・8・10・1月)及び病室1床室FC82台、4床室FC106台1床室PAC74台、観察室PAC8台、2床室FC3台、集中治療室(ICU)PAC32台、放射線部清潔ゾーンPAC5台は年6回(偶数月)その他は年2回(6・10月)実施とする。

清掃仕様

- 1) フィルターは取り外しの上、施設管理担当者の指示する場所に於いて、水洗い及び、乾燥の工程を行った後、元通りに納めるものとする。(フィルターの損傷状態も併せて点検する)
 - 2) フィルター取り外し後、ファコンイルユニットの吸い込みが汚及び、吸込口内部(吸込口から20cm程度)の清掃を同時に実施する。
 - 3) HEPAフィルター(114個)・高性能フィルター(102個)については、状態を外観点検し報告する。(年1回)
- 詳細は別紙2-6-3、2-6-4、2-6-5による。
上記の数量は別紙2-6-2の数量は含まない。

手術室等ファンユニット等点検

別紙2-6-2

- 点検内容は下記のとおりとする。
絶縁抵抗、電圧、空調スイッチ動作、配線、端子緩み等、スライダットランスの目盛
サーキットプロテクターの動作、送風機リレーの動作、送風機異常の有無、缶体内部清掃
ドレンパン清掃貫通、プレフィルター清掃、超高性能フィルター状態詰まり等確認(目視)
- 全手術室14室の清浄度測定を実施する。(JIS9920・ISO14644準拠)

手術室関係ファンユニット等点検機器表

部屋名	番号	機器番号	仕様	機器 台数	HEPAフィルター	設置位置
OP-1	1	FFU-1(MDF-4L)	1440CMH	4	6010x1220x150-1	天井面
OP-1	2	FFU-2(MDF-1W)	1020CMH	5	610x610x150-1	天井面
OP-1	3	HU-1(HU-1)	1020CMH	1	610X610X150-1	天上面
OP-1前室	4	ACM-351J(FBXYP45M)	4.5kw	1	915x610x150	天井面
OP-3	5	FFU-303(MDF-2W)	1170(960)CMH	4	610x760x150	天井面
OP-3	6	FFU-303(HU-01)	500CMH SA用	2	305x610x150	天井面
OP-5	7	FFU-304(MDF-2W)	1170(960)CMH	4	610x760x150	天井面
OP-5	8	FFU-304(HU-01)	500CMH SA用	2	305x610x150	天井面
OP-6	9	FFU-305(MDF-3L)	1080(840)CMH	16	610x915x150	天井面
OP-6	10	FFU-305(HU-01)	500CMH SA用	2	305x610x150	天井面
OP-6前室	11	ACM-351K(FBXYP45M)	4.5kw	1	915x610x150	天井面
OP-7	12	FFU-310(MDF-2W)	1170(960)CMH	4	610x760x150	天井面
OP-7	13	FFU-310(HU-01)	500CMH SA用	2	305x610x150	天井面
OP-7	14	ACP-10A(RXF-P45M)	4.5KW840CMHヒルマル	4		床置き
OP-8	15	FFU-311(MDF-2W)	1170(960)CMH	4	610x760x150	天井面
OP-8	16	FFU-311(HU-01)	500CMH SA用	2	305x610x150	天井面
OP-8	17	ACP-10A(RXF-P45M)	4.5KW840CMHヒルマル	4		床置き
OP-8前室	18	ACM-350C(FBXYP45M)	4.5kw	1	915x610x150	天井面
OP-9	19	FFU-307(MDF-2W)	1170(960)CMH	4	610x760x150	天井面
OP-9	20	FFU-307(HU-01)	500CMH SA用	2	305x610x150	天井面
OP-10	21	FFU-309(MDF-2W)	1170(960)CMH	4	610x760x150	天井面
OP-10	22	FFU-309(HU-01)	500CMH SA用	2	305x610x150	天井面
OP-11	23	FFU-301通常(MDF-4L)	1440CMH	4	610x1220x150	天井面
OP-11	24	FFU-301クリーンアップ(MDF-4L)	1440CMH	4	610x1220x150	天井面
OP-11	25	FU-301(HU-01)特		2	305x710x150	天井面
OP-11	26	ACP-3-1A(MDF-4WHP-P71M(特))	7.1KW1560CMHヒルマル	4	610x1220x150	天井面
OP-12	27	FFU-302通常(MDF-1W)	1020CMH	4	610x610x150	天井面
OP-12	28	FFU-302クリーンアップ(MDF-1W)	1020CMH	4	610x610x150	天井面
OP-12	29	FU-302(HU-01)特		2	305x710x150	天井面
OP-12	30	ACP-3-2A(MDF-4WHP-P71M(特))	7.1KW1560CMHヒルマル	4	610x1220x150	天井面
OP-11・12前室	31	ACP-3-8A(IDF-2WHP-P28M-CG)	2.8kw1350CMH	1	610x760x150	天井面
OP-13	32	FFU-303クリーンアップ(MDF-1W)	1020CMH	4	610x610x150	天井面
OP-13	33	FU-303(HU-01)特		2	305x710x150	天井面
OP-13	34	ACP-3-3A(MDF-4WHP-P56M)	5.6kw1560CMHヒルマル	4	610x1220x150	天井面
OP-14	35	FFU-304通常(MDF-4L)	1440CMH	8	610x1220x150	天井面
OP-14	36	FFU-304通常(MDF-2L)	1170CMH	4	610x760x150	天井面
OP-14	37	FFU-304クリーンアップ(MDF-4L)	1440CMH	4	610x1220x150	天井面
OP-14	38	FU-304(HU-1)		2	610x610x150	天井面
OP-14	39	ACP-3-4A(RXF-P56M)	5.6kw840CMHヒルマル	4		床置き
OP-14前室	40	ACP-3-7A(IDF-4WHP-P71M-CG)	7.1kw1680CMH	1	610x1220x150	天井面
OP-14前室	41	FFU-307(IDF-4W-CG)	1680CMH	1	610x1220x150	天井面
OP-15	42	FFU-305クリーンアップ(MDF-1W)	1020CMH	4	610x610x150	天井面
OP-15	43	FU-305(HU-01(特))		2	305x710x150	天井面
OP-15	44	ACP-3-5A(MDF-3WHP-P45M)	4.5KW1380CMHヒルマル	4	610x915x150	天井面
OP-16	45	FFU-306クリーンアップ(MDF-1W)	1020CMH	4	610x610x150	天井面
OP-16	46	FU-306(HU-01(特))		2	305x710x150	天井面
OP-16	47	ACP-3-6A(MDF-3WHP-P45M)	4.5kw1380CMHヒルマル	4	610x915x150	天井面
器材室2	48	ACM-351N(FBXYP45M)	4.5kw	1	915x610x150	天井面
器材室2	49	FFU-333((IDF-2W-CG)	1050CMH	1	760x610x150	天井面
器材室3	50	ACM-351I(FBXYP45M)	4.5kw	1	915x610x150	天井面
器材室3	51	FFU-331(IDF-2W-CG)	1050CMH	2	760x610x150	天井面
器材室4	52	ACM-351M(FBXYP45M)	4.5kw	1	915x610x150	天井面
器材室4	53	FFU-332(IDF-2W-CG)	1050CMH	1	760x610x150	天井面
器材室6	54	ACM-352A(FBXYP71M)	7.1kw	2	1220x610x150	天井面
麻酔器材室	55	ACM-351U(FBXYP71M)	7.1kw	2	1220x610x150	天井面
放射線器材室	56	ACM-351O(FBXYP45M)	4.5kw	1	915x610x150	天井面
放射線器材室	57	FFU-335(IDF-4W-CG)	1320(1080)CMH	1	1220x610x150	天井面
清潔廊下	58	ACM-350B(FBXYP56M)	5.6kw	2	915x610x150	天井面
清潔廊下	59	FFU-322(IDF-2W-CG)	1440CMH	3	760x610x150	天井面
清潔廊下	60	ACM-351L(FBXYP45M)	4.5kw	3	915x610x150	天井面
清潔廊下	61	FFU-334(IDF-4W-CG)	1680CMH	8	1220x610x150	天井面
ハット待機室	62	ACP-3-8C(IDF-4WHP-P56M-CG)ヒルマル	5.6KW1680CMH	1	610x1220x150	天井面

緊急滅菌作業室	63	ACP-3-8D(IDF-3WHP-P45M-CG)ヒルマル	4.5kw1500CMH	2	1220x610x150	天井面
清潔器材室	64	ACP-3-8E(IDF-2WHP-P28M-CG)ヒルマル	2.8kw1350CMH	2	610x760x150	天井面
清潔器材室	65	FFU-308(IDF-3W-CG)	1530CMH	1	915x610x150	天井面
器材室	66	ACP-3-7B(IDF-3WHP-P36M-CG)ヒルマル	3.6kw1500CMH	2	915x610x150	天井面
人工心肺室	67	ACP-3-8B(IDF-4WHP-P71M-CG)ヒルマル	7.1kw1680CMH	1	610x1220x150	天井面
廊下	68	ACP-3-9A(IDF-2WHP-P28M-CG)ヒルマル	2.8kw1350CMH	7	610x760x150	天井面
廊下	69	FFU-309(IDF-4W-CG)	1680CMH	5	1220x610x150	天井面
連絡通路	70	ACP-3-9C(IDF-2WHP-P28M-CG)	2.8kw1350CMH	1	760x610x150	天井面
前室	71	ACP-3-9B(IDF-2WHP-P28M-CG)	2.8kw1350CMH	1	760x610x150	天井面
薬剤分室	72	ACM350M(FBXYP71M)	7.1kw	1	1220x610x150	天井面
薬剤分室	73	FFU323(IDF-2W-CG)	1440CMH	1	760x610x150	天井面

HEPAフィルターリスト(クリーンエアコン)

別紙2-6-3

記号	番号	部署	室名	機種品番	機名	台数	製造メーカー
A	1	総合診療部	診察室5	ACM-111D	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	2	救急部	診察室1	ACM-130A	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	3	救急部	処置室1	ACM-130B	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	4	救急部	第2処置室	ACM-130C	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	5	救急部	重症室	ACM-130E	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	6	救急部	第1処置室	ACM-131B	病院用クリーンエアコン	2	ダイキン工業(株)
A	7	ICU	ICU通路	ACM-312A	病院用クリーンエアコン	2	ダイキン工業(株)
A	8	ICU	個室10	ACM-312D	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	9	ICU	個室11	ACM-312E	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	10	ICU	個室12	ACM-312F	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	11	ICU	ICU通路	ACM-313A	病院用クリーンエアコン	2	ダイキン工業(株)
A	12	ICU	個室10	ACM-313D	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	13	ICU	個室11	ACM-313E	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	14	ICU	個室12	ACM-313F	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	15	ICU	ICU通路	ACM-314A	病院用クリーンエアコン	2	ダイキン工業(株)
A	16	ICU	個室1	ACM-314C	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	17	ICU	個室2	ACM-314G	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	18	ICU	ICU通路	ACM-315A	病院用クリーンエアコン	2	ダイキン工業(株)
A	19	ICU	個室1	ACM-315C	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	20	ICU	個室2	ACM-315F	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	21	薬剤部	無菌室	ACP-111A	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	22	4B細胞分析室	4B細胞分析室	ACP-401-6	病院用クリーンエアコン	2	ダイキン工業(株)
A	23	6B生殖センター	6B生殖センター	CAU-11	病院用クリーンエアコン	1	三菱電機(株)
A	24	6B生殖センター	6B生殖センター	CAU-12	病院用クリーンエアコン	1	三菱電機(株)
A	25	6B生殖センター	6B生殖センター	CAU-13	病院用クリーンエアコン	1	三菱電機(株)
A	26	6B生殖センター	6B生殖センター	CAU-14	病院用クリーンエアコン	1	三菱電機(株)
A	27	栄養治療部	調乳室	ACP-102-1	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	28	5A	NICU調乳室	ACP-102-1	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	29	5A	GCU6床室	ACP-503-2	病院用クリーンエアコン	5	ダイキン工業(株)
A	30	5A	NICU9床	ACP-504-8	病院用クリーンエアコン	6	ダイキン工業(株)

HEPAフィルターリスト(クリーンエアコン)

別紙2-6-3

記号	番号	部署	室名	機種品番	型名	台数	製造メーカー
A	31	5A	508	ACP-505-1	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	32	5A	509	ACP-505-1	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	33	5A	510	ACP-505-1	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	34	4C	無菌病室C411~414	ACP-C401	病院用クリーンエアコン	4	三菱電機(株)
A	35	4C	無菌治療室、前室	ACP-C404A	病院用クリーンエアコン	2	
A	36	検査部	細菌検査室	PAC-3	病院用クリーンエアコン	3	日立アプライアンス(株)
A	37	手術部	準清潔廊下	ACM-350B	病院用クリーンエアコン	2	ダイキン工業(株)
A	38	手術部	前室	ACM-350C	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	39	手術部	薬剤分室	ACM-350M	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	40	手術部	器材室3	ACM-351I	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	41	手術部	前室	ACM-351J	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	42	手術部	前室	ACM-351K	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	43	手術部	清潔廊下	ACM-351L	病院用クリーンエアコン	3	ダイキン工業(株)
A	44	手術部	器材室4	ACM-351M	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	45	手術部	器材室2	ACM-351N	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	46	手術部	放射線器材庫	ACM-351O	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	47	手術部	準清潔廊下	ACM-351R	病院用クリーンエアコン	1	ダイキン工業(株)
A	48	手術部	麻醉器材室	ACM-351U	病院用クリーンエアコン	2	ダイキン工業(株)
A	49	手術部	器材室6	ACM-352A	病院用クリーンエアコン	2	ダイキン工業(株)
A	50	新手術棟	1階既滅菌保管室	ACP-1-1F	病院用クリーンエアコン	4	ダイキン工業(株)
A	51	新手術棟	1階オペ準備室	ACP-1-1H	病院用クリーンエアコン	3	ダイキン工業(株)
A	52	新手術棟	2階廊下6	ACP-2-3B	病院用クリーンエアコン	3	ダイキン工業(株)

※印は別紙2-6-2 ファンユニット等点検時に行う。

計	85
計※除く	70

HEPAフィルターリスト(フィルターユニット、制気口等)

別紙2-6-4

記号	番号	部署	室名	機種品番	型名	台数	機器メーカー	機器型番
B	1	薬剤部	無菌室	FFU-110	クリーンファンユニット	1	(株)アイソテック	IDF-2W-CG
B	2	薬剤部	無菌室	SA		1		
B	3	総合診療部	診察室5	EA		1		
B	4	6A	LDR	FFU-1	クリーンファンユニット	1		PCF-17S2-PUH
B	5		LDR	SA	HEPAフィルターユニット	2	日本無機機	PCL-113R-LDY
B	6		LDR	SOA	HEPAフィルターユニット	1	日本無機機	PCF-17S2-PUF
B	7	6A	分娩室	FFU-1	クリーンファンユニット	2		PCF-17S2-PUH
B	8		分娩室	SA	HEPAフィルターユニット	2	日本無機機	PCL-128R-LDY
B	9		分娩室	SOA	HEPAフィルターユニット	2	日本無機機	PCF-17S2-PUF
B	10	検査部	細菌検査室2	排気	排気HEPAユニット	2		
B	11	検査部	細菌検査室2前室	排気	排気HEPAユニット	2		
B	12	検査部	細菌検査室2前室	給気	給気HEPAユニット	1		
B	13	5A	5A調乳室	SA	HEPAフィルターユニット	1	日本無機機	PCL-128R-LDY
B	14	5A	5A調乳室	SOA	HEPAフィルターユニット	1	日本無機機	PCL-106R-LDY
B	15	栄養治療部	調乳室	SOA	HEPAフィルターユニット	1	日本無機機	PCL-106R-LDY
B	16	4Aセルプロ	4Aセルプロ	FFU-1	低騒音型クリーンフロー	1	本エアー・フィルタ	S-F-17S
B	17	4Aセルプロ	4Aセルプロ	FFU-2	低騒音型クリーンフロー	1	本エアー・フィルタ	S-F-17S
B	18	4Aセルプロ	4Aセルプロ	FFU-3	ファン付HEPAフィルターユニット	1	三洋電機機	FI-FS110-SD-4
B	19	4A薬剤混注セ	4A薬剤混注セ	FU-1A(OA)	ファンユニット	1	日本無機機	PFL-1010-PHO
B	20	4A薬剤混注セ	4A薬剤混注セ	FU-1B(OA)	ファンユニット	1	日本無機機	PFL-1010-PHO
B	21	4A薬剤混注セ	4A薬剤混注セ	FU-1C(OA)	ファンユニット	1	日本無機機	PFL-1010-PHO
B	22	血液浄化部	人工透析個室	EA	HEPAフィルターユニット(吸込)	1	ヤマトヨ産業(株)	VSU-400400s
B	23	4C	無菌治療室、前室	FFU-C401	クリーンファンユニット	2		
B	24	3C	315号室	EA	HEPAフィルターユニット(吸込)	1	進和テック	CF-27-1VDS
B	25	3C	316号室	EA	HEPAフィルターユニット(吸込)	1	進和テック	CF-27-1VDS
B	26	4C	415号室	EA	HEPAフィルターユニット(吸込)	1	進和テック	CF-27-1VDS
B	27	4C	416号室	EA	HEPAフィルターユニット(吸込)	1	進和テック	CF-27-1VDS
B	28	5C	513号室	EA	HEPAフィルターユニット(吸込)	1	進和テック	CF-27-1VDS
B	29	5C	514号室	EA	HEPAフィルターユニット(吸込)	1	進和テック	CF-27-1VDS

HEPAフィルターリスト(フィルターユニット、制気口等)

別紙2-6-4

記号	番号	部署	室名	機種品番	型名	台数	機器メーカー	機器型番
B	30	手術部	準清潔廊下		クリーンファンユニット	1		
B	31	救急部	診察室1	EA		1		
B	32	IVMR	MR撮影治療室	HEPA吹出口	HEPA吹出口	2	進和テック	CR-CFSP
B	33	放射線部	リニアック治療室	HEPA吹出口	吹出口ユニット	4		
※	B	34	旧手術棟	OP1	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-3W
※	B	35	OP1		フィルターユニット	2	(株)アイソテック	HU-01
※	B	36	旧手術棟	器材室5	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-2W
※	B	37	器材室5		フィルターユニット	2	(株)アイソテック	HU-01
※	B	38	旧手術棟	OP3	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-2W
※	B	39	OP3		フィルターユニット	2	(株)アイソテック	HU-01
※	B	40	旧手術棟	OP5	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-2W
※	B	41	OP5		フィルターユニット	2	(株)アイソテック	HU-01
※	B	42	旧手術棟	OP6	クリーンファンユニット	16	(株)アイソテック	MDF-3L
※	B	43	OP6		フィルターユニット	2	(株)アイソテック	HU-01
※	B	44	OP6前室		クリーンファンユニット	1	(株)アイソテック	MDF-3L
※	B	45	旧手術棟	OP9	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-2W
※	B	46	OP9		フィルターユニット	2	(株)アイソテック	HU-01
※	B	47	旧手術棟	OP10	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-2W
※	B	48	OP10		フィルターユニット	2	(株)アイソテック	HU-01
※	B	49	旧手術棟	OP7	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-2W
※	B	50	OP7		フィルターユニット	2	(株)アイソテック	HU-01
※	B	51	OP7	AC-31系統 SOA	フィルターユニット	1	日本無機機	PCL-113Q-LUF
※	B	52	旧手術棟	OP8	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-2W
※	B	53	OP8		フィルターユニット	2	(株)アイソテック	HU-01
※	B	54	OP8	AC-31系統 SOA	フィルターユニット	1	日本無機機	PCL-113Q-LUF
※	B	55	OP8	F-31系統 EA	フィルターユニット	1	日本無機機	PCL-113Q-LUF
※	B	56	旧手術棟	準清潔廊下	クリーンファンユニット	3	(株)アイソテック	IDF-2W-CG

HEPAフィルターリスト(フィルターユニット、制気口等)

別紙2-6-4

記号	番号	部署	室名	機種品番	型名	台数	機器メーカー	機器型番
※	B 57	旧手術棟	薬剤分室	FFU-323	クリーンファンユニット	1	(株)アイソテック	IDF-2W-CG
※	B 58	旧手術棟	器材室3	FFU-331	クリーンファンユニット	2	(株)アイソテック	IDF-2W-CG
※	B 59	旧手術棟	器材室4	FFU-332	クリーンファンユニット	1	(株)アイソテック	IDF-2W-CG
※	B 60	旧手術棟	器材室2	FFU-333	クリーンファンユニット	1	(株)アイソテック	IDF-2W-CG
※	B 61	旧手術棟	清潔廊下	FFU-334	クリーンファンユニット	8	(株)アイソテック	IDF-4W-CG
※	B 62	旧手術棟	放射線器材庫	FFU-335	クリーンファンユニット	1	(株)アイソテック	IDF-4W-CG
※	B 63	旧手術棟	準清潔廊下	FFU-336	クリーンファンユニット	1	(株)アイソテック	IDF-2W-CG
※	B 64	新手術棟	OP11	ACP-3-1A	クリーンファンエアコン	4	(株)アイソテック	MDF-4WHP-P71M(特)
※	B 65		OP11	FFU-301	クリーンファンユニット	8	(株)アイソテック	MDF-4L
※	B 66		OP11	FU-301	フィルタユニット	2	(株)アイソテック	HU-01(特)
※	B 67		OP11	DA ACU-301系	HEPAフィルタユニット	1	ニッタ(株)	CAP-GS-D-(H)-SAVDS-FA-SP
※	B 68	新手術棟	OP12	ACP-3-2A	クリーンファンエアコン	4	(株)アイソテック	MDF-4WHP-P71M(特)
※	B 69		OP12	FFU-302	クリーンファンユニット	8	(株)アイソテック	MDF-1W
※	B 70		OP12	FU-302	フィルタユニット	2	(株)アイソテック	HU-01(特)
※	B 71		OP12	DA ACU-301系	HEPAフィルタユニット	1	ニッタ(株)	CAP-GS-D-(H)-SAVDS-FA-SP
※	B 72	新手術棟	OP13	ACP-3-3A	クリーンファンエアコン	4	(株)アイソテック	MDF-4WHP-P56M
※	B 73		OP13	FFU-303	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-1W
※	B 74		OP13	FU-303	フィルタユニット	2	(株)アイソテック	HU-01(特)
※	B 75		OP13	DA ACU-302系	HEPAフィルタユニット	1	ニッタ(株)	CAP-GS-D-(H)-SAVDS-FA-SP
※	B 76	新手術棟	OP14	ACP-3-4A	クリーンファンエアコン	4	(株)アイソテック	RXF-P56M
※	B 77		OP14	FFU-304	クリーンファンユニット	12	(株)アイソテック	MDF-4L
※	B 78		OP14	FFU-304	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-2L
※	B 79		OP14	FU-304	フィルタユニット	2	(株)アイソテック	HU-01
※	B 80		OP14	DA ACU-302系	HEPAフィルタユニット	1	ニッタ(株)	CAP-GS-D-(H)-SAVDS-FA-SP
※	B 81	新手術棟	OP15	ACP-3-5A	クリーンファンエアコン	4	(株)アイソテック	MDF-3WHP-P45M
※	B 82		OP15	FFU-305	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-1W
※	B 83		OP15	FU-305	フィルタユニット	2	(株)アイソテック	HU-01(特)
※	B 84		OP15	DA ACU-302系	HEPAフィルタユニット	1	ニッタ(株)	CAP-GS-D-(H)-SAVDS-FA-SP
※	B 85	新手術棟	OP16	ACP-3-6A	クリーンファンエアコン	4	(株)アイソテック	MDF-3WHP-P45M

HEPAフィルターリスト(フィルターユニット、制気口等)

別紙2-6-4

記号	番号	部署	室名	機種品番	型名	台数	機器メーカー	機器型番
※	B	86	OP16	FFU-306	クリーンファンユニット	4	(株)アイソテック	MDF-1W
※	B	87	OP16	FU-306	フィルターユニット	2	(株)アイソテック	HU-01(特)
※	B	88	OP16	DA ACU-302系	HEPAフィルターユニット	1	ニッタ(株)	CAP-GS-D-(H)-SAVDS-FA-SP
※	B	89	新手術棟	ACP-3-7A	クリーンファンエアコン	1	(株)アイソテック	IDF-4WHP-P71M-CG
※	B	90	OP14前室	FFU-307	クリーンファンユニット	1	(株)アイソテック	IDF-4W-CG
※	B	91	新手術棟	器材室1	クリーンファンエアコン	2	(株)アイソテック	IDF-3WHP-P36M-CG
※	B	92	新手術棟	手術室11・12前室	クリーンファンエアコン	1	(株)アイソテック	IDF-2WHP-P28M-CG
※	B	93	新手術棟	人工心臓室	クリーンファンエアコン	1	(株)アイソテック	IDF-4WHP-P71M-CG
※	B	94	新手術棟	検査室兼ベッド待機室	ACP-3-8C	1	(株)アイソテック	IDF-4WHP-P56M-CG
※	B	95	新手術棟	緊急減菌作業室	ACP-3-8D	2	(株)アイソテック	IDF-3WHP-P45M-CG
※	B	96	新手術棟	清潔器材室	ACP-3-8E	2	(株)アイソテック	IDF-2WHP-P28M-CG
※	B	97	清潔器材室	FFU-308	クリーンファンユニット	1	(株)アイソテック	IDF-3W-CG
※	B	98	清潔器材室	DA ACU-303系	HEPAフィルターユニット	1	ニッタ(株)	CAP-GS-D-(H)-SAVDS-FA-SP
※	B	99	新手術棟	手術ホール	ACP-3-9A	7	(株)アイソテック	IDF-2WHP-P28M-CG
※	B	100	手術ホール	FFU-309	クリーンファンユニット	5	(株)アイソテック	IDF-4W-CG
※	B	101	手術ホール	DA ACU-303系	HEPAフィルターユニット	1	ニッタ(株)	CAP-GS-D-(H)-SAVDS-FA-SP
※	B	102	新手術棟	前室	ACP-3-9B	1	(株)アイソテック	IDF-2WHP-P28M-CG
※	B	103	前室	DA ACU-303系	HEPAフィルターユニット	1	ニッタ(株)	CAP-GS-D-(H)-SAVDS-FA-SP
※	B	104	新手術棟	渡り廊下	ACP-3-9C	1	(株)アイソテック	IDF-2WHP-P28M-CG

※印はファンユニット等点検時に行う

計 247
計※は除く 44

記号	番号	棟	階数	部署	室名	機種品番	型名	台数	機器メーカー	機器型番
C	1	新手術棟	1F	材料部	組立・包装室系統	ACP-1-3A	外気処理天井埋込	1	ダイキン	FXYMP140MF
C	2	新手術棟	1F	材料部	洗浄室系統	ACP-1-3B	外気処理天井埋込	1	ダイキン	FXYMP280MF
C	3	新手術棟	1F	材料部	既滅菌装置スペース	ACP-1-4A	外気処理天井埋込	1	ダイキン	FXYMP280MF
C	4	新手術棟	1F	材料部	ホバ準備室	ACP-1-4B	外気処理天井埋込	1	ダイキン	FXYMP280MF
C	5	新手術棟	1F	材料部	既滅菌保管室	ACP-1-4C	外気処理天井埋込	1	ダイキン	FXYMP280MF
C	6	新手術棟	2F	手術部	廊下	ACP-2-4A	外気処理天井埋込	1	ダイキン	FXYMP224MF
C	7	新手術棟	1F	材料部	組立・包装室	ACP-1-1E	天カセ4方向	3	ダイキン	FXYFP80MC
C	8	新手術棟	1F	材料部	カートプール・既滅菌物供給室	ACP-1-1G	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	9	新手術棟	1F	材料部	OP材料用パスルーム	ACP-1-1I	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	10	新手術棟	2F	手術部	副部長室2	ACP-2-2A	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	11	新手術棟	2F	手術部	仮眠室1	ACP-2-2B	天カセ1方向	1	ダイキン	FXYEP22M
C	12	新手術棟	2F	手術部	仮眠室2	ACP-2-2C	天カセ1方向	1	ダイキン	FXYEP36M
C	13	新手術棟	2F	手術部	リラクスルーム1	ACP-2-2D	天カセ4方向	3	ダイキン	FXYFP45MC
C	14	新手術棟	2F	手術部	MA控室	ACP-2-2E	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	15	新手術棟	2F	手術部	仮眠室3	ACP-2-2F	天カセ1方向	1	ダイキン	FXYEP22M
C	16	新手術棟	2F	手術部	学習室・図書室	ACP-2-2G	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP56MC
C	17	新手術棟	2F	手術部	リラクスルーム2	ACP-2-2H	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP56MC
C	18	新手術棟	2F	手術部	リラクスルーム3	ACP-2-2I	天カセ4方向	2	ダイキン	FXYFP56MC
C	19	新手術棟	2F	手術部	仮眠室4	ACP-2-2J	天カセ1方向	1	ダイキン	FXYEP22M
C	20	新手術棟	2F	手術部	仮眠室5	ACP-2-2K	天カセ1方向	1	ダイキン	FXYEP22M
C	21	外来棟	1F	消化器外科	診察室8	ACM-101-5	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP45MC
C	22	外来棟	1F	消化器内科	処置室(大)	ACM-102-3	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	23	外来棟	1F	脳神経外科	共通処置室	ACM-103-2	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	24	B病棟	1F	歯科口腔外科	処置室1	ACM-105-9	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYGP71M
C	25	B病棟	1F	歯科口腔外科	処置室2	ACM-105-10	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYGP71M
C	26	外来棟	1F	救急部	前室	ACM-111E	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	27	外来棟	1F	救急部	前室	ACM-111F	壁掛型	1	ダイキン	FXYGP22M
C	28	外来棟	1F	薬剤部	薬効薬物動態解析室	ACM-142B	天カセ4方向	2	ダイキン	FXYFP71MC
C	29	外来棟	1F	放射線科	診察室2	ACM-150D	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYEP28M
C	30	外来棟	2F	小児科	処置室	ACM-201-4	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	31	外来棟	2F	小児科	診察室16	ACM-201-11	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	32	外来棟	2F	内分泌代謝内科	処置室	ACM-202-6	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	33	外来棟	2F	内分泌代謝内科	診察室6	ACM-202-12	天カセ2方向	2	ダイキン	FXYGP22M
C	34	外来棟	2F	呼吸器内科・外科	処置室	ACM-203-1	天カセ4方向	2	ダイキン	FXYFP28MC
C	35	外来棟	2F	循環器内科・心臓血管科	検査室	ACM-204-8	天カセ1方向	1	ダイキン	FXYEP22M
C	36	外来棟	2F	泌尿器科	検査室4	ACM-205-1	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYGP36M
C	37	外来棟	2F	泌尿器科	処置室	ACM-205-5	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP45MC
C	38	外来棟	2F	泌尿器科	検査室3	ACM-205-8	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	39	外来棟	2F	泌尿器科	検査室1・2	ACM-205-9	天カセ1方向	2	ダイキン	FXYEP22M
C	40	外来棟	2F	皮膚科	処置室3・4	ACM-206-5	天カセ4方向	2	ダイキン	FXYFP28MC

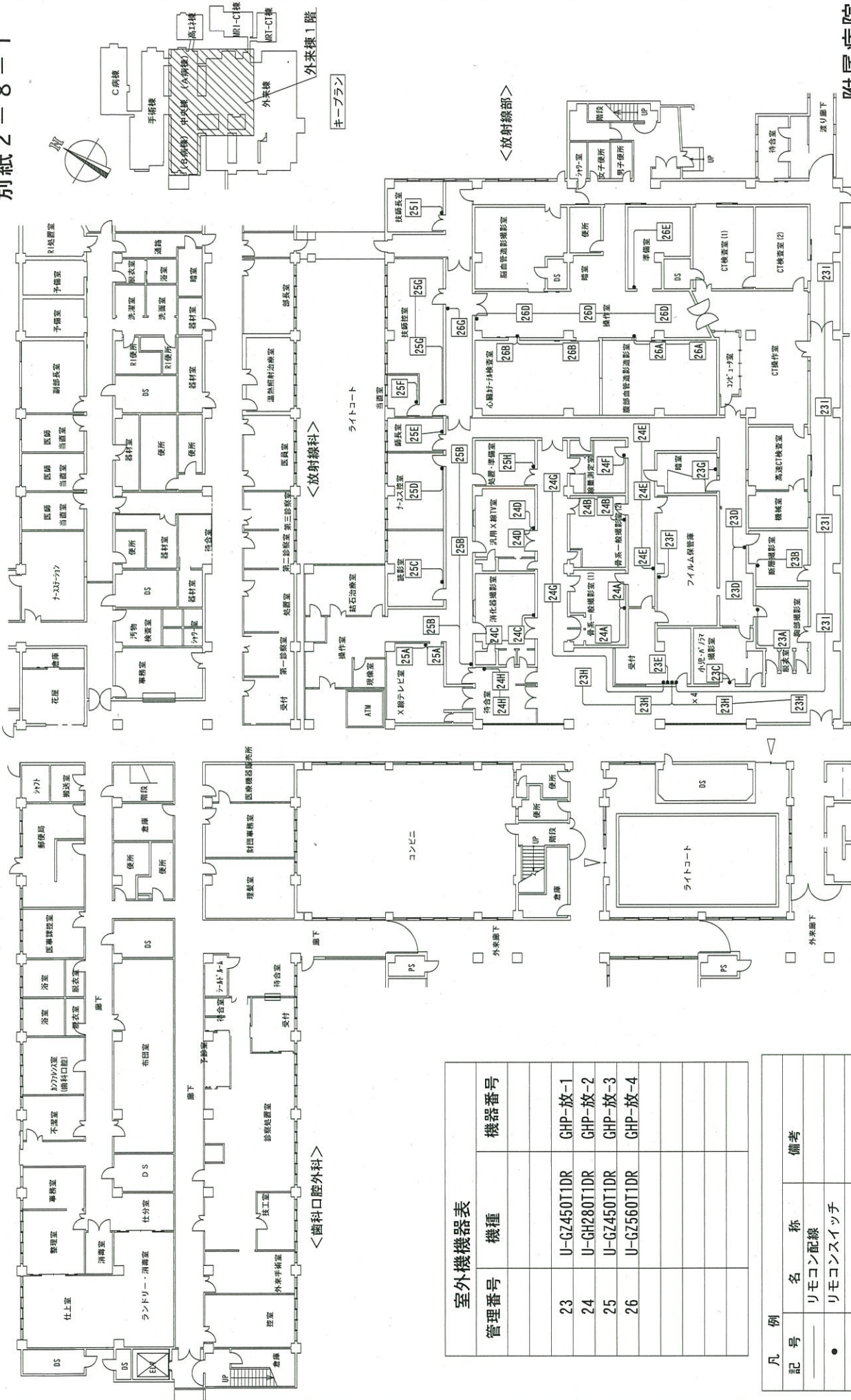
記号	番号	棟	階数	部署	室名	機種品番	型名	台数	機器メーカー	機器型番
C	41	外来棟	2F	皮膚科	光線室	ACM-206-8	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP122MC
C	42	外来棟	2F	皮膚科	レーザー治療室	ACM-206-9	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP122MC
C	43	B病棟	2F	整形外科	処置室	ACM-207-4	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYCP28M
C	44	外来棟	3F	耳鼻咽喉科	処置室	ACM-301-6	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP45MC
C	45	外来棟	3F	母子女性診療科	内診室1	ACM-302-8	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYCP22M
C	46	外来棟	3F	母子女性診療科	内診室2	ACM-302-10	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYCP22M
C	47	外来棟	3F	母子女性診療科	内診室3	ACM-302-11	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYCP22M
C	48	外来棟	3F	母子女性診療科	採精室	ACM-302-17	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYCP22M
C	49	外来棟	3F	眼科	検査室18	ACM-303-12	天井埋込ダクト型	1	ダイキン	FXMP224M
C	50	外来棟	3F	眼科	検査室5	ACM-304-1	天井埋込ダクト型	1	ダイキン	FXYMP90AA
C	51	外来棟	3F	眼科	レーザー室	ACM-304-4	天井埋込ダクト型	1	ダイキン	FXYMP71AA
C	52	外来棟	3F	眼科	検査室8・暗室	ACM-304-5	天井埋込ダクト型	1	ダイキン	FXYMP90AA
C	53	外来棟	3F	眼科	電気生理検査室	ACM-304-6	天井埋込ダクト型	1	ダイキン	FXYMP56AA
C	54	外来棟	3F	麻酔科	処置室	ACM-305-3	天カセ4方向	3	ダイキン	FXYFP28MC
C	55	外来棟	3F	ICU	薬品管理室	ACM-312C	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP45MC
C	56	外来棟	3F	ICU	家族控室	ACM-313C	天カセ2方向	2	ダイキン	FXYCP28M
C	57	外来棟	3F	ICU	控室	ACM-314E	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	58	外来棟	3F	ICU	測定室	ACM-314F	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYCP22M
C	59	外来棟	3F	ICU	カンファレンス室	ACM-315E	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP71MC
C	60	A病棟	3F	手術部	監視室	ACM-350A	天カセ4方向	2	ダイキン	FXYFP36MC
C	61	A病棟	3F	手術部	器材室1	ACM-350D	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	62	A病棟	3F	手術部	事務室	ACM-350E	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	63	A病棟	3F	手術部	臨床工学部控室	ACM-350F	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	64	A病棟	3F	手術部	廊下	ACM-350G	天カセ4方向	2	ダイキン	FXYFP28MC
C	65	A病棟	3F	手術部	臨床工学部事務室	ACM-350H	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP36MC
C	66	A病棟	3F	手術部	臨床工学部作業室	ACM-350I	天カセ4方向	2	ダイキン	FXYFP36MC
C	67	A病棟	3F	手術部	術前診察室2	ACM-350J	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	68	A病棟	3F	手術部	術前診察室1	ACM-350K	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	69	A病棟	3F	手術部	術前待合室	ACM-350L	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYFP36MC
C	70	A病棟	3F	手術部	薬剤分室	ACM-350M	クリーンエアコン	1	ダイキン	FBXYP800AA
C	71	OP棟	3F	手術部	リネン室	ACM-351A	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	72	OP棟	3F	手術部	廊下	ACM-351B	天カセ2方向	2	ダイキン	FXYCP28M
C	73	OP棟	3F	手術部	受付	ACM-351C	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	74	OP棟	3F	手術部	面談室1	ACM-351D	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	75	OP棟	3F	手術部	面談室2	ACM-351E	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	76	OP棟	3F	手術部	前室	ACM-351F	天カセ2方向	1	ダイキン	FXYCP22M
C	77	OP棟	3F	手術部	家族控室	ACM-351G	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP45MC
C	78	OP棟	3F	手術部	外来手術用更衣室	ACM-351H	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	79	OP棟	3F	手術部	入室ホール	ACM-351P	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	80	OP棟	3F	手術部	退室ホール	ACM-351Q	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP36MC
C	81	OP棟	3F	手術部	業務器材室	ACM-351S	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP71MC

記号	番号	棟	階数	部署	室名	機種品番	型名	台数	機器メーカー	機器型番
C	82	OP棟	3F	手術部	ゴミ処理室	ACM-351T	天カセ4方向	1	ダイキン	FXYFP28MC
C	83	OP棟	3F	手術部	器材室6	ACM-352A	クリーンエアコン	2	ダイキン	FBXYP71M
C	84	B病棟	4F	セルプロセッシング室	細胞調整室系統	OFU-1	外気処理フィルターユニット	1		PFF-0032-DDM

計 102

トラップ整備表

	記号	場所	サイズ
附属病院	AC-7	機械室(6)	20A
	ACP-1	機械室(5)	20A
	ACP-2	機械室(5)	20A
	ACP-3	機械室(5)	20A
	ACP-4	機械室(5)	20A
	ACP-6	機械室(5)	20A
	ACP-7	機械室(5)	20A
	ACP-9	機械室(5)	20A
	AC-8	機械室(5)	20A
	AC-10	機械室(5)	20A
	AC-11	機械室(5)	20A
	AC-12	機械室(5)	20A
	AC-13	機械室(5)	20A
	AC-15	機械室(1)	20A
	AC-19	機械室(4)	20A
	AC-22	機械室(4)	20A
	AC-31	機械室(5)	20A
	ACU-301	新手術棟屋上	20A
	ACU-302	新手術棟屋上	20A
	ACU-303	新手術棟屋上	20A
動物生命科学研究センター			
	ACU-1	2期機械置き場	20A
	ACU-2	2期機械置き場	20A
	RH-1	2期機械置き場	20A
	AC-4	1期機械置き場	20A
	AC-2-2	2期機械置き場	20A
	AC-1	3期機械室	25A
	AC-2	3期機械室	25A
	ACU-1	4期機械室	20A
	ACU-2	4期機械室	20A
	ACU-3	4期機械室	20A
	RH-1-1	4期機械室	20A
	RH-1-2	4期機械室	20A
	RH-2-1	4期機械室	20A
	RH-2-2	4期機械室	20A



附属病院

平成28年度設置

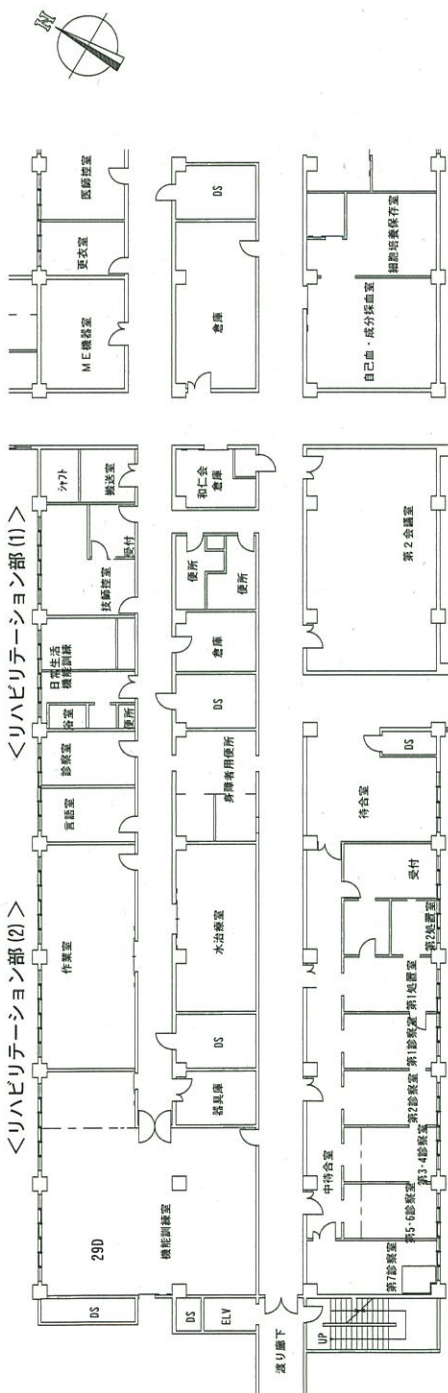
1/14

ガスヒートポンプ空調機設置図

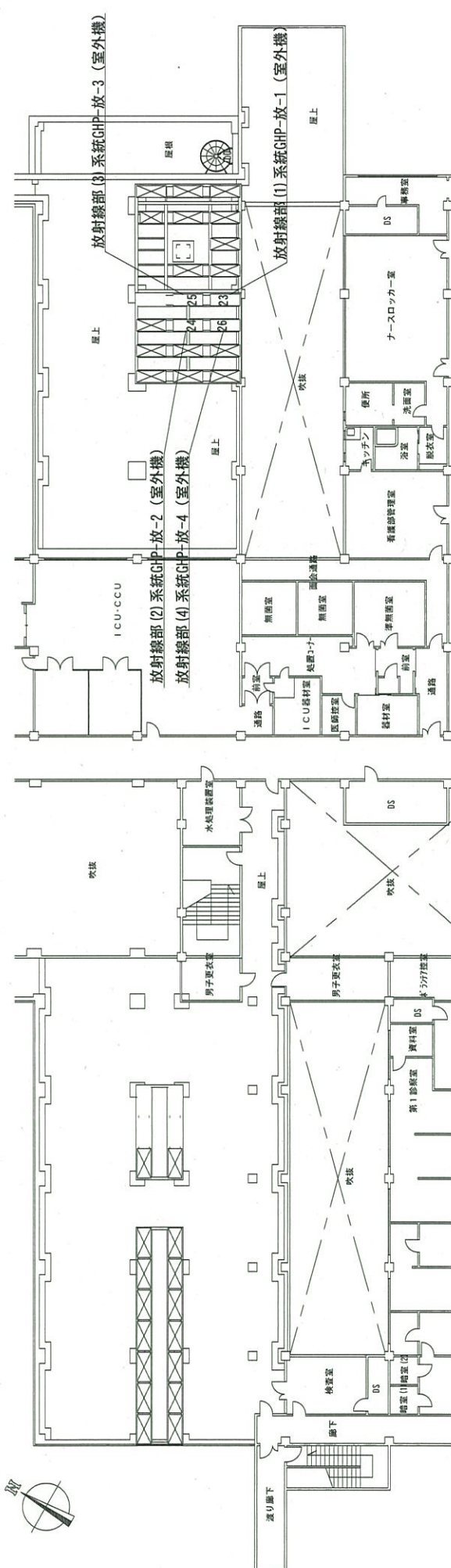
外来棟1階平面図 (空調設備図)

室外機機器表		
管理番号	機種	機器番号
23	U-G7450T1DR	GHP-放-1
24	U-GH280T1DR	GHP-放-2
25	U-G7450T1DR	GHP-放-3
26	U-G7560T1DR	GHP-放-4

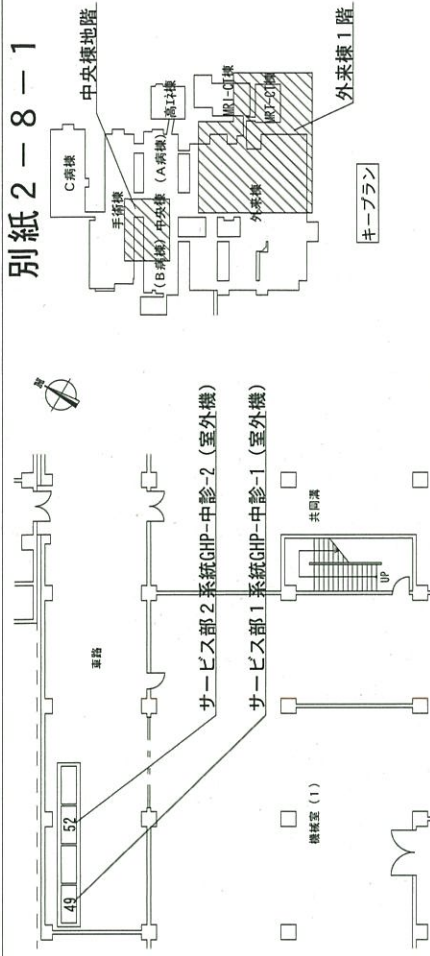
凡例	名称	備考
記号	リモコン配線	
●	リモコンスイッチ	
□	室外機	
□	室内機	数字は室外機の番号を示す。



中央棟2階平面図(空調設備図)



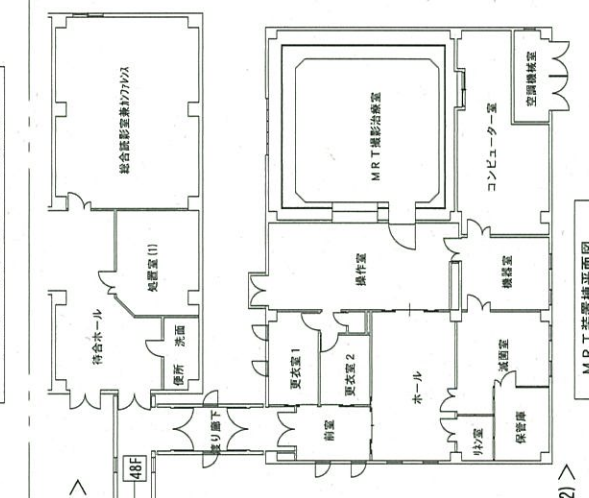
外来棟3階平面図(空調設備図)



室外機機器表

管理番号	機種	機器番号
46	U-GH560T1DR	
47	U-GH450T1DR	
48	U-GH560T1DR	
49	U-GH560T1DR	
52	U-GH280T1DR	

中央様地階平面図 (空調設備図)



凡例	記号	名称	備考
	●	リモコン配線	
	□	リモコンスイッチ	
	□	室外機	数字は室外機の番号を示す。
	□	室内機	

附属病院

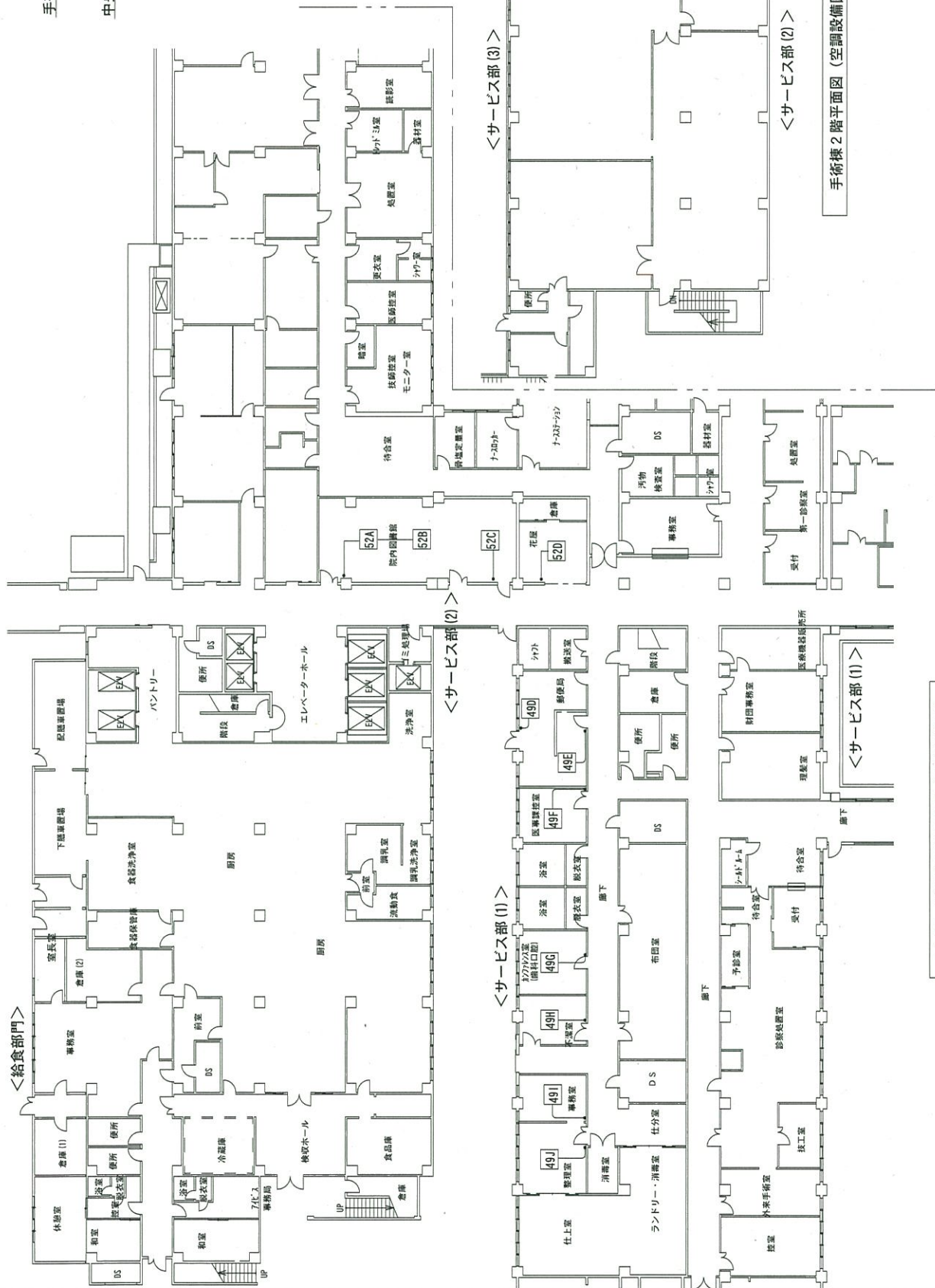
平成29年度設置

4/14

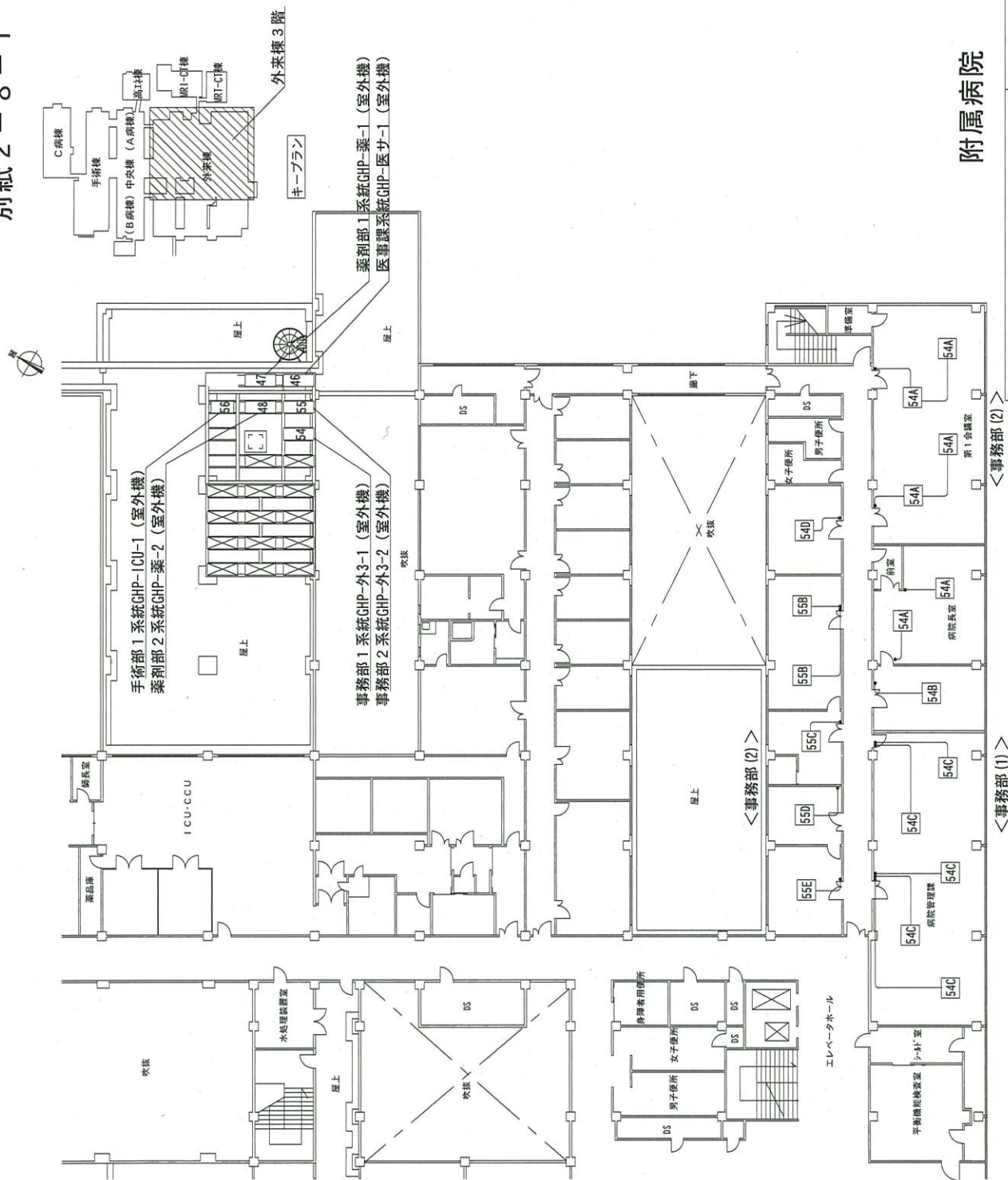
ガスヒートポンプ空調機設置図



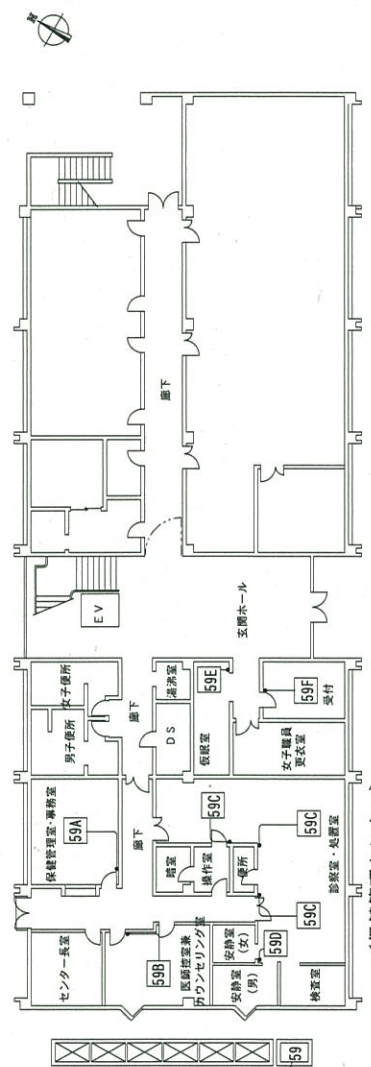
外来棟1階平面図 (空調設備図)



中央棟・手術棟1階平面図(空調設備図)



外来棟3階平面図(空調設備図)



保健管理センター系統GHP-16 (室外機)

＜保健管理センター＞

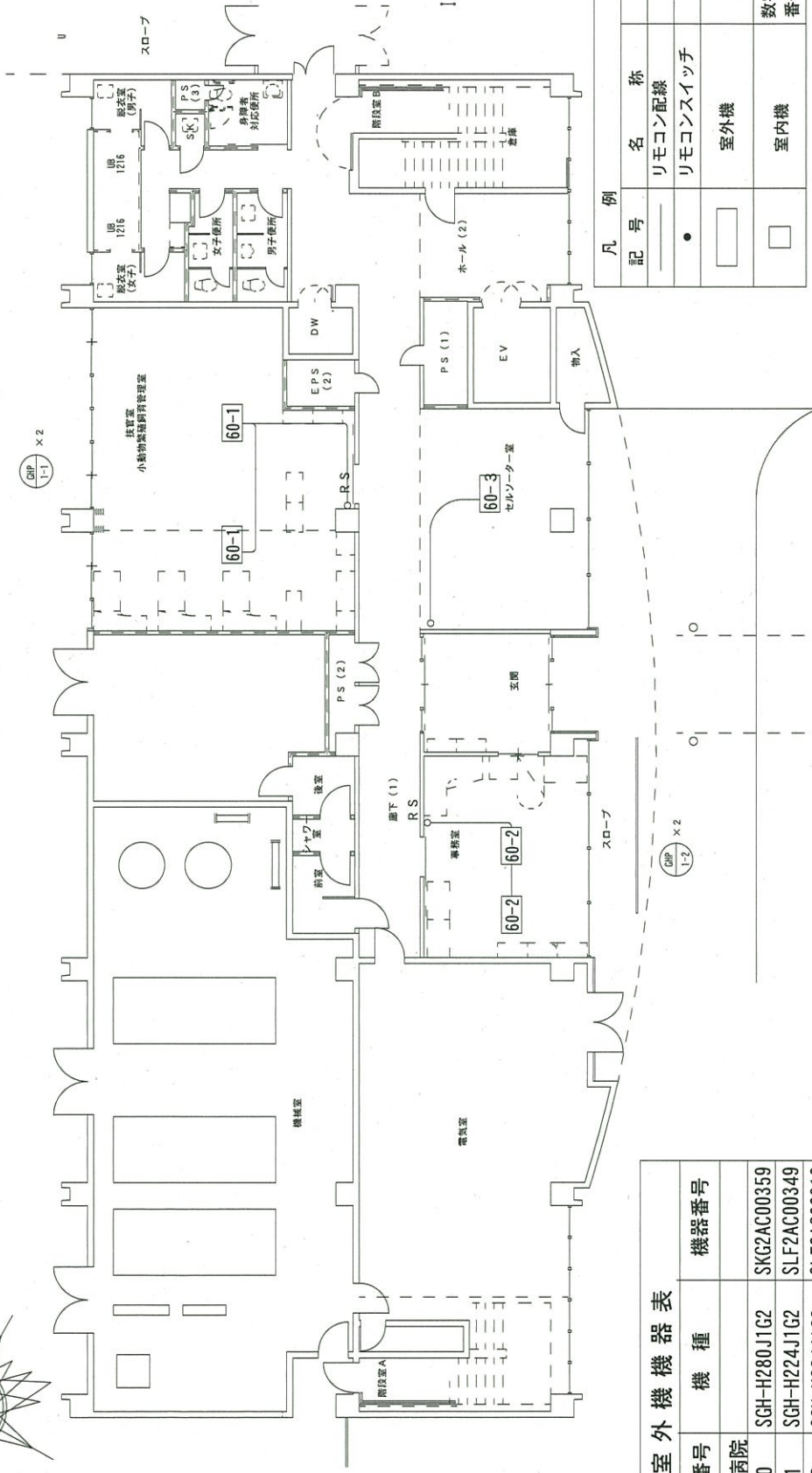
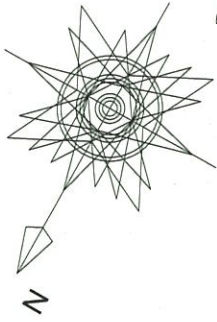
管理棟 1 階平面図 (空調設備図)

管理棟

平成 1 4 年度設置

7/14

ガスヒートポンプ空調機設置図



室外機機器表		
管理番号	機種	機器番号
附属病院	SGH-H280J1G2	SKG2AC00359
	SGH-H224J1G2	SLF2AC00349
	SGH-H224J1G2	SLF2AC00319
	SGH-H560J1G2	RBL2AC00539
	SGH-H224J1G2	SLF2AC00359
	SGH-H560J1G2	RBL2AC00519

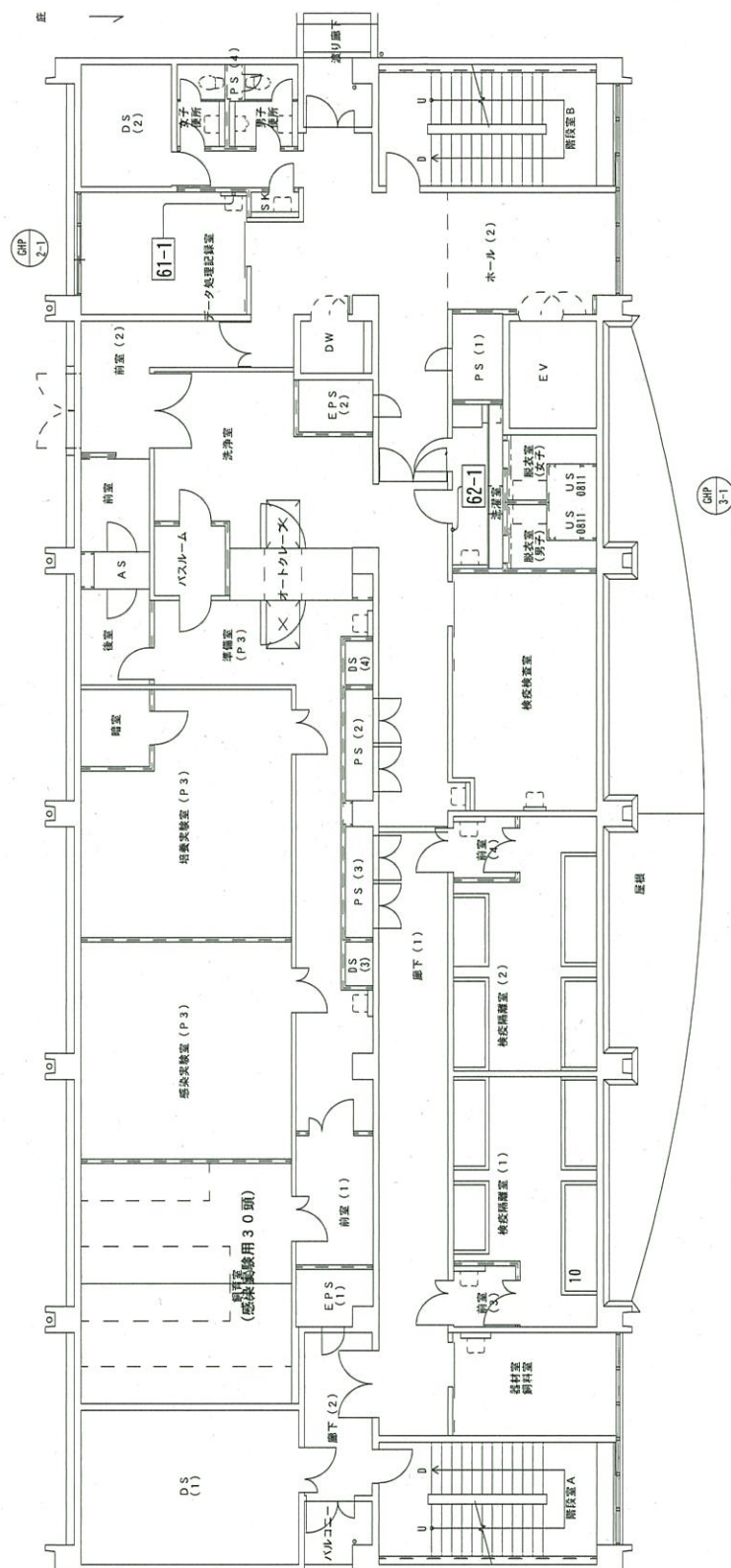
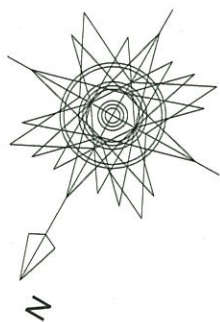
凡 例		
記 号	名 称	備 考
—	リモコン配線	
●	リモコンスイッチ	
□	室外機	
□	室内機	数字は室外機の番号を示す。

動物生命科学研究センター

平成 1 4 年度設置

8/14

ガスヒートポンプ空調機設置図



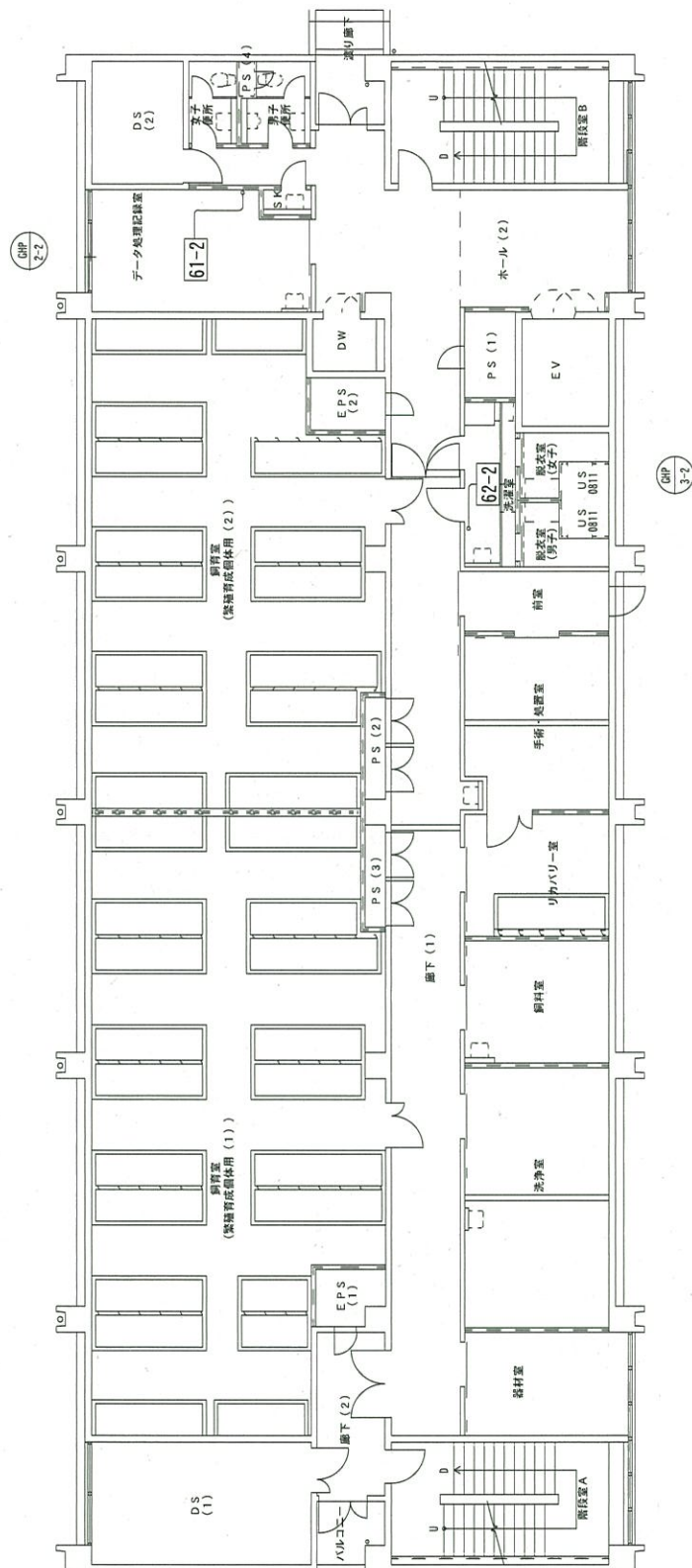
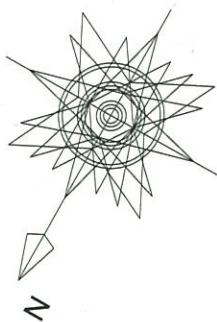
2 階平面図

動物生命科学センター

平成 14 年度設置

9/14

ガスヒートポンプ空調機設置図



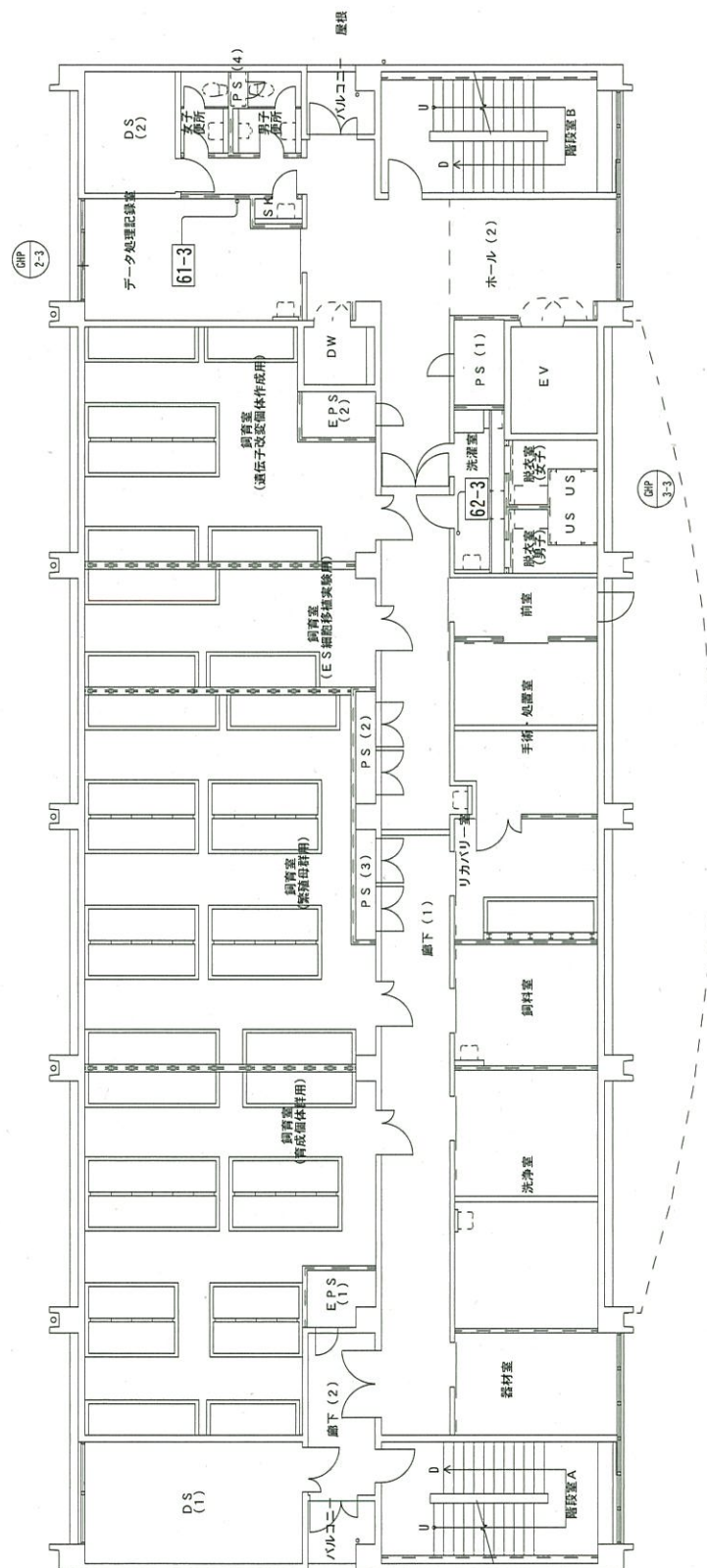
3 階平面図

動物生命科学研究センター

平成 1 4 年度設置

10/14

ガスヒートポンプ空調機設置図



動物生命科学研究センター—

平成14年度設置

11/14

ガスヒートポンプ空調機設置図

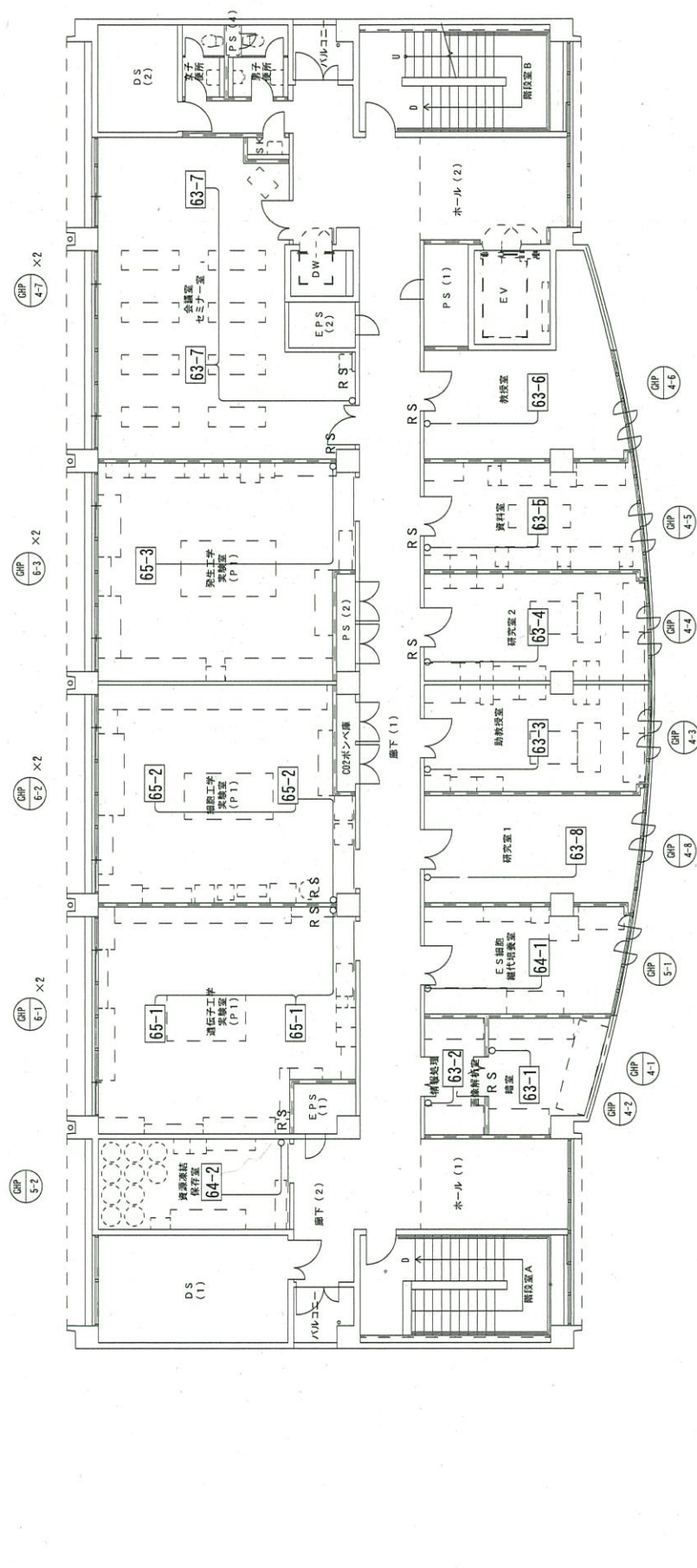
動物生命科学研究センター

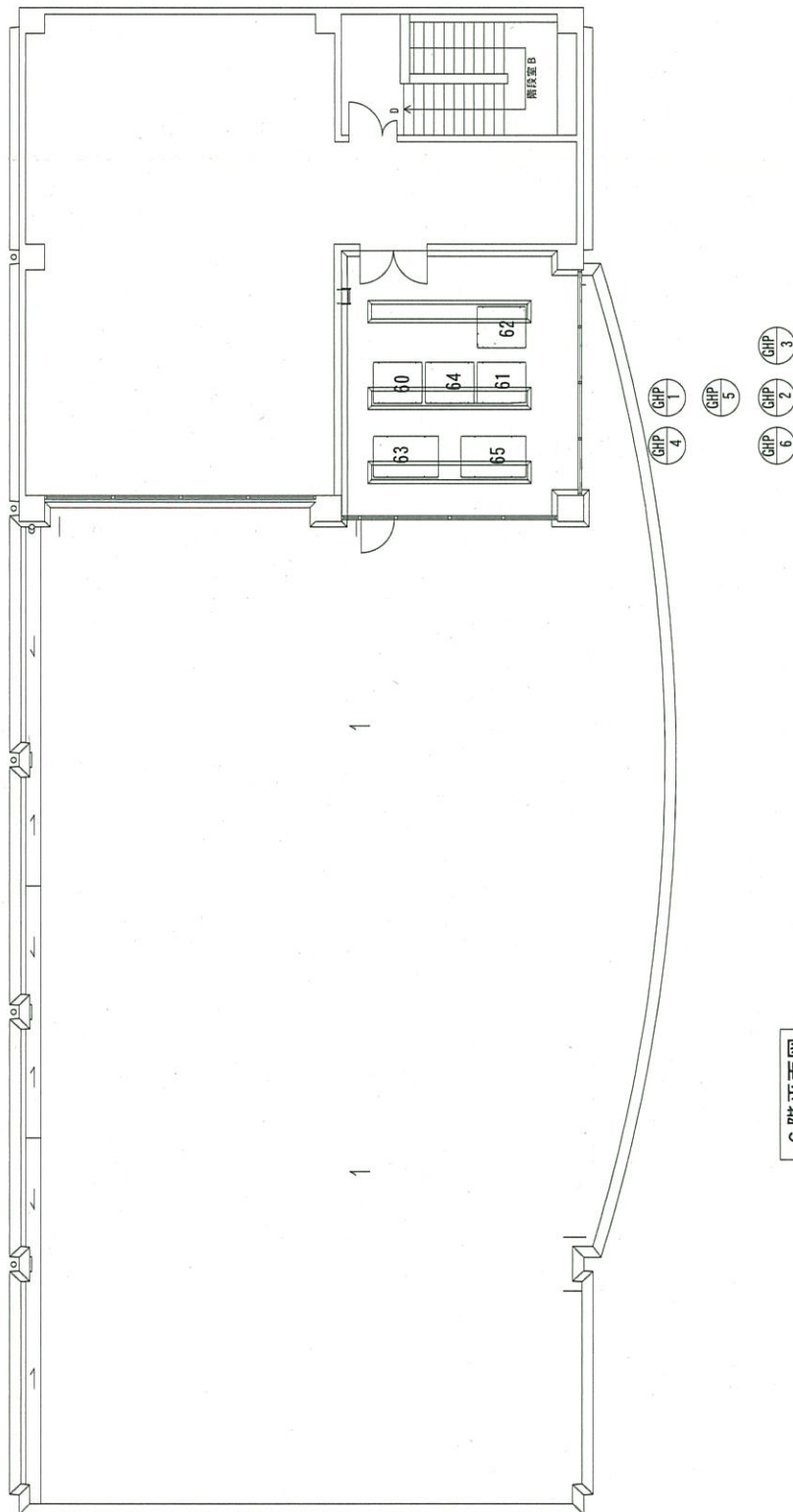
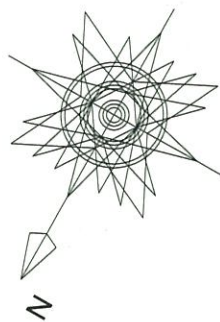
平成 1 4 年度設置

12/14

ガスヒートポンプ空調機設置図

5 階平面図





6 階平面図

動物生命科学研究センター

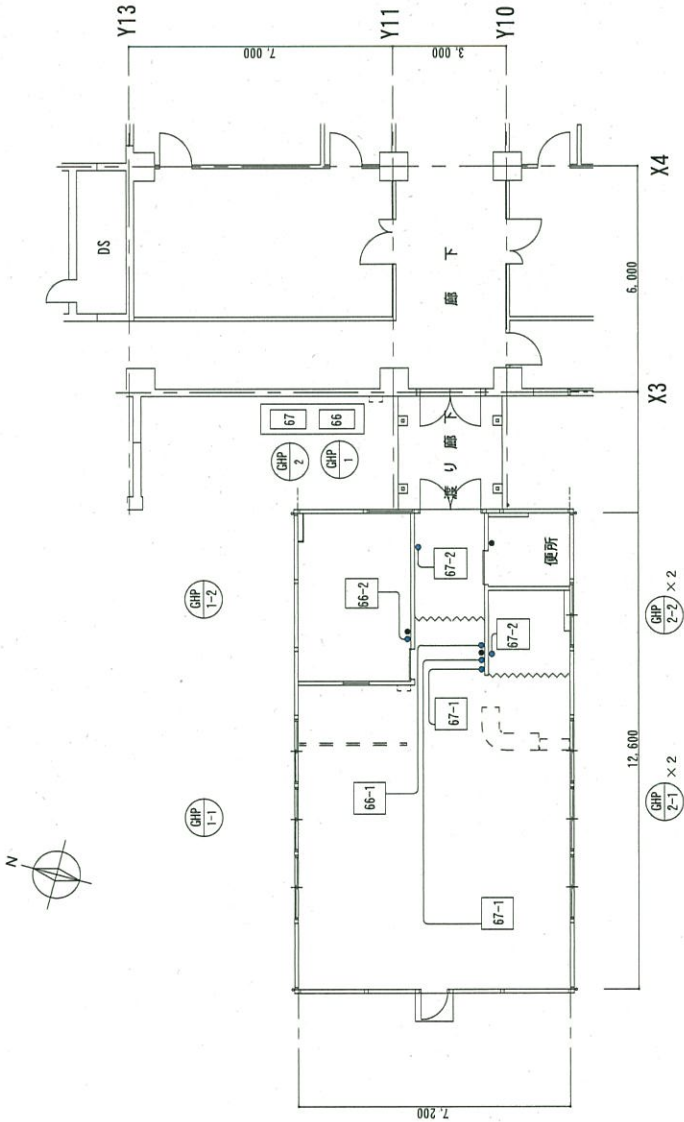
平成 14 年度設置

13/14

ガスヒートポンプ空調機設置図

凡 例	記 号	名 称	備 考
	—	リモコン配線	
	●	リモコンスイッチ	
	□	室外機	
	□	室内機	

室外機機器表		
管理番号	機 種	機器番号
6 6	YNMP140G1	5GD0186N
6 7	YNMP140G1	5GD0187N



点滴治療室平面図 S=1/200

点滴治療室

平成 1 7 年度設置

14/14

ガスヒートポンプ空調機設置図

保守点検項目一覧

①エンジン	1.	起動の具合
	2.	給排気と、排気ホースの状態
	3.	調速の状態とスコピン部品（ハンチング状態）
	4.	エアエレメントの、オイル洩れ
②オイル燃料	5.	オイル洩れ、オイルレベル状態 オイル補充
	6.	オイルクリーナーエレメントのオイルレベル状態
	7.	エンジン本体よりのオイル洩れ
	8.	ガス洩れの有・無
	9.	ガスホース・強化ゴムホースの亀裂、劣化、ガス洩れ
③電装品	10.	配線、カブラ類の緩み、がた、損傷
	11.	ファンモータ類のがた、異音、損傷
	12.	漏電遮断器の確認（内蔵）
	13.	漏電遮断器の位置確認（外付）
	14.	アース端子接続確認
④冷却水	15.	冷却水ポンプの作動状態と水洩れ
	16.	ラジエータキャップ取付部の水洩れ目視
	17.	冷却水系ホースの亀裂、緩み、劣化目視
	18.	クーラントの液位状態、および、濃度確認
⑤冷 媒	19.	コンプレッサ本体よりの冷媒、オイル洩れ、異音
	20.	フレキパイプと他の配管よりのオイル洩れ、異音
	21.	冷媒配管接続部よりの冷媒洩れ
	22.	コンプレッサベルト類の緩み、亀裂、劣化
⑥総合	23.	室内機と室外機通信確認
	24.	室外機運転異常音
	25.	室外機異常振動
	26.	給排気口の確認（窓等との隔離）
	27.	堅固で水平な基礎にアンカーボルトで堅固に固定
	28.	安全なメンテナンスの確保
	29.	可燃物との隔離
	30.	定期点検リセット確認
	31.	ドレンフィルター充填石の洗浄および、確認
	32.	室内機の異音、空調の効き具合などの 顧客ヒアリング
	33.	フィンコイル・室内及び室外熱交換器の汚れ及び損傷の有無の点検する。汚れがある場合又は劣化が軽微な場合は清掃又は補修する。

点検結果に伴うオイル補充、エアフィルター取替、オイルエレメント交換、冷却水不凍液補充、エンジンベルト取替、エンジンプラグ取替を行う。（部品は別途）（但し、動物生命科学研究センター分除く）

保守点検機器機器一覧

機器番号	機器型番	冷房能力	暖房能力	設置場所
ACP-503	RXYP800AA	90KW	90KW	A棟 RF 室外機置き場
ACP-504	RXYP950AA	96KW	106KW	A棟 RF 室外機置き場
ACP-505	RXYP140AA	14KW	16KW	A棟 RF 室外機置き場
ACP-602	RXYP690AA	69KW	77.5KW	A棟 RF 室外機置き場
ACP-603	RXYP400AA	40KW	45KW	A棟 RF 室外機置き場
ACP-604	REYP450A	45KW	50KW	A棟 RF 室外機置き場
ACP-3-1	PUHY-P335CM-E2	26.9KW	10.7KW	新手術棟RF
ACP-3-2	PUHY-P335CM-E2	26.2KW	9.4KW	新手術棟RF
ACP-3-3	PUHY-P224CM-E2	16.0KW	8.0KW	新手術棟RF
ACP-3-4	PUHY-P224CM-E2	16.9KW	8.7KW	新手術棟RF
ACP-3-5	PUHY-P224CM-E2	14.0KW	6.6KW	新手術棟RF
ACP-3-6	PUHY-P224CM-E2	14.7KW	7.4KW	新手術棟RF
ACP-3-7	PUHY-P140CM-E2	3.5KW	1.6KW	新手術棟RF
ACP-3-8	PUHY-P280CM-E2	19.9KW	3.4KW	新手術棟RF
ACP-3-9	PUHY-P224CM-E2	14.8KW	6.9KW	新手術棟RF
ACP-10	PUHY-P280CM-E2	12.3KW	4.9KW	手術棟
ACP-11	PUHY-P280CM-E2	16.2KW	7.9KW	手術棟
ACP-1	SZVCP224MK	8.1KW	3.4KW	手術棟
ACP-2	SZVCP224MK	9.6KW	4.3KW	手術棟
ACP-3	SZVCP224MK	9.6KW	4.3KW	手術棟
ACP-5	SZVCP224MK	9.5KW	4.3KW	手術棟
ACP-6	SZVCP224MK	11.9KW	5.1KW	手術棟
ACP-9	SZVCP224MK	8.2KW	3.4KW	手術棟
ACP-10	SZVCP224MK	9.0KW	3.9KW	手術棟

保 守 要 領

1 一 般 事 項

本業務は、本学に設置されたパッケージ形空気調和機(以下「空調機」という。)が年間を通じて常に正常な状態を維持するためのワライン監視、ワライン定期点検作業及び、整備作業であり、受注者は、優秀な技術を導入し、誠意をもって入念確実に保守を行うものとする。

2 特 記 事 項

1) 空調機の設置場所・形式等

別紙 2-9-1 のとおり

2) 保守の範囲

空調機のうち、保守の対象とする機器は、室外機とそれに対応する室内機本体及びリモートコントローラーとし、室内機に付属する加湿器、中・高性能フィルター、空気清浄器等のオプションは含まないものとする。

3) 点検作業実施時期

受注者は、点検作業実施日を定めたときは、予め発注者へ報告し、承認を受けるものとする。

4) 点検作業内容

(1) ワライン監視

遠隔診断監視機器(以下「機器」という。)取付後、「機器」を使って「空調機」の運転状況を遠隔で24時間監視し、「空調機」の故障を予知・予防すると共に、下記の作業を実施する。

①異常及び故障予知発報時の出動作業

②運転データの定期報告(各部圧力、各部温度、圧縮機の運転積算時間、室内機の運転積算時間及びサーモ積算時間、年4回3ヶ月毎)(省エネ運転データ、年2回半年毎)

③運転データを蓄積・分析し保全計画を提案する。

(2) ワライン定期点検作業

ワライン診断・監視できない箇所、項目を現地で点検する。

年1回とする。

- ①電流、電圧の測定及び電気絶縁測定
- ②油漏れ、水漏れ有無のチェック
- ③運転音、振動のチェック
- ④運転状態の良否判定
- ⑤各部ネジの増し締め
- ⑥錆発生ネジ、ビス類の交換及び錆発生ケーシングのタッチペイント
- ⑦熱交換器の汚れ及び腐蝕の度合いの点検
- ⑧点検表作成

(3) 整備作業

a. 作業範囲

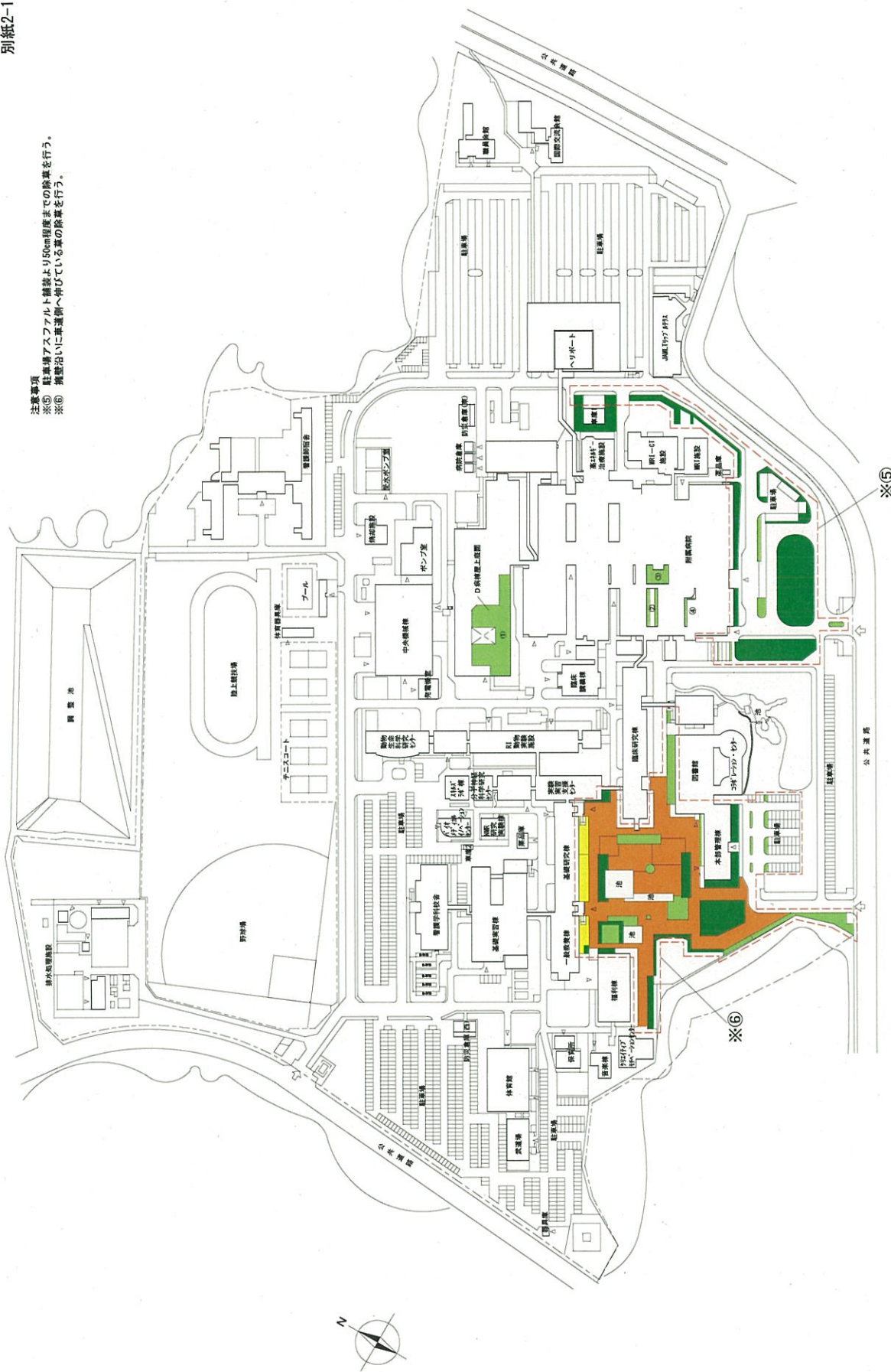
- ①故障発生時の修復作業
- ②正常運転するための冷媒、油の補充
- ③消耗、疲労等より障害が予測される箇所の調整修復作業

b. 以下の作業は別途とする。

- ①熱交換器等の洗浄作業
- ②消耗品の調達及び交換・調整修復作業・交換用エアフィルター、電池等
- ③天災地変、火災労働争議などに起因して生じた事故の修復作業
- ④保守機器以外に起因して生じた故障の調整修復作業
- ⑤取り扱い不良に起因して生じた故障の調整修復作業
- ⑥保全提案するも改善できない事項に起因して生じた故障の修正修復作業

- 3 1) ワライン定期点検は、本学職員の勤務時間中に行うものとする。ただし、予め本学職員の承認を受けたときはこの限りではない。
- 2) 保守業務に要する電力、ガス及び用水費は、発注者の負担とする。
- 3) 発注者は、受注者の了解を得ることなく2の2)に定める装置を移設しないものとする。
- 4) 保守の実施上疑義を生じたときは、その都度本学職員と協議し、その指示に従うものとする。

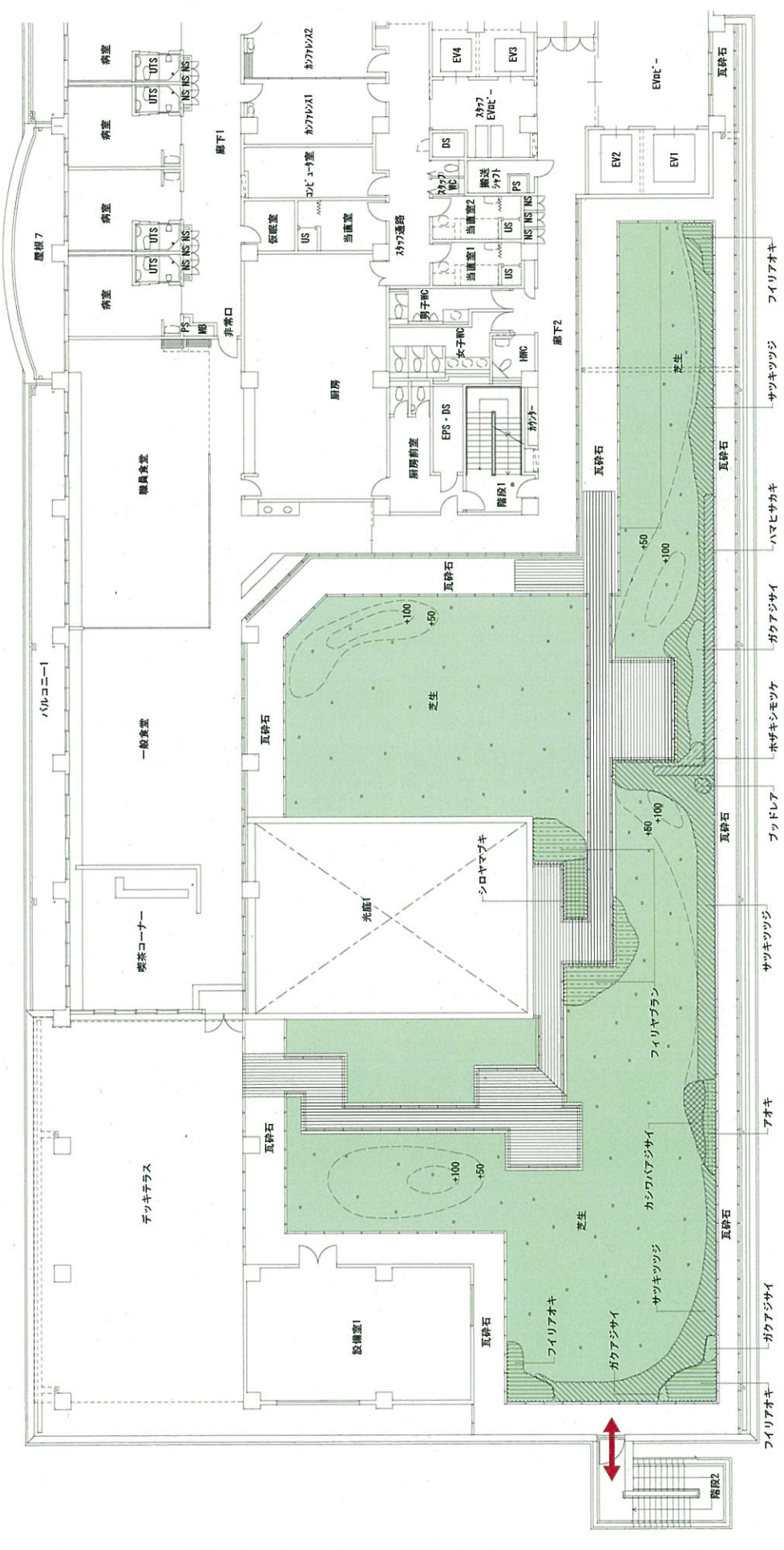
注意事項
 ※⑤ 駐車場アスファルト舗装より50cm程度までの除草を行う。
 ※⑥ 舗装沿いに草刈機へ伸びている草の除草を行う。



滋賀医科大学緑地維持管理範囲図①～⑥ S=1/2500	凡 例		
		除草範囲(機械刈り、人力除草)を示す	除草(機械刈り、人力除草)、低・中木刈込(形を整える)及びつる植物・ひとりばえの除去範囲を示す
		除草範囲(人力除草)を示す	床タイル部分の目地及び側溝の除草範囲(機械刈り、人力除草)を示す

①D病棟屋上庭園緑地維持管理範囲

別紙2-10-1-1-1



附属病院D病棟6階平面図 S=1/200

凡例	種類	規格	数量	凡例	種類	規格	数量
コウライ芝			440.6㎡	ハミサカキ		H=0.8 W=0.6	43株
サツキツツジ		H=0.3 W=0.4	470株	ブッドレア		1本立 10.5VP	25pot
フィリアオキ		H=0.4 W=0.3	54株	ホサキシモツケ		H=0.4	6株
シロヤマブキ		H=0.3	12株	フィリヤブラン		10.5VP	238pot
ガクアジサイ		H=0.5 3本立	30株	ラベンダー		9.0VP	1325pot
カシワバアジサイ		H=0.5 3本立	18株	緑化パネル(スナゴケ)			30.0㎡
アオキ		H=0.4 W=0.3	21株				



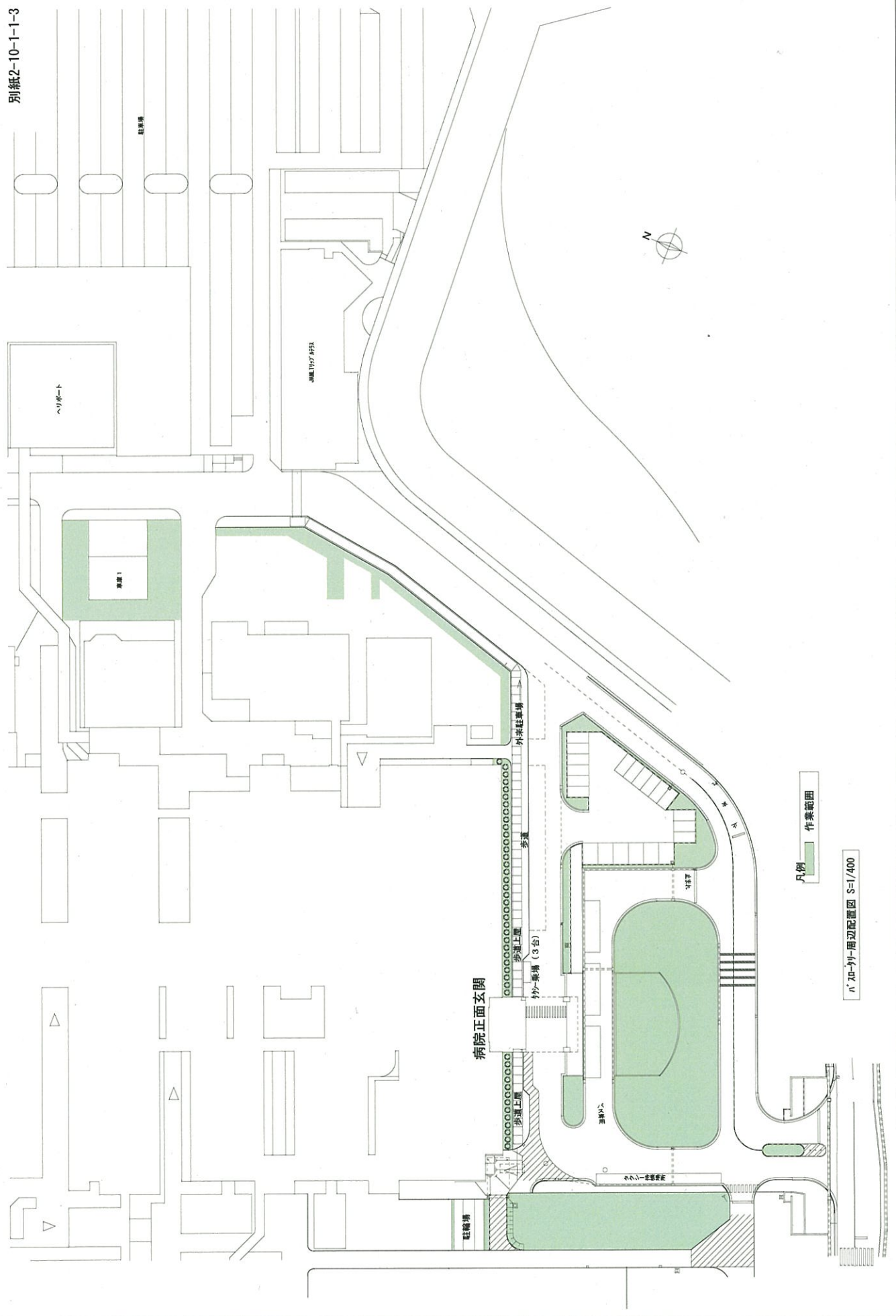
②～④ライトコート緑地維持管理範囲

別紙2-10-1-1-2



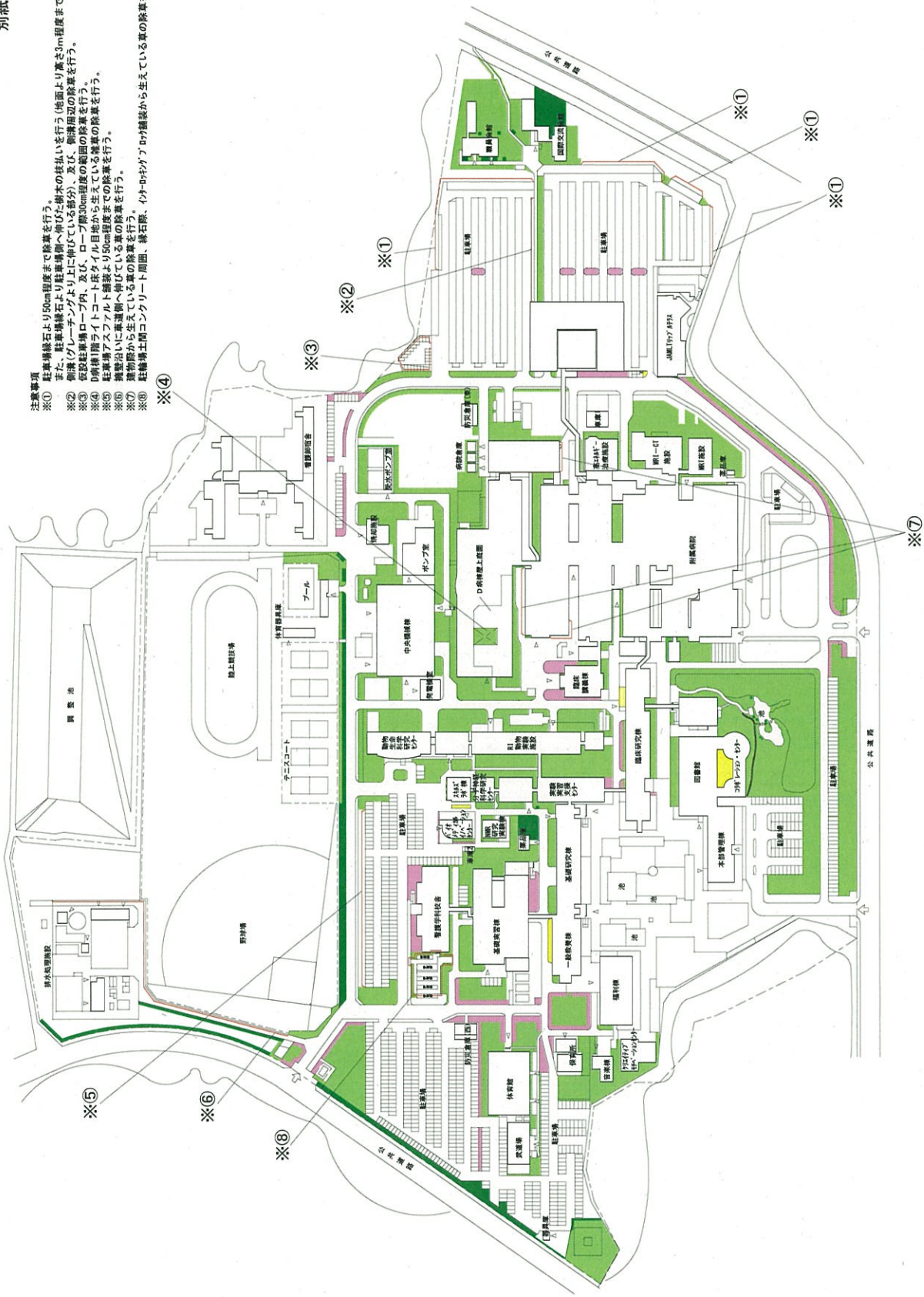
⑤病院玄関前バスロータリー緑地維持管理範囲

別紙2-10-1-1-3



凡例 作業範囲

バスロータリー周辺配置図 S=1/400



- ※① 駐車場緑石より50cm程度まで除草を行う。
また、駐車場緑石より駐車場端へ伸びた樹木の枝払いを行う（地面より高さ3m程度まで）。
※② 新築（グレーディング）後、及び、ロープ除30cm程度の範囲の除草を行う。
※③ 新築（グレーディング）後、及び、ロープ除30cm程度の範囲の除草を行う。
※④ 新築（グレーディング）後、及び、ロープ除30cm程度の範囲の除草を行う。
※⑤ 新築（グレーディング）後、及び、ロープ除30cm程度の範囲の除草を行う。
※⑥ 新築（グレーディング）後、及び、ロープ除30cm程度の範囲の除草を行う。
※⑦ 新築（グレーディング）後、及び、ロープ除30cm程度の範囲の除草を行う。
※⑧ 新築（グレーディング）後、及び、ロープ除30cm程度の範囲の除草を行う。

滋賀医科大学緑地維持管理範囲図⑦	凡 例	除草範囲(機械刈り、人力除草)を示す		除草範囲(人力除草)を示す
			除草範囲(機械刈り、人力除草)を示す	
			(年1回)	

除草範囲（機械刈り、人力除草）を示す
除草範囲（人力除草）を示す
（年1回） （年2回） 除草（機械刈り、人力除草）、低中木刈込（形を整える）及びつる植物・ひとりばえの除去範囲を示す

①D病棟屋上庭園、②外来棟ライトコート緑地維持管理業務

工種・種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
芝生管理												
芝刈 (ライトコート共)												
施肥 (ライトコート共)												
目土 (ライトコート除く)												
樹木管理												
刈込(低木)												
施肥												
緑地管理												
除草 (ライトコート共)												
地被類手入れ												

3回

2回

1回

2回

1回

芝刈施工前
4回

2回

③陶板ライトコート及び、④ニワメライトコート緑地維持管理業務

[illegible]

⑤病院玄関前バスロータリー及び病院東側緑地維持管理業務

工種・種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
剪定・除草												6回

⑥本部玄関～中庭緑地維持管理業務

工種・種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
剪定・除草													6回

⑦構内緑地維持管理業務

工種・種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
除草													3回
剪定													2回

※7月はオープンキャンパス前に大学構内の草刈を行う。(各年度)

※10月は学園祭(若鮎祭)前に大学構内の草刈を行う。(各年度)

※実施時期は、施設管理担当者と事前に協議のうえ、決定する。

消防用設備の概要					別紙3-1-1			
棟名称	建築年	延床面積	自動火災報知設備	防排煙設備	屋内消火栓設備	誘導灯	消火器	備考
基礎研究棟	1976	6,651	○	○	○		○	
臨床研究棟	1976	7,023	○	○	○		○	
一般教養棟	1976	2,472	○	○	○		○	
福利厚生棟	1976	1,752	○	○	○		○	
中央機械棟	1976	2,013	○	○	○		○	
体育館	1976	1,060	○			○	○	
基礎実習棟	1976	3,200	○	○	○	○	○	
危険物薬品庫	1976	52					○	
実験実習機器センター	1977	3,983	○	○	○		○	
本部管理棟	1977	2,324	○	○	○		○	
附属病院	1978	63,077	○	○	○	○	○	
看護師宿舎	1996	6,274	○	○	○	○	○	
臨床講義棟	1977	1,126	○		○	○	○	
R I 動物実験施設	1977	3,740	○	○	○	○	○	
新車庫	2017	166					○	
図書館	1978	1,675	○	○	○		○	
武道場	1980	350					○	
職員会館	1981	373	○				○	
廃水処理施設	1975	654					○	
焼却施設 (ゼロエミッション)	1976	225				○	○	
体育器具庫	1978	126				○	○	
ガラス室・網室	1977	58					○	
危険物薬品庫	1978	15					○	
高エネルギー治療施設	1979	422	○	○	○	○	○	
屋外プール附属室	1986	99					○	
ポンプ室	1976	520					○	
音楽棟	1988	168					○	
MR I - C T 施設	1989	684	○	○		○	○	
分子神経科学研究センター	1992	549	○				○	
国際交流会館	1994	998	○	○			○	
発電気室	1994	94					○	
屋外発電機	2014	-					○	
受水ポンプ室	1994	130					○	
看護学科校舎	1997	6,039	○	○	○	○	○	
マルチメディアセンター	1999	1,456	○	○	○		○	
MRT施設	1999	360	○			○	○	
動物生命科学研究センター棟	2003	3,033	○	○	○	○	○	
NMR 研究実験棟	2003	173				○	○	
バイオテクノロジーセンター	2006	380				○	○	
保育所	2007	106	○				○	
クリエイティブモーションセンター	2009	383	○				○	
アジア疫学研究センター	2013	1,306	○			○	○	
ヘリポート	2014	625	○				○	
スキルズラボ棟	2014	652	○		○		○	
矢倉職員宿舎・1号棟	1974	1,957					○	非常ベル
矢倉職員宿舎・2号棟	1974	2,160					○	非常ベル
南笠職員宿舎・A棟	1977	1,037					○	非常ベル
南笠職員宿舎・B棟	1977	1,037					○	非常ベル
南笠職員宿舎・C棟	1980	1,195					○	非常ベル
南笠職員宿舎・D棟	1977	1,852					○	非常ベル
南笠職員宿舎・E棟	1979	1,230					○	非常ベル
南笠職員宿舎・F棟	1979	1,230					○	非常ベル

点検機器内訳表

別紙3-1-2

	名 称	摘 要	物		合 計
			校舎計	病院計	
自動火災報知設備	受 信 盤	P型1級10回線	2	0	2
	"	P型1級40回線	0	1	1
	"	P型2級5回線	1	0	1
	"	総合盤	0	1	1
	"	R型152回線	1	0	1
	総 合 盤	発信機P型1級、電鈴150φ、表示灯	101	122	223
	"	発信機P型2級、電鈴150φ、表示灯	1	0	1
	"	発信機P型1級、表示灯	6	6	12
	中 継 器	R型(4回線/個)	57	49	106
	中 継 器	R型(1回線/個)	17	0	17
	電 鈴 中 継 器		23	19	42
	電 鈴	150φ	15	31	46
	表 示 灯	24V	0	6	6
	試 験 器	差動式	25	14	39
	感 知 器	差動式スポット型2種	1667	1237	2,904
	"	定温式スポット型1種	65	24	89
	"	" (防水)	115	352	467
	"	" (防爆)	19	2	21
	"	定温式スポット型特種	0	11	11
	"	定温式スポット型特種(防水)	0	26	26
	"	光電式スポット型2種	102	364	466
	"	" (点検口付)	13	0	13
	"	空気管2mmφ (m)	707	0	707
	"	差動式分布型	9	0	9
	"	自動試験機能付 熱感知器 差動	0	696	696
	"	自動試験機能付 熱感知器 定温	0	143	143
	"	自動試験機能付 煙感知器	0	714	714
	終 端 器		171	167	338
非常警報設備	"	ダイオード	2	0	2
	非常放送装置	増幅器	0	1	1
		増幅器	0	1	1
		スピーカ3W	26	478	504
		スピーカ1W	7	650	657
	非常ベル	職員宿舎(南笠、矢倉)	63	0	63
防排煙設備	非常スイッチ	職員宿舎(南笠、矢倉)	190	0	190
	連 動 制 御 盤	5回線	1	0	1
	"	20回線	0	1	1
	"	260回線	1	0	1
	"	300回線	0	1	1
	中 継 器	R型(4回線/個)	82	113	195
	自動閉鎖装置	防火戸ドア式S型	94	67	161
	"	防火戸ドア式W型	24	56	80
	"	防火ダンパー用ソレノイド	163	102	265
	"	防火シャッター用	2	7	9
	"	排煙口用	0	116	116
	"	防煙垂壁用	0	11	11
	感 知 器	光電式スポット型3種	203	472	675
	"	定温式スポット型1種(防水)	0	16	16

	名 称	摘 要	物		合 計
			校舎計	病院計	
	〃	定温式スポット型特種	0	2	2
	〃	定温式スポット型特種(防水)	0	24	24
ガス漏れ	受 信 盤	7回線	1	0	1
	中 継 器	R型(4回線／個)	2	0	2
屋内消火栓設備	検知器		7	0	7
	水 源 装 置	消火水槽 40.4m ³	0	1	1
	加圧送水装置	消火ポンプ 750ℓ／分	0	1	1
	制 御 盤	ポンプ用	0	1	1
	呼 水 装 置	呼水槽 100ℓ	0	1	1
	〃	呼水槽 150ℓ	0	1	1
	消 火 栓 箱	屋内型	104	28	132
	〃	屋外型	0	0	0
	放 水 口	ホース付	104	28	132
	起動スイッチ	確認灯付	104	28	132
屋外消火栓設備	加圧送水装置	消火ポンプ 1,100ℓ／分	0	1	1
	制 御 盤	ポンプ用	0	1	1
	消 火 栓 箱	屋外型	1	7	8
	放 水 口	ホース付	1	7	8
	起動スイッチ	確認灯付	1	7	8
スプリンクラー設備	加圧送水装置	スプリンクラーポンプ 900ℓ／分	0	1	1
	制 御 盤	ポンプ用	0	1	1
	消火操作盤	40窓	0	0	0
	呼 水 装 置	呼水槽 150ℓ	0	1	1
	ヘ ッ ド		0	6491	6,491
	補助散水栓		0	171	171
	アラーム弁		0	30	30
	テ ス ト 弁		0	30	30
	圧カスイッチ		0	30	30
	ハロゲン化物消火設備	ボ ン ベ	ハロン 68ℓ／50Kg	1	1
受 信 盤		5回線	1	1	2
操 作 箱		手動式起動装置	5	2	7
モーターサイレン			6	0	6
〃		防爆型	1	0	1
スピーカー			0	2	2
放出表示灯			12	6	18
〃		防水型	1	0	1
放出ヘッド		ラッパ型	10	12	22
〃		角 型	14	0	14
復 旧 弁			5	3	8
ピストンレーザー			9	6	15
選 択 弁			6	3	9
消火器	消 火 器	ABC粉末 4型(1.2kg)	98	0	98
	〃	〃 10型(3kg)	233	498	731
	〃	〃 20型(6kg)	50	14	64
	〃	〃 50型(車載式)	2	3	5
	〃	二酸化炭素 5型	3	0	3
	〃	〃 10型	1	3	4
	〃	中性強化液 3型	6	2	8
	〃	中性強化液 10型	0	1	1
	〃	移動式粉末消火設備	0	12	12

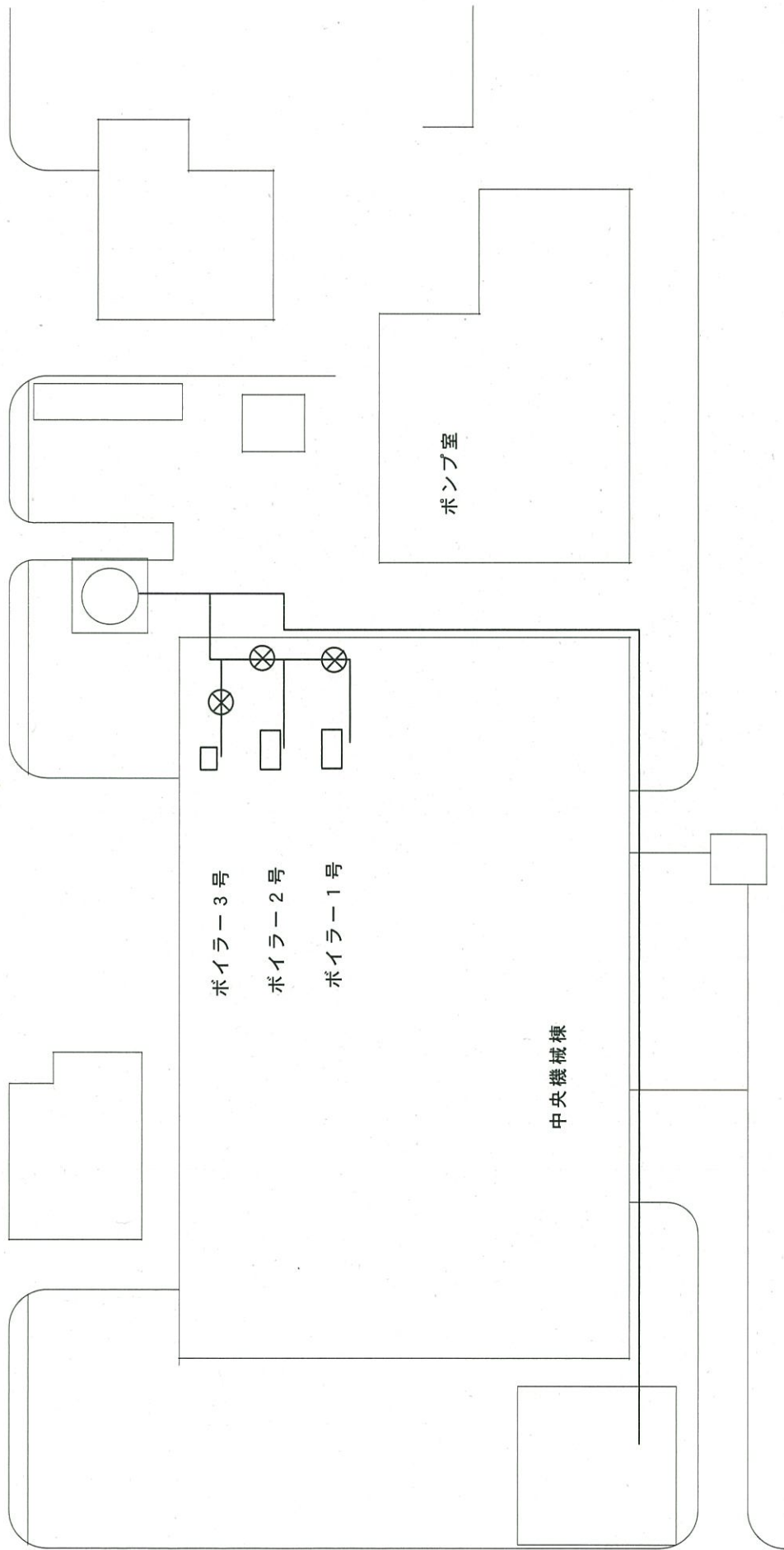
	名 称	摘 要	物		合 計
			校舎計	病院計	
誘導 灯 設 備	廊下通路誘導灯	10W(中型)	14	196	210
	室内通路誘導灯	20W(中型)	0	125	125
	避難口誘導灯	10W(小型)	60	66	126
	〃	20W(中型)	0	118	118
	〃	40W(大型)	0	47	47
避 難 器 具	救助袋	垂直式	0	4	4
	緩降機	ロープ式	4	3	7
	避難はしご		4	5	9
			0		

棟名称	建築年	構造		建築面積	延面積
基礎研究棟	1976	R	6	1,168	6,651
臨床研究棟	1976	R	5	1,470	7,180
一般教養棟	1976	R	4	690	2,472
福利厚生棟	1976	R	2	882	1,752
基礎実習棟	1976	R	2	2,076	3,727
実験実習機器センター	1977	R	4	982	3,983
本部管理棟	1977	R	3	757	2,324
医学部附属病院本院	1977	R	6	17,186	59,058
臨床講義棟	1977	R	3	503	1,145
R I 動物実験施設	1977	R	3	1,444	3,740
図書館	1978	R	2	802	1,675
高エネルギー治療施設	1979	R	1	422	422
M R I - C T 施設	1989	R	1	713	713
分子神経科学研究センター	1992	R	3	183	549
看護学科校舎	1996	R	6	1,080	6,039
コラボレーションセンター	1999	R	2	756	1,456
MRT施設	1999	R	1	360	360
動物生命科学研究センター棟	2003	R	6	680	3,033
アジア疫学研究センター棟	2013	R	3	488	1,358
スキルズラボ棟	2013	R	3	234	670
				32,876	108,307

※ 建築年：初期建築年

ボイラ排ガス測定位置図

⊗—測定口



フロン排出抑制法による点検業務 マルチエアコン機器表

別紙3-7-1

1/3

棟名称	機種	機器名称	用途	設置場所	形式	冷房能力	暖房能力	冷媒	製造者	設置年月	圧縮機出力
臨床研究棟 (東)	空冷ヒートポンプ マルチエアコン	MAC-1	整形外科講座 システム	屋上	RSLYJ 355K	35.5	40.0	R-22	ダイキン工業 (株)	平成8年8月	5.5+3.75
一般教養棟	ガスヒーポンマル チエアコン	GHP-1	化学実習室系 統	屋上	YNZP5 60E2	56.0	67.0	R407C	ヤンマー ディーゼル (株)	平成14年3月	15.0
福利棟	室外機	ACM-1	2階サークル活 動室系統 (北 側)	屋上	RXYP560CA	56	63	R410A	ダイキン工業 (株)	平成26年3月	5.0+7.4
福利棟	室外機	ACM-2	2階学習室系統 (南側)	屋上	RXYP560CA	56	63	R410A	ダイキン工業 (株)	平成26年3月	5.0+7.4
福利棟	室外機	ACM-3	2階多目的ラウ ンジ系統	屋上	RXYP450CA	45	50	R410A	ダイキン工業 (株)	平成26年3月	4.6+5.0
基礎実習棟	室外機 (マルチ パッケージ型)	EHP- (007) 2	顕微鏡実習室 系統	屋上	RAS- AP1090DS2	109	118	R410A	日立アブラ イアンス(株)	平成25年2月	(4.8x1+4.4x 1)+7.2x2
基礎実習棟	室外機 (マルチ パッケージ型)	EHP- (007) 3	病理更衣室系 統	屋上	RAS- AP400DS2	40	45	R410A	日立アブラ イアンス(株)	平成25年2月	4.8+ (4.8 +4.4)
基礎実習棟	室外機 (マルチ パッケージ型)	EHP- (007) 4	法医実習室系 統	屋上	RAS- AP1320DS2	132	145	R410A	日立アブラ イアンス(株)	平成25年2月	(4.8x1+5.6x 1)x2+(4.8x1 +4.4x1)
基礎実習棟	室外機 (マルチ パッケージ型)	EHP- (007) 6	薬理系実習室 系統	屋上	RAS- AP1250DS2	125	140	R410A	日立アブラ イアンス(株)	平成25年2月	(4.8x1+5.6x 1)x2+7.2x1
基礎実習棟	室外機 (マルチ パッケージ型)	EHP- (007) 8	A 講義室系統	屋上	RAS- AP500DS2	50	56	R410A	日立アブラ イアンス(株)	平成25年2月	6.0x1+4.8 x1
基礎実習棟	室外機 (マルチ パッケージ型)	EHP- (007) 9	B 講義室系統	屋上	RAS- AP500DS2	50	56	R410A	日立アブラ イアンス(株)	平成25年2月	6.0x1+4.8 x1

基礎実習棟	室外機 (マルチパッケージ型)	EHP-(007) 10	解剖実習室系統	屋上	RAS-AP400DS2	40	45 R410A	日立アプライアンス(株)	平成25年2月	4. 8x1+4. 4x1
実験実習機器センター	空冷ヒートポンプマルチエアコン	AC-1	クロマトチャンバー室系統	地上	R F J 2 8 O F (SMHYJ280FD)	28	31. 5 R-2 2	ダイキン工業 (株)	平成9年7月	7. 5
附属病院	ヒートポンプマルチエアコン	ACP-10	カルテ・電話交換系統	屋上	R X Y J 5 6 0 K B	56. 0	63. 0 R-2 2	ダイキン工業 (株)	平成10年12月	(3. 5+3. 75) (3. 75+4. 0)
附属病院	ガスヒートポンプマルチエアコン	GHP-11	医事課系統	3階東側屋上	Y N Z P 5 6 0 E 2 N	56	67 R407C	ヤマダ電機(株)	平成15年3月	15
附属病院	ガスヒートポンプマルチエアコン	GHP-12	薬剤部1系統	3階東側屋上	Y N Z P 4 5 0 E 2 N	45	53 R407C	ヤマダ電機(株)	平成15年3月	12. 1
附属病院	ガスヒートポンプマルチエアコン	GHP-13	薬剤部2系統	3階東側屋上	Y N Z P 5 6 0 E 2 N	56	67 R407C	ヤマダ電機(株)	平成15年3月	15
附属病院	ガスヒートポンプマルチエアコン	GHP-14	サージス部1 (1F) 系統	地階車路	Y N Z P 5 6 0 E 2 N	56	67 R407C	ヤマダ電機(株)	平成15年3月	15
附属病院	ガスヒートポンプマルチエアコン	GHP-22 (15)	サージス部3 (2F) 系統	地階車路	Y N Z P 5 6 0 E 2 N	56	67 R407C	ヤマダ電機(株)	平成15年3月	15
附属病院	ガスヒートポンプマルチエアコン	GHP-31	事務部1系統	3階東側屋上	Y N Z P 5 6 0 E 2 N	56	67 R407C	ヤマダ電機(株)	平成15年3月	15
附属病院	ガスヒートポンプマルチエアコン	GHP-32	事務部2系統	3階東側屋上	Y N Z P 5 6 0 E 2 N	56	67 R407C	ヤマダ電機(株)	平成15年3月	15
附属病院	ガスヒートポンプマルチエアコン	GHP-33	手術部1系統	3階東側屋上	Y N Z P 4 5 0 E 2 N	45	53 R407C	ヤマダ電機(株)	平成15年3月	12. 1
附属病院	空冷ヒートポンプVRVエアコン(ビル用マルチ)	ACP-2-3	D病棟2階系統	R F 屋外機置場	R X Y P 3 3 5 A	33. 5	37. 5 R410A	ダイキン工業 (株)	平成19年9月	3. 3+4. 5
附属病院	空冷ヒートポンプVRVエアコン(ビル用マルチ)	ACP-3-3	D病棟3階系統	R F 屋外機置場	R X Y P 3 3 5 A	33. 5	37. 5 R410A	ダイキン工業 (株)	平成19年9月	3. 3+4. 5

附属病院	空冷ヒートポンプVRV エアコン(ビル用マルチ)	ACP-4-3	D病棟4階系統	R F 屋 外機置 場	RXYP335A	33.5	37.5 R410A	ダikin工業 (株)	平成19年9月	3.3+4.5
附属病院	空冷ヒートポンプVRV エアコン(ビル用マルチ)	ACP-5-3	D病棟5階系統	R F 屋 外機置 場	RXYP335A	33.5	37.5 R410A	ダikin工業 (株)	平成19年9月	3.3+4.5
附属病院	空冷ヒートポンプVRV エアコン(ビル用マルチ)	ACP-6-4	D病棟6階系統	R F 屋 外機置 場	RXYP450A	45.0	50 R410A	ダikin工業 (株)	平成19年9月	2.7+4.5+4.5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-101	厨房事務室系 統	中診RF	RXYP400AA	40	45 R410A	ダikin工業 (株)	平成21年5月	1.6+4.5+4.5 4.3+4.5+4.5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-102	厨房系統	中診RF	RXYP950AA	95	106 R410A	ダikin工業 (株)	平成21年5月	2.7+4.5+4.5 4.0+4.5+4.5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-103	厨房系統	中診RF	RXYP1120AA	112	125 R410A	ダikin工業 (株)	平成21年5月	1.6+4.5+4.5 4.0+4.5+4.5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-104	厨房系統	中診RF	RXYP1120AA	112	125 R410A	ダikin工業 (株)	平成21年5月	1.6+4.5+4.5 4.3+4.5+4.5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-403	4 A病棟系統	A病棟 R F	RXYP1180AA	118	132 R410A	ダikin工業 (株)	平成21年5月	2.7+4.5+4.5 4.0+4.5+4.5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-404	4 A病棟系統	A病棟 R F	RXYP1450AA	145	160 R410A	ダikin工業 (株)	平成21年5月	4.0+4.5+4.5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-503	5 A病棟系統	A病棟 R F	RXYP800AA	80	90 R410A	ダikin工業 (株)	平成21年5月	4.5+4.5+4.5 + 2.1+4.5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-504	5 A病棟系統	A病棟 R F	RXYP950AA	95	106 R410A	ダikin工業 (株)	平成21年5月	4.3+4.5+4.5 + 2.7+4.5+4.5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-602	6 A病棟系統	A病棟 R F	RXYP690AA	69	77.5 R410A	ダikin工業 (株)	平成21年5月	3.1+4.5+4.5 + 4.8
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-603	6 A病棟系統	A病棟 R F	RXYP400AA	40	45 R410A	ダikin工業 (株)	平成21年5月	1.6+4.5+4.5

附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-604	6 A 病棟系統	A 病棟 R F	REYP450A		45	50 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年5月	2. 7+4. 5+4. 5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-201	栄養治療部系 統	中診RF	RXYP450AA		45	50 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年7月	2. 7+4. 5+4. 5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-202	診察室系統	中診RF	RXYP560AA		56	63 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年7月	3. 3+4. 5+4. 6
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-203	外来待合・リ ハビリ訓練室 系統	中診RF	RXYP800AA		80	90 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年7月	13. 5+6. 6
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-301A	女子仮眠室・看 護部系統	B病棟RF	RXYP690AA		69	77. 5 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年7月	12. 1+4. 8
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-301B	男子仮眠室・更 衣室系統	B病棟RF	RXYP690AA		69	77. 5 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年7月	12. 1+4. 8
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-302	血液浄化部系 統	B病棟RF	RXYP690AA		69	77. 5 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年7月	12. 1+4. 8
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-401	化学療法室・薬 剤混注セン ター系統	B病棟RF	RXYP950AA		95	106 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年9月	13. 3+11. 7
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-402	光学化学療法 室系統	B病棟RF	RXYP690AA		69	77. 5 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年7月	12. 1+4. 8
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-501	プレールーム・ 院内学級系統	B病棟RF	RXYP400AA		40	45 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年7月	1. 6 + 4. 5 + 4. 5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-502	病室 1 床・当直 室系統	B病棟RF	RXYP335AA		33. 5	37. 5 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年9月	3. 3+4. 5
附属病院	ビル用マルチ (R410A)	ACP-601	病室 1 床系統	B病棟RF	RXYP450AA		45	50 R410A	ダイキン工業 (株)	平成21年7月	2. 7+4. 5+4. 5
附属病院	室外機	ACM-101	(外来棟 1 階消 化器外科他系 統)	外来棟 3 階	RXYP800AA		80	R410A	ダイキン工業 (株)	平成24年2月	(4. 5+4. 5+4. 5) + (2. 1+4. 5)

附属病院	室外機	ACM-102	(外来棟1階消化器内科他系統)	外来棟3階	RXYP450AA	45	50	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(2. 7+4. 5+4. 5) x1
附属病院	室外機	ACM-103	外来棟1階 脳神経外科	外来棟3階	RXYP560AA	56.0	63.0	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(3. 3+4. 5) + (4. 6)
附属病院	室外機	ACM-104	外来棟1階 精神神経科	外来棟3階	RXYP560AA	56.0	63.0	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(3. 3+4. 5) + (4. 6)
附属病院	室外機	ACM-105	B棟1階 歯科口腔外科	外来棟3階	RXYP1250AA	125.0	140.0	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(4. 4+4. 5+4. 5) x2+ (5. 0)
附属病院	室外機	ACM-110	外来棟1階 総合診療部 患者支援センター	外来棟3階 屋上	RXYP800AA	56.0	63.0	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(4. 5+4. 5+4. 5) + (2. 1+4. 5)
附属病院	室外機	ACM-111	外来棟1階 救急部系統	外来棟3階 屋上	RXYP280B	28.0	31.5	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(1. 6+4. 5+4. 5)
附属病院	室外機	ACM-112	外来棟1階 待合喫茶系統	外来棟2階 屋上	RXYP450B	45.0	50.0	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(3. 3+4. 5) + (4. 6)
附属病院	室外機	ACM-130	A棟1階 救急部系統	増築棟屋上	RXYP450AA	45.0	50.0	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(2. 7+4. 5+4. 5) x1
附属病院	室外機	ACM-131	A棟1階 救急部系統	増築棟屋上	RXYP560AA	56.0	63.0	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(3. 3+4. 5) + (4. 6)
附属病院	室外機	ACM-132	A棟1階 救急部系統	増築棟屋上	RXYP560AA	56.0	63.0	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(3. 3+4. 5) + (4. 6)
附属病院	室外機	ACM-133	A棟1階 救急部系統	増築棟屋上	RXYP560AA	56.0	63.0	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(3. 3+4. 5) + (4. 6)
附属病院	室外機	ACM-141	(外来棟1階薬剤部)	外来棟2階 屋上	RXYP450BA	45	50	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(4. 5+4. 4) x1
附属病院	室外機	ACM-201	外来棟2階 小児科他系統	外来棟3階	RXYP450B	45.0	50.0	R410A	ダイキン工業	平成24年2月	(3. 3+4. 5) + (4. 6)

附属病院	室外機	ACM-202	外来棟2階 内分 泌代謝内科他系 統	外来棟3 階	RXYP690B	69.0	77.5	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(4. 3+4. 5+4. 5) + (1. 6+4. 5 +4. 5)
附属病院	室外機	ACM-203	(外来棟2階呼吸 器内科・循環器外 科他系統)	外来棟3 階	RXYP450B	45.0	50.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(3. 3+4. 5) + (4. 6)
附属病院	室外機	ACM-204	(外来棟2階 循環器内科・ 心臓血管外科	外来棟3 階	RXYP450B	45.0	50.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(3. 3+4. 5) + (4. 6)
附属病院	室外機	ACM-205	(外来棟2階泌尿 器科他系統)	外来棟3 階	RXYP560BA	56	63	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(7. 2) x1 + (4. 2) x1
附属病院	室外機	ACM-206	(外来棟2階皮膚 科他系統)	外来棟3 階	RXYP500BA	50	56	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(4. 8+6. 1) x1
附属病院	室外機	ACM-207	B棟2階 整形外 科他系統	外来棟3 階	RXYP730AA	73.0	82.5	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(4. 5+4. 5+4. 5) + (4. 8)
附属病院	室外機	ACM-208	B棟2階 リハビ リテーション 他系統	外来棟3 階	RXYP900AA	90.0	100.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(4. 3+4. 5+4. 5) + (1. 6+4. 5 +4. 5)
附属病院	室外機	ACM-231	A棟2階 検査部 系統	外来棟3 階 屋上	RXYP400AA	40.0	50.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(1. 6+4. 5+4. 5) x1
附属病院	室外機	ACM-233	A棟2階 検査部 系統	外来棟3 階 屋上	RXYP400AA	40.0	50.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(1. 6+4. 5+4. 5) x1
附属病院	室外機	ACM-234	(A棟2階検査部)	外来棟3 階 屋上	RXYP500B	50	56	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(4. 8+6. 1) x1
附属病院	室外機	ACM-301	外来棟3階 耳鼻 咽喉科他系統	外来棟3 階	RXYP690AA	61.5	69.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(3. 1+4. 5+4. 5) + (4. 8)
附属病院	室外機	ACM-302	外来棟3階 女性 診療科他系統	外来棟3 階	RXYP800AA	80.0	90.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(4. 3+4. 5+4. 5) + (2. 7+4. 5 +4. 5)
附属病院	室外機	ACM-303	(外来棟3階眼科 他系統)	外来棟3 階	RXYP900BA	90	100	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(4. 5+4. 4) x2

附属病院	室外機	ACM-304	(外来棟3階眼科 他系統)	外来棟3 階	FXYP400BA	40	45	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(3. 9+3. 9) x1 (4. 3+4. 5+4. 5) + (1. 6+4. 5 +4. 5)
附属病院	室外機	ACM-311	外来棟3階 ICU	外来棟3 階 屋外	RXYP900AA	90.0	100.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(7. 2) x1+ (4. 2) x1
附属病院	室外機	ACM-312	(外来棟3階ICU)	外来棟3 階 屋上	RXYP560BA	56	63	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(7. 2) x1+ (4. 2) x1
附属病院	室外機	ACM-313	(外来棟3階ICU)	外来棟3 階 屋上	RXYP560BA	56	63	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(7. 2) x1+ (4. 2) x1
附属病院	室外機	ACM-314	外来棟3階 ICU 系統	外来棟3 階	RXYP400B	40.0	45.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(3. 3+4. 5) + (4. 6)
附属病院	室外機	ACM-315	外来棟3階 ICU 系統	外来棟3 階	RXYP400B	40.0	45.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(3. 3+4. 5) + (4. 6)
附属病院	室外機	ACM-350	A棟3階 手術部 系統	OP棟屋 上	RXYP800AA	80.0	90.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(4. 3+4. 5+4. 5) + (2. 7+4. 5 +4. 5)
附属病院	室外機	ACM-351	OP棟3階 手術部 系統	OP棟屋 上	RXYP1000B	100.0	120.0	R410A	ダイキン工 業	平成24年2月	(4. 8+6. 1) × 1+ (7. 5×1)
附属病院	室外機	ACP-D1-2	D病棟1F多目的 室	屋上	RXYP500C	50	56	R410A	ダイキン工 業(株)	平成25年7月	10. 7
附属病院	室外機	ACP-D1-3	D病棟1階南側	屋上	RXYP500C	50	56	R410A	ダイキン工 業(株)	平成25年7月	10. 7
附属病院	室外機	ACP-D1-4	D病棟1階MEセ ンター	屋上	RXYP400C	40	45	R410A	ダイキン工 業(株)	平成25年7月	8. 5
新手術棟	空冷ヒートポンプ式I77 ン	ACP-1-1	室外機	屋上	RXYP950AA	106		R410A	ダイキン工 業(株)	平成21年10月	25. 0
新手術棟	空冷ヒートポンプ式I77 ン	ACP-1-2	室外機	屋上	RXYP690AA	77. 5		R410A	ダイキン工 業(株)	平成21年10月	16. 9

新手術棟	空冷ヒートポンプ式外 気処理機	ACP-1-4	室外機	屋上	RXYP850AA	95.0		R410A	ダイキン工 業(株)	平成21年10月	21.3
新手術棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACP-2-1	室外機	屋上	RXYP900AA	100.0		R410A	ダイキン工 業(株)	平成21年10月	24.1
新手術棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACP-2-2	室外機	屋上	RXYP615AA	69.0		R410A	ダイキン工 業(株)	平成21年10月	15.1
新手術棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACP-2-3	室外機	屋上	RXYP450AA	50.0		R410A	ダイキン工 業(株)	平成21年10月	11.7
新手術棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACP-3-2	室外機	屋上	PUHY- P335CM-E2	37.5		R410A	(株)アイソ テック	平成21年10月	8.2
新手術棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACP-3-3	3F手術室13	屋上	PUHY- P224CM-E2	25		R410A	(株)アイソ テック	平成21年10月	5.4
新手術棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACP-3-4	3F手術室14	屋上	PUHY- P224CM-E2	25		R410A	(株)アイソ テック	平成21年10月	5.4
新手術棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACP-3-5	3F手術室15	屋上	PUHY- P224CM-E2	25		R410A	(株)アイソ テック	平成21年10月	5.4
新手術棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACP-3-7	室外機	屋上	PUHY- P140CM-E2	16		R410A	(株)アイソ テック	平成21年10月	3.4
新手術棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACP-3-8	室外機	屋上	PUHY- P280CM-E2	31.5		R410A	(株)アイソ テック	平成21年10月	6.7
新手術棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACP-3-9	室外機	屋上	PUHY- P224CM-E2	25.0		R410A	(株)アイソ テック	平成21年10月	5.4
新手術棟	空冷ヒートポンプ式エアコン		室外機	地上	RXYP224AA	25.0		R410A	ダイキン工 業(株)	平成21年12月	4.5
臨床講義棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACM-1	1階講義室1系統	屋外	RAS- AP560DS5	56	63	R410A	日立アプライ アインス(株)	平成26年3月	7.2×1、4.8 ×1

臨床講義棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACM-2	1階講義室2系統	屋外	RAS-AP560DS5	56	63 R410A	日立アプライアンス(株)	平成26年3月	7.2×1.4.8 ×1
臨床講義棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACM-3	2階講義室3系統	屋外	RAS-AP1120DS5	112	125 R410A	日立アプライアンス(株)	平成26年3月	6.0×1.4.4×1 +7.2×2
図書館	空冷ヒートポンプ式エアコン	ACM-2	2階西側閲覧室系統	地上	RXYP450CA	45	50 R410A	ダイキン工業(株)	平成26年12月	4.6+5.0
高規格-治療施設	空冷ヒートポンプマルチエアコン	ACM-R101	治療室系統	屋上	RXYP500AA	50	56 R410A	ダイキン工業(株)	平成22年3月	4.3+4.5+4.5
看護学科校舎Ⅰ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-1 1	101講義室	屋上	RSLYJ450K	45	50 R-22	ダイキン工業(株)	平成8年7月	5.5+5.5
看護学科校舎Ⅰ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-2 1	201.202号室	屋上	RSLYJ355K	35.5	40 R-22	ダイキン工業(株)	平成8年7月	5.5+3.75
看護学科校舎Ⅰ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-5 1	5階系統	屋上	RXYJ448K	44.8	50 R-22	ダイキン工業(株)	平成8年7月	(3.5+2.2)× 2
看護学科校舎Ⅰ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-6 1	6階系統	屋上	RXYJ560K	56	63 R-22	ダイキン工業(株)	平成8年7月	(3.5+3.75) ×2
看護学科校舎Ⅱ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-1 1	107講義室	屋上	RSNYJ280KA	28	31.5 R-22	ダイキン工業(株)	平成9年7月	7.5
看護学科校舎Ⅱ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-1 2	108講義室	屋上	RSLYJ355KA	35.5	40 R-22	ダイキン工業(株)	平成9年7月	5.5+3.75
看護学科校舎Ⅱ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-2 1	209.210.211.212.213.214.218号室	屋上	RSNYJ450K	45	50 R-22	ダイキン工業(株)	平成9年7月	5.5×2
看護学科校舎Ⅱ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-2 2	215.216.217号室	屋上	RSNYJ450K	45	50 R-22	ダイキン工業(株)	平成9年7月	5.5×2
看護学科校舎Ⅱ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-3 1	307.308.309.310号室	屋上	RSNYJ280KA	28	31.5 R-22	ダイキン工業(株)	平成9年7月	7.5

看護学科校舎 Ⅱ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-3 2	311. 312号室	屋上	RSNYJ 560K	56	63 R-22	ダイキン工業 (株)	平成9年7月	7.5×2
看護学科校舎 Ⅱ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-4 1	408. 409. 410. 411. 412. 413号室	屋上	RSNYJ 280KA	28	31.5 R-22	ダイキン工業 (株)	平成9年7月	7.5
看護学科校舎 Ⅱ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-4 2	414. 415号室	屋上	RSNYJ 355KA	35.5	40 R-22	ダイキン工業 (株)	平成9年7月	5.5+3.75
看護学科校舎 Ⅱ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-5 1	5階系統	屋上	RSNYJ 450K	45	50 R-22	ダイキン工業 (株)	平成9年7月	5.5×2
看護学科校舎 Ⅱ期	ヒートポンプマルチエアコン	AC-6 1	6階系統	屋上	RSNYJ 560K	56	63 R-22	ダイキン工業 (株)	平成9年7月	7.5×2
コラボレー ション・セン ター	空冷ヒートポンプマルチエアコン	ACM- 11	ホール系統	屋上	FDCJ3 55HKX A	35.5	40 R-22	三菱重工業 (株)	平成11年9月	5.5+3.75
コラボレー ション・セン ター	空冷ヒートポンプマルチエアコン	ACM- 22	サイバーカンファレンス室系統	屋上	FDCJ3 55HKX A	33.5	40 R-22	三菱重工業 (株)	平成11年9月	5.5+3.75
動物生命科学 研究センター	ガスヒーポンマルチエアコン	GHP- 1	1階事務室系統	屋上	SGP-H280J1	28	33.5 R407C	三洋電機空調 (株)	平成15年3月	7.5
動物生命科学 研究センター	ガスヒーポンマルチエアコン	GHP- 4	5階研究室系統	屋上	SGP-H560J1	56	67 R407C	三洋電機空調 (株)	平成15年3月	15
動物生命科学 研究センター	ガスヒーポンマルチエアコン	GHP- 6	5階実験室系統	屋上	SGP-H560J1	56	67 R407C	三洋電機空調 (株)	平成15年3月	15
スキルズラボ 棟	室外機	ACM-1	室外機	屋上	RAS- AP400DS5	40	45 R410A	日立アプライアンス(株)	平成26年8月	4.8+4.4
スキルズラボ 棟	室外機	ACM-2	室外機	屋上	RAS- AP400DS5	40	45 R410A	日立アプライアンス(株)	平成26年8月	4.8+4.4

計127台

フロン排出抑制法による点検業務 パッケージエアコン機器表

別紙3-7-1

2/3

棟名称	機器	機器名称	形式	用途	室内機設置場所	室外機設置場所	冷房能力	暖房能力	室内機形状	冷媒	製造者	設置年月	KW 圧縮機出力
基礎実習棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	AC-5	PAT-J85 OG-F (改)	法医部検査室	1階機械室	地上	80	63	床置	R22	(株) アイハラ	平成13年6月	7.5×3
基礎実習棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	AC-6	PAT-J63 OG-F (改)	病理部検査室	1階機械室	地上	60	45	床置	R22	(株) アイハラ	平成13年6月	7.5×2
基礎実習棟	空冷ヒートポンプ式エアコン	AC (007) -4	RP-N530H VFP2	処置室	1階機械室	地上	45.3	42.6	オールフ レッシュ	R410A	日立アプライア ンス (株)	平成25年2月	6.0+4.4
附属病院	冷房専用	PC-2A	DCJ400A	電算機室	電算機室	屋上	32	再熱 60	床置	R22	三菱重工業 (株)	平成15年3月	5.5×2
附属病院	冷房専用	PC-2B	DCJ400A	電算機室	電算機室	屋上	32	再熱 60	床置	R22	三菱重工業 (株)	平成15年3月	5.5×2
附属病院	パッケージエアコン	PAC-3		(外来棟2階 検査部細菌検査 室)	外来棟3階 屋上	屋上	30	33.5	室外機(空冷 パッケージ) 室内機(同時 冷暖可能トリ プルマルチ)		日立アプライア ンス(株)	平成24年2月	7.2X3
附属病院	パッケージエアコン	PAC-3		(外来棟2階 検査部細菌検査 室)	外来棟3階 屋上	屋上	30	33.5	室外機(同時 冷暖可能トリ プルマルチ)		日立アプライア ンス(株)	平成24年2月	7.2X3
附属病院	パッケージエアコン	PAC-3		(外来棟2階 検査部細菌検査 室)	外来棟3階 屋上	屋上	30	33.5	室外機(同時 冷暖可能トリ プルマルチ)		日立アプライア ンス(株)	平成24年2月	7.2X3
コラボレーション・センター	空冷式パッケージエアコン	ACP-1	ASJ560H	学生出力室	2階機械室	屋上	60	60	床置	R22	三菱重工業 (株)	平成11年9月	7.5×2
MRT	電算機用	ACP-2	DSRJ400 PAR	コンピュータ ー室	室内	地上	40.0		床置	R22	ダイキン工業 (株)	平成11年12月	5.5×2

計10台

フロン排出抑制法による点検業務 チラー機器表

別紙3-7-1

3/3

棟名称	機器	機器名称	形式	用途	設置場所	KW 冷房能力	KW 暖房能力	冷媒	製造者	設置年月	KW 圧縮機出力
新手術棟	空冷ブラインチ リングユニット	RR-1	UWAP50G6ZR	新手術棟	屋上	83.0	-	R407C	ダイキン 工業(株)	平成21年 10月	37.0
新手術棟	空冷ブラインチ リングユニット	RR-2	UWAP50G7ZR	新手術棟	屋上	83.0	-	R407C	ダイキン 工業(株)	平成21年 10月	37.0
基礎実習棟	空冷ヒートポン プチラー	RR-1	CAH-P1800F II	解剖実習室	屋上	180	200	R407C	三菱電機 (株)	平成25年 2月	37.0
体育館	空冷ヒートポン プチラー	HP-1	UWXY850DC	体育館	地上	85.0	85.0	R410A	ダイキン 工業(株)	平成26年 3月	3.1×6
図書館	空冷ヒートポン プチラー	HP-1	UWXY1180DC	図書館系統	地上	118	118	R410A	ダイキン 工業(株)	平成26年 12月	4.5×6

計5台

室内空気圧力差点検業務対象室一覧表

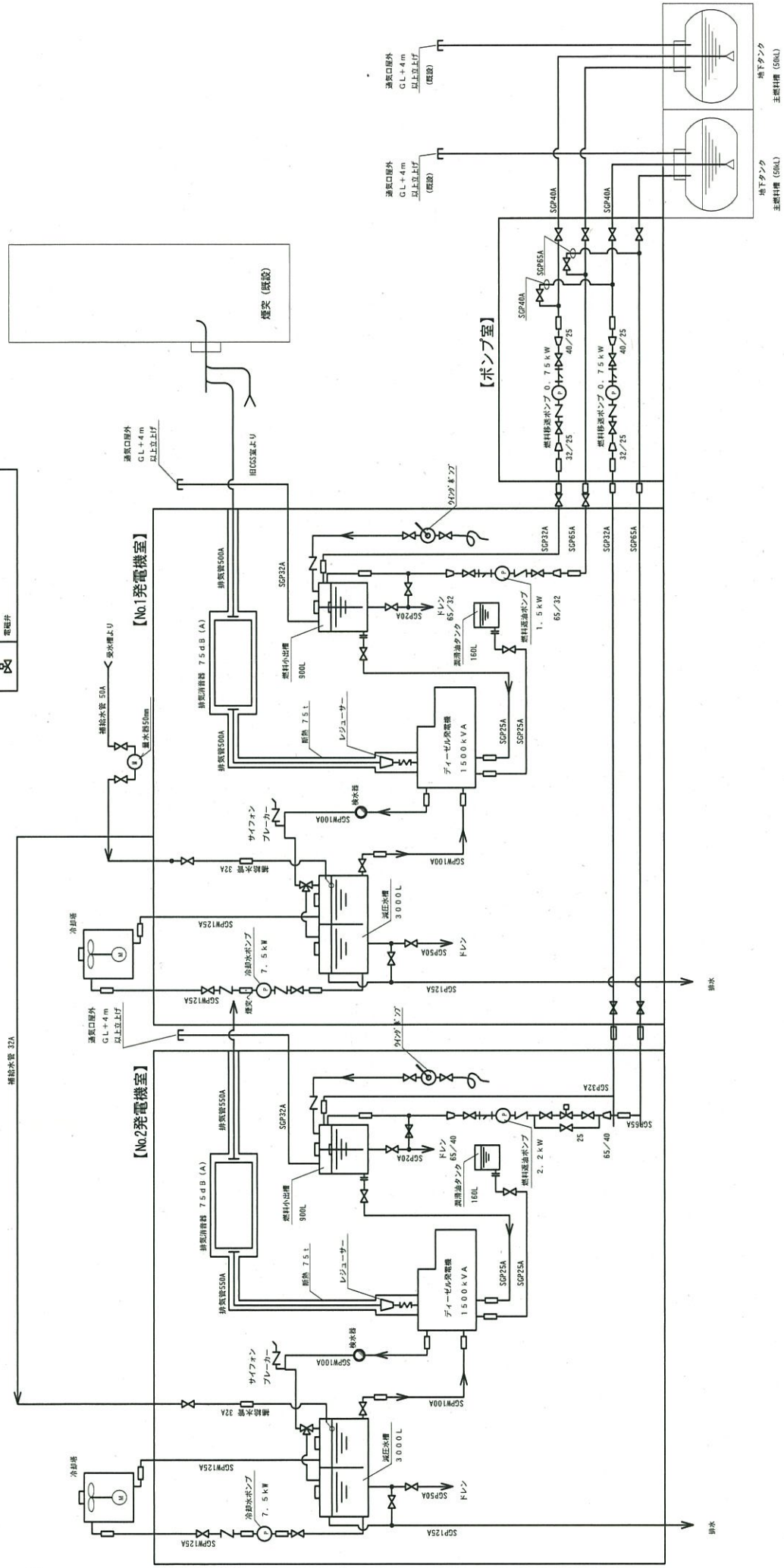
別紙 3-8-1

階数	部署	室名	空気の 流れ	差圧ダ ンパー 有無	室名	差圧ダ ンパー 有無	室名	備考
3階	手術部 (旧棟)	ハイブリッド手術室	→	有	前室	有	清潔廊下	
3階	手術部 (旧棟)	ハイブリッド手術室	→	有	清潔廊下			
3階	手術部 (旧棟)	手術室 3	→	有	清潔廊下			
3階	手術部 (旧棟)	手術室 5	→	有	清潔廊下			
3階	手術部 (旧棟)	手術室 6	→	有	前室	有	清潔廊下	
3階	手術部 (旧棟)	手術室 10	→	有	清潔廊下			
3階	手術部 (旧棟)	手術室 9	→	有	清潔廊下			
3階	手術部 (旧棟)	手術室 7	→	有	清潔廊下			
3階	手術部 (旧棟)	手術室 8	⇄	有	前室			陰陽圧切替
3階	手術部 (新手術棟)	手術室 16	→	有	清潔廊下			
3階	手術部 (新手術棟)	手術室 15	→	有	清潔廊下			
3階	手術部 (新手術棟)	手術室 11、12	→	有	前室	有	清潔廊下	
3階	手術部 (新手術棟)	手術室 13	→	有	清潔廊下			
3階	手術部 (新手術棟)	手術室 14	→	有	前室	有	清潔廊下	
1階	材料部	既滅菌保管室	→	無	オートクレーブ設置エリア			
1階	材料部	OP準備室	→	有	OP材料パスルーム			
1階	材料部	OP準備室	→	有	カートプール滅菌物供給室			
1階	材料部	組立・包装室	→	有	洗浄室			
1階	材料部	前室	→	有	洗浄室	有	廃棄物保管庫	
1階	総合診療部	前室	→	有	感染症対応診察室5			
1階	救急部	処置室 2	→	有	スタッフ通路			
1階	救急部	観察室 1	→	有	処置室 1			
1階	薬剤部	無菌室	→	有	更衣室			
3階	ICU	ICU個室 10	⇄	有	ICU通路			陰陽圧切替
3階	ICU	ICU個室 11	⇄	有	ICU通路			陰陽圧切替
3階	ICU	ICU個室 12	⇄	無	ICU通路			陰陽圧切替
3階	ICU	ICU個室 1	→	有	ICU通路			
3階	ICU	ICU個室 2	→	有	ICU通路			
4階	B病棟セルプロセッシング室	細胞調整室	→	有	更衣室	無	前室	
6階	B病棟生殖医療センター	培養室	→	有	採卵室	有	休憩室	

「→、⇄」 空気の流れを示す

中央機械棟地下タンク貯蔵所点検関係図

記 号 表	
□	フレキシブルジョイント
⋈	バルブ (定時開)
⋈	バルブ (定時閉)
⋈	湿度調節弁
Z	排水弁
△	レジャーサ
⊢	ストレーナ
⋈	電磁弁



別紙 3-5-1 エレベーター及びダムウェーター一覧表

1) エレベーター

設置場所	附属病院No. 1	附属病院No. 2	附属病院No. 3	附属病院No. 4	附属病院No. 5
設置年月日	昭和53年3月	昭和53年3月	昭和53年3月	平成22年1月	平成22年3月
種類	寝台用	寝台用	寝台用兼車いす用	乗用	寝台用兼車いす用
性能検査の有無	無	無	無	無	無
契約種別	フルメンテナンス契約	フルメンテナンス契約	フルメンテナンス契約	フルメンテナンス契約	フルメンテナンス契約
駆動方法	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御
積載能力	1000kg・15人乗	1000kg・15人乗	1000kg・15人乗	750kg・11人乗	1000kg・15人乗
かごの速度・電動機容量	45m/mm・11kW	45m/mm・11kW	45m/mm・11kW	60m/mm・7.5kW	45m/mm・11kW
運転方式	並列方向性乗合全自動方式	並列方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式
停止階数	6	6	6	3	3
付加装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置
備考	附属病院No. 2と群管制方式 遠隔点検可	附属病院No. 1と群管制方式 遠隔点検可	遠隔点検可	遠隔点検可	遠隔点検可

設置場所	附属病院No. 6	附属病院No. 7	附属病院No. 8	附属病院No. 9	附属病院No. 10
設置年月日	昭和55年2月	昭和55年2月	平成21年3月	平成21年3月	昭和53年3月
種類	乗用	乗用	乗用	乗用	寝台用
性能検査の有無	無	無	無	無	無
契約種別	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約
駆動方法	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御
積載能力	750kg・11人乗	750kg・11人乗	1350kg・20人乗	1350kg・20人乗	750kg・11人乗
かごの速度・電動機容量	45m/mm・7.5kW	45m/mm・7.5kW	60m/mm・8.3kW	60m/mm・8.3kW	45m/mm・7.5kW
運転方式	並列方向性乗合 全自動方式	並列方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式
停止階数	6	7	6	6	6
付加装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置
備考	附属病院No. 7と群管制方式 遠隔点検可	附属病院No. 6と群管制方式 遠隔点検可	遠隔点検可	遠隔点検可	遠隔点検可

設置場所	附属病院No.11	附属病院No.12	附属病院No.13	附属病院No.14	附属病院No.15	附属病院No.16
設置年月日	平成28年3月	平成19年8月	平成19年8月	平成19年8月	平成19年8月	平成21年4月
種類	乗用	寝台用兼車いす用	寝台用兼車いす用	寝台用兼車いす用	寝台用兼車いす用	寝台用兼車いす用
性能検査の有無	無	無	無	無	無	無
契約種別	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約
駆動方法	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御
積載能力	600kg・9人乗	1300kg・20人乗	1000kg・15人乗	750kg・11人乗	750kg・11人乗	1000kg・15人乗
かごの速度・電動機容量	60m/mm・5.5kW	60m/mm・8.3kW	60m/mm・6.2kW	60m/mm・4.6kW	60m/mm・4.6kW	60m/mm・6.2kW
運転方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式	方向性乗合全自動方式
停止階数	7	6	6	6	7	6
付加装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置	地震・火災管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス装置
備考	遠隔点検可	遠隔点検可	遠隔点検可	附属病院No.15と群管制方式 遠隔点検可	附属病院No.14と群管制方式 遠隔点検可	遠隔点検可

設置場所	基礎研究棟No. 1	基礎研究棟No. 2	臨床研究棟No. 1	臨床研究棟No. 2	看護師宿舎No. 1	看護師宿舎No. 2
設置年月日	昭和51年7月	昭和52年7月	昭和51年7月	昭和52年2月	昭和53年3月	昭和53年3月
種類	乗用	乗用	車いす用	車いす用	乗用	乗用
性能検査の有無	無	無	無	無	無	無
契約種別	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約
駆動方法	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	交流帰還制御	交流帰還制御
積載能力	750kg・11人乗	750kg・11人乗	750kg・11人乗	750kg・11人乗	450kg・6人乗	450kg・6人乗
かごの速度・電動機容量	60m/mm 7.5kW	60m/mm 7.5kW	60m/mm 7.5kW	60m/mm 7.5kW	45m/mm 3.7kW	45m/mm 3.7kW
運転方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式
停止階数	6	6	5	5	5	5
付加装置	地震・火災管制 運転装置 停電時自動着床 装置 オートアナウン ス装置	地震・火災管制 運転装置 停電時自動着床 装置 オートアナウン ス装置	無	無	地震・火災管制運 転装置 停電時自動着床 装置	地震・火災管制運 転装置 停電時自動着床 装置
備考	遠隔点検可	遠隔点検可	遠隔点検可	遠隔点検可		

設置場所	看護学科棟	R I 棟	図書館	動物棟 1	動物棟 2	管理棟
設置年月日	平成 8 年 6 月	昭和 5 6 年 3 月	平成 26 年 12 月	昭和 5 6 年 3 月	平成 1 5 年 3 月	平成 2 1 年 4 月
種類	車いす用	荷物用	車いす用	人荷用	車いす用	人荷用
性能検査の有無	無	無	無	無	無	無
契約種別	フルメンテナンส์契約	フルメンテナンส์契約	フルメンテナンส์契約	フルメンテナンส์契約	フルメンテナンส์契約	フルメンテナンส์契約
駆動方法	交流帰還制御	交流帰還制御	インバータ制御	交流帰還制御	インバータ制御	インバータ制御
積載能力	750kg・11人乗	600kg・9人乗	750kg・11人乗	450kg・6人乗	1350kg・20人乗	750kg・11人乗
かごの速度・電動機容量	60m/mm・5.5kW	30m/mm・5.5kW	45m/mm・3.5kW	45m/mm・3.7kW	60m/mm・8.3kW	60m/mm・4.6kW
運転方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式	方向性乗合 全自動方式
停止階数	6	3	2	3	5	3
付加装置	地震・火災管制 運転装置 停電時自動着床 オートアウンス装置	無	地震・火災管制 運転装置 停電時自動着床 装置	無	地震・火災管制 運転装置 停電時自動着床 装置	地震・火災管制 運転装置 停電時自動着床 装置
備考	遠隔点検可		遠隔点検可		遠隔点検可	遠隔点検可

設置場所	附属病院No.17	附属病院No.18	アジア疫学研究センター	福利棟	臨床講義棟	
設置年月日	平成21年10月	平成21年10月	平成25年9月	平成26年3月	平成26年3月	
種類	乗用車いす用	乗用	乗用車いす用	乗用(車いす兼用)	乗用(車いす兼用)	
性能検査の有無	無	無	無	無	無	
契約種別	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	フルメンテンス契約	
駆動方法	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	インバーター制御	
積載能力	750kg・11人乗	750kg・11人乗	750kg・11人乗	750kg・11人乗	850kg・13人乗	
かごの速度・電動機容量	45m/mm・kW	45m/mm・kW	45m/mm・kW	45m/mm・kW	45m/mm・kW	
運転方式	乗合 全自動方式	乗合 全自動方式	乗合 全自動方式	乗合 全自動方式	乗合 全自動方式	
停止階数	3(1F～3F)	2(1F, 3F)	3(1F～3F)	2(1F～2F)	2(1F～2F)	
付加装置	地震・火災管制 運転時自動着床 装置	地震・火災管制 運転時自動着床 装置	地震・火災管制 運転時自動着床 装置	地震・火災管制 運転時自動着床 装置	地震・火災管制 運転時自動着床 装置	地震・火災管制 運転時自動着床 装置
備考	遠隔点検可	遠隔点検可	遠隔点検可	遮煙装置 戸開走行保護装置 遮煙装置	遮煙装置 戸開走行保護装置 遮煙装置	

2) ダムウェーター

設置場所	附属病院No. 1	動物棟No. 1	動物棟No. 2	動物棟No. 3	R I 棟No. 1
設置年月日	平成28年3月	昭和53年3月	昭和60年3月	平成15年3月	平成6年3月
種類	検査物品	動物運搬	動物運搬	動物運搬	物品運搬
性能検査の有無	無	無	無	無	無
契約種別	部分メンテナンス契約	部分メンテナンス契約	部分メンテナンス契約	部分メンテナンス契約	部分メンテナンス契約
駆動方法	テーブル形	フロア形	フロア形	フロア形	テーブル形
積載能力	100kg	250kg	300kg	300kg	100kg
かこの速度・電動機容量	30m/mm・0.75KW	20m/mm・1.5KW	20m/mm・1.5KW	20m/mm・1.5KW	25m/mm・0.75KW
運転方式	各階制御方式	各階制御方式	各階制御方式	各階制御方式	各階制御方式
停止階数	2	4	3	5	3
付加装置	無	無	無	無	無
備考			1F正面 2, 3F背面		

【ダムウェーター】

① 附属病院No. 12	100kg	2	30M/分
④ 動物棟No. 1	250kg	4	20M/分
⑤ 動物棟No. 2	300kg	3	20M/分
⑥ 動物棟No. 3	300kg	5	20M/分
⑦ R I 棟	100kg	3	25M/分

【エレベーター】

記号	設置場所	積載能力	停止階	速度	用途
1	附属病院No. 1	(遠隔) 1,000kg	6	45M/分	寝台用
2	附属病院No. 2	(遠隔) 1,000kg	6	45M/分	寝台用
3	附属病院No. 3	(遠隔) 1,000kg	6	45M/分	寝台用(車椅子)
4	附属病院No. 4	(遠隔) 750kg	3	60M/分	乗用
5	附属病院No. 5	(遠隔) 1,000kg	3	60M/分	寝台用(車椅子)
6	附属病院No. 6	750kg	6	45M/分	乗用
7	附属病院No. 7	750kg	7	45M/分	乗用
8	附属病院No. 8	(遠隔) 1,350kg	6	60M/分	乗用
9	附属病院No. 9	(遠隔) 1,350kg	6	60M/分	乗用
10	附属病院No. 10	750kg	6	45M/分	寝台用
11	附属病院No. 11	600kg	7	60M/分	乗用
12	附属病院No. 12	(遠隔) 1,300kg	6	60M/分	寝台用(車椅子)
13	附属病院No. 13	(遠隔) 1,000kg	6	60M/分	寝台用(車椅子)
14	附属病院No. 14	750kg	6	60M/分	寝台用(車椅子)
15	附属病院No. 15	750kg	7	60M/分	寝台用(車椅子)
16	基礎研究棟No. 1	750kg	6	60M/分	乗用
17	基礎研究棟No. 2	750kg	6	60M/分	乗用
18	臨床研究棟No. 1	750kg	5	60M/分	車椅子用
19	臨床研究棟No. 2	750kg	5	60M/分	車椅子用
20	看護師宿舎No. 1	450kg	5	45M/分	乗用
21	看護師宿舎No. 2	450kg	5	45M/分	乗用
22	図書館	750kg	2	45M/分	車椅子用
23	動物棟 1	(遠隔) 450kg	3	45M/分	人荷用
24	動物棟 2	(遠隔) 1,350kg	5	60M/分	車椅子用
25	R I 棟	(遠隔) 600kg	3	30M/分	荷物用
26	看護学科棟	750kg	6	60M/分	車椅子用
27	管理棟	750kg	3	45M/分	乗用(車椅子)
28	附属病院No. 16	1,000kg	6	60M/分	寝台用(車椅子)
29	附属病院No. 17	750kg	3	45M/分	乗用
30	附属病院No. 18	750kg	2	45M/分	乗用
31	アジア疫学研究センター	750kg	3	45M/分	乗用
32	福利棟	750kg	2	45M/分	乗用
33	臨床講義棟	850kg	2	45M/分	乗用

※「(遠隔)」とは、遠隔監視直話システムを設置対象の昇降機設備を示す。

滋賀医科大学 昇降機設備位置図

医療ガス設備点検業務一覧表

設置場所	名 称	区 分	項 目	数量等	備 考
病棟等	アウトレット	壁 取 付	一般区域	2249	
手術・ICU・RI等	〃	〃	特別区域	343	
手術・病棟等	ホースアセンブリ	天井吊下式	一般区域	159	
〃	〃	〃	特別区域	3	
〃	〃	リール式	特別区域	0	
〃	天井懸垂装置	シーリングコラム	一般区域	0	
〃	〃	シーリングコラム	特別区域	69	
〃	メテカルサプライ	コンソール	一般区域	0	
〃	〃	ウォールパネル	特別区域	0	
〃	シャutoffバルブ	区域別		143	
機械室(1)	警報システム	供給源		5	
〃	酸素供給装置	マニホールド装置		1	
〃	〃	容 器		32	
〃	笑気供給装置	マニホールド装置		1	
〃	〃	容 器		16	
〃	窒素供給装置	マニホールド装置		1	
〃	〃	容 器		40	
新手術棟屋外	二酸化炭素供給装置	マニホールド装置		1	
〃	〃	容 器		4	
機械室(1)	圧縮空気供給装置	7.5kw		4	
〃	吸引供給装置	5.5kw		4	
		3.7KW		2	
機械室(5)	余剰麻酔ガス排出装置	フロアポンプ式		0	
高圧ガス製造施設	定置式超低温液化ガス貯槽等	液酸タンク		2	内容積2,500ℓ貯蔵量 2,565kg内容積2,800ℓ貯蔵 量2,873kg

文教施設保全業務標準仕様書

平成25年版

文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官

文教施設保全業務標準仕様書

目次

第1編 一般共通事項

第1章 一般事項

第1節 総 則	第1編-1
1.1.1 適用	

第2編 実験排水処理システム

第1章 実験排水処理システム

第1節 一般事項	第2編-1
----------	-------

- 1.1.1 適用
- 1.1.2 業務目的
- 1.1.3 関係法令等
- 1.1.4 支給材料
- 1.1.5 清掃等

第2節 定期点検等及び保守	第2編-3
---------------	-------

- 1.2.1 一般事項
- 1.2.2 処理設備
- 1.2.3 ポンプ類
- 1.2.4 回転機器類
- 1.2.5 塔・槽類
- 1.2.6 配管
- 1.2.7 盤
- 1.2.8 計器類

第3節 水質分析	第2編-25
----------	--------

- 1.3.1 一般事項
- 1.3.2 公定分析法に使用する分析機器の点検及び保守
- 1.3.3 水質分析における記録

第4節 運転・監視及び日常点検・保守	第2編-31
--------------------	--------

- 1.4.1 運転・監視記録
- 1.4.2 処理設備
- 1.4.3 ポンプ類
- 1.4.4 回転機器類
- 1.4.5 塔・槽類
- 1.4.6 配管
- 1.4.7 盤
- 1.4.8 計器類

第3編 医療用設備

第1章 医療ガス設備

第1節 一般事項	第3編-1
1.1.1 適用	
1.1.2 業務目的	
1.1.3 関係法令等	
第2節 定期点検等及び保守	第3編-2
1.2.1 一般事項	
1.2.2 アウトレット（配管端末）	
1.2.3 ホースアセンブリ、天井懸垂装置、メディカルサプライユニット	
1.2.4 配管・遮断弁	
1.2.5 警報システム	
1.2.6 酸素、笑気、窒素及び二酸化炭素供給装置	
1.2.7 圧縮空気供給装置及び吸引装置	
1.2.8 余剰麻酔ガス排除装置	
1.2.9 定置式超低温液化ガス貯槽等	

第2章 病院用搬送設備

第1節 一般事項	第3編-13
2.1.1 適用	
2.1.2 業務目的	
第2節 定期点検等及び保守	第3編-13
2.2.1 自走台車設備	
2.2.2 気送管設備	

第4編 緑地

第1章 緑地

第1節 一般事項	第4編-1
1.1.1 適用	
1.1.2 業務目的	
1.1.3 用語の定義	
1.1.4 薬剤の取扱い	
1.1.5 見本剪定等の提示	
1.1.6 使用材料	
1.1.7 材料の搬入	
1.1.8 材料の検査	
第2節 点検	第4編-3
1.2.1 一般事項	
1.2.2 植込地	
1.2.3 芝生地	
1.2.4 その他地被類地	
1.2.5 草地	
1.2.6 花壇	
1.2.7 植生法面	
1.2.8 樹林地	

- 1.2.9 特別保存緑地
- 1.2.10 屋上等緑地
- 1.2.11 屋内緑地
- 1.2.12 緑地保全台帳等の作成

第3節 管理 第4編-7

- 1.3.1 一般事項
- 1.3.2 植込地
- 1.3.3 芝生地
- 1.3.4 その他地被類地
- 1.3.5 草地
- 1.3.6 花壇
- 1.3.7 植生法面
- 1.3.8 樹林地
- 1.3.9 特別保存緑地
- 1.3.10 屋上等緑地
- 1.3.11 屋内緑地
- 1.3.12 枝葉等の利用

第 1 編 一般共通事項

第1章 一般事項

第1節 総 則

1.1.1

適

用

- (1) 本標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、執務環境測定等及び緑地に関する業務に適用する。
- (2) 標準仕様書に規定していない事項は、別の定めがある場合を除き、建築保全業務共通仕様書（国土交通省官庁営繕部 監修）を適用する。

第2編 実験排水処理システム

第1章 実験排水処理システム

第1節 一般事項

1.1.1 適

- 用 (1) 本章は、実験系希釈排水（以下「実験排水」という）を関連法令等に定められた排水基準値以下に構内で集中処理するための実験排水処理システム、実験排水の水質を監視するための実験排水モニター設備及び実験排水等を便器の洗浄水や屋外の散水等に使用するために構内で処理する中水設備の点検・保守業務及び水質分析業務並びに運転・監視業務に適用する。
- (2) 次の項目は、運転・監視業務に含まれるものとする。
- (a) 設備機器の停止及び停止中の保管のための操作
 - (b) 薬品、燃料等の受入れ管理及び薬液の調整
 - (c) 場内の整理整頓及び日常の清掃
 - (d) 備品・消耗品の管理
 - (e) し渣、発生活泥等廃棄物の管理
 - (f) 日報、運転記録等の書類作成及び連絡業務
 - (g) 故障又は異常を発見した場合の連絡、非常停止及び応急措置等の緊急対応
- (3) 次の項目は、特記により行うものとする。
- (a) フェンス・門扉等の目視点検、各種施設装置の確認
 - (b) 建屋内照明、構内外灯の外観目視点検及び点灯確認等
 - (c) 停電から通電時の空電復帰、タイマ・レコーダ等の調整
 - (d) 構内設備全般の不等沈下、配管の逆勾配、地上への漏水、臭気、騒音等の点検・確認

1.1.2

業務目的

本業務は、実験排水処理システムについて専門的見地から点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

1.1.3

関係法令等

- (1) 排出水の水質及び水質分析は特記による。特記がなければ「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法施行令」及び「水質汚濁防止法施行規則」、「下水道法」、「下水道法施行令」及び「下水道法施行規則」並びに各地方条例等の定めによる。
- (2) 発生活泥の溶出試験、処理及びその他発生する廃棄物の取扱いは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の定めによる。
- (3) 計量証明事業所への委託分析は、「計量法」の定めによる。
- (4) 第一種指定化学物質の管理並びに当該施設から公共用水域への排出量又は汚泥・下水道への移動量の把握は、「特定化学物質の環境への排出量の

		把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「P R T R法」という）の定めによる。
		(5) 電子捕獲型検出器（E C D）付きガスクロマトグラフを設置する場合は、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の定めによる。
		(6) 誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置の高周波利用設備を設置する場合は、「電波法施行規則」の定めによる。
1.1.4	支 給 材 料	実験排水処理システムの点検・保守及び水質分析並びに運転・監視に用いる支給材料は、特記による。
1.1.5	清 掃 等	(1) 水槽内等の清掃は特記による。 水槽内の清掃を行う場合は、次の点に留意すること。 (a) 除去物質の飛散防止、悪臭発生の防止及び消毒等に配慮するとともに作業中の事故防止に留意する。 (b) 槽内作業等危険を伴う作業を行う場合には、関係法令の定めに従い、有資格者及び必要な器具を適正に配置する。 (c) 槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに換気を十分行い、安全を確保する。また、換気は作業が終了するまで継続して行う。 (d) 清掃に用いる照明器具は、防爆形で作業に十分な照度が確保できるものとする。 (e) 清掃に薬品を用いる場合には、清掃終了後の運転で排出先に危害を与えないよう留意する。 (2) 機械室、倉庫、ポンペ庫等室内の清掃及び構内の清掃は、特記により行うものとする。

第2節 定期点検等及び保守

1.2.1

一般事項

稼働率の低い設備・機器及び中長期的に休止する設備・機器については、必要に応じ、保全のための定期的な作業確認運転等の措置を特記による行うものとする。

1.2.2

処理設備

処理設備の点検項目、点検内容及び周期は表 1.2.2 による。

表 1.2.2 処理設備

点検項目	点検内容	周期	備考
流入調整設備	(流入部) 1) 排水の色相、臭気その他外観を目視確認するとともに水質記録をチェックし、流入排水に異常がないか点検・記録する。 2) 水槽内の沈殿物、浮遊物の有無を点検・記録し、必要であれば除去する。 3) スクリーンや水路が夾雑（きょうざつ）物で目詰まりしていないか点検・記録し、あれば取り除く。	1 M 1 M 1 M	
生物処理設備	(各生物処理水槽) 1) 槽内の流動・ばっ気状態及び送風量を点検・記録する 2) 活性汚泥法の場合、汚泥の色相、MLSS、臭い、発泡の程度が正常か確認・記録するとともに汚泥引き抜き・返送量を調整・記録する。 3) 接触酸化方式の場合、浮遊汚泥量が多くないか点検・記録する。	1 M 1 M 1 M	
凝集沈殿処理設備	1) フロック形成状況、沈殿槽のフロック沈降状態を点検・記録し、必要であれば薬注量、pH等を調整し、記録する。	1 M	
高度処理設備 ・砂ろ過塔 ・活性炭吸着塔 ・キレート吸着塔	1) 流量、圧力、差圧等を確認し、通水・逆洗等の運転操作が正常に行われているか点検・記録する。必要であれば調整し記録する。 2) 内部に異常な汚れがないか点検・記録する。	1 M 1 M	
処理水貯留 ・排出設備	1) 処理水の色、臭い、清澄度など外観を点検・記録するとともに排水量と水質記録を点検し、異常がないか確認・記録する。	1 M	

汚 泥 処 理 設 備	1) 汚泥濃縮槽の汚泥沈降状態が正常か点検・記録する。	1 M
	2) 汚泥貯留槽の汚泥が正常に攪拌されているか点検・記録する。	1 M
	3) 脱水ケーキの状態は良好か確認・記録する。 (運転日に確認)	1 M
薬 注 設 備	1) 各薬品が注入点で正常に注入されているかを点検・記録する。	1 M

1.2.3

ポ ン プ 類

ポンプ類の点検項目、点検内容及び周期は表 1.2.3 による。

表 1.2.3 ポンプ類

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
水 中 ポ ン プ	1) 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	
	2) ポンプの吐出圧、吐出量を点検する。	1 M	
	3) 運転電流が定格値内かどうか点検する。 (電流計付属のもの)	1 M	
	4) 絶縁抵抗が 1 MΩ 以上あるか点検する。	1 M	
	5) オイルの状態を確認し、オイルが白濁又は水が混入している場合は分解点検を行う。	6 M	
	6) オイル、メカニカルシールの交換及び清掃を行う。	1 Y	
遠 心 ポ ン プ	1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検する。	1 M	
	2) ポンプの吐出圧、吐出量を点検する。	1 M	
	3) 運転電流が定格値内かどうか点検する。 (電流計付属のもの)	1 M	
	4) シール水、バルブ及びグランドパッキンの状態を点検し、必要に応じて締め付けを行う。	1 M	
	5) ポンプの損傷、液漏れ等の有無を点検する。	1 M	
	6) 固定金物の目視点検(変形、破損、腐食の有無)を行う。	1 M	
	7) カップリング部の締め付け軸芯の点検、ベルトの張り(ベルト駆動のもの)等を点検する。	6 M	
	8) 電動機の絶縁抵抗試験を行う。	6 M	
	9) 分解点検、清掃を行う。	1 M	
一 軸 偏 心 ネ ジ ポ ン プ	1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検する。	1 M	
	2) ポンプの吐出圧、吐出量を点検する。	1 M	
	3) シール水、バルブ及びグランドパッキンの状態を点検し、必要に応じて締め付けを行う。	1 M	
	4) ポンプの損傷、液漏れ等の有無を点検する。	1 M	

	る。	
	5) 固定金物の目視点検（変形、破損、腐食の有無）を行う。	1 M
	6) カップリング部の締め付け軸芯の点検、ベルトの張り（ベルト駆動のもの）等を点検する。	6 M
	7) 電動機の絶縁抵抗試験を行う。	6 M
	8) 分解点検、清掃を行う。	1 Y
ル ー ツ ポ ン プ	1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検する。	1 M
	2) ポンプの吐出圧、吐出量をチェックする。	1 M
	3) シール水、バルブ及びグランドパッキンの状態を点検し、必要に応じて締め付けを行う。	1 M
	4) ポンプの損傷、液漏れ等の有無を点検する。	1 M
	5) 固定金物の目視点検（変形、破損、腐食の有無）を行う。	1 M
	6) 呼び水水槽の点検を行い水を補給する。	1 M
	7) カップリング部の締め付け及び並行状態又はベルトの張り等を点検する。	1 M
	8) 電動機の絶縁抵抗試験を行う。	6 M
	9) 分解点検、清掃を行う。	1 Y
薬 注 ポ ン プ (ダイヤフラム)	1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検する。	1 M
	2) 注入設定ダイヤルの位置を点検する。	1 M
	3) ポンプの損傷、液漏れの有無を点検する。	1 M
	4) 固定金物の目視点検（変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 M
	5) ポンプの送液量が正常か注入点等で点検する。	1 M
	6) 電動機の絶縁抵抗試験を行う。	6 M
	7) 分解点検、清掃を行う。	1 Y
そ の 他 ポ ン プ	1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検する。	1 M
	2) ポンプの吐出圧、吐出量を点検する。	1 M
	3) シール水、バルブ、グランドパッキン又はメカニカルシールの状態を確認し、必要に応じて締め付けを行う。	1 M
	4) ポンプの損傷、著しい液漏れ等の有無を目視点検する。	1 M
	5) 固定金物の目視点検（変形、破損、腐食の有無）を行う。	1 M
	6) カップリング部の締め付け及び並行状態又はベルトの張り等を点検する。	1 M
	7) 電動機の絶縁抵抗試験を行う。	6 M
	8) 分解点検、清掃を行う。	1 Y

1.2.4

回 転 機 器 類

回転機器類の点検項目、点検内容及び周期は表 1.2.4 による。

表 1.2.4 回転機器類

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
ブ ロ ヲ (ル ー ツ)	1) 異常な音・振動及び発熱の有無を点検する。	1 M	
	2) ブロワの吐出圧、吐出量を点検する。	1 M	
	3) ブロワの損傷、空気漏れの有無を点検する。	1 M	
	4) 固定金物及びプーリーカバー等の目視点検（変損傷、腐食の有無、塗装状態の良否）を行う。	1 M	
	5) ブロワ駆動用ベルトの張り具合を確認し必要に応じて調整する。	1 M	
	6) 安全弁の作動検査を行う。	3 M	
	7) 軸受部のグリース補給を行い、必要に応じて交換する。	3 M	
	8) 電動機の絶縁抵抗試験を行う。	3 M	
	9) 必要に応じて分解点検、清掃を行う。	1 Y	
	10) サイレンサーフィルタの分解清掃を行う。	1 Y	
空 気 圧 縮 機 (除 湿 器 を 含 む)	1) 異常な音・振動及び発熱の有無を点検する。	1 M	
	2) 吐出圧、吐出量を点検する。	1 M	
	3) ドレン抜きが行われているか点検する。	1 M	
	4) 油量が正常範囲内にあるか点検する。	1 M	
	5) 圧縮機の損傷、空気漏れの有無を点検する。	1 M	
	6) 安全弁の作動検査を行う。	1 M	
	7) Vベルトの張り具合を確認し必要に応じて調整する。	1 M	
	8) 吸入ろ過器、フィルターに汚れ、目詰まりはないか点検し必要に応じて清掃、交換する。	1 M	
	9) 各部ボルト類の緩みを確認し締め付ける。	1 M	
	10) 潤滑油を交換する。	3 M	
	11) 最高圧力で放置し空気弁に漏れがないか点検する。	1 Y	
	12) 必要に応じて分解点検、清掃を行う。 (除湿器)	1 Y	
	13) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検する。	1 M	
	14) 冷媒漏れがないか点検する。	1 M	
	15) ドレントラップの分解清掃を行う。	1 M	
	16) 塗装の剥離、錆の発生がないか点検する。	6 M	
	17) 凝縮器の冷却ファンに付着したゴミ、ホコリを除去する。	1 Y	
送 風 機	1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検	1 M	

		する。	
		2) 吐出圧、吐出量を点検する。	1 M
		3) 運転電流・電圧が定格値内かどうか点検する。	1 M
		4) 吸込み空気温度を確認する。(通常 40℃以下)	1 M
		5) 弁、ダンパの開閉点検を行う。	1 M
		6) 電動機の絶縁抵抗試験を行う。	3 M
		7) 吸込みフィルターの清掃を行う。	3 M
		8) ギア・ベアリングが円滑であることを手回しにより点検する。	3 M
		9) 軸受部のグリース補給を行い、必要に応じて交換する。	3 M
		10) ギヤオイルを全量交換する。	3 M
		11) Vベルトの張り具合・状態を確認し、必要に応じて調整する。	3 M
		12) 安全弁の作動検査を行い、必要に応じて掃除する。	3 M
		13) 接合部・ボルト類の緩みを確認し締め付ける。	3 M
		14) Vベルトを交換する。	1 Y
		15) 逆止弁に亀裂や極度の曲がりがないか点検し、必要に応じて交換する。	1 Y
		16) 必要に応じて分解点検・清掃を行う。	1 Y
		17) タイミングギヤを交換する。	1 Y
集 泥 機 (中央駆動式)		1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検する。	1 M
		2) 装置の変形、損傷、発熱等の有無及び塗装状態の良否を目視点検する。	1 M
		3) 減速機の潤滑油を交換する。	3 M
		4) 必要に応じて分解点検、清掃を行う。	1 Y
攪 拌 機 (ゴムライニングあり)		1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検する。	1 M
		2) 運転時にプロペラが液中にあること、シャフト接続部の振れ状態を点検する。	1 M
		3) 攪拌機の変形、損傷及びシャフト、プロペラのゴムライニングの損傷、剥離等の有無を点検する。	1 M
		4) 固定金物の目視点検(変形、損傷、腐食の有無)を行う。	1 M
		5) 減速部にギヤオイルの補給を行い必要に応じて交換する。	3 M
		6) 必要に応じて減速部の分解点検、清掃を行う。	6 M
		7) 電動機の絶縁抵抗試験を行う。	1 Y
攪 拌 機 (ゴムライニングなし)		1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検する。	1 M
		2) 運転時のプロペラは液中にあるか、シャフト接続部の振れ状態が正常かを点検する。	1 M
		3) 攪拌機の変形、損傷、空気漏れの有無を点検する。	1 M

ベルトコンベア (トラフ型)	4) 固定金物及び固定金具の目視点検（変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 M
	5) 減速部にギヤオイルの補給を行い必要に応じて交換する。	3 M
	6) 必要に応じて減速部の分解点検、清掃を行う。	6 M
	7) 電動機の絶縁抵抗試験を行う。	1 Y
	1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検する。	1 M
	2) 片寄り、緩みがないか、ローラーの回転状態が正常であるか点検する。	1 M
	3) 軸受部のグリース補給を行い、必要に応じて交換する。	1 M
	4) ベルトの損傷の有無を点検する。	1 M
	5) 洗浄電動弁の作動を点検する。	1 M
バケットコンベア (チェーン式)	6) スクレイパ及び底板、受け皿の清掃を行う。	1 M
	7) 保護装置の動作確認を行う。	6 M
	8) 蛇行修正装置の動作確認を行う。	6 M
	9) ローラーに摩耗がないか点検し、必要に応じてローテーションを行う。	1 Y
	1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を点検する。	1 M
	2) 運転電流・電圧が定格値内かどうか点検する。	1 M
	3) 減速機の油量を点検し、必要に応じて補給する。	1 M
	4) 軸受部のグリース補給を行い、必要に応じて交換する。	1 M
	5) 保護装置の動作確認を行う。	6 M
ゲート	6) 駆動チェーンに給脂する。	6 M
	7) 主務チェーンの緩み、緊張の必要の有無を点検し、必要に応じ調整する。	1 Y
	8) スプロケットホイール、バケットシューの摩耗状態を点検する。	1 Y
	9) 中間軸、水中軸への給脂状態を点検する。	1 Y
	(本体)	
	1) 異常音がないか点検し、必要に応じてベルトの増し締め及びグリースの補充を行う。	1 M
	2) スピンドルに異常音がないか点検し、必要に応じてねじ部にグリースを塗布する。	6 M
	3) 外面塗装に錆、剥離がないか点検し、必要に応じて再塗装する。	1 Y
	4) 開閉状態が正常か点検する。	1 Y
	5) スピンドルに曲がり、摩耗、よごれ及び腐食がないか点検し、必要に応じて清掃・交換する。	1 Y
	6) 止水板部に摩耗、損傷、腐食などによる水漏れがないか点検し、必要に応じて交	1 Y

	換する。	
	7) 水路に土砂の堆積がないか点検し、必要に応じて清掃する。	1 Y
	8) 接水部の振れ止め金具に有害な腐食がないか点検し、必要に応じて補修・交換する。	1 Y
	9) ウエッジ部の腐食、欠落がないか点検し、必要に応じて交換する。	1 Y
	10) 土砂の堆積による扉体の作動に支障がないか点検し、必要に応じて清掃を行う。	1 Y
	(開閉台)	
	11) グリース部に油漏れ、にじみがないか点検し、必要に応じてボルトの増し締め及びグリースの補給を行う。	1 Y
	12) 開度計の指示が読みとれるか点検し、必要に応じて清掃を行う。	1 Y
	13) 扉体の作動と開度計の指示が同じであるか点検する。	1 Y
	14) 外面塗装に錆、剥離がないか点検し、必要に応じて再塗装する。	1 Y
	15) 減速機部のグリースの減量、劣化、汚れがないか点検し、必要に応じて補充、交換を行う。	1 Y
	16) ステムナットの摩耗によるスピンドルのガタがないか点検し、必要に応じて交換する。	1 Y
粗 目 ス ク リ ー ン	1) 運転電流値が定格値内か点検する。	1 M
	2) 異常音、異常振動の有無を点検する。	1 M
	3) Vベルトの伸び、減速機sprocket及びチェーンに異常がないか点検する。	1 M
	4) 回転スクリーンに付着している異物及び油脂、スクレーパーに付着している異物が無いか点検する。	1 M
	5) スクリーンベルトの張り、損傷を点検する。	1 M
	6) グリースの漏れがないか点検する。	1 M
	7) し渣の掻上げ状況を点検し、不良の場合は調整を行う。	1 M
	8) 電動機、減速機の外被温度に異常がないか点検する。	1 M
	9) 電動機の絶縁抵抗試験を行う。	1 Y
細 目 ス ク リ ー ン	1) 運転電流値が定格値内か点検する。	1 M
	2) 異常音、異常振動の有無を点検する。	1 M
	3) 電動機、減速機の外被温度に異常がないか点検する。	3 M
	4) Vベルトの張り、損傷の有無を点検する。	3 M
	5) 走行チェーン、くし歯部に付着している異物及び油脂の付着を確認しあれば除去する。	3 M
	6) グリースの漏れがないか点検する。	3 M

脱 水 機
(ベルトプレス)

- | | |
|---|-----|
| 7) し渣の掻上げ状況を点検し、不良の場合は調整を行う。 | 3 M |
| 8) 走行チェーンの切断及び伸びを点検する。 | 6 M |
| 9) 電動機の絶縁抵抗試験を行う。 | 1 Y |
| 1) 脱水ろ液の状態（色、量）を点検する。 | 1 M |
| 2) 剥離ケーキの状態（やわらかさ等）を点検する。 | 1 M |
| 3) 脱水機付属制御盤の発熱の有無、スイッチ、ランプ等の状態を点検する。 | 1 M |
| 4) 運転時の電流値、異音及び異常な発熱の有無を点検する。 | 1 M |
| 5) ベアリングへのグリース注入。 | 1 Y |
| 6) ユニットの変形、損傷等の有無及び塗装状態の良否を目視点検する。 | 1 M |
| 7) 固定金物の目視点検（塗装状態の良否、変形、傷、腐食の有無）を行う。 | 1 M |
| 8) 洗浄ノズルを清掃する。 | 1 M |
| 9) ろ布の目詰まり状態を点検する。 | 1 M |
| 10) スクレーパー（掻き取り板）を交換する。 | 1 Y |
| 11) 蛇行検知リミットスイッチの作動試験を行う。 | 1 M |
| 12) 発錆部品（主にボルト、ナット）の点検を行う。 | 6 M |
| 13) 絶縁抵抗試験を行う。 | 6 M |
| 14) 付属盤の内部端子の緩みがなく（動力）、継電器、スイッチ等にほこり等の付着がないか点検する。 | 1 Y |

・休止中の場合、特記により、充分掃除された状態で保管されているか点検するとともに、必要に応じて空運転で作動確認する。

脱 水 機
(フィルタープレス)

- | | |
|---|-----|
| 1) 脱水ろ液の状態（色、量）を点検する。 | 1 M |
| 2) 剥離ケーキの状態（やわらかさ等）を点検する。 | 1 M |
| 3) 脱水機付属制御盤の発熱の有無、スイッチ、ランプ等の状態を点検する。 | 1 M |
| 4) 運転時の電流値、異音及び異常な発熱の有無を点検する。 | 1 M |
| 5) ろ過、圧搾時の液漏れが無い点検する。
また、開栓時のろ布の目詰まり状態を点検する。 | 1 M |
| 6) ユニットの変形、損傷等の有無及び塗装状態の良否を目視点検する。 | 1 M |
| 7) 固定金物の目視点検（塗装状態の良否、変形、傷、腐食の有無）を行う。 | 1 M |
| 8) 各部チェーンの点検を行い必要ある場合は調整する。 | 1 M |
| 9) ろ布の目詰まり状態を点検する。 | 1 M |
| 10) 油圧ユニットの油を点検し不足の場合は補給する。 | 6 M |
| 11) 付属盤を含め弁類の作動試験を行う。 | 6 M |
| 12) 発錆部品（主にボルト、ナット）の点検を行う。 | 6 M |
| 13) 油圧ユニットの油圧チェックを行う。 | 6 M |

・休止中の場合、特記により充分掃除された状態で保管されているか点検するとともに、必要に応じて空運転で作動確認する。

脱 水 機
(スクリーブレス)

14) 絶縁抵抗試験を行う。	6 M
15) 付属盤の内部端子の緩みがなく（動力）、継電器、スイッチ等にほこり等の付着がないか点検する。	1 Y
1) 脱水ろ液の状態（色、量）を点検する。	1 M
2) 脱水ケーキの状態（やわらかさ等）を点検する。	1 M
3) 脱水機付属制御盤の発熱の有無、スイッチ、ランプ等の状態を点検する。	1 M
4) 異音及び異常な発熱が無い点検する。	1 M
5) ろ過、圧搾時の異常なスラリー漏れの有無を点検する。	1 M
6) ユニットの変形、損傷等の有無及び塗装状態の良否を点検する。	1 M
7) 固定金物の目視点検（塗装状態の良否、変形、傷、腐食の有無）を行う。	1 M
8) パレルの目詰まり状態を点検し必要がある場合は洗浄する。	1 M
9) スクリーブ駆動モーターの電流値が定格値以下であるか点検する。	1 M
10) 投入ホッパーへのスラリー液面制御が正しく行われているか点検する。	1 M
11) 各モータ、減速機、軸受け及びチェーンへ給油を行う。	1 M
12) 付属盤を含めバルブ類の作動試験を行う。	6 M
13) 発錆部品（主にボルト、ナット）の点検を行う。	6 M
14) 絶縁抵抗試験を行う。	6 M
15) パレル及びスクリーブの摩耗状態を点検する。	1 Y
16) チェーンの張り具合を確認し必要な場合は調整する。	1 Y
17) 付属盤の内部端子の緩みがなく（動力）、継電器、スイッチ等にほこり等の付着がないか点検する。	1 Y

・休止中の場合、特記により充分掃除された状態で保管されているか点検するとともに、必要に応じて空運転で作動確認する。

脱 水 機
(遠心分離)

1) 脱水ろ液の状態（色、量）を点検する。	1 M
2) 脱水ケーキの状態（やわらかさ等）を点検する。	1 M
3) 脱水機付属制御盤の発熱の有無、スイッチ、ランプ等の状態を点検する。	1 M
4) 異音及び異常振動の有無を点検する。	1 M
5) 軸受部の温度が規定値以下であるか点検する。	1 M
6) 運転時の電流値が規定値以下であるか点検する。	1 M
7) 軸受部のグリースアップを行う。	1 M
8) ユニットの変形、損傷等の有無及び塗装状態の良否を目視点検する。	1 M
9) 固定金物の目視点検（塗装状態の良否、変形、傷、腐食の有無）を行う。	1 M
10) ギヤボックスのオイル量を点検する。	1 M
11) ギヤボックスのオイル交換を行う。	3 M

・休止中の場合、特記により充分掃除された状態で保管されているか点検するとともに、必要に応じて空運転で作動確認する。

	12) コンベア部に摩耗がないか点検しグリスアップを行う。	3 M
	13) Vベルトの張り、損傷を点検する。	3 M
	14) 各部の分解点検を行う。	1 Y
	15) 総合分解点検を行う。	1 Y
	16) 付属盤の内部端子の緩みがないか（動力）、継電器、スイッチ等にほこり等の付着がないかを点検する。	1 Y
薬剤溶解器ユニット	1) 溶解器ユニット付属操作盤のスイッチ、ランプ等の状態を点検する。	1 M
・供給ホッパ	2) 溶解器ユニットの異常音の有無を点検する。	1 M
・溶解槽	3) 槽内浮遊物の有無を点検する。	1 M
・攪拌機	4) 槽本体及び溶解器ユニットのホッパー付貯留の変形、損傷、液漏れ等の有無及び槽本体内面の塗装状態の良否を目視点検する。	1 M
	5) 固定金物、槽外面及び作業ステージ等の目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 M
	6) 槽内沈殿物の有無をチェックし、必要に応じ除去する。	1 M
	7) 槽内の液濃度をチェックし、必要に応じ調整する。	6 M
	8) 溶解器ユニットの攪拌機、エアミストセパレータ、エアー減圧弁及びエアー電磁弁等の機能を点検し必要な場合は分解、清掃を行う。	6 M
	9) 絶縁抵抗試験を行う。	1 Y
	10) 溶解器ユニット付属操作盤の緩みがないか（動力）、継電器、スイッチ等に埃等の付着がないかを点検する。	1 Y
塩素滅菌器 (固形塩素接触 方式水路設置型)	1) 固形塩素錠剤の残量が十分か点検する。	1 M
	2) 水量調整ゲートが適切な開度になっているか点検する。	1 M
	3) 溶解部スリットにスカム、スケールなどの付着物があれば清掃を行う。	1 M
チェンブロック	1) 外観上破損などの異常がないか点検する。	1 M
	2) 定格荷重表示がはっきり読めるか点検する。	1 M
	3) 警告ラベルがはがれていないか点検する。	1 M
	4) 操作中に異常音がないか点検する。	1 M
	5) 手引力が異常に重くなっていないか点検する。	1 M
	6) 操作を止めたとき、フックの滑り落ちがないか点検する。	1 M
	7) 上下フックとフッククラッチに変形や傷はないか。また、下フックの首部が軽く回転するか点検する。	1 M
	8) アイドルッシーブは滑らかに作動し、摩	1 M

	耗・傷がないか点検する。 9) ロードチェーンに傷や変形はないか。また、油がついていることを確認する。 10) 下フックがとんぼしていないか、ロードチェーンのねじれがないか点検する。 11) クサリピン・ブレーキ機構・ボディなどに摩耗、傷、腐食、変形がないか点検する。	1 M 1 M 1 Y	
--	---	-------------------	--

1.2.5

塔・槽類

塔・槽類の点検項目、点検内容及び周期は表 1.2.5 による。

表 1.2.5 塔・槽類

点検項目		点検内容	周期	備考
水 ・沈砂槽	槽	1) 槽内の沈殿物の有無を確認する。また、スクリーンの目詰まりを点検し、あれば除去する。	1 M	
		2) 槽本体の損傷、液漏れ等の有無を点検する。	1 M	
		3) 槽外面、作業ステージ及び固定金物に損傷がないか目視点検する。	1 M	
		4) 槽内沈殿物の除去、スクリーン粗大物除去の記録を点検する。	1 M	
水 ・pH調整 ・中和槽	槽	1) 槽内の浮遊物及び沈殿物の状態を点検する。	1 M	
		2) 槽内 pH 計表示、各薬品注入状態及び攪拌状態を点検・記録する。	1 M	
		3) 各槽の損傷及びクラック等による漏水の有無を点検する。	1 M	
		4) 固定金物及び攪拌機架台等に損傷がないか目視点検する。	1 M	
水 ・原水調整 ・放流水槽	槽	1) 槽内の浮遊物の状態を点検する。	1 M	
		2) 各槽の損傷及びクラック等による漏水の有無を目視点検する。	1 M	
		3) 固定金物及びタラップ等に損傷がないか目視点検する。	1 M	
水 ・反応 ・凝集槽	槽	1) 槽内の浮遊物、フロック生成状態を点検する。	1 M	
		2) 槽内 pH 計表示、各薬品注入状態及び攪拌状態を点検・記録する。	1 M	
		3) 各槽の損傷及びクラック等による漏水の有無を目視点検する。	1 M	
		4) 固定金物及び攪拌機架台等を目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）する。	1 M	
		5) 槽内沈殿物の有無を点検しあれば除去する。	1 M	

水 ・沈殿 ・凝集沈殿 ・汚泥濃縮	槽 槽 槽 槽 槽	1) 槽内に浮遊物、異物が無いか点検する。	1 M
		2) 槽内のスラッジゾーンの位置及び状態を点検し、必要であれば汚泥の強制排出等を行う。	1 M
		3) 上澄水の性状に異常が無いか点検する。 (凝集沈殿槽の場合は清澄度)	1 M
		4) 槽本体に変形、損傷、液漏れ、ゴムライニングの損傷及び剥離等の有無を目視点検する。	1 M
		5) 固定金物及び作業ステージを目視点検(塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無)する。	1 M
水 ・逆洗水 (脱水機用)	槽	1) 槽内の浮遊物、沈殿物の状態を点検する。	1 M
		2) 槽の損傷及びクラック等による漏水の有無を目視点検する。	1 M
		3) 固定金物及びタラップ等の目視点検(塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無)を行う。	1 M
生 物 処 理	槽	1) 原水が設定量流入しているか点検・記録する。	1 M
		2) 槽内の浮遊物、発泡の状態を点検・記録する。	1 M
		3) DO値が規定値内であるか点検・記録する。	1 M
		4) 曝気及び水流が均等か点検・記録する。	1 M
		5) 槽内の微生物の状態が正常か点検・記録する。	1 M
		6) 各槽の損傷及びクラック等による漏水の有無を目視点検する。	1 M
		7) 固定金物及び配管等を目視点検(塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無)する。	1 M
計 量	槽	1) 汚水等が設定値で計量されているか点検する。	1 M
		2) 三角せき及び四角せきへの付着物が無いか点検し、あれば除去する。	1 M
		3) スカムの浮上又は底部への汚泥堆積により水流が阻害されていないか点検し、あれば除去する。	1 M
砂 ろ 過 塔 活 性 炭 吸 着 塔 重 金 属 キ レ ー ト 塔	塔	1) 塔内の充填材の状態を点検する。	1 M
		2) 塔の各接続部からの水漏れの有無を目視点検を行う。	1 M
		3) 固定金物及び塔本体外面を目視点検(塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無)を行う。	1 M
		4) 補充キレート樹脂量を点検し補充する。(キレート樹脂、別途支給)	1 Y

膜 処 理 (浸漬型膜分離)	槽	5) 活性炭の取替（別途）。	6 M	・吸着能力確認は特 記に定める。
		6) 活性炭塔内部装置の点検（別途）活性炭交換時にゴムライニングの損傷、剥離及び目皿スクリーン、バッファープレート等内部装置を点検する。	1 Y	
		7) 活性炭の吸着能力を確認する。（別途）	6 M	
		8) キレートの吸着能力を確認する。（別途）	6 M	
		1) 槽内液の水温及び色相、臭気等の外観が正常か点検・記録する。	1 W	
		2) ばっ気が均等に既定風量で行われているか点検・記録する。	1 W	
		3) 膜処理水（ろ液）に濁りやSSの混入が無い点検・記録する。	1 W	
		4) 差圧が既定範囲内にあるか、ろ過水量（フラックス）が規定値に保たれている点検・記録する。	1 W	
		5) 槽内液の MLSS 濃度を測定・記録し、必要に応じて調整する。	1 W	
		6) 膜の定期薬液洗浄を行い、結果を確認・記録する。	3 M	
フェライト反応塔		7) 膜ユニットの開放点検・洗浄及び膜エレメントの部分交換を行う。	1 Y	
		1) サンプリング槽及び塔のクラック等による漏水の有無を目視点検する。	1 M	
		2) 固定金物及び作業ステージの目視点検（塗装状の良否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 M	
		3) サンプリング槽の pH、液状態を点検する。	1 M	
石 灰 サ イ ロ		4) 各接続部の締め具合、散気状態及びパッキン切れ等がない点検し、必要があれば調整する。	6 M	
		1) バイブレータの動作状態を点検する。	1 M	
		2) 本体の変形、損傷、石灰漏れ等の異常が無い点検する。	1 M	
		3) 固定金物、本体外面及び作業ステージの目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 M	
		4) スクリューコンベアー、コンベアー駆動用電動機（減速機付）等の異常音、発熱等を点検する。	1 M	
		5) コンベアー駆動用チェーンの張り具合を点検し 必要に応じて調整する。	1 M	
		6) バグフィルタ、濾布の目詰まり張り具合をチェックし必要に応じて清掃又は調整する。	1 M	
		7) 本体内面に損傷等が無い点検する。	6 M	

苛性ソーダ槽	1) 本体に変形、損傷、液漏れ、発熱等の異常が無いか点検する。	1 M
	2) 固定金物、攪拌機用架台及び作業ステージ等の目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 M
	3) 槽内沈殿物の有無を確認する。	1 M
	4) 槽内薬液濃度をサンプリングし分析し、必要に応じて調整する。	1 M
次亜塩素酸ソーダ槽	1) 槽本体に変形、損傷、液漏れ等が無いか点検する。	1 M
	2) 固定金物及び攪拌機、槽枠の目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 M
	3) 槽内浮遊物の有無を点検し、必要に応じて除去する。	1 M
塩酸槽 硫酸槽 塩化第二鉄槽 硫酸バンド槽 P A C 槽	1) 槽内の浮遊物や本体発熱等の異常の有無を点検する。	1 M
	2) 槽の損傷及びクラック等による漏液が無いか点検する。	1 M
	3) 固定金物及び作業ステージ等の目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 M
	4) 槽内の液濃度をサンプリングチェックする。	1 M
ケーキホッパ	1) 各部の動作が正常か点検する。	1 M
	2) 本体及び固定金物目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 M
	3) 耐圧ゴムホースの損傷等を点検する。	1 M
	4) 付属のエアフィルター、減圧弁、シンダー用自動切替弁及びオイルの機能をチェックし調整を行う。また、バンカ一開閉の異音の有無を点検する。	1 M

1.2.6

配

管

配管の点検項目、点検内容及び周期は表 1.2.6 による。

表 1.2.6 配管

点検項目	点検内容	周期	備考
配管	1) 各接続部の液漏れ、蒸気漏れ等の有無、及び結露の有無を点検する。	1 M	
	2) 曲部、接続部及び弁類の前後等で異常音・異常振動が無いか点検する。	1 M	
	3) 塗装の剥離及び腐食、損傷などの劣化の有無を点検する。（裸配管）	1 M	
	4) 保温材の剥離、損傷などの劣化の有無を点検する。劣化が軽微な場合は補修す	1 M	

	る。	
	5) 固定金物の目視点検（変形、損傷、腐食の有無、塗装状態の良否）を行う。	1 M
伸 縮 継 手	1) 取付状態の良否を点検する。不良の場合は調整する。	3 M
	2) 流体の漏れ、亀裂、損傷等が無い点検する。	1 M
蒸 気 ト ラ ッ プ	1) 作動が正常か点検する。	1 M
	2) 分解清掃するとともに腐食等の有無を点検する。	1 Y
弁	(A) 空気作動弁	
・ 空気作動弁	1) 本体及びシリンダー部に变形、損傷、腐食、空気漏れ等が無い点検する。	1 M
・ 電 気 弁	2) 全閉時のシート漏れが無い点検する。	3 M
・ 電 磁 弁	3) 全開、全閉時のアクチュエータ及び弁本体の作動点検を行い、必要に応じて調整する。	6 M
	(B) 電気弁及び電磁弁	
	1) マニフォールド及びソレノイドの損傷、空気漏れ等が無い点検する。	1 M
	2) 固定金物及び電磁弁装置箱の目視点検（変形、損傷、腐食の有無、塗装状態の良否）	1 M
	3) ソレノイドの異常な発熱が無い点検する。	1 M
	4) スイッチ操作で個々の作動状態を点検するとともに異常音、漏れ等が無い点検する。	6 M
弁	1) 本体の変形、損傷、腐食、液漏れ等が無い点検する。	1 M
・ 仕 切 弁	2) 必要と認められる弁について作動を点検し必要に応じて清掃を行う。	1 M
・ 玉 形 弁		
・ バタフライ弁		
・ ボ ー ル 弁		
・ 逆 止 弁		
・ コッタ・フート弁		
・ ダイヤフラム弁		
・ 風量調整ダンパ		
減 圧 弁	1) 弁前後の圧力計等により作動が正常か点検する。作動不良の場合は調整する。	1 M
	2) 腐食、損傷などの劣化の有無を点検する。	1 M
ス ト レ ー ナ	1) 目詰まりしていない点検する。	1 M
	2) 本体の変形、損傷、腐食、液漏れ等が無い点検する。	1 M
オ ー ト ス ト レ ー ナ	1) 異常音、異常振動が無い点検する。	1 M
	2) 運転電流が定格値内かどうか点検する。	1 M

支 持 金 物	る。	
	3) 液体漏れがないか点検する。	1 M
	4) 計器類が正常に作動しているか点検する。	1 M
	5) ドレンの開閉が正常であるか点検する。	1 M
	6) ボルトの緩みがないか点検し、必要に応じて増し締めを行う。	6 M
支 持 金 物	1) 緩み及び腐食、損傷、変形などの劣化の有無を点検する。緩みがあった場合は調整する。	3 M
	2) 可動部分を有するものにおいて作動の良否を点検する。作動不良の場合は調整する。	3 M

1.2.7 盤

盤の点検項目、点検内容及び周期は表 1.2.7 による。

表 1.2.7 盤

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
制御盤（監視盤）	1) 盤面スイッチ、ランプ等の状態を確認し、装置の異常及び警報表示の有無を点検する。	1 W	
	2) 計器設定値、表示値を点検調整する。	1 W	
	3) 電圧及び電流計の表示値を確認する。	1 W	
	4) 記録及び積算データ等を点検し、施設の運転経過に異常がないか診断する。	1 W	
	5) 警報表示灯の点滅確認・点検を行う。	1 W	
	6) 異常音、異臭及び異常な発熱が無いか確認する。	1 W	
	7) 盤の損傷等の有無及び塗装状態の良否を点検する。	1 Y	
	8) 固定金物の目視点検（変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 Y	
	9) 盤内の内部端子の緩みがなく、計器、継電器、スイッチ等に埃等の付着がなく開閉及び動作機能が正常であり、表示灯が正常に点灯するかどうか点検する。	1 Y	
	10) 絶縁抵抗試験を行うとともに次に示す試験を行う。 ・指示計は試験電流を入力し、指示値の動作確認を行う。 ・指示警報設定器は試験電流を入力し、指示値、警報ランプの点灯動作確認を行う。 ・ドライモニタはダイヤル操作により警報設定の確認を行う。 ・記録計は記録紙のスピード及びペン先	6 M	

	の動作確認を行う。打点を確認する。 ・電流パルス変換器は試験電流を入力し、出力パルス信号の確認を積算カウンターで行い調整する。		
--	---	--	--

1.2.8

計 器 類

計器類の点検項目、点検内容及び周期は表 1.2.8 による。

表 1.2.8 計器類

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
液 面 計	(A) 電極棒 1) 電極棒及び端子ボックスの変形、損傷、腐食及び端子の緩み等の有無を点検し必要に応じて調整する。 2) 液面変化に応じた信号の発信を点検し調整する。 (B) 浮子式 1) フロートに付着物が無いか点検し、必要に応じて掃除する。 2) フロート・ケーブル及び端子ボックスの変形、損傷、腐食及び端子の緩み等の有無を点検し必要に応じて調整する。 3) 液面変化に応じたフロートの動作状態を点検する。 4) 液面変化に応じた信号の発信を点検し調整する。 (C) リード式 1) 本体及び指標管の変形、損傷、腐食等の有無を点検し必要に応じて調整する。 2) 本体取り外しフロートの損傷、腐食具合及び動作を点検する。 3) 液面変化に応じた信号の発信を点検し調整する。 (D) 超音波式 1) 発信器、変換器（指示計付）及び変換器取付け金物の変形、損傷、腐食等の有無を点検し必要に応じて調整を行う。 2) レベル変化に応じた信号が出力されるか点検し調整する。 (E) 静電容量式 1) レベル検出端及び端子ボックスの変形、損傷、腐食及び端子の緩み等の有無を点検し必要に応じて調整を行う。 2) レベルの変化に応じた継電器等の動作を点検し調整する。	1 M 6 M 1 M 1 M 6 M 6 M 1 M 6 M 6 M 1 M 6 M 1 M 6 M	・専門業者による動作確認は特記に定める。 ・専門業者による動作確認は特記に定める。

オリフィス流量計	1) 指示状態を点検する。	1 M	・ 専門業者による分解点検整備は特記に定める。
	2) テーパ管・フロートの汚れ及び液漏れの有無を点検する。	1 M	
	3) エア抜きの確認を行う。	3 M	
	4) 本体の変形、損傷、腐食、著しい液漏れ等の有無を点検する。	1 M	
ピトー管流量計	1) 指示状態を確認する。	1 M	・ 専門業者による分解点検整備は特記に定める。
	2) テーパ管・フロートの汚れ及び液漏れの有無を点検する。	1 M	
	3) エア抜きの確認を行う。	3 M	
	4) 本体の変形、損傷、腐食、著しい液漏れ等の有無を点検する。	1 M	
面積式流量計 (ガラス管流量計)	1) 指示状態を確認する。	1 M	・ 専門業者による分解点検整備は特記に定める。
	2) テーパ管・フロートの汚れ及び液漏れの有無を確認する。	1 M	
	3) エア抜きの確認を行う。	3 M	
超音波流量計	1) 指示状態を点検する。	1 M	・ 専門業者によるグリス交換、ループチェックは1回／年をめやすに特記により行う。
	2) センサーレール及びセンサーのズレ確認を行う。	1 M	
	3) 端子の緩み等の有無を点検し必要に応じて調整を行う。	6 M	
	4) 本体の変形、損傷、腐食、著しい液漏れ等の有無を点検する。	1 M	
電磁流量計	1) 指示状態を点検する。	1 M	・ 専門業者によるループチェックは1回／年をめやすに特記により行う。
	2) 取付配管の振動が無いか点検する。	1 M	
	3) 変換部カバーの緩みが無いか点検する。	1 M	
	4) 表示部に曇りや水滴付着が無いか点検する。	1 M	
	5) 端子の緩み等の有無を点検し必要に応じて調整を行う。	6 M	
	6) 本体の変形、損傷、腐食、著しい液漏れ等の有無を点検する。	1 M	
風量計	1) テーパー管の汚れを点検する。	1 M	・ 専門業者による分解点検整備は特記に定める。
	2) ストップ、ストレーナの詰まりを点検する。	1 M	
	3) フロートの汚れ、変形の有無を点検する。	1 M	
	4) シール部の汚れを点検する。	1 Y	
	5) 本体の変形、損傷、腐食、著しい液漏れ等の有無を点検する。	1 M	
圧力計・ 接点付圧力計	1) 指示状態を点検する。	1 M	
	2) 本体の変形、損傷、腐食等の有無を点検し、必要に応じて調整する。	1 M	
	3) 圧力の変化に応じたマイクロスイッチ等の動作及び端子の緩み等を点検し調整する。	6 M	

差 接 点 付 差 圧 計	圧 計	1) 指示状態を点検する。	1 M	・ 専門業者による変換器の点検・調整 (等価入力による動作確認、伝送出力の確認・調整、専用ケーブルの絶縁抵抗確認等)は特記に定める。
		2) 本体の変形、損傷、腐食等の有無を点検し、必要に応じて調整を行う。	1 M	
		3) 圧力の変化に応じたマイクロスイッチ等の動作及び端子の緩み等の有無を点検し調整する	6 M	
p H 計 O R P 計	圧 計	1) 指示状態を点検する。	1 M	
		2) 電極のガラス膜面及び連絡部に汚れが無いか、点検し、必要に応じて洗浄を行う。	1 M	
		3) 加圧形ホルダーの場合には、試料水圧力に対して 0.03~0.05Mpa 高めに加圧されているか点検し、必要に応じて調整する。	1 M	
		4) K C I 溶液量を点検し、必要に応じて補給する。	1 M	
		5) 標準液による校正を行う。(p H 計)	1 M	
		6) 標準液による指示値の確認を行い、必要に応じて電極の清掃を行う。(O R P 計)	1 M	
		7) 本体、コネクタ及び指示計の変形、損傷、腐食、スケーリング等の有無を点検する。	1 M	
導 電 率 計	圧 計	1) 指示状態を確認する。	1 M	・ 専門業者による点検・調整は特記に定める。
		2) 本体、コネクタ及び指示計の変形、損傷、腐食、スケーリング等の有無を点検する。	3 M	
		3) 電極の汚れを点検し、必要に応じて清掃する。	3 M	
溶 存 酸 素 計	圧 計	1) 指示状態を確認する。	1 M	・ 専門業者による点検・調整は特記に定める。
		2) 校正を行う。	3 M	
		3) 電極隔膜の点検及び洗浄を行う。	3 M	
残 留 塩 素 計	圧 計	1) 指示状態を確認する。	1 M	・ 専門業者による点検・調整は特記に定める。
		2) 試薬を交換する。	1 M	
		3) ポンプチューブを交換する。	6 M	
		4) その他のチューブを交換する。	1 Y	
		5) サンプルセルの清掃を行う。	1 M	
		6) サンプルセルコンディショニングフィルタを点検し、必要に応じて清掃する。	1 M	
水 質 分 析 装 置				
(1) 6 価クロム		(A) 検出部		・ 専門業者による配水チューブ、測定セルの交換等は特記に定める。
		・ 配水チューブの汚れ、亀裂の有無を確認する。	1 W	
		・ 測定セルの汚れ、液漏れ、亀裂の有無を確認する。	1 W	
		(B) 試薬部		・ 専門業者による定量ポンプ、チューブ
		・ 試薬の残量を確認し、必要なら補充する。	1 W	

(2) フッ素

・試薬定量ポンプのつまりの有無を点検する。	1 W	の交換等は特記に定める。
・チューブの汚れの有無を確認する。	1 W	
(C) 変換部		・専門業者によるシーケンスの動作確認等は特記に定める。
・校正を行う。	1 Y	
(D) 採水部		・専門業者による採水ポンプの絶縁確認
・採水ポンプの動作を確認する。	1 W	・交換、電磁弁の交換等は特記に定める。
・採水ポンプの採水量を確認する。	1 W	
・採水ポンプの汚れ、つまりの有無を確認する。	1 M	
・配管のつまり、液漏れ有無を確認する。	1 M	
・電磁弁の水漏れの有無を確認する。	3 M	
(A) 試料水導入部		・専門業者によるチューブの交換等は特記に定める。
・フィルタのつまりの有無を確認する。	1 W	
・ポンプの動作を確認する。	1 W	
・ポンプの流量を確認する。	1 W	
・チューブの汚れの有無を確認する。	1 W	
(B) 検出部		
・配管・継ぎ手等からの液漏の有無を確認する。	1 W	
・比較電極内部液を補給する。	3 M	
・フッ素イオン電極を洗浄する。	1 M	
(C) 試薬部		・専門業者による定量ポンプ、チューブの交換等は特記に定める。
・試薬の残量を確認し、必要なら補充する。	1 W	
・試薬定量ポンプのつまりの有無を確認する。	1 W	
・チューブの汚れの有無を確認する。	1 W	
(D) 校正		
・校正を行う。	1 M	

(3) BOD

(A) 試料水導入部		
・チューブを点検し、必要ならチューブ交換する。	2 W	
・ポンプの動作を確認する。	1 W	
・ポンプの流量を確認する。	1 W	
(B) 検出部		・専門業者によるセルの交換、微生物膜の交換、電極電解液
・チューブを点検し、必要ならチューブ交換する。	2 W	・隔膜の交換等は特記に定める。
・セルを洗浄する。	1 M	
(C) 試薬部		・専門業者による定量ポンプ、チューブの交換等は特記に定める。
・試薬の残量を確認し、必要なら補充する。	1 W	
・試薬定量ポンプのつまりの有無を確認する。	1 W	

(4) COD

・チューブの汚れの有無を確認する。	1 W
(A) 試料水導入部	
・フィルタのつまりの有無を確認する。	1 W
・ポンプの動作を確認する。	1 W
・ポンプの流量を確認する。	1 W
・チューブの汚れの有無を確認し、必要に応じてチューブを交換する。	1 W
(B) 検出部	
・滴定チューブの点検・清掃を行う。	3 M
・比較電極の浸水を確認し、必要に応じて内部液を補充する。	1 W
・白金電極及び連絡部の洗浄を行う。	1 W
・試薬滴定値、試薬計量値、試料水・希釈水・ブランク水計量値の調整を行う。	3 M
(C) 試薬部	
・試薬の残量を確認し、必要なら補充する。	1 W
(D) 校正	
・校正（1 回/週）が適正に行われているか確認し、必要なら校正を行う。	1 W

・専門業者による反応槽の点検、マイクロシリンジ・活性炭の交換、加熱槽ヒータの清掃（必要に応じて交換）、滴定用電磁弁・エアポンプダイヤフラムの交換等は特記に定める。

(5) 全窒素

(A) 試料水導入部	
・フィルタのつまりの有無を確認する。	1 W
・ポンプの動作を確認する。	1 W
・ポンプの流量を確認する。	1 W
・チューブの汚れの有無を確認する。	1 W
(B) 試薬部	
・試薬の残量を確認する。	1 W
・試薬を交換する。	2 W
・試薬定量ポンプのつまりの有無を確認する。	1 W
・チューブの汚れの有無を確認する。	1 W
・試薬注入量を確認する。	1 M
(C) 校正	
・ゼロ校正を行う。	2 W
・スパン液校正を行う。	1 M

・専門業者によるチューブの交換等は特記に定める。
・専門業者による検出部の紫外線分解器・エアポンプダイヤフラムの交換等は特記に定める。
・専門業者による試薬定量ポンプ、チューブの交換等は特記に定める。

(6) 全リン

(A) 試料水導入部	
・フィルタのつまりの有無を確認する。	1 W
・ポンプの動作を確認する。	1 W
・ポンプの流量を確認する。	1 W
・チューブの汚れの有無を確認する。	1 W
(B) 試薬部	
・試薬の残量を確認する。	1 W
・試薬を交換する。	2 W
・試薬定量ポンプのつまりの有無を確認する。	1 W

・専門業者によるチューブの交換は特記に定める。
・専門業者による検出部の紫外線分解器・エアポンプダイヤフラムの交換等は特記に定める。
・専門業者による試薬定量ポンプ、チュ

(7) 全シアン

・チューブの汚れの有無を確認する。	1 W	ープの交換等は特記に定める。
・試薬注入量を確認する。	1 M	
(C) 校正		
・ゼロ校正を行う。	2 W	
・スパン液校正を行う。	1 M	
(A) 試料水導入部		
・給排水配管（チューブ）のつまりの有無を確認し、必要であれば配管（チューブ）を交換する。	1 W	
・試料水槽、洗浄水槽、試料計量管及び希釈水計量管に所定の水量があるか確認する。	1 W	
・試料水槽及び試料計量槽のブラシ洗浄を行う。	1 W	
・洗浄水槽のブラシ洗浄を行う。	1 M	
・希釈水計量管のブラシ洗浄を行う。	6 M	
・計量管配管（チューブ）のつまりの有無を確認し、必要であれば配管（チューブ）を交換する。	1 W	
(B) 検出部		
・シアンイオン電極の汚れの有無を確認する。	1 W	
・シアンイオン電極が正常電位を示すことを確認する。	1 W	
・比較イオン電極の汚れの有無を確認する。	1 W	
・冷却管に汚れ・破損が無いか確認する。	1 W	・専門業者による冷却管のブラシ洗浄、加熱管のブラシ洗浄は特記に定める。
・測定槽に汚れ、空気漏れが無いか確認する。	1 W	
・流量計の汚れの有無を確認する。	1 W	
・加熱槽に空気漏れが無いことを確認する。	1 W	
(C) 試薬部		
・試薬の残量を確認し、必要なら補充する。	1 W	
・試薬計量管が所定量あるか確認する。	1 W	
・試薬計量管のブラシ洗浄を行う。	6 M	
・試薬計量管に詰まり・漏れが無いことを確認し、必要であれば試薬計量管（チューブ）を交換する。	1 W	
(D) 校正		
・ゼロ校正を行う。	1 W	
・スパン液校正を行う。	1 M	
(8) T O C		
(A) N ₂ ガスの一次・二次圧を点検する。	1 W	
(B) 流量計が適正指示していることを確認する。	1 W	
(C) 曝気筒の汚れの有無を確認する。	1 W	

(D) ドレンポット水位が適正であることを確認し、必要であればドレンポットへ水を補充する。	1 W	
(E) 洗浄液タンクの水位が適正であることを確認し、必要であれば洗浄液タンクに蒸留水（イオン交換水）を補充する。	1 W	
(F) 試料水導入部 ・ 試料の滴下状態が適正であることを確認する。 ・ シリンジからの漏れの有無を確認する。	1 W 1 W	
(G) 試薬部 ・ 試薬（塩酸）が所定量あることを確認し、必要であれば試薬（塩酸）を補充する。	1 W	
(H) 校正 ・ ゼロ校正を行う。	1 W	

第3節 水質分析

1.3.1

一般事項

- (1) 「水質分析」の業務内容は次のとおりとする。
 - (a) 法令に従って定期的に行うことを義務づけられた水質分析及び発生汚泥等の溶出試験の実施及び報告
 - (b) 分析試料を採取（サンプルびん等の材料については特記に定める）
- (2) 次の項目は特記により行う。
 - (a) 施設の適正な運転の維持に必要な水質分析の実施及び報告
 - (b) PRTR 法に定める第一種指定化学物質の当該施設から公共用水域への排出量または汚泥・下水道への移動量を把握するための分析及び記録
 - (c) 公定分析法に用いる分析機器の点検及び保守
- (3) 分析資料採取は次による。
 - (a) 当該施設における排水の分析試料採取は、日本工業規格（JIS K 0094）「工業用水・工場排水の試料採取方法」、日本工業規格（JIS K 0410-3-10）「水質－サンプリング－第 10 部：廃水のサンプリングの指針」による。
 - (b) 当該施設において発生する汚泥の溶出試験を行う場合、その汚泥の採取方法は日本工業規格（JIS K 0060）「産業廃棄物のサンプリング方法」に従って行う。
- (4) 排出水の水質分析等において基準値を超える分析値が得られた場合にはすみやかに報告する。
- (5) 公定分析法に使用する機器の点検及び保守は、特記による。ただし、点検・保守の要領、手順等は各々の分析装置・機器の取扱い説明書に従って行う。

1.3.2

公定分析法に使用する
分析機器の
点検及び保守

(6) 水質分析の記録及び報告が必要な項目は特記による。

(1) 公定分析法に使用する分析機器の点検及び保守は、表 1.3.2 による。

表 1.3.2 公定分析法に使用する分析機器の点検及び保守

点検項目	点検内容	周期	備考
原子吸光分析計 (フレイム法)	1) バーナーのスロット部を清掃する。	1 D	
	2) バーナー冷却水、水漏れ有無、排気ダクト動作を確認する。	1 D	
	3) 逆火防止のためにドレイントラップを確認する。	1 D	
	4) 中空陰極ランプの電流値、輝度の安定性、窓面の汚れを確認する。	1 D	
	5) 燃料ガス、助燃ガスの流量の設定、ガス漏れの有無を確認する。	1 D	
	6) 測定波長、原子吸光感度を確認する。	1 D	
	7) エアコンプレッサーのドレン抜きをする。	1 D	
	8) プリンタのペン、記録紙を確認する。	1 D	
	9) 光学系の汚れ確認、アトマイザーチャンバーを洗浄する。	1 M	
	10) プリンタのペン又はヘッド、可動部を清掃する。	1 M	
	11) バーナー部のO-リングを交換する。	6 M	
	12) 空気清浄器エレメントを交換する。	6 M	
	13) ネブライザーを点検、洗浄する。		
原子吸光分析計 (電気加熱法)	1) グラファイトキューベットの劣化状態を確認する。	1 D	性能劣化時
	2) 原子化炉部の冷却水、水漏れの有無を確認する。	1 D	
	3) 排気ダクトの動作、ドレインタンクを確認する。	1 D	
	4) 中空陰極ランプの電流値、輝度の安定性、窓面の汚れを確認する。	1 D	
	5) アルゴンガス流量を設定し、ガス漏れの有無を確認する。	1 D	
	6) 原子化炉加熱電流を設定し、確認する。	1 D	
	7) 測定波長、原子吸光感度を確認する。	1 D	
	8) プリンタのペン又はヘッド、可動部を清掃する。	1 M	
	9) 光学系の汚れを確認し、原子化炉部を清掃する。	1 M	
	10) 原子化炉部グラファイト電極を交換する。	6 M	
	11) 原子化炉部O-リングを交換する。	6 M	

原子吸光分析計 (水銀分析用)	1) 配管接続部からのガス漏れの有無を確認する。	1 D	性能劣化時
	2) 洗気びんの洗浄液を交換する。	1 D	
	3) 除湿器、流量計の稼動状態を確認する。	1 D	
	4) 水ブランク測定値を確認する。	1 D	
	5) 測定感度を確認する。	1 D	
	6) プリンタのペンまたはヘッド、可動部を清掃する。	1 M	
	7) 洗気びん、配管、流量計を洗浄する。		
紫外可視分光光度計	1) タングステンランプ又は重水素ランプの正常点灯を確認する。	1 D	
	2) 試料室、セルホルダーの汚れ、腐食の有無を確認する。	1 D	
	3) 試料室窓板の汚れの有無を確認する。	1 W	
	4) 分光器の乾燥剤を交換する。	1 W	
	5) プリンタのペンまたはヘッド、可動部を清掃する。	1 M	
	6) 集光ミラーの汚れ、劣化の有無を確認する。	3 M	
	7) 波長精度を確認する。	6 M	
	8) 迷光、測光精度、吸光度変換の直線性を確認する。	1 Y	
ガスクロマトグラフ (FID: 水素炎 イオン化検出器、 FPD: 炎光 光度検出器、 ECD: 電子捕 獲型検出器)	1) 高圧ガス容器の残圧を確認する。	1 D	性能劣化時
	2) キャリヤーガス流路系のガス漏れの有無を確認する。	1 D	
	3) カラム恒温槽、試料注入部、検出器の各温度の安定性を確認する。	1 D	
	4) 各接続部を増し締めし、注入口パッキングを交換する。	1 D	
	5) ベースラインの安定性を確認する。	1 D	
	6) 測定感度、分離係数を確認する。	1 M	
	7) 試料注入部、カラム出口部、検出器を洗浄(ECDは除く)する。		
	8) Oリング、注入口パッキング、充填カラムを空焼きする。		
	(FID: 水素炎イオン化検出器)		
	1) 点火することを確認する。	1 D	
	2) イオンコレクターの汚れの有無を確認する。	1 M	
	(FPD: 炎光光度検出器)		
	1) 点火することを確認する。	1 D	
	2) 光学フィルターの汚れの有無を確認する。	1 M	
	(ECD: 電子捕獲型検出器)		
	1) イオン電流、標識が正常であることを確認する。	1 D	
	2) 検出器の汚れの有無を確認する。	3 M	
高速液体 クロマトグラフ	1) ポンプ、試料注入器、配管及びコネクターからの液漏れの有無を確認する。	1 D	

(UV検出器)	2) シリンジ及びニードルチューブを洗浄する。	1 D	性能劣化時
	3) 光源ランプの点灯を確認する。	1 D	
	4) ベースラインの安定性を確認する。	1 D	
	5) ポンプを洗浄する。	1 M	
	6) 光源ランプのエネルギーチェックを行う。	1 M	
	7) ソルベントフィルターを超音波洗浄する。	3 M	
	8) 分析カラムを洗浄する。	3 M	
	9) 流路フィルターを超音波洗浄する。	3 M	
	10) ポンプシールを交換する。	3 M	
	11) サンプルインジェクターのシールを交換する。	1 Y	
	12) 測定波長を校正する。	1 Y	
	13) 検出器フローセルを洗浄する。		
イオンクロマトグラフ (電気伝導度検出器)	1) ポンプ、試料注入器、配管及びコネクターからの液漏れの有無を確認する。	1 D	
	2) 溶離液、再生液の残量を確認する。	1 D	
	3) ポンプへの呼び水、脱気を行う。	1 D	
	4) カラム圧、カラム恒温槽及び検出器温度が正常であるか確認する。	1 D	
	5) 分離カラムを洗浄する。	3 M	
	6) インラインフィルターを洗浄する。	3 M	
	7) サプレッサーの中空ファイバーイオン交換膜を交換する。	3 M	
	8) ポンプのピストンシールを交換する。	3 M	
	9) 検出器のフローセルの洗浄し、検出器感度を調整する。	3 M	
イオン濃度計	1) イオン電極、比較電極の汚れの有無を確認する。	1 D	
	2) イオン電極、比較電極の内部液を確認する。	1 D	
	3) 接続部の汚れの有無、乾燥していることを確認する。	1 D	
	4) 指示がネルンスト応答することを確認する。	1 D	
	5) 指示が安定していることを確認する。	1 D	
	6) 繰り返し性の検査 ($\pm 10\text{mV}$ 以内)、安定性、応答性、外乱特性、絶縁抵抗、器差の検査を行う。	1 Y	
ヘッドスペース・ ガスクロマトグラフ 質量分析装置	(ガスクロマトグラフ質量分析装置)		・専門業者による点検保守は特記に定める。 (ガスクロマトグラフ質量分析装置は8)～16)に適用) (ヘッドスペースサンプラーは全項目に適用)
	1) ヘリウムキャリアガスの一次圧・二次圧を確認する。	1 D	
	2) ガスクロマトグラフカラムのキャリアガス圧力・流量を確認する。	1 D	
	3) ガス漏れの有無を確認する。	1 D	
	4) マス軸を校正する。	1 D	
	5) キャリヤーガス接続部からのリークチェック及び増し締めを行う。	1 M	
	6) データ処理装置の記憶容量を確認する。	1 M	
	7) 真空ポンプのオイルレベルを確認する。	1 M	
	8) 真空ポンプのオイルエレメント、ガスケットを交換する。	3 M	

誘導結合プラズマ 発光分光装置 (ICP-AES)	9) 質量分解能を確認する。	6 M	
	10) 真空ポンプのオイルを交換する。	6 M	
	11) マスキャリブレーションガスの残量を確認する。	6 M	
	12) フィラメントの汚れ、断線、接続部の緩みを確認する。	6 M	
	13) キャピラリーカラムの分離能を確認する。	1 Y	
	14) 真空ポンプのオイルカセット、シールを交換し、ゴム管の確認を行う。	1 Y	
	15) イオン化部を洗浄する。	1 Y	
	16) 検出器を交換する。	1 Y	
	(ヘッドスペースサンプラー)		
	1) サンプルニードルを洗浄する。	6 M	
	2) サンプルループを洗浄する。	6 M	
	3) サンプル加熱ブロックを掃除する。	6 M	
	1) アルゴンガス残圧、二次圧を確認する。	1 D	・専門業者による点検保守は特記に定める。(8)～(14)に適用)
	2) 冷却水循環器、排気ダクトの動作を確認する。	1 D	
	3) ネブライザーの動作を確認する。	1 D	
	4) 分光器を校正する。	1 D	
	5) 真空計を確認する。	1 W	
	6) 測定感度、精度を確認する。	1 M	
	7) 真空ポンプオイルゲージを確認する。	3 M	
	8) 集光レンズ、保護窓を掃除する。	6 M	
	9) トーチを洗浄する。	1 Y	
	10) ネブライザーを掃除する。		
	11) ドレインタンクを確認する。		
	12) 真空ポンプオイルを交換する。		
	13) フォトマル(検出器)を交換する。		
	14) 水銀ランプを交換する。		
誘導結合プラズマ 質量分析装置 (ICP-MS)	1) アルゴンガス残圧及び二次圧、圧縮空気圧を確認する。	1 D	専門業者による点検保守は特記に定める。(7)～(14)に適用)
	2) 冷却水循環器、排気ダクトの動作を確認する。	1 D	
	3) 試料導入用ペリスタルチックポンプチューブの劣化の有無を確認する。	1 D	
	4) マス軸、分解能、イオンレンズを調整する。	1 D	
	5) 真空計を確認する。	1 W	
	6) 真空ポンプオイルゲージを確認する。	1 M	
	7) ネブライザー、スプレーチャンバー、トーチ、スキマー、サンプリングコーン、引き出し電極を洗浄する。	1 Y	
	8) ディスクリ電圧の設定、確認を行う。	1 Y	
	9) ペリスタルチックポンプチューブを交換する。		
	10) イオンレンズ、Qポールを洗浄する。		
	11) 二次電子増倍管(検出器)を交換する。		
	12) 真空ポンプオイルを交換する。		
	13) 冷却水フィルタを洗浄する。		
	14) ドレインタンクを確認する。		

1.3.3

水質分析による
記 録

- (1) 水質分析の記録項目は、表 1.3.3 による。
(2) 表 1.3.3 に含まれていない項目であって、当該システムの適正な運転・監視のために必要な項目の記録及び報告も特記に定めるものとする。

表 1.3.3 水質分析における記録

区 分	記 録 事 項	記 録 頻 度
採取試料の記録	・ 採取日時及び天候 ・ 採取試料名称 ・ 採取者氏名 ・ 採取場所 ・ 採取量 ・ 水温 ・ 透視度 ・ 色相 ・ 臭気 ・ 外観	採取試料一検体ごとについて採取実施の都度
汚泥の溶出試験(*)の記録	・ 汚泥の溶出試験日時及び場所 ・ 溶出試験実施者 ・ 汚泥量 ・ 汚泥水分量 ・ 分析項目及び分析値 ・ 分析方法 ・ 分析実施日 ・ 分析者	汚泥の採取試料一検体ごとについて溶出試験実施の都度
水質分析結果の記録	・ 分析試料名称 ・ 排水量 ・ 分析項目及び分析値 ・ 分析方法 ・ 分析実施日 ・ 分析者	分析試料一検体ごとについて分析実施の都度

(*) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令による。

第4節 運転・監視及び日常点検・保守

1.4.1

運転・監視記録

運転・監視記録の項目及び周期は表 1.4.1 による。
詳細項目及び書式等は、特記による。

表 1.4.1 運転・監視業務における記録項目

区 分	項 目	記 録 頻 度
(1) 作業日報等	・ 主な業務内容、点検結果、トラブルその他特記事項	1 回/日
(2) 排水量（処理量）	・ 日間排水量（処理量） $\text{m}^3/\text{日}$ ・ 月間排水量（処理量） $\text{m}^3/\text{月}$ ・ 年間排水量（処理量） $\text{m}^3/\text{年}$	1 回/日 1 回/月 1 回/年
(3) 運転記録	・ 主要運転パラメータ（流量、温度、pH等）	1 回/日
(4) 発生廃棄物量	・ 発生汚泥量 ・ し渣量	汚泥搬出ごと及び月報 し渣搬出ごと及び月報
(5) ユーティリティ	・ 電力使用量 ・ 水道使用量	1 回/日 及び 月報 1 回/日 及び 月報
(6) 薬品・燃料等	・ 薬品、燃料等の受入量 ・ 薬品、燃料等の使用量集計 ・ 薬品、燃料等の残量（貯留量）	受入ごと 1 回/日 及び 月報 1 回/日
(7) 備品・消耗品	・ 備品・消耗品の受入数量と使用量の管理	1 回/月

1.4.2

処 理 設 備

処理設備の点検項目及び点検内容は表 1.4.2 による。

表 1.4.2 処理設備

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
流 入 調 整 設 備	（流入部） 1) 排水の色や臭いが通常時と比べて特に変化していないか確認する。 2) 水槽内の沈殿物、浮遊物の有無を確認する。 3) し渣の量を点検する。（適宜搬出・清掃） 4) スクリーンや水路が夾雑物で目詰まりしていないか確認し、あれば取り除く。 （汚水計量部） 5) 規定流量で運転されていることを確認する。	1 D 1 W 1 W 1 W 1 D	
生 物 処 理 設 備	（各生物処理水槽） 1) 槽内の流動・ばっ気状態が正常か確認する。	1 D	

	2) 送風量が適切かを、風量計、溶存酸素計、pH計等で確認・判断する。	1 D
	3) 接触酸化方式の場合、剥離汚泥量が多くな いか確認する。	1 D
	4) 槽内液の色やにおいが通常どおりか確認す る。	1 D
凝集沈殿処理設備	1) 混和槽のpH値が正常範囲にあることを確 認する。(pH5.5~6.5)	1 D
	2) 凝集槽のフロック形成状態が良好か確認す る。	1 D
	3) 沈殿槽内のフロック沈降状態が良好か確認 する。	1 D
	4) 中和槽のpH値が正常か確認する。 (pH5.8~8.6)	1 D
高度処理設備	1) 規定流量で通水されているか確認する。	1 D
砂ろ過塔	2) 逆洗時に規定流量で逆洗されているか確認 する。	1 D
活性炭吸着塔	3) 内部に異常な汚れがないか覗き窓等で確認 する。	1 W
キレート吸着塔		
処理貯留・排出設備	1) 処理水の色、臭い、清澄度など外観に異常 がないか目視確認する。	1 D
	2) 処理水排水量、pH、濁度、水温等の計測 値が正常か確認する。	1 D
汚泥処理設備	1) 汚泥濃縮槽の汚泥沈降が正常で、越流して いないことを確認する。	1 D
	2) 汚泥貯留槽の汚泥が正常に攪拌されている ことを確認する。	1 D
	3) 汚泥凝集槽でのフロック形成及び脱水ケー キの状態は良好か確認する(脱水機運転 日)。	1 D
	4) ケーキホoppaが満杯になっていないか確認 する。	1 D
薬注設備	1) 薬品貯槽に補給する必要があるか確認す る。	1 D
	2) 薬品注入点で適正量注入されているか確認 する。	1 D

1.4.3

ポンプ類

ポンプ類の点検項目及び点検内容は表 1.4.3 による。

表 1.4.3 ポンプ類

点検項目	点検内容	周期	備考
水中ポンプ	1) 異常音及び異常振動が無いか点検する。	1 D	
	2) ポンプの吐出圧、吐出量が正常か確認す る。	1 D	
	3) 運転電流が定格値内であるか確認する。 ※ 2) は圧力計、流量計または計量槽付属の	1 D	

	場合、3)は電流計付属の場合	
遠 心 ポ ン プ	1) 異常音、異常振動及び発熱が無いか確認する。	1 D
	2) ポンプの吐出圧、吐出量が正常か確認する。	1 D
	3) 運転電流が定格値内であるか点検する。	1 W
	4) シール水、バルブ及びグランドパッキンの状態を確認し、必要に応じて締め付けを行う。	1 W
	5) ポンプの損傷、異常な液漏れ等が無いか目視点検する。	1 W
	6) 固定金物の目視点検（変形、破損、腐食の有無）を行う。	1 W
	※ 2)は圧力計、流量計または計量槽付属の場合、3)は電流計付属の場合	
一軸偏心ネジポンプ	1) 異常音、異常振動及び発熱が無いか確認する。	1 D
	2) ポンプの吐出圧、吐出量が正常か確認する。	1 D
	3) シール水、バルブ及びグランドパッキンの状態を確認し、必要に応じて締め付けを行う。	1 W
	4) ポンプの損傷、液漏れ等が無いか目視点検する	1 W
	5) 固定金物の目視点検（変形、破損、腐食の有無）を行う。	1 W
	※ 2)は圧力計、流量計または計量槽付属の場合	
ル ー ツ ポ ン プ	1) 異常音、異常振動及び発熱が無いか確認する。	1 D
	2) ポンプの吐出圧、吐出量が正常か確認する。	1 D
	3) シール水、バルブ及びグランドパッキンの状態を確認し、必要に応じて締め付けを行う。	1 W
	4) ポンプの損傷、液漏れ等が無いか目視点検する。	1 W
	5) 固定金物の目視点検（変形、破損、腐食の有無）を行う。	1 W
	6) 呼び水水槽の点検を行い水を補給する。	1 W
	※ 2)は圧力計、流量計または計量槽付属の場合	
薬 注 ポ ン プ (ダイヤフラム)	1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を確認する。	1 D
	2) 注入設定ダイヤルの位置を確認する。	1 D
	3) ポンプの変形、損傷、著しい液漏れの有無を目視点検する。	1 W
	4) 固定金物の目視点検（変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 W
	5) 送液量が正常か注入点等で確認する。	1 M

そ の 他 ポ ン プ	1) 異常音、異常振動及び発熱の有無を確認する。	1 D
	2) ポンプの吐出圧、吐出量をチェックする。	1 D
	3) シール水、バルブ、グランドパッキン又はメカニカルシールの状態を確認し、必要に応じて締め付けを行う。	1 W
	4) ポンプの損傷、異常な液漏れ等が無い目視点検する。	1 W
	5) 固定金物の目視点検（変形、破損、腐食の有無）を行う。	1 W
	※ 2) は圧力計、流量計または計量槽付属の場合)	

1.4.4

回 転 機 器 類

回転機器類の点検項目及び点検内容は表 1.4.4 による。

表 1.4.4 回転機器類

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
ブ ロ ワ (ルーツ)	1) 異常音、異常振動及び異常な発熱が無い目視点検する。	1 D	
	2) ブロワの吐出圧、吐出量が正常か確認する。	1 D	
	3) 電流値が定格値以下であるか確認する。	1 D	
	4) ギアオイルの量及び状態を点検する。	1 D	
	5) ブロワの損傷、空気漏れの有無を目視点検する。	1 W	
	6) 固定金物及びプーリーカバー等の目視点検（変形、損傷、腐食の有無、塗装状態の良否）を行う。	1 W	
	7) 散気用の場合には散気状態を目視点検する。	1 D	
空 気 圧 縮 機 (除湿器を含む)	1) 異常音、異常振動及び異常な発熱が無い目視点検する。	1 D	
	2) 吐出圧、吐出量が正常か確認する。	1 D	
	3) ドレン抜きを行う。	1 D	
	4) 油量が正常範囲内にあるか確認する。	1 W	
	5) 圧縮機の損傷、空気漏れの有無を目視点検する。	1 W	
	6) 安全弁の作動検査を行う。 (除湿器)	1 W	
	7) 異常音、異常振動及び発熱の有無を確認する。	1 D	
	8) 冷媒漏れがないことを確認する。 (蒸発圧力計が始動前に 0kg/cm ² 以上のこと)	1 D	
送 風 機	1) 異常音、異常振動及び異常な発熱が無い目視点検する。	1 D	
	2) 吐出圧、吐出量をチェックする。	1 D	
	3) 運転電流・電圧が定格値内かどうか確認する。	1 D	

		4) 吸込み空気温度を確認する。 (通常 40℃以下)	1 D
集 泥 (中央駆動式)	機	1) 異常音、異常振動及び異常な発熱が無い 点検する。	1 D
		2) 装置の変形、損傷、発熱等の有無及び塗装 状態の良否を目視点検する。	1 W
攪 拌 (ゴムライニングあり)	機	1) 異常音、異常振動及び異常な発熱が無い 点検する。	1 D
		2) 運転時のプロペラは液中にあることを確認 し、シャフト接続部の振れ状態を確認す る。	1 D
		3) 攪拌機の変形、損傷及びシャフト、プロペ ラのゴムライニングの損傷、剥離等の有無 を目視点検する。	1 W
		4) 固定金物を目視点検 (変形、損傷、腐食の 有無) する。	1 W
攪 拌 (ゴムライニングなし)	機	1) 異常音、異常振動及び異常な発熱が無い 点検する。	1 D
		2) 運転時のプロペラは液中にあることを確認 し、シャフト接続部の振れ状態を確認す る。	1 D
		3) 攪拌機の変形、損傷、空気漏れの有無を目 視点検する。	1 W
		4) 固定金物を目視点検 (変形、損傷、腐食の 有無) する。	1 W
ベルトコンベア (トラフ型)		1) 異常音、異常振動及び異常な発熱が無い 点検する。	1 D
		2) 片寄り、緩みがなく、ローラの回転状態が 正常であることを確認する。	1 D
バケットコンベア (チェーン式)		1) 異常音、異常振動及び異常な発熱が無い 点検する。	1 D
		2) 運転電流・電圧が定格値内かどうか確認す る。	1 D
		3) 減速機の油量を確認し、必要に応じて補給 する。	1 D
粗 目 ス ク リ ー ン		1) 異常音、異常振動が無い点検する。	1 D
		2) 運転電流値が定格値内であるか確認する。	1 D
		3) Vベルトの伸び、減速機スプロケット及び チェーンに異常がない点検する。	1 W
		4) 回転スクリーンに付着している異物及び油 脂、スクレーパーに付着している異物があ れば除去する。	1 W
		5) スクリーンベルトの張り、損傷を点検す る。	1 W
		6) グリースの漏れがない点検する。	1 W
		7) し渣の掻上げ状況を点検する。	1 W
		8) 電動機、減速機の外被温度に異常がない 点検する。	1 W

細目スクリーン	1) 異常音、異常振動が無い点検する。	1 D	
	2) 運転電流値が定格値内であるか確認する。	1 D	
	3) 電動機、減速機の外被温度に異常がないか点検する。	1 W	
	4) Vベルトの張り、損傷の有無を点検する。	1 W	
	5) 走行チェーン、くし歯部に付着している異物及び油脂の付着を確認しあれば除去する。	1 W	
	6) グリースの漏れがないか点検する。	1 W	
	7) し渣の掻上げ状況を点検する	1 W	
脱水機 (ベルトプレス)	1) 脱水ろ液の状態（色、量）を点検する。	1 D	
	2) 剥離ケーキの状態（やわらかさ等）を点検する。	1 D	
	3) 脱水機付属制御盤の発熱の有無、スイッチ、ランプ等の状態を確認する。	1 D	
	4) 運転時の電流値が規定値以下であるか確認する。	1 D	
	5) 異音及び異常な発熱が無い点検する。	1 W	
	6) ろ布の蛇行の有無を確認する。	1 W	
	7) ろ布吸引真空度を確認し調整する。	1 D	
	8) ユニットの変形、損傷等の有無及び塗装状態の良否を目視点検する。	1 W	
	9) 固定金物の目視点検（塗装状態の良否、変形、傷、腐食の有無）を行う。	1 W	
	10) 洗浄ノズルの詰まりが無い点検する。	1 W	
	11) ろ布の目詰まり状態を確認し必要ある場合は洗浄する。	1 W	
	12) 休止前には十分に洗浄を行う。また、休止中は適時空運転を行うなどして運転に備える。		休止前また休止中に行う
脱水機 (フィルタープレス)	1) 脱水ろ液の状態（色、量）を点検する。	1 D	
	2) 剥離ケーキの状態（やわらかさ等）を点検する。	1 D	
	3) 脱水機付属制御盤の発熱の有無、スイッチ、ランプ等の状態を確認する。	1 D	
	4) 運転時の電流値が規定値以下であるか確認する。	1 D	
	5) 異音及び異常な発熱が無い点検する。	1 W	
	6) ろ過、圧搾時に液漏れが無い点検する。また、開枠時のろ布の目詰まり状態を点検し必要な場合はへら落とし又は洗浄等を行う。	1 W	
	7) ユニットの変形、損傷等の有無及び塗装状態の良否を目視点検する。	1 W	
	8) 固定金物の目視点検（塗装状態の良否、変形、傷、腐食の有無）を行う。	1 W	
	9) 各部チェーンの状態を確認し必要ある場合は調整する。	1 W	
	10) ろ布の目詰まり状態を確認し必要ある場合は洗浄する。	1 W	
	11) 休止前には十分に洗浄を行う。また、休		休止前また休止中に

		止中は適時空運転を行うなどして運転に備える。		行う
脱水機 (スクリーンプレス)	機	1) 脱水ろ液の状態(色、量)を点検する。 2) 脱水ケーキの状態(やわらかさ等)を点検する。 3) 脱水機付属制御盤の発熱の有無、スイッチ、ランプ等の状態を確認する。 4) 異音及び異常な発熱が無いを確認する。 5) ろ過、圧搾時の異常なスラリー漏れの有無を目視点検する。 6) ユニットの变形、損傷等の有無及び塗装状態の良否を目視点検する。 7) 固定金物の目視点検(塗装状態の良否、変形、傷、腐食の有無)を行う。 8) バレルの目詰まり状態を確認し必要ある場合は洗浄する。 9) スクリーン駆動モーターの電流値が定格値以下であるか確認する。 10) 投入ホッパーへのスラリー液面制御が正しく行われているか点検する。 11) 休止前には十分に洗浄を行う。また、休止中は適時空運転を行うなどして運転に備える。	1 D 1 D 1 D 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W	休止前また休止中に行う
脱水機 (遠心分離)	機	1) 脱水ろ液の状態(色、量)を点検する。 2) 脱水ケーキの状態(やわらかさ等)を点検する。 3) 脱水機付属制御盤の発熱の有無、スイッチ、ランプ等の状態を確認する。 4) 異音及び異常振動の有無を確認する。 5) 軸受部の温度が規定値以下であることを確認する。 6) 運転時の電流値が規定値以下であることを確認する。 7) 軸受部のグリースアップを行う。 8) ユニットの变形、損傷等の有無及び塗装状態の良否を目視点検する。 9) 固定金物の目視点検(塗装状態の良否、変形、傷、腐食の有無)を行う。 10) ギヤボックスのオイル量を確認する。 11) 休止前には十分に内部の清掃を行う。また、休止中は適時空運転を行うなどして運転に備える。	1 D 1 D 1 D 1 D 1 D 1 D 1 D 1 W 1 W 1 W 1 M	
薬剤溶解器ユニット ・供給ホッパー ・溶解槽 ・攪拌機	機	1) 槽内の液量を点検し、必要に応じて希釈溶解し、補給する。 2) 溶解器ユニット付属操作盤のスイッチ、ランプ等の状態を確認する。 3) 溶解器ユニットの異常音の有無を点検する。 4) 槽内浮遊物の有無を点検する。 5) 槽本体及び溶解器ユニットのホッパー付貯留の变形、損傷、液漏れ等の有無及び槽本	1 D 1 D 1 D 1 D 1 W	

	体内面の塗装状態の良否を目視点検する。	
	6) 固定金物、槽外面及び作業ステージ等の目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 W
	7) 槽内沈殿物の有無を確認し、必要に応じ除去する。	1 M
	8) 槽内の液濃度を確認し、必要に応じて調整する。	1 M

1.4.5

塔・槽類

塔・槽類の点検項目及び点検内容は表 1.4.5 による。

表 1.4.5 塔・槽類

点検項目	点検内容	周期	備考
水・沈砂槽	1) 槽内の沈殿物の有無を点検する。また、スクリーンの目詰まりを点検し、あれば除去する。沈殿物、スクリーン粗大物の除去の記録をとる。	1 D	
	2) 槽本体に損傷、液漏れ、その他損傷が無いか点検する。	1 W	
	3) 槽外面、作業ステージ及び固定金物の目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 W	
水・pH調整槽 ・中和槽	1) 槽内の浮遊物及び沈殿物の状態を点検する。	1 D	
	2) 槽内 pH 計表示、各薬品注入状態及び攪拌状態を点検する。	1 D	
	3) 各槽の損傷及びクラック等による漏水が無いか点検する。	1 W	
	4) 固定金物及び攪拌機架台等の目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 W	
水・原水調整槽 ・放流水槽	1) 槽内の浮遊物の状態を点検する。	1 D	
	2) 各槽の損傷及びクラック等による漏水の有無を目視点検する。	1 W	
	3) 固定金物及びタラップ等の目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 W	
水・反応集槽	1) 槽内の浮遊物、フロック生成状態を点検する。	1 D	
	2) 槽内 pH 計表示、各薬品注入状態及び攪拌状態を点検する。	1 D	
	3) 各槽の損傷及びクラック等による漏水が無いか目視点検する。	1 W	
	4) 固定金物及び攪拌機架台等を目視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無）する。	1 W	
	5) 槽内沈殿物が無いか点検しあれば除去する。	1 W	

水 ・沈殿槽 ・凝集沈殿槽 ・汚泥濃縮槽	槽	1) 槽内に浮遊物、異物が無いか点検する。	1 D
	槽	2) 槽内のスラッジゾーンの位置及び状態を点検する。	1 D
	槽	3) 上澄水の性状に異常が無いか点検する。 (凝集沈殿槽の場合は清澄度)	1 D
	槽	4) 槽本体に変形、損傷、液漏れ、ゴムライニングの損傷及び剥離等が無いか目視点検する。	1 W
	槽	5) 固定金物及び作業ステージを目視点検(塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無)する。	1 W
水 ・逆洗水槽 (脱水機用)	槽	1) 槽内の浮遊物、沈殿物の状態を点検する。	1 D
	槽	2) 槽の損傷及びクラック等による漏水が無いか目視点検する。	1 W
	槽	3) 固定金物及びタラップ等の目視点検(塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無)を行う。	1 W
生物処理槽	槽	1) 原水が設定量流入しているか点検する。	1 D
	槽	2) 槽内の浮遊物、発泡の状態を点検する。	1 D
	槽	3) 水温及びD.O値が規定値内であるか点検する。	1 D
	槽	4) 槽内の曝気及び水流が均等か点検する。	1 D
	槽	5) 各槽に損傷やクラック等による漏水が無いか目視点検する。	1 W
	槽	6) 固定金物及び配管等を目視点検(塗装状態の良否変形、損傷、腐食の有無)する。	1 W
計量槽	槽	1) 汚水等が設定値で計量されているか点検する。	1 D
	槽	2) 三角せき及び四角せきへの付着物がないか点検し、あれば除去する。	1 D
	槽	3) スカムの浮上又は底部への汚泥堆積により水流が阻害されていないか点検し、あれば除去する。	1 W
砂ろ過塔 活性炭吸着塔 重金属キレート塔	塔	1) 塔内の充填材の状態を点検する。	1 W
	塔	2) 塔の各接続部からの水漏れが無いか点検する。	1 W
	塔	3) 固定金物及び塔本体外面に損傷等が無いか目視点検(塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無)する。	1 W
膜処理槽 (浸漬型膜分離)	槽	1) 槽内液の水温及び色相、臭気等の外観が通常どおりか点検する。	1 D
	槽	2) ばっ気が均等に既定風量で行われているか確認する。	1 D
	槽	3) 膜処理水(ろ液)に濁りやSSの混入が無いか点検する。	1 D
	槽	4) 差圧が既定範囲内にあるか、ろ過水量(フラックス)が規定値に保たれているか点検する。	1 D
	槽	5) 槽内液のMLSS濃度の測定確認を行い、必要に応じて調整する。	1 W

フェライト反応塔	1) サンプリング槽及び塔に損傷や漏水が無い か目視点検する。	1 W
	2) 固定金物及び作業ステージの目視点検（塗 装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無） を行う。	1 W
	3) サンプリング槽のpH、液状態を点検す る。	1 D
石灰サイロ	1) サイロ内の石灰量の確認及び手配を行う。	1 D
	2) バイブレータの動作が正常か確認する。	1 D
	3) 石灰の漏れ等の異常が無い点検する。	1 W
	4) 固定金物、本体外面及び作業ステージの目 視点検（塗装状態の良否、変形、損傷、腐 食の有無）を行う。	1 W
	5) スクリューコンベア、コンベア駆動用電動 機（減速機付）等の異常音、発熱等をチェ ックする。	1 W
	6) バグフィルタ、ろ布の目詰まり張り具合を 点検し必要に応じて清掃又は調整する。	1 M
苛性ソーダ槽	1) 苛性ソーダ槽の薬液量の確認及び手配を行 う。	1 D
	2) 本体に変形、損傷、液漏れ、発熱等の異常 が無い点検する。	1 W
	3) 固定金物、攪拌機用架台及び作業ステー ジ等の目視点検（塗装状態の良否、変形、損 傷、腐食の有無）を行う。	1 W
次亜塩素酸 ソーダ槽	1) 槽内の液量を確認し、必要に応じて補給、 手配を行う。	1 D
	2) 槽本体に変形、損傷、液漏れ等が無い目 視点検する。	1 W
	3) 固定金物及び攪拌機、槽枠の目視点検（塗 装状態の良否、変形、損傷、腐食の有無） を行う。	1 W
塩酸槽 硫酸槽 硫酸第二鉄 硫酸バンド PAC槽	1) 槽内の液量を確認し、必要に応じて補給、 手配を行う。	1 D
	2) 槽内の浮遊物や本体発熱等の異常が無い 点検する。	1 D
	3) 槽の損傷やクラック等による漏れが無い 目視点検する。	1 W
	4) 固定金物及び作業ステージ等の目視点検 （塗装状態の良否、変形、損傷、腐食の有 無）を行う。	1 W
ケーキホッパ	1) 操作時に各部の動作が正常か確認する。	1 D
	2) 本体及び固定金物目視点検（塗装状態の良 否、変形、損傷、腐食の有無）を行う。	1 M
	3) 耐圧ゴムホースの損傷が無い点検する。	1 M
塩素滅菌器 （固型塩素接触 方式水路設置型）	1) 固型塩素錠剤の残量を点検し、必要なら補 充する。	1 D
	2) 水量調整ゲートが適切な開度になっている	1 W

	ことを確認する。 3) 溶解部スリットにスカム、スケールなどの付着物があれば清掃を行う。	1 M	
--	---	-----	--

1.4.6

配

管

配管類の点検項目及び点検内容は表 1.4.6 による。

表 1.4.6 配管

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
配 管	1) 各接続部の液漏れ、蒸気漏れ等が無い点検する。 2) 曲部、接続部及び弁類の前後等で異常音・異常振動が無い点検する。 3) 塗装の剥離及び腐食、損傷などの劣化の有無を点検する。(裸配管) 4) 保温材の剥離、損傷などの劣化の有無を点検する。 5) 固定金物の目視点検(変形、損傷、腐食の有無、塗装状態の良否)を行う。	1 W 1 W 1 M 1 M 1 W	
伸 縮 継 手	1) 流体の漏れや亀裂、損傷等が無い点検する。	1 M	
蒸 気 ト ラ ッ プ	1) 作動が正常か点検する。	1 W	
弁	(A) 空気作動弁		
・ 空 気 作 動 弁	1) 正常に作動しているか確認する。	1 W	
・ 電 気 弁	2) 空気漏れ等が無い点検する。	1 W	
・ 電 磁 弁	(B) 電気弁及び電磁弁		
	1) 正常に作動しているか確認する。	1 W	
	2) 空気漏れ等が無い点検する。	1 W	
	3) ソレノイドの異常な発熱が無い点検する。	1 M	
弁	1) 本体の変形、損傷、腐食、液漏れ等が無い点検する。	1 M	
・ 仕 切 弁	2) 必要と認められる弁について作動を点検し必要に応じて清掃を行う。	1 M	
・ 玉 形 弁			
・ バ タ フ ラ イ 弁			
・ ボ ー ル 弁			
・ 逆 止 弁			
・ コ ッ タ ・ フ ー ト 弁			
・ ダ イ ヤ フ ラ ム 弁			
・ 風 量 調 整 ダ ン パ			
減 圧 弁	1) 弁前後の圧力計等により作動が正常か点検する。	1 M	
	2) 腐食・損傷などの劣化の有無を点検する。	1 M	
ス ト レ ー ナ	1) 目詰まりを確認し、適宜ストレーナの清掃を行う。	1 W	
	2) 本体の変形、損傷、腐食、液漏れ等が無い点検する。	1 M	

オートストレーナ	1) 異常音、異常振動が無い点検する。	1 D	
	2) 運転電流が定格値内かどうか確認する。	1 D	
	3) 液体漏れがない点検する。	1 D	
	4) 付属計器類が正常に作動している点検する。	1 W	
	5) ドレンの開閉が正常か点検する。	1 W	

1.4.7 盤

盤の点検項目及び点検内容は表 1.4.7 による。

表 1.4.7 盤

点検項目	点検内容	周期	備考
制御盤（監視盤）	1) 盤面スイッチ、ランプ等の状態を確認し、装置の異常及び警報表示の有無を確認する。	1 D	
	2) 計器設定値、表示値を確認し調整する。	1 D	
	3) 電圧及び電流計の表示値を確認する。	1 D	
	4) 記録計、積算計等のデータを整理する。	1 D	
	5) 記録計のインク及び記録紙を点検し、必要に応じて補充交換を行う。	1 D	
	6) 警報表示灯の点滅確認を行い、必要に応じて交換等を行う。	1 D	
	7) 異常音、異臭及び異常な発熱が無い点検する。	1 D	

1.4.8

計器類

計器類の点検項目及び点検内容は表 1.4.8 による。

表 1.4.8 計器類

点検項目	点検内容	周期	備考
液面計	(A) 電極棒		
	1) 作動状態を確認する。	1 M	
	2) 電極棒及び端子ボックスの変形、損傷、腐食及び端子の緩み等の有無を点検する。	1 M	
	(B) 浮子式		
	1) 作動状態を確認する。	1 M	
	2) フロートに付着物がない点検し、必要なら掃除する。	1 M	
	3) フロート・ケーブル及び端子ボックスの変形、損傷、腐食及び端子の緩み等の有無を点検する。	1 M	
	(C) リード式		
	1) 作動状態を確認する。	1 M	
	2) 本体及び指標管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1 M	

	(D) 超音波式	
	1) 作動状態を確認する。	1 M
	2) 発信器、変換器（指示計付）及び変換器 取付け金物の変形、損傷、腐食等の有無 を点検する。	1 M
	(E) 静電容量式	
	1) 作動状態を確認する。	1 M
	2) レベル検出端及び端子ボックスの変形、 損傷、腐食及び端子の緩み等の有無を点 検する。	1 M
オリフィス流量計	1) 指示状態を確認する。	1 D
	2) テーパ管・フロートの汚れ及び液漏れの 有無を確認する。	1 D
	3) エア抜きの確認を行う。	1 W
ピトー管流量計	1) 指示状態を確認する。	1 D
	2) テーパ管・フロートの汚れ及び液漏れの 有無を確認する。	1 D
	3) エア抜きの確認を行う。	1 W
面積式流量計 (ガラス管流量計)	1) 指示状態を確認する。	1 D
	2) テーパ管・フロートの汚れ及び液漏れの 有無を確認する。	1 D
	3) エア抜きの確認を行う。	1 W
超音波流量計	1) 指示状態を確認する。	1 D
	2) センサーレール及びセンサーのズレ確認 を行う。	1 W
電磁流量計	1) 指示状態を確認する。	1 D
	2) 取付配管の振動が無いか確認する。	1 D
	3) 変換部カバーの緩みが無いか確認する。	1 D
	4) 表示部に曇りや水滴付着が無いか確認す る。	1 D
風 量 計	1) テーパー管の汚れを目視により確認す る。	1 M
	2) ストッパー、ストレーナの詰まりを点検 する。	1 M
	3) フロートの汚れ、変形の有無を点検す る。	1 M
圧 力 計 (接点付圧力計)	1) 指示状態を確認する。	1 D
	2) 本体の変形、損傷、腐食等の有無を点検 する。	1 M
差 圧 計 (接点付差圧計)	1) 指示状態を確認する。	1 D
	2) 本体の変形、損傷、腐食等の有無を点検 する。	1 M
P H 計 O R P 計	1) 指示状態を確認する。	1 D
	2) 電極のガラス膜面及び連絡部に汚れが無 いか点検し、必要に応じて洗浄を行う。	1 W

	3) 加圧形ホルダーの場合には、試料水圧力に対して 0.03~0.05Mpa 高めに加圧されているか確認し、必要に応じて調整する。	1 W
	4) KCl 溶液量を点検し、必要に応じて補給する。	1 M
	5) 標準液による校正を行う。(pH 計)	1 W
	6) 標準液による指示値の確認を行う。(OR P 計)	1 M
	7) 本体、コネクター及び指示計の変形、損傷、腐食、スケーリング等の有無を点検する。	1 W
導電率計	1) 指示状態を確認する。	1 D
	2) 本体、コネクター及び指示計の変形、損傷、腐食、スケーリング等の有無を点検する。	1 W
溶存酸素計	1) 指示状態を確認する。	1 D
	2) 校正を行う。	1 W
	3) 電極隔膜の点検及び洗浄を行う。	1 W
残留塩素計	1) 指示状態を確認する。	1 D
水質分析装置		
(1) 6価クロム	(A) 検出部 ・配水チューブの汚れ、亀裂の有無を確認する。 ・測定セルの汚れ、液漏れ、亀裂の有無を確認する。 (B) 試薬部 ・試薬の残量を確認し、必要なら補充する。 ・試薬定量ポンプのつまりの有無を点検する。 ・チューブの汚れの有無を確認する。 (C) 採水部 ・採水ポンプの動作を確認する。 ・採水ポンプの採水量を確認する。	1 D 1 W 1 D 1 D 1 W 1 D 1 W
(2) フッ素	(A) 試料水導入部 ・フィルタのつまりの有無を確認する。 ・ポンプの動作を確認する。 ・ポンプの流量を確認する。 ・チューブの汚れの有無を確認する。 (B) 検出部 ・配管・継ぎ手等からの液漏の有無を確認する。 (C) 試薬部 ・試薬の残量を確認し、必要なら補充する。 ・試薬定量ポンプのつまりの有無を確認する。 ・チューブの汚れの有無を確認する。	1 D 1 D 1 W 1 W 1 D 1 W 1 D 1 W 1 W

(3) BOD	(A) 試料水導入部	
	・ポンプの動作を確認する。	1 D
	・ポンプの流量を確認する。	1 W
	(B) 試薬部	
	・試薬の残量を確認し、必要なら補充する。	1 D
(4) COD	・試薬定量ポンプのつまりの有無を確認する。	1 W
	・チューブの汚れの有無を確認する。	1 W
	(A) 試料水導入部	
	・フィルタのつまりの有無を確認する。	1 D
	・ポンプの動作を確認する。	1 D
(5) 全窒素	・ポンプの流量を確認する。	1 W
	・チューブの汚れの有無を確認し、必要に応じてチューブを交換する。	1 W
	(B) 検出部	
	・比較電極の浸水を確認し、必要に応じて内部液を補充する。	1 D
	・白金電極及び連絡部の洗浄を行う。	1 W
(6) 全リン	(C) 試薬部	
	・試薬の残量を確認し、必要なら補充する。	1 D
	(D) 校正	
	・校正（1 回/週）が適正に行われているか確認し、必要なら校正を行う。	1 W
	(A) 試料水導入部	
(7) 全シアン	・フィルタのつまりの有無を確認する。	1 D
	・ポンプの動作を確認する。	1 D
	・ポンプの流量を確認する。	1 W
	・チューブの汚れの有無を確認する。	1 D
	(B) 試薬部	
	・試薬の残量を確認する。	1 D
	・試薬定量ポンプのつまりの有無を確認する。	1 W
	・チューブの汚れの有無を確認する。	1 D
	(A) 試料水導入部	
	・給排水配管（チューブ）のつまりの有無を確認し、必要であれば配管（チューブ）を交換する。	1 W
	・試料水槽、洗浄水槽、試料計量管及び希	1 W

	・ 貯水計量管に所定の水量があるか確認する。 ・ 試料水槽及び試料計量槽のブラシ洗浄を行う。 ・ 計量管配管（チューブ）のつまりの有無を確認し、必要であれば配管（チューブ）を交換する。	1 W
	(B) 検出部 ・ シアンイオン電極の汚れの有無を確認する。 ・ シアンイオン電極が正常電位を示すことを確認する。 ・ 比較イオン電極の汚れの有無を確認する。 ・ 冷却管に汚れ・破損が無いか確認する。 ・ 測定槽に汚れ、空気漏れが無いか確認する。 ・ 流量計の汚れの有無を確認する。 ・ 加熱槽に空気漏れが無いことを確認する。	1 D 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W
	(C) 試薬部 ・ 試薬の残量を確認し、必要なら補充する。 ・ 試薬計量管が所定量あるか確認する。 ・ 試薬計量管に詰まり・漏れが無いことを確認し、必要であれば試薬計量管（チューブ）を交換する。	1 W 1 W 1 W
	(D) 校正 ・ ゼロ校正を行う。	1 W
(8) T O C	(A) N ₂ ガスの一次・二次圧を点検する。	1 D
	(B) 流量計が適正指示していることを確認する。	1 D
	(C) 曝気筒の汚れの有無を確認する。	1 D
	(D) ドレンポット水位が適正であることを確認し、必要であればドレンポットへ水を補充する。	1 D
	(E) 洗浄液タンクの水位が適正であることを確認し、必要であれば洗浄液タンクに蒸留水（イオン交換水）を補充する。	1 D
	(F) 試料水導入部 ・ 試料の滴下状態が適正であることを確認する。 ・ シリンジからの漏れの有無を確認する。	1 D 1 D
	(G) 試薬部 ・ 試薬（塩酸）が所定量あることを確認し、必要であれば試薬（塩酸）を補充する。	1 D
	(H) 校正 ・ ゼロ校正を行う。	1 W

第 3 編 医療用設備

第1章 医療ガス設備

第1節 一般事項

1.1.1 適	用	本章は、医療ガス設備（医療用の酸素、亜酸化窒素（笑気）、治療用空気、手術機器駆動用窒素（窒素）、二酸化炭素（炭酸ガス）吸引、非治療用空気、及び麻酔ガス排除設備（AGSS）を供給する設備）に関する業務に適用する。
1.1.2 業 務 目 的		本業務は、医療ガス設備について、専門的見地から点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然に防止に資することを目的とする。
1.1.3 関 係 法 令 等		(1) 医療ガス設備の点検及び保守については、「医療法」及び関係法令、「保安管理義務指導要綱」（S63.7.15 健政発第410号）及び「医療ガスの保守点検指針」（H5.10.5 健政発第650号）の定めるところによる。 (2) 高圧ガス保安法に規定する特定施設及び定期的な自主検査を行う製造施設となる定置式超低温液化ガス貯槽に関しては、関係法令等に定めるところによる。

第2節 定期点検等及び保守

1.2.1

一般事項

- (1) バルブの閉止や電源の開閉を行う場合は、当該供給を停止する系統の全てのアウトレット等に使用禁止の表示を行うものとする。
- (2) 業務の実施に伴う医療ガスの供給停止の際に必要な措置等については、特記による。

1.2.2

アウトレット (配管端末)

アウトレット(配管端末器)の点検項目及び点検内容は表1.2.2による。

表1.2.2 アウトレット(配管端末機)

点検項目	点検内容	周期	備考
アウトレット	1) キャップ等の付属品があることを確認する。	3 M	
	2) ピン式又はシュレーダ式は、ピン穴の方向及び六角穴の方向が正しいことを確認する。	3 M	
	3) ガス名が表示されていることを確認する。	3 M	
	4) 損傷、腐食等の有無を点検する。	3 M	
	5) ネジ類の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	3 M	
	6) リングカバーの作動の良否及び緩みの有無を点検する。	3 M	
	7) アダプターの着脱の良否を点検する。	3 M	
	8) アダプター着脱時の異音(シュ音)の有無を点検する。	3 M	
	9) 配管端末器最大流量(表-1)を流し、標準送気圧力(表-1)であることを確認する。	3 M	
	10) 点検用具を用いて、各ブロックの任意の1個のアウトレットについてガス同定試験に当たり、酸素濃度計を用いる場合は、表-2の酸素濃度であることを確認する。	1 Y	
	11) 取付部の漏れ、緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	3 M	
	12) 圧力計の指示値が正常であることを、確認する。	3 M	
	13) 圧力調整器付きの場合は、バルブの開閉作動の良否を点検する。	3 M	
	14) 圧力調整器の作動の良否を点検する。	1 Y	
	15) 圧力調整器付きの場合は、バルブを閉止し、下流への漏れの有無を点検する。	1 Y	
	16) 圧力調整器のシートの漏れの有無を、点検する。	1 Y	
	17) 圧力計の校正を行う。調整が必要な場合は調整する。	1 Y	

表-1 医療ガス配管設備諸元表

単位 kPa, 吸引は-kPa (NL/min は 1 気圧 0℃でのガス量)

	酸素	亜酸化窒素 (笑気)	治療用 空気	吸 引		二酸化炭素 (炭酸ガス)	手術機器 駆動用窒素 (窒素)	圧縮空気		非治療用 空気
				水封式	油回転式			治療用 ⁽¹⁾	手術機器 駆動用 ⁽²⁾	
標準送気圧力 ⁽³⁾	400±40	400±40	400±40	40～70	50～80	400±40	600～900 ⁽⁴⁾	400±40	600～900 ⁽⁴⁾	300±30
配管端末器 最大流量 ⁽⁵⁾ (NL/min)	≥60 ⁽⁶⁾	≥40	≥60 ⁽⁶⁾	≥40	≥40	≥40	≥300	≥60 ⁽⁶⁾	≥300	≥30 ⁽⁸⁾
調整器の調整圧力	450±50	450±50	450±50	—	—	450±50	900±100	450±50	900±100	330±30
ポンプ 及び 空気圧縮 機の作動	発進	—	—	500±50 ⁽⁷⁾	45±3	55±3	—	1200±50 ⁽⁷⁾		
	停止	—	—	750±100 ⁽⁷⁾	67±3	77±3	—	1400±50 ⁽⁷⁾		
送気配管	安全弁の 作動圧力	600～800	600～800	600～800 (750～ 950) ⁽⁸⁾	—	—	600～800	1300～ 1600	600～800 (1600～ 2000) ⁽⁸⁾	1300～1600 (1600～ 2000) ⁽⁸⁾
	上限警報	480±20	480±20	480±20	—	—	480±20	1200±30	480±20	1200±30
	下限警報	320±20	320±20	320±20	33±3	43±3	320±20	720±30	320±20	720±30

- 注 1. 手術機器駆動用空気と同一の供給源から、治療用空気を得る場合の数値を示す。
 2. 手術機器駆動用空気の品質についても、治療用空気と同質とする。
 3. 静止圧状態において、酸素は治療用空気、亜酸化窒素又は二酸化炭素よりも 30kPa 程度高くすること。
 4. 配管端末器（アウトレット）に内蔵する圧力調整器を用いて標準送気圧力を使用者が現場で調整できる機構とすること。
 5. 当該配管端末器だけを使用した場合に標準圧力範囲内で得られる流量。ただし、吸引の場合は開放状態で得られる流量。
 6. 同一配管区域内の一つの配管端末器において、流量が 120NL/min の場合、その圧力は 300kPa まで低下することが許される。
 7. 空気圧縮機の性能に応じて変更してよい。
 8. 送気圧力調整器の 1 次側の安全弁の作動圧力を示し、停止圧力+100kPa 程度とする。
 9. 非治療用空気を動力として麻酔ガス排除用に使用した場合の排除に必要な配管端末器の吸込み流量で他の方式を用いる場合も同様とする。

表-2 酸素濃度計による試験

ガス同定試験で、特定酸素濃度をもつガスなどの各配管設備について、酸素濃度計を使用して酸素濃度を測定して次の要件を満たすことを確認する。（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編））	
・酸素（95%以上）	・治療用空気（21±2%），
・笑気（5%以下）	・窒素（5%以下）
・炭酸ガス（5%以下）	

1.2.3

ホースアセンブリ ホースアセンブリ、天井懸垂装置、メディカルサプライユニットの点検項目及び点検内容は表 1.2.3 による。

天井懸垂装置

メディカルサプライユニット

表 1.2.3 ホースアセンブリ、天井懸垂装置、メディカルサプライユニット

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
ホースアセンブリ	1) ホースのねじれの有無を点検する。ねじれがある場合は調整等を行う。	3 M	
	2) アダプタープラグの損傷、変形の有無を点検する。	3 M	
	3) ピンの欠落、リングの変形、先端の傷等の有無を点検する。	3 M	
	4) アダプタープラグが、特定のアウトレットにのみ装着でき、ロックされ、ガス漏れ(シュー音)がないことを確認する。	3 M	
	5) ホースのガス別表示が正常に表示されていることを確認する。	3 M	
	6) ホース両端の接続用具の締付け状態の良否を点検する。	3 M	
	7) 加圧されていない状態でホースの内径の 10 倍に曲げて劣化、変形、亀裂、折れの有無を点検する。	6 M	
	8) 使用圧力(吸引は69kPa(0.7kgf/cm ²))を加え、出口に栓をし、漏洩検知液等をつけるか、取り外して水槽に沈め、ホース及び接続用具との締付け部の漏れの有無を点検する。	6 M	
	9) 巻き上げ機構の作動の良否を点検する。	1 Y	
	10) 固定配管との接続部の緩み、ガス漏れの有無を、漏洩検知液等により点検する。	1 Y	
天井懸垂装置	1) 上下、回転、途中停止、ストローク、ブレーキの効き具合等の作動の良否及び作動中の異音、異常な振動の有無を点検する。	3 M	
	2) ケース、機器の塗装剥離、腐食、変形、損傷の有無を点検する。	3 M	
	3) 固定ボルト等の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は、増締めする。	6 M	
	4) リレーの損傷、端子の緩み等の有無を点検する。端子の緩みがある場合は増締めする。	6 M	
	5) 接続部等のガス漏れの有無を漏洩検知液等により点検する。	1 Y	
	6) 内部ホースの変形、損傷等の有無を点検する。	1 Y	
	7) 摺動部分の潤滑状態の良否、駆動ベルトの緩み等の有無を点検する。	1 Y	
	8) 絶縁抵抗値が5 M Ω 以上であることを確認する。 (機器が接続された状態では1 M Ω 以上)	1 Y	
メディカルサプライ	1) ケース、機器の塗装剥離、腐食、変形、損	3 M	

ユ ニ ッ ト	傷の有無を点検する。		
	2) 固定ボルト等の緩み、損傷、腐食等の有無を点検する。緩みがある場合は増締め等を行う。	6 M	
	3) リレーの損傷、端子の緩み等の有無を点検する。端子の緩みがある場合は増締めする。	6 M	
	4) コンセントの電圧が、定格電圧の±10%以内であることを確認する。	1 Y	
	5) 絶縁抵抗値が5 MΩ以上であることを確認する。	1 Y	

1.2.4

配管・遮断弁

配管・遮断弁の点検項目及び点検内容は表 1.2.4 による。

表 1.2.4 配管、遮断弁（以下「シャットオフバルブ」という。）

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
配 管	1) 配管が露出している部分の損傷、支持金物の緩みの有無を点検する。支持金物の緩みがある場合は増締めする。	3 M	
	2) ガス別表示の記号及び識別色が表示されていることを確認する。	3 M	
	3) 通路等に露出している部分の保護部材の損傷、変形、腐食等の有無を確認する。	3 M	
	4) 配管の接合部や曲げ部からのガス漏れの有無を点検する。	1 Y	
シャットオフバルブ	1) シャットオフバルブのガス別表示が表示されていることを確認する。	3 M	
	2) バルブの位置と制御区域、及びガスの種別の表示がボックス内部にされていることを確認する。	3 M	
	3) 窓板の損傷の有無を点検する。	3 M	
	4) 固定ボルト等の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	3 M	
	5) パイプの締付け部等からのガス漏れの有無を、漏洩検知液等により点検する。	3 M	
	6) バルブの開閉動作の良否を点検する。	1 Y	
	7) シャットオフバルブを閉止し、下流のアウトレットからガスを抜いた後、その部分の圧力上昇がないこと、制御区域が表示と同じであることを確認する。	1 Y	

1.2.5

警 報 シ ス テ ム

警報システムの点検項目及び点検内容は表 1.2.5 による。

表 1.2.5 警報システム

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
警 報 シ ス テ ム	1) 表示灯、ランプカバー等の損傷等の有無を点検する。	3 M	
	2) 表示灯の点灯状態の良否を点検する。	3 M	
	3) テストボタン又は警報を作動させ、作動時の可聴警報、弱音の機能及びランプの点灯状態の良否を点検する。	3 M	
	4) 圧力検出器、液面検出器及び露点温度検出器等の作動、警報発信及び各警報表示器との連動が正常であることを確認する。 なお、送気配管警報の発信圧力は、表－1 による。	3 M	
	5) リレーの損傷、端子の緩み等の有無を点検する。端子の緩みがある場合は、増締めする。	6 M	
	6) 固定ボルト等の緩み、損傷、腐食等の有無を点検する。 緩みがある場合は増締めする。	6 M	
	7) 絶縁抵抗値が、5 MΩ 以上であることを確認する。 (機器が接続された状態では 1 MΩ 以上)	1 Y	
	8) 各検出器の検出値、設定値、及び指示値が標準値となる機器と比較し、正常値であることを確認する。異常がある場合は調整する。	1 Y	

1.2.6

酸 素、笑 気、窒 素
及 び 二 酸 化 炭 素
供 給 装 置

酸素、笑気、窒素及び二酸化炭素供給装置の点検項目及び点検内容は表 1.2.6 による。

表 1.2.6 酸素、笑気、窒素及び二酸化炭素供給装置（定置式超低温液化ガス貯槽を除く）

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
酸 素、笑 気、窒 素 及 び 二 酸 化 炭 素 供 給 装 置	1) 弁の開閉表示の有無、またその表示内容が適正であることを確認する。	3 M	
	2) 圧力計、液面計の指示値が正常であることを確認する。 酸素圧力は他のガスより約 30kPa 高くなっていることを確認する。	3 M	
	3) 容器連結導管の硬化、変形、折れの有無を点検する。	3 M	
	4) ポンベの転倒防止対策の良否を点検する。	3 M	
	5) 液酸供給装置、切換装置の圧力調整器等に異常な霜付き、結露の発生の有無を点検する。	3 M	
	6) 容器置場の周囲 2 m 以内に、火気又は引	3 M	

火性若しくは発火性の物がないこと、及び室温が10～40℃の範囲であることを確認する。	
7) 切換装置のハンドル、又はレバーに「使用側」などの表示の有無を確認する。	3 M
8) 消火設備が適切に設置されていることを確認する。	3 M
9) ケース、機器の塗装剥離、腐食、変形、損傷の有無を点検する。	3 M
10) マニフォールド室出入口の施錠の良否を点検する。	6 M
11) 警戒標識、立入禁止、火気厳禁等の法定標識が表示されていることを確認する。	6 M
12) ガス漏れ音の有無を点検する。	3 M
13) ガスの残量を確認し、記録する。	3 M
14) 異常なガス流音の有無を点検する。	3 M
15) 圧力計等の損傷の有無を点検する。	3 M
16) 管理責任者名、緊急連絡先が明示されていることを確認する。	6 M
17) 圧力調整器のシートの漏れの有無を点検する。	1 Y
18) 容器連結導管の両端部の漏れの有無を、漏洩検知液等により点検する。漏れがある場合は増締めする	3 M
19) 逆流防止弁の機能の良否を点検する。	3 M
20) 圧力スイッチの作動の良否、設定値が初期設定値であること、また、警報発信の連動の良否を点検する。	3 M
21) 非常供給システムが確保されていることを確認する。	3 M
22) 固定ボルト等の緩み、損傷、腐食等の有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	6 M
23) 切換装置のハンドル又はレバーの作動状況及び切換機能の良否を点検する。	6 M
24) 可搬式液化酸素供給装置のエコノマイザ弁の作動圧力が正常であることを確認する。	6 M
25) リレー類の損傷、端子の緩み等の有無を点検する。端子の緩みがある場合は増締めする。	6 M
26) 装置内配管等のガス漏れの有無を、漏洩検知液等により点検する。	6 M
27) 常時操作する弁の開閉動作の良否を点検する。	1 Y
28) 液面計（容器付属品は除く）、圧力計、圧力スイッチ等の校正を行う。調整が必要な計器等は調整する。	1 Y
29) 2段減圧の場合、1段目調整圧力の異常の有無を確認する。異常がある場合は調整または報告する。	1 Y
30) 安全弁の作動圧力、吹出量の異常の有無を点検する。異常がある場合は調整又は報告する。	1 Y
31) 絶縁抵抗値が、5 MΩ以上であることを確認する。	1 Y

1.2.7

圧縮空気供給装置
及び吸引装置

圧縮空気供給装置及び吸引装置の点検項目及び点検内容は表 1.2.7 による。

表 1.2.7 圧縮空気供給装置及び吸引装置

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
圧縮空気供給装置 及び 吸 引 装 置	1) 起動、停止等の運転動作の良否を点検する。	3 M	
	2) 運転中の異常音、異常振動の有無を点検する。	3 M	
	3) 電動機の温度の良否を点検する。また、室温が10～40℃の範囲であることを確認する。	3 M	
	4) 電流計、圧力計等の指示値が正常であることを確認する。	3 M	
	5) 各バルブの開閉動作の良否を点検する。	3 M	
	6) 機械室の施錠の良否を点検する。	6 M	
	7) ケース、機器の塗装剥離、腐食、変形、損傷の有無を点検する。	3 M	
	8) 給水を要する設備では、給水量、水の循環、水温、水位等の良否を点検する。	3 M	
	9) 機械室内に不要な物が置いてないことを確認する。不要の物等がある場合は除去する。	3 M	
	10) 管理責任者名、緊急連絡先の表示の有無を確認する。	6 M	
	11) 消火設備の完備を確認する。	3 M	
圧 縮 空 気 供 給 装 置	1) リザーバタンク、ドライヤー、フィルター、アフタークーラー等の気密はよいか。また、ドレン溜まりの有無を点検する。ドレンがある場合は除去する。	3 M	
	2) オートドレンの作動の良否を点検する。	3 M	
	3) 駆動ベルトの損傷、緩みの有無を点検する。緩みがある場合は調整する。	3 M	
	4) エアドライヤーの放熱板の変形、汚れ、目詰まりの有無を点検する。著しい汚れがある場合は清掃する。	3 M	
	5) アフタークーラー等の給水を要する設備は、給水量・水温が正常か、配管接続部からの漏れはないかを点検する。	3 M	
	6) コンデンサーの汚れの有無を点検する。汚れがある場合は清掃する。	3 M	
	7) フィルター等の目詰まりの有無を、点検する。目詰まりがある場合は清掃又は交換（予備品がある場合）する。	3 M	
	8) 安全弁の漏れの有無を点検する。漏れがある場合は調整する。	3 M	
	9) 圧力スイッチの機能及び設定値の良否、また、警報発信の連動の良否を点検する。	3 M	
	10) 圧力調整器の二次圧力が正常であることを確認する。異常な圧力の場合は調整する。	3 M	
	11) 固定ボルト等の緩み、損傷、塗装の剥離、腐食等の有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	3 M	

	12) リレー類の損傷、端子の緩み等の有無を点検する。端子の緩みがある場合は増締めする。警報検出器の作動を確認する。	6 M
	13) コンプレッサーにおいて、手動運転にて最高使用圧力到達時間を測定し、規定値以内であることを確認する。（吐出空気量・吐出圧力等）	6 M
	14) 機器及び接続部について、緩み、漏れの有無を点検する。緩みがある場合は増締めを行う。	6 M
	15) ストレーナーの目詰まりの有無を、点検する。目詰まりがある場合は清掃する。	1 Y
	16) 安全弁の作動圧力が適正であることを確認する。異常の場合は調整する。	1 Y
	17) 圧力計、電流計等の校正を行う。調整が必要な場合は、調整する。	1 Y
	18) 圧力調整器のシートの漏れはないか点検する。	1 Y
	19) 絶縁抵抗値が、5 M Ω 以上であることを確認する。	1 Y
	20) 露点計の指示値が正常であることを確認する。	3 M
	21) 吸着式フィルター性能の良否を点検し、必要に応じて交換する。	3 M
	22) 供給装置直後の採取口（または、最も近いアウトレット）のCO、CO ₂ 、油分、水分量及び露点を点検し、表-3の清浄度であることを確認する。	1 Y
吸 引 装 置	1) 駆動ベルトの損傷、緩みの有無を、点検する。緩みがある場合は調整する。	3 M
	2) 真空スイッチの機能及び設定値の良否を点検する。異常がある場合は調整する。	3 M
	3) 油回転式ポンプの油量の良否及び油の汚れ等の有無を点検する。また、必要に応じて濾過フィルターの交換を行う。	3 M
	4) サイレンサーの異常の有無を点検する。	3 M
	5) 除菌フィルターの著しい目詰まりの有無を点検する。除菌装置の清掃及び殺菌灯があれば清掃と光源を点検する。また、フィルター、エレメント及びガスケットの清掃又は交換（予備品がある場合）する。	3 M
	6) 固定ボルト等の緩み、損傷、塗装の剥離、腐食等の有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	6 M
	7) リレー類の損傷、端子の緩み等の有無を点検する。端子の緩みがある場合は、増締めする。警報電源装置の機能を確認する。	6 M
	8) 手動運転にて所定の真空度に到達する時間を測定し、規定値以内であることを確認する。（排気速度・到達真空度等）	6 M
	9) リザーバタンク等のドレン溜まりの有無を点検する。 ドレンがある場合は除去する。	6 M
	10) 排水管の目詰まりの有無を点検する。目詰まりがある場合は除去する。	6 M

11) 機器及び接続部の緩み、漏れの有無を点検する。緩み、漏れ等がある場合は増締めする。	6 M
12) 真空スイッチ、真空計、電流計等の校正を行う。調整が必要な場合は、調整する。	1 Y
13) 絶縁抵抗値が、5 MΩ 以上であることを確認する。 (機器が接続された状態では 1 MΩ 以上)	1 Y
14) 逆止弁の作動の良否を点検する。作動不良の場合は内部機構の分解点検をする。	1 Y
15) 水槽内部の、異物侵入の有無を点検する。異物等の侵入がある場合は除去する。	1 Y
16) 水槽内の水量を確認する。水量が不足している場合は適正水量に吸水量を調整する。	3 M
17) 自動運転用の真空スイッチの作動範囲はよいか確認する。	3 M

表-3 空気の清浄度

空気供給源装置の新設又は改造を伴わない延長配管の場合、次の洗浄度試験を行う必要はない。生成される治療用（駆動用）空気の汚染物質の限界は、次による。（公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編））	
汚染物質の限界（治療用空気）	
・ 最大総油量	0.5mg/m ³ （環境圧力下での測定）
・ 最大一酸化炭素量	5ml/m ³
・ 最大二酸化炭素量	500ml/m ³
・ 露点	5℃未満（配管圧力下において）
汚染物質の限界（駆動用空気）	
・ 最大総油量	0.5mg/m ³ （環境圧力下での測定）
・ 最大水分量	60mg/m ³ （環境圧力下での測定）

1.2.8

余剰麻酔ガス排除装置 余剰麻酔ガス排除装置の点検項目及び点検内容は表 1.2.8 による。

表 1.2.8 余剰麻酔ガス排除装置

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
フ ロー 又 は 吸 引 ポ ン プ 方 式	1) 起動、停止等の運転動作の良否を、点検する。	3 M	
	2) 運転中の異常音、異常振動の有無を点検する。	3 M	
	3) 電動機の温度の良否を点検する。	3 M	
	4) 電流計の指示値が正常であることを確認する。	3 M	
	5) 電流計を校正する	1 Y	
	6) ケース、機器の塗装剥離、腐食等の有無を点検する。	3 M	
	7) 機械室内に不要な物が置いていないことを確認する。不要な物等がある場合は、除去	3 M	

	する。		
	8) ガス名表示が正しく表示されていることを確認する。	3 M	
	9) アダプタープラグ検査用具を用いて、アウトレットの着脱の良否を点検する。また、アウトレットがロックされ、ガス漏れ(シュー音)がないことを確認する。	3 M	
	10) フィルターの目詰まりの有無を点検する。	3 M	
	11) リレー類の損傷、端子の緩み等の有無を点検する。端子の緩みがある場合は増締めする。	6 M	
	12) 制御盤の作動の良否を点検する。	6 M	
	13) 排除するガスの流量、圧力の良否を点検する。(到達真空度等、真空計の校正)	6 M	
	14) 固定ボルト等の緩み、損傷、腐食等の有無を点検する。緩みがある場合は増締めする。	6 M	
	15) 絶縁抵抗値が、5 M Ω 以上であることを確認する。(機器が接続された状態では1 M Ω 以上。)	1 Y	
	16) 機械室の施錠、表示、消火設備の完備を確認する。	3 M	
エアエジェクタ方式	1) 化粧パネルの塗装剥離、損傷、腐食等の有無を点検する。	3 M	
	2) フロート、圧力計カバーの損傷等の有無を点検する。	3 M	
	3) ガス名表示が正しく表示されていることを確認する。	3 M	
	4) アダプタープラグの損傷、変形等の有無を点検する。	3 M	
	5) フィルターの目詰まりの有無を点検する。	3 M	
	6) 排除するガスの流量の良否を点検する。	6 M	
	7) ガス漏れの有無を点検する。	1 Y	
	8) 減圧装置がある場合は、空気圧力の良否を点検する。	1 Y	

1.2.9

定置式超低温
液化ガス貯槽等

定置式超低温液化ガス貯槽等の点検項目及び点検内容は表 1.2.9 による。

表 1.2.9 定置式超低温液化ガス貯槽 (CE) 等

点検項目	点検内容	周期	備考
定置式超低温 液化ガス 貯槽等	1) 装置各部に塗装の剥離、腐食、損傷の有無を点検する。	3 M	
	2) 基礎ボルトがゆるんでいないか、点検する。	6 M	
	3) 圧力計及び液面計の指示に異常がないかまた液面計の零点はよい点検する。	3 M	
	4) 警報用電源の端子のゆるみがないか点検する。	6 M	
	5) 警報用電源の絶縁抵抗は5 M Ω 以上、接地抵抗は100 Ω 以下であるか、点検する。	1 Y	

6) 警報検出器の作動は確か点検する。	3 M
7) 圧力検出器の作動圧力、液面高さ検出器の設定値は正規通りか点検する。	1 Y
8) 検出器の作動と警報装置用表示灯との連動はよい点検する。	3 M
9) 遠隔警報表示盤との連動はよい点検する。	1 Y
10) C E 本体及び周辺の配管の気密はよい点検する。	1 Y
11) 圧力計、液面計の校正を行う。	1 Y
12) 安全弁は定格値で作動するか。	1 Y
13) 貯槽圧力用安全弁は法定圧力通りか点検する。	1 Y
14) 一次圧力用安全弁は規定値通りか点検する。	1 Y
15) 送気圧力用安全弁は規定値通りか点検する。	1 Y
16) 安全弁のそれぞれ吹き出し量は十分で、吹き止まり後のガス漏れがない点検する。	1 Y
17) 貯槽の断熱性能を点検する。	1 Y
18) 各種バルブは円滑に動く点検する。	1 Y
19) 法定標示事項(警戒標識、立入禁止、火気厳禁、医薬品添付文書)は明確になっているか点検する。	6 M
20) 管理責任者氏名、緊急連絡先など明示されているか点検する。	6 M
21) 上記に変更があったとき修正は正しく行われているか点検する。	6 M
22) タンクローリ停止位置は明示されているか点検する。	6 M
23) 消火設備は完備されているか点検する。	3 M

※高圧ガス保安法においても、第35条（保安検査）及び第35条の2（定期自主検査）にて、設備の定期検査について定められている。それらの検査は関係法令等の定めに従い実施する。

第2章 病院用搬送設備

第1節 一般事項

2.1.1 適	用	本章は、病院用搬送設備に関する業務に適用する。
2.1.2 業 務 目 的		本業務は、病院用搬送設備について専門的見地から点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

第2節 定期点検等及び保守

2.2.1 自 走 台 車 設 備	自走台車設備の点検項目及び点検内容は、表2.2.1による。
----------------------	-------------------------------

表 2.2.1 自走台車設備

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
自 走 台 車 1. 外 観 点 検			
(1)軌 条	1)固定の良否を点検する。 2)トロリーの汚れの有無を点検する。汚れがあれば清掃する。 3)台車走行時のラック継目からの異常音の有無を点検する。	6 M 1 M 1 M	・ 汚れが著しい場合は研磨する ・ 異常音の発生がある場合はラック合わせをする
(2)分岐合流装置	1)固定の良否を点検する。 2)作動状態を点検する。 3)台車通過時の異常音の有無を点検する。 4)台車の選択の良否を点検する。 5)走査器ローラー及びストッパーゴムの損傷等の有無を点検する。 6)トロリーの汚れの有無を点検する。汚れがあれば清掃する。	1 Y 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M	・ 汚れが著しい場合は研磨する
(3)防火扉制御装置	1)防火扉の取付けの良否を点検する。 2)扉の開閉状態を点検する。 3)台車の防火扉通過時の異常音の有無を点検する。	1 Y 1 M 1 M	

	4) トロリーの汚れの有無を点検する。汚れがあれば清掃する。	1 M	・ 汚れが著しい場合は研磨する
(4) 整流器	1) 固定の良否を点検する。	1 Y	
	2) 盤面のメーターの作動状態を点検する。	1 Y	
(5) 自動行先設定器	1) ツメの磨耗状態を点検する。	1 M	
	2) 台車を走行させカーソルのセット状態を点検する。	1 M	
(6) ステーション	1) 固定の良否を点検する。	1 Y	
	2) トロリーの汚れの有無を点検する。汚れがあれば清掃する。	1 M	・ 汚れが著しい場合は研磨する
	3) 操作盤の各機能の作動状態を点検する。	1 M	
(7) 台車及びコンテナ	1) コンテナのふたの開閉状態を点検する。	3 M	
	2) コンテナ及びふたの傷、亀裂等の有無を点検する。	3 M	
	3) カーソルの作動状態を点検する。	3 M	
	4) 走行時の異常音の有無を点検する。	3 M	
	5) ガイド輪の破損等の有無を点検する。	3 M	
	6) 台車行先表示器及び台車状態表示を点検する。	3 M	
(8) 監視盤	1) 塗装の剥離、腐食、発錆及び損傷等の有無を点検する。	1 Y	
	2) 押ボタンスイッチの接点の作動状態を点検する。	1 M	
(9) 滅菌装置	1) 取付部品の破損、欠落、変形の有無を点検する。	6 M	
	2) 自動開閉扉の開閉状態を点検する。	6 M	
	3) 紫外線殺菌灯の点灯状態を点検する。	6 M	
	4) ブロワーの作動状態を点検する。	6 M	
	5) 自走台車ふた開閉装置の作動状態を点検する。	6 M	
(10) ホストコンピューター	1) 機器の固定の良否、転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y	
	2) 盤面の塗装の剥離、腐食、発錆及び損傷等の有無を点検する。	1 Y	
	3) 盤上の各スイッチの接点の作動状態を点検する。	1 M	
	4) CRT 各画面の切替え状態を点検する。	1 M	・ 異常があれば調整する
	5) プリンターの作動状態を点検する。	1 M	・ 異常があれば調整する
2. 詳細点検			
(1) 軌 条	1) トロリーを研磨する。	3 M	
	2) トロリー線引出金具の増締めをする。	1 Y	
	3) ラック合わせをする。	1 Y	

(2) 分岐合流装置	1) 摺動部に注油する。	3 M	・ 異常があれば調整する ・ 異常があれば調査する
	2) 各コネクタロック状態を点検する。	3 M	
	3) モーターのカーボンブラシ、稼働軸部の摩耗状態を点検する。	1 Y	
	4) 電圧が規定値以内か確認する。	1 Y	
	5) 各スイッチ、センサーの動作を点検する。	1 Y	
	6) チェーンの伸びを点検する。	1 Y	
(3) 防火扉制御装置	1) モーターのカーボンブラシの摩耗状態を点検する。	1 Y	・ 異常があれば調整する ・ 異常があれば調査する
	2) ワイヤの伸び、素線切れの有無を点検する。	3 M	
	3) 扉の動作、検知スイッチ、密閉状態を点検する。	3 M	
(4) 整流器	1) 電圧が規定値以内か確認する。	1 Y	・ 異常があれば調査する ・ 異常があれば調整する ・ 異常があれば調査する
	2) 電流遮断装置の作動状態を点検する。	1 Y	
	3) 絶無抵抗が規定値以上か確認する。	1 Y	
(5) 自動行先設定器	1) 摺動部に注油する。	3 M	
	2) ソレノイド印加電圧が規定値以内か確認する。	1 Y	
(6) ステーション	1) 操作盤のスプリング端子の緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。	3 M	
	2) トロリーを研磨する。	6 M	
	3) トロリー線引出金具を増締めする。	1 Y	
(7) 台車及びコンテナ	1) 集電ブラシの摩耗状態を点検する。	3 M	
	2) 駆動論、走行車輪、モーター部ギヤの摩耗状態を点検する。	3 M	
	3) オーバーラン、電流変化、モーター回転数を点検する。	3 M	
	4) モーターのカーボンブラシの摩耗状態を点検する。	1 Y	
	5) 各スイッチの動作を点検する。	1 Y	
	6) リレー接点の摩耗を点検する。	1 Y	
(8) 監視盤	1) 表示灯の点灯状態を点検する。球切れがあれば交換する。	1 M	・ 異常があれば調査する
	2) 絶縁抵抗が規定値以上か確認する。	1 Y	
(9) 滅菌装置	1) 殺菌灯の延べ点灯時間を確認する。	6 M	
(10) ホストコンピューター	1) CRT 画面表示を点検する。	3 M	
	2) ハードディスク及びファンの異常音を点検する。	3 M	

	3)UPS の警報ランプ状態を点検する。	3 M	
カルテ移載装置			
1. 外観点検			
(1)移載装置	1) 固定の良否, 転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y	
	2) 各シリンダの作動状態を点検する。	1 M	
	3) 各センサーの作動状態を点検する。	1 M	
	4) カルテバンガーの破損の有無を点検する。	1 M	
(2)ふた開閉装置	1) 固定の良否, 転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y	
	2) 各シリンダの作動状態を点検する。	1 M	
	3) 各センサーの作動状態を点検する。	1 M	
	4) コンテナのふたの開閉状態を点検する。	1 M	
(3)制御ユニット	1) 固定の良否を点検する。	1 Y	
	2) 盤面の塗装の剥離、腐食、発錆及び損傷等の有無を点検する。	1 Y	
	3) 各接続ユニオンのエア漏れの有無を点検する。	3 M	
(4)移載ガイド	1) 固定の良否を点検する。	1 Y	
	2) センサーワイヤーのたるみの有無を点検する。	1 Y	
	3) 台車位置ずれセンサーの作動状態を点検する。	1 M	
(5)分岐合流装置	1) 固定の良否を点検する。	1 Y	
	2) 作動状態を点検する。	1 M	
	3) 台車通過時の異常音の有無を点検する。	1 M	
	4) 台車の選択の良否を点検する。	1 M	
	5) 走査器ローラーの破損等の有無を点検する。	1 M	
	6) ストッパーゴムの破損等の有無を点検する。	1 M	
	7) トロリーの汚れの有無を点検する。汚れていれば清掃する。	1 M	・ 汚れが著しい場合は研磨する
(6)台車検知センサー	1) 固定の良否を点検する。	1 M	
	2) 作動状態を点検する。	1 M	・ 作動不良の場合は調整する
(7)コンプレッサー	1) 固定の良否, 転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y	
	2) 盤面の塗装の剥離、腐食、発錆及び損傷等の有無を点検する。	1 Y	
	3) 規定の圧力値以内で運転・停止するか点検する。	1 M	

	4) エアー漏れの有無を点検する。	3 M	
(8) 移載エリア用 コンピューター	1) 固定の良否、転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y	
	2) 盤面の塗装の剥離、腐食、発錆及び損傷等の有無を点検する。	1 Y	
	3) 盤上の各スイッチの接点の作動状態を点検する。	1 M	・ 切替不良の場合は調整する
	4) CRT 各画面の切替え状態を点検する。	1 M	
	5) プリンターの作動状態を点検する。	1 M	・ 作動不良の場合は調整する
	6) ハードディスク及びファンの異常音を点検する。	3 M	
	7) UPS の警報ランプ状態を点検する。	3 M	
2. 詳細点検			
(1) 移載装置	1) 摺動部にグリースアップする。	3 M	
	2) ロックシリンダーのロック機能を点検する。	3 M	
(2) ふた開閉装置	1) 摺動部にグリースアップする。	3 M	
	2) バキュームパットの損傷の有無を点検する。	3 M	
(3) 制御ユニット	1) 電磁弁の作動状態を点検する。	3 M	
	2) 圧力スイッチの作動状態を点検する。	3 M	
(4) 分岐合流装置	1) 摺動部に注油する。	3 M	・ 異常があれば調整する
	2) 各コネクタのロック状態を点検する。	3 M	
	3) モーターのカーボンブラシの摩耗状態を点検する。	1 Y	
	4) 電圧が規定値以内か確認する。	1 Y	・ 異常があれば調査する
(5) コンプレッサー	1) フィルターカートリッジを清掃する。	3 M	
	2) 吸込パネルを清掃する。	3 M	
	3) 吸気金網を清掃する。	3 M	
	4) Vベルトの緩み、劣化の有無を点検する。緩みがあれば調整する。	3 M	
	5) オートドレントラップを清掃する。	1 M	
	6) 圧力開閉器の作動状態を点検する。	1 Y	
	7) 電磁接触器の作動状態を点検する。	1 Y	
	8) 逆止弁の作動状態を点検する。	1 Y	
	9) チップシールセットを点検する。	1 Y	

2.2.2

気 送 管 設 備

気送管設備の点検項目及び点検内容は、表 2.2.2 による。

表 2.2.2 気送管設備

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
複 管 式 気 送 管 (全自動)			
1. 外 観 点 検			
(1) 配電盤	1) 塗装の剥離、腐食、発錆及び損傷等の有無を点検する。	1 Y	
	2) 固定の良否、転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y	
	3) 各スイッチの作動状態を点検する。	1 M	
	4) 各メーターの作動状態を点検する。作動不良があれば調整する。	1 M	
(2) ブロワー	1) 管路のエア漏れの有無を点検する。	1 M	
	2) ブロワー及びモーターの固定の良否、転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y	
	3) 回転中の異常音、異常振動の有無を点検する。	1 M	
	4) Vベルトの傷、摩耗、緩みの有無を点検する。緩みがあれば調整する。	1 M	
	5) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 M	
(3) 塞流弁	1) エア漏れの有無を点検する。	1 M	
	2) 作動・復帰状態を点検する。	1 M	
	3) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 M	
(4) 走査器	1) 本体のエア漏れの有無を点検する。	1 M	
	2) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 M	
	3) 走査エレメントの作動・復帰状態を点検する。	1 M	
(5) 分離走査器	1) 固定の良否、転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y	
	2) 本体のエア漏れの有無を点検する。	1 M	
	3) 上昇、下弁の作動状態を点検する。作動不良があれば調整する。	1 M	
	4) 上昇、下弁の停止位置を点検する。異常があれば調整する。	1 M	
	5) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 M	
(6) エアコンプレッサー	1) 安全弁の作動状態を点検する。	1 M	・ 異常があれば調整する
	2) タンク内の水の有無を点検する。溜まっていれば水抜きを行う。	1 M	
	3) 高圧ホース接続部からのエア漏れの有無を点検する。	1 M	
	4) オートドレンの水抜き部の作動状態を点検する。	1 M	

	5) 圧力計の指示を確認する。設定圧力とずれがあれば調整する。	1 M
(7) 集合管	1) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 M
	2) 固定の良否、転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y
(8) 多転換器	1) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 M
	2) 固定の良否、転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y
	3) レバーの作動・復帰状態を点検する。	1 M
(9) 横型自動交換器	1) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 M
	2) 固定の良否、転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y
	3) レバーの作動・復帰状態を点検する。	1 M
	4) ベルトコンベアーの傷、蛇行の有無を点検する。	1 M
	5) モーター回転時の減速機、軸受部からの異常音の有無を点検する。	1 M
(10) 制御盤・監視盤・端子盤	1) 塗装の剥離、腐食、発錆及び損傷等の有無を点検する。	1 Y
	2) 各スイッチ、各接点の作動状態を点検する。	1 M
	3) 表示灯の点灯状態を点検する。球切れがあれば交換する。	1 M
	4) 制御盤その他制御装置の固定の良否、転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y
(11) ステーション転換器	1) 本体のエア漏れの有無を点検する。	1 M
	2) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 M
	3) 固定の良否、転倒防止処置の有無を点検する。	1 Y
	4) 作動・復帰状態を点検する。	1 M
(12) 機械接点	1) 本体のエア漏れの有無を点検する。	1 M
	2) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 M
(13) 管路	1) エア漏れの有無を点検する。	6 M
	2) 固定の良否、転倒防止処置の有無を点検する。	6 M
(14) 送信器	1) 扉からのエア漏れの有無を点検する。	1 M
	2) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 M
	3) 扉の開閉状態を点検する。	1 M
	4) 固定の良否を点検する。	1 M
(15) 受信器 (密閉弁)	1) 本体のエア漏れの有無を点検する。	1 M
	2) スプリングの折損の有無を点検する。	1 M
	3) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 M

(16) 流気接点	1) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。 2) 弁の作動状態を点検する。	1 M 1 M	・ 作動不良の場合は調整する
(17) 気送子	1) 傷、破損の有無を点検する。 2) ふたの開閉状態を点検する。 3) コンタクトスプリングの回転状態を点検する。 4) フェルトリングの摩耗状態を点検する。	1 M 1 M 1 M 1 M	
2. 詳細点検			
(1) 配電盤	1) 電圧が規定値以内か確認する。 2) 絶縁抵抗が規定値以上か確認する。 3) 各メーターの零調整をする。 4) 端子の締付状態を点検する。緩みがあれば増締めする。	1 Y 1 Y 6 M 3 M	・ 異常があれば調査する。 ・ 異常があれば調査する
(2) ブロワー	1) 絶縁抵抗が規定値以上か確認する。	1 Y	・ 異常があれば調査する
(3) 塞流弁	1) ソレノイドコイル摺動部に注油する。 2) ソレノイドコイル印加電圧が規定値以内か確認する。	1 Y 1 Y	・ 異常があれば調査する
(4) 走査器	1) 走査ブラシの変形の有無を点検する。 2) 摺動部に注油する。	3 M 3 M	
(5) 分離走査器	1) スピンドルにグリースを塗布する。 2) 分離走査器の分解、調整を行う。	6 M 1 Y	
(6) 多転換器	1) ソレノイドコイル摺動部に注油する。 2) ソレノイドコイル印加電圧が規定値以内か確認する。	1 M 1 Y	・ 異常があれば調査する
(7) 横型自動交換器	1) チェーン及びガイド片、ガイド棒にグリースを塗布する。 2) 転回筒の芯出しをする。 3) 絶縁抵抗が規定値以上か確認する。	6 M 6 M 1 Y	・ 異常があれば調査する
(8) 制御盤・監視盤・端子盤	1) 電圧が規定値以内か確認する。 2) 絶縁抵抗が規定値以上か確認する。 3) シーケンサメモリ保護バッテリーの警報表示を確認する。	1 Y 1 Y 1 Y	・ 異常があれば調査する ・ 異常があれば調査する
(9) ステーション転換器	1) ソレノイドコイルの摺動部に注油する。 2) ソレノイドコイル印加電圧が規定値以内か確認する。	1 M 1 Y	・ 異常があれば調査する

(10) 機械接点	1) アクチュエーターレバーの変形、破損の有無を点検する。	3 M
(11) 送信器	1) 各摺動部に注油する。 2) 接点を点検する。	1 M 3 M
(12) 受信器 (密閉弁)	1) スプリングにグリースを塗布する。	1 M
(13) 流気接点	1) 接点を点検する。 2) スプリングにグリースを塗布する。	3 M 1 M
(14) 気送子	1) コンタクトリングの導通チェックをする。 2) コンタクトリング、選択板を清掃する。	1 Y 1 Y
単管式気送管 (自動出発)		
1. 外観点検		
(1) 排風機及び駆動モーター	1) 取付ボルト・ナットの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。 2) 駆動用Vベルトの傷、摩耗、緩みの有無を点検する。緩みがあれば調整する。 3) 本体の亀裂、損傷の有無を点検する。	1 Y 3 M 1 Y
(2) 排風切替装置	1) 取付ボルト・ナットの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。 2) 検出器の変形、破損等の有無を点検する。 3) 切替弁の動作を点検する。	1 Y 1 M 1 M
(3) 空気停止弁・逆止弁・排風弁	1) 取付ボルト・ナットの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。 2) スプリングの変形、破損の有無を点検する。 3) 本体及び取付部品の亀裂、損傷、欠落の有無を点検する。 4) ソレノイドコイルの異常発熱の有無を点検する。 5) エアー漏れの有無を点検する。	1 Y 1 M 1 M 1 M 1 M
(4) エアーフィルター	1) 取付ボルト・ナットの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。 2) 網目の目詰まりの有無を点検する。目詰まりがあれば清掃する。	1 Y 1 M
(5) 転換器	1) 取付ボルト・ナットの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。 2) 本体及び取付部品の亀裂、損傷、欠落の有無を点検する。	1 Y 3 M

	3) ソレノイドコイルの異常発熱の有無を点検する。発熱があれば原因を調査する。	1 M	
(6) ステーション	1) 取付ボルト・ナットの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。	1 Y	
	2) 本体、取付部品、クッション材等の破損、欠落、変形の有無を点検する。	3 M	
	3) キーボードの操作、表示の状態を点検する。	1 M	
	4) ソレノイドコイルの異常発熱の有無を点検する。発熱があれば原因を調査する。	1 M	
	5) ワイヤロープの伸び、素線切れ、リンクの有無を点検する。	1 M	
	6) モーター回転時の異常音の有無を点検する。	1 M	
(7) 自動制御盤・ 運行監視盤・運 転制御盤	1) 塗装の剥離、腐食、発錆及び損傷等の有無を点検する。	1 Y	
	2) 表示灯の点灯状態を点検する。球切れがあれば交換する。	1 M	
	3) 継電器、電磁開閉器等の取付状態、接点部のカーボン付着状態、摩耗状態を点検する。	3 M	
(8) 気送子走行路	1) フォト検出器のレンズ清掃及び投受光器の芯ずれの有無を点検する。異常があれば調整する。	1 M	
	2) 端末ストッパーの破損、変形の有無を点検する。	3 M	
	3) 走行路の取付状態、エア漏れの有無を点検する。	6 M	
(9) 気送子	1) 本体、キャップの破損、亀裂、変形の有無を点検する。	3 M	
	2) フェルトリングの摩耗状態を点検する。	3 M	
2. 詳細点検			
(1) 排風機及び駆 動モーター	1) 電流値が規定値以内か確認する。	1 Y	・ 異常があれば調査する
	2) 絶縁抵抗が規定値以上か確認する。	1 Y	・ 異常があれば調査する
	3) 回転中の異常音、異常振動、異常発熱の有無を点検する。	1 M	・ 異常があれば調査する
	4) 制御基盤の電源、動作を点検する。	1 M	
(2) 排風切替装置	1) 風圧がかかった状態での異常音の有無、ストロークの状態を点検する。異常があれば調整する。	1 M	
	2) 各検出器の作動状態を点検する。作動不良があれば調整する。	1 M	

(3) 転換器	1) 各検出器の作動状態を点検する。作動不良があれば調整する。	1 M	
	2) 制御基盤の電源、動作を点検する。	1 M	
(4) ステーション	1) 検出器の作動状態を点検する。作動不良があれば調整する。	1 M	
	2) コネクタの接続部, 信号線端子部の接続状態を点検する。緩みがあれば増締めする。	3 M	
	3) フォト検出器のレンズの清掃及び投受光器の芯ずれの有無を点検する。	1 M	
	4) 送受信筒の作動状態を点検する。作動不良があれば調整する。	1 M	
	5) 待機ストッパーの作動状態を点検する。作動不良があれば調整する。	1 M	
	6) 制御基板の電源、動作、表示灯の点灯状態を点検する。球切れがあれば交換する。	1 M	
	7) 各ステーション間での相互搬送を行い、気送子の送受信状態を点検する。	1 M	・ 異常があれば調整する
(5) 自動制御盤・ 運行監視盤・ 運転制御盤	1) 各端子取付ビスの増締め及びコネクタ接続状態を点検する。	6 M	
	2) シーケンサーバックアップ電池の状態を点検する。	6 M	
	3) 電圧が規定値以内か確認する。異常があれば調整する。	1 Y	・ 異常があれば調査する
	4) 絶縁抵抗が規定値以上か確認する。	1 Y	・ 異常があれば調査する
	5) 継電器、電磁開閉器のチャタリング、火花の発生の有無を点検する。	3 M	
	6) 制御基盤の電源、動作、表示状態を点検する。	1 M	
(6) 気送子走行路	1) 気送子を走行させ、検出器の作動状態を点検する。作動不良の場合は調整する。	1 M	
(7) ホストコンピューター	1) CRT 画面表示を点検する。	1 M	
	2) ハードディスク及びファンの異常音を点検する。	1 M	
	3) UPS の警報ランプ状態を点検する。	1 M	
単管式気送管 (押釦選局自動出発)			
1. 外観点検			
(1) プロアユニット	1) 取付ボルト・ナットの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。	1 Y	
	2) プロアの異常音を点検する。	3 M	

(2) 排風切替装置	1) 取付ボルト・ナットの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。	1 Y
	2) エア一切替装置の動作状態を点検する。	3 M
	3) エア漏れの有無を点検する。	3 M
	4) 各スイッチ、センサーの動作を点検する。	3 Y
(3) エアファイル	1) 取付ボルト・ナットの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。	1 Y
	2) フィルターの目詰まり、破損有無を点検する。つまりがあれば清掃する。	3 M
(4) 転換器	1) 取付ボルト・ナットの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。	3 M
	2) 本体及び取付部品の亀裂、損傷、欠落の有無を点検する。	3 M
	3) 回転体の動作を点検する。	3 M
	4) 各スイッチ、センサーの動作を点検する。	3 M
(5) ステーション	1) 取付ボルト・ナットの緩みの有無を点検する。緩みがあれば増締めする。	1 Y
	2) 本体及び取付部品の亀裂、損傷、欠落の有無を点検する。	3 M
	3) 操作盤の動作及び表示の状態を点検する。	3 M
	4) 回転体の動作を点検する。	3 Y
	5) 各スイッチ、センサーの動作を点検する。	3 M
	6) モーター回転時の異常音の有無を点検する。	3 M
	7) 端末ストッパーの破損、変形を点検する。	3 M
(6) 気送子	1) 気送子の破損、亀裂、変形の有無を点検する。	3 M
	2) ガイドリング摩耗状態を点検する。	3 M
(7) 管路	1) エア漏れを点検する。	3 M
(8) 制御装置（コントローラ）	1) 各表示器の表示状態を点検する。	3 M
	2) 操作盤の動作を点検する。	3 M
(9) ホストコンピュータ	1) ハードディスク及びファンの異常音を点検する。	3 M
	2) UPS 動作状態を点検する。	3 M

第4編 緑地

第1章 緑地

第1節 一般事項

1.1.1 適	用	本章は、緑地に関する点検及び管理に関する業務に適用する。
1.1.2 業 務 目 的		(1) 本業務は、緑地について、専門的見地から点検又は調査をすることにより病虫害の発生や損傷等の不具合の状況を把握し、適切な管理を講ずることにより、良好な状態の維持に資することを目的とする。 (2) 作業に当たっては、対象植物の特性、活力及び環境条件等を勘案し、生きものとしての植物に対する細心の注意をはらい、その目的を達成するように努める。
1.1.3 用 語 の 定 義		(1) 「緑地に関する点検」とは、巡回点検をいう。ここでいう巡回点検とは、対象緑地の機能及び植物の生育等の状態を調べ、異常がある場合、必要な対応措置を判断することをいう。 (2) 「緑地に関する管理」とは、緑地の目的や機能を十分に発揮するために行う業務で、植栽形態に応じた剪定、刈り込み、施肥、除草、病虫害防除等の作業をいう。
1.1.4 薬 剤 の 取 扱 い		(1) 薬剤散布は極力避けるものとし、被害を受けた部分の剪定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。 (2) 薬剤の取扱いについては、「農薬取締法」、「農薬取締法施行令」及び「農薬取締法施行規則」、その他関連通知等に基づき、適正に行わなければならない。 (3) 薬剤を使用する場合は、施設管理担当者と協議のうえ、事前に下記の事項を関係者に周知する。また、事故等の防止に必要な措置も行う。 (a) 薬剤の散布日時 (b) 薬剤の散布場所 (c) 散布する薬剤の種類又は商品名若しくはその略称 (d) 薬剤の散布後における注意事項 (4) 薬剤の使用に際しては、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」及び「住宅地等における農薬使用について」（25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号）に基づき、適切な取扱いを行う。 (5) 病虫害や雑草の防除にあたって、「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針」（農林水産省策定）に基づく管理をする場合は、特記による。

1.1.5

見 本 剪 定 等 の
提 示

当該業務に先立ち見本剪定等の提示を行い、施設管理担当者の承諾を得る。

なお、見本剪定等の提示を行う樹種は特記による。

1.1.6

使 用 材 料

- (1) 太枝剪定後の防腐処理剤の種類等を指定する場合は、特記による。
- (2) 肥料の種類、使用箇所、使用量等を指定する場合は、特記による。
- (3) 病虫害や雑草の防除に使用する薬剤の種類等を指定する場合は、特記による。
- (4) 花壇等の植え替えに使用する花苗材料は、発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培された細根の多く発生している徒長していない整一な形姿のものを使用する。球根は、よく充実し、傷がなく、病虫害に侵されていないものとし、種類、使用箇所、植え替え時期等は特記による。

1.1.7

材 料 の 搬 入

材料の搬入ごとに、施設管理担当者に報告する。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

1.1.8

材 料 の 検 査

- (1) 現場に搬入した材料は、種別ごとに施設管理担当者の検査を受ける。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (2) (1)による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、原則として抽出検査とする。ただし、施設管理担当者の指示を受けた場合は、この限りではない。

第2節 点検

1.2.1 一般事項	(1) 巡回点検は、下記の項目に留意して行い必要な保全業務等の提案を含めた報告書を施設管理担当者に提出する。 (a) 生育状況 (b) 機能性 (c) 安全性 (d) 快適性 (2) 巡回点検は、表 1.2.2～表 1.2.11 の点検項目における着眼点により目視で行う。 (3) 緑地に関する点検の業務対象、実施回数、時期等は、特記による。
1.2.2 植込地	植込地の巡回点検は表 1.2.2 による。

表 1.2.2 植込地

点検項目	点検内容
植込地	植込地内の樹木類の巡回点検は、下記の点検項目について行う。 (1) 活力 樹冠の欠損、樹形の矮小化、幹枝の色、新梢伸長、枯れ葉量、葉の萎縮、葉色等 (2) 過繁茂、雑草状態 枝葉のこみすぎ、通行障害等の機能障害、雑草の発生度等 (3) 病虫害 新梢、枝、葉の病虫害の徴候の有無、幹の変化、病虫害の発生状況、発生量等 (4) 損傷 損傷の有無、程度、位置等 (5) 土壌の状態 緊密度、土壌水分等

1.2.3 芝生地	芝生地の巡回点検は表 1.2.3 による。
--------------	-----------------------

表 1.2.3 芝生地

点検項目	点検内容
芝生地	芝生地内の巡回点検は、下記の点検項目について行う。 (1) 活力 葉の萎縮、葉色、茎葉の生育度等 (2) 過繁茂、雑草状態 茎葉の過密、雑草の発生度等 (3) 病虫害 種類、発生量等 (4) 損傷 過踏圧、枯死、すり切れ等 (5) 土壌の状態

	排水不良、過踏圧による固結、日照不足による裸地の有無及びその広がり等
--	------------------------------------

1.2.4

その他地被類地 その他地被類地の巡回点検は表 1.2.4 による。

表 1.2.4 その他地被類地

点 検 項 目	点 検 内 容
その他地被類地	その他地被類地内の巡回点検は、下記の点検項目について行う。 (1) 活力 葉の萎縮、葉色、茎葉の生育度等 (2) 過繁茂、雑草状態 茎葉の過密、雑草の発生度等 (3) 病虫害 種類、発生量等 (4) 損傷 過踏圧、枯死、すり切れ等 (5) 土壌の状態 排水不良及び裸地の有無とその広がり等

1.2.5

草 地 草地の巡回点検は表 1.2.5 による。

表 1.2.5 草地

点 検 項 目	点 検 内 容
草 地	草地の巡回点検は、下記の点検項目について行う。 (1) 雑草状態 雑草の被度、草丈等

1.2.6

花 壇 花壇の巡回点検は表 1.2.6 による。

表 1.2.6 花壇

点 検 項 目	点 検 内 容
花 壇	花壇の巡回点検は、下記の点検項目について行う。 (1) 活力、雑草状態 葉の萎縮、葉色、茎葉の生育状況、雑草の被度、草丈、量等 (2) 灌水 葉の萎縮等 (3) 病虫害 種類、発生量等 (4) 損傷 花枯れ、枯死、折曲げ、切断等

1.2.7

植 生 法 面 | 植生法面の巡回点検は表 1.2.7 による。

表 1.2.7 植生法面

点 検 項 目	点 検 内 容
植 生 法 面	植生法面の巡回点検は、下記の点検項目について行う。 (1) 活力 葉の萎縮、法面植生材の被度、草丈等 (2) 雑草状態 雑草の被度、草丈、量等 (3) 病虫害 種類、発生量等 (4) 損傷 枯死、法面の崩れ等

1.2.8

樹 林 地 | 樹林地の巡回点検は表 1.2.8 による。

表 1.2.8 樹林地

点 検 項 目	点 検 内 容
樹 林 地	樹林地内の巡回点検は、下記の点検項目について行う。 (1) 樹木の活力 矮小化、葉の萎縮、葉色、新梢伸長、枯枝の有無と量等 (2) 樹木の過繁茂 枝葉のこみすぎ等 (3) 樹木の病虫害 新梢・枝・葉の病虫害の徴候の有無、幹変化、病虫害の発生状況、発生量等 (4) 樹木の損傷 損傷の有無、程度、位置等 (5) 雑草状態 雑草の被度、草丈、量等

1.2.9

特 別 保 存 緑 地 | 特別保存緑地の巡回点検は表 1.2.9 による。

表 1.2.9 特別保存緑地

点 検 項 目	点 検 内 容
特 別 保 存 緑 地	特別保存緑地内の巡回点検は、1.2.2 植込地から 1.2.8 樹林地の点検項目に準じて行う。

1.2.10

屋 上 等 緑 地 | 屋上等緑地の巡回点検は表 1.2.10 による。

表 1.2.10 屋上等緑地

点 検 項 目	点 検 内 容

屋上等緑地	屋上等緑地内（人工地盤上の緑地も含む）の巡回点検は、1.2.2 植込地から 1.2.6 花壇の点検項目に準じて行い、それ以外は次による。 (1) 生育状況 根のルーピングによる生育阻害、乾燥による生育阻害、日照不足による生育阻害、植物の裏側の陽やけ、換気口、冷暖房設備からの風による生育阻害、強風による風倒れ、肥料・塩類の集積による生育阻害、養分の不足による生育阻害、ビル風等に強風による倒木や枝折れ、樹木の成長による重量増加による構造物躯体への荷重影響、根の伸長成長による防水層への影響等 (2) 土壌状況 土壌の保水力の減少等による水不足、水の停滞、通気不足による根腐れ等 (3) 植栽施設 支柱の結束の緩み、排水ドレンの目詰まり等 (4) 灌水装置 灌水用チューブ等の目詰まり、灌水量、タイマー等の作動状況等
-------	--

1.2.11 屋内緑地	屋内緑地の巡回点検は表 1.2.11 による。
----------------	-------------------------

表 1.2.11 屋内緑地

点検項目	点検内容
屋内緑地	屋内緑地内の巡回点検は、1.2.2 植込地から 1.2.6 花壇の点検項目に準じて行い、それ以外は次による。 (1) 成育状況 根のルーピングによる生育阻害、日照不足による生育阻害、冷暖房設備による生育阻害、肥料、塩類の集積による生育阻害、葉の汚れ、養分の不足による生育阻害、樹木の成長による重量増加による構造物躯体への荷重影響、根の伸長成長による防水層への影響等 (2) 土壌状況 土壌の保水力の減少等による水不足、水の停滞、通気不足による根腐れ等 (3) 植栽施設 支柱の結束の緩み、排水ドレンの目詰まり等 (4) 灌水装置 灌水用チューブ等の目詰まり、灌水量、タイマー等の作動状況等

1.2.12 緑地保全台帳等の作成	緑地保全台帳等の作成は表 1.2.12 による。
----------------------	--------------------------

表 1.2.12 緑地保全台帳等の作成

点検項目	点検内容
緑地保全台帳等の作成	(1) 1.2.2～1.2.11 巡回点検終了時に、点検結果をまとめ、障害要因等の考察や緑地保全上の今後の留意点を併せた「巡回点検報告書」を作成し、施設管理担当者に提出する。 (2) 管理業務終了時に、保全業務の内容、範囲等を、施設管理担当者の指示する書式にまとめ「緑地保全台帳」を作成する。また、維持保全上の今後の留意点についても報告する。

第3節 管理

1.3.1 一般事項	(1) 各業務は、天候、生育状況を考慮し、最大の効果を期待できるように行う。 (2) 緑地に関する管理の業務対象及び業務内容、実施回数、時期等は、特記による。
1.3.2 植込地	植込地の管理方法は表 1.3.2 による。

表 1.3.2 植込地

管理項目	管理内容
1.3.2.1 剪定	(1) 高木剪定 (a) 剪定の種類 (イ) 基本剪定は、樹形の骨格づくりを目的とするもので、主として冬期剪定に適用し、樹種の特性に応じ最も適切な剪定方法により行う。 (イ) 軽剪定は樹冠の整正、込み過ぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季剪定に適用し、切詰め、枝抜き等を行う。 (b) 主に剪定すべき枝 (イ) 枯枝 (イ) 成長のとまった弱小の枝（弱小枝） (イ) 著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝） (イ) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝（障害枝） (イ) 折損によって危険の恐れがある枝（危険枝） (イ) 樹冠及び樹形の形成上並びに、成育上不必要な枝（冗枝、ヤゴ胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝等） (c) 剪定の方法 (イ) 一般事項 1) 緑地樹木は、特に修景上考慮する必要のある場合を除き自然形仕立てとする。 2) 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わない。 3) 下枝の枯死を防ぐように原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。 4) 太枝の剪定は切断箇所の表皮がはがれないよう切断予定箇所の数 10cm 上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ切返しを行い切除する。 5) 枝おろし後は、切断面を防腐処理するものとし、処置方法は指定による。 (イ) 枝おろし 枝組織と幹組織が混じり合った部分（ブランチカラー）を傷つけずに、ブランチカラーに接した枝の付け根で切除する。枝の切除は幹裂けを防ぐため、予定切断箇所より上部で一度切除し、枝先の重量を軽くした上で切返しを行い切除する。 (イ) 切詰剪定 主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定する。この場合定芽は、その方向が樹冠を作るにふ

1.3.2.2

刈 込

さわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、ヤナギなどは内芽）とする。

(イ) 切返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切り取り及び樹勢を回復するため樹冠を小さくする場合に行い、剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後続枝となる小枝又は新生枝の発生のある場所を見つけてその部分から先端の太枝を切り取る。

(オ) 枝抜き剪定

こみ過ぎた部分の中すかしのため、樹冠の形態構成上不必要な枝（冗枝）等をその枝の付け根から切取る。

(2) 低木剪定

樹木の特性に応じて切詰め、中すかし、枯枝の除去などを行う。その他は「(1) 高木剪定」に準ずる。

み (1) 寄植え刈込み、玉物刈込み

(a) 枝の密生した箇所は中すかしを行い、景観上の形状を充分考慮し、形がくずれないように注意しながら、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込みを行う。

(b) 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込みを行う。また針葉樹については萌芽力を損なわないように、樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つき等を行う。

(2) 大刈込み

大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、景観上の形状を充分考慮しつつ刈込む。また植込地内に入って作業する場合は、踏み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝返しを行う。

(3) 生垣刈込み

(a) 冗枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端をそろえる。

(b) 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行う。枝の結束にはシュロ縄を用いる。

(c) 1 回目の刈込みの際に一度に刈込まないで、数回の刈込みを通して、除々に形がくずれないように注意して仕立てていく。特にヒノキ、サワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行う。

(4) 花木類刈込み

花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して手入れを行う。

1.3.2.3

施

肥

施肥は、所定の施肥量を、肥料の種類及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できる方法で行う。施肥方法については下記による。

(1) 高木施肥

(a) 壺肥（つぼごえ）

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り（標準 6 箇所）底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20cm 内外とする。

(b) 輪肥（わごえ）

樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20cm 内外の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷込み覆土する。溝掘りの際、特に支根をいためぬよう注意し、細根の密生している場合はその外側に溝を掘る。

(c) 車肥（くるまごえ）

樹木主幹から車輪の輻（や）のように放射状に遠ざかるにつれて幅を広くかつ深く溝を掘り（原則として 4 箇所）溝底に所定の

肥料を敷込み覆土する。溝の深さは 20cm 内外、長さは葉張りの 1/3 内外とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘る。

- (d) 移植後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の 5 倍の位置にくるように掘る。

(2) 生垣施肥

- (a) 元肥は、生垣の両側に縦穴を 1 箇所ずつ計 2 箇所 1 本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20cm 内外とする。
- (b) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ 20cm 内外の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。
- (c) 縦穴、溝の位置は細根の密生部分よりやや外側とする。

(3) 低木施肥

- (a) 1 本立ち及び小規模な寄植えの場合
輪肥、壺肥を主体とし、その方法は高木施肥に準ずる。ただし、縦穴の深さは 20cm 内外とする。
- (b) 列植の場合
生垣施肥に準ずる。
- (c) 群植、大規模な寄植えの場合
固形肥料及び有機質肥料については、1 m²あたり 3 箇所の縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。粒状肥料については、植込地内に均一に散布する。

1.3.2.4

除

草

- (1) 既存植物を痛めないように除草ホーク等を用いて、根より取り除くこと。
- (2) 抜き取った雑草は、施設管理担当者の指示する場所に集積し、まとめて処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

1.3.2.5

病虫害防除

(1) 剪定防除

幼令期のアメリカシロヒトリ、チャケムシ等が枝葉に集団して生活している場合、この部分の枝葉を幼虫を落下させないように注意深く切り取り、施設管理担当者の指示する場所に集め、速やかに焼却処分等適切な方法で処分する。剪定後、幼虫が地面に落下していないかを確認し、地上に落ちた幼虫は捕獲して同様に処分する。

(2) 薬剤防除

- (a) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
- (b) 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度とし、に均一に散布する。
- (c) 動力噴霧器の使用は、原則として無風または風が弱いときに行い、雨天、強風等の天候不順の日、及び日中の高温時を避けて行う。
- (d) 散布は、通行人に支障のない時を選び、原則的には無風又は風が弱い早朝に行う。
- (e) 散布中は、安全標識、安全ロープ、マイク等で通行人に注意を促す。
- (f) 散布に当たっては、マスク、手袋等を着用し、作業員の安全には充分気をつける。
- (g) 散布に際しては、風下より背を向けて風上に歩くように散布する。また第三者をはじめ周辺の対象物以外のものにかからないよう、充分注意して行う。

		(h) 散布は、微噴霧器等を使い、充分圧力をかけ、原則として葉から30～40cm離して行う。 (i) そしゃく口を持った害虫（葉などを食べる害虫）及び一般病害虫樹木を対象に行う場合は、当該枝葉部分に充分付着するよう、展着剤等を適宜混合して散布する。 (j) 吸収口を持った害虫（注射針状の口を持っている害虫）を対象とする場合は、害虫に直接散布する。 (k) (h)～(j)について樹高の高い樹木に対して実施する場合等で、これにより難しい場合は、動力噴霧器の使用等の実施方法について、施設管理担当者と協議する。 (l) 殺虫後、地上に落ちた幼成虫は適切に処分する。
		(3) 松こも巻き (a) 取付け、取り外しは時期を逸しないように行う。 (b) 取付位置は地上高1.5m内外とし、取付位置より下に枝がある場合は当該下枝にも取り付ける。 (c) 控木のある場合は、控木と樹木の結束部より上部に取り付ける。 (d) 取付けは、こもを樹幹に巻き込み、その上を丸縄で2箇所結束する。結束は上方をやや緩く、下方を硬く結束する。 (e) 取外しは害虫を落とさぬように注意深く行う。取り外した後、樹幹についている害虫を採取し、取り外したこもととも、施設管理担当者の指示する場所に集め、焼却処分等、適切な方法で処分する。 (f) 取り外した後、速やかに取り外し部分に殺虫剤を塗布又は散布する。
1.3.2.6	除草剤の使用	(1) 希釈液は、規定の濃度となるよう正確に希釈混合し、所定量を均一に散布する。 (2) 散布日は風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、実施する。 (3) 植込地内の灌木、草花、芝生、地被植物、第三者及び隣地等にかからないように充分注意して行う。
1.3.2.7	灌 (樹木灌水)	水 灌水は、対象樹木やその時期の気候条件等を考慮し、適切な方法で実施する。 (1) 葉面散水 葉面及び幹の粉塵などを洗い落とすよう前後表裏方向を変えて水を吹き付ける。 (2) 地表灌水 根元の周辺に根元直径の4倍程度を直径とし、深さ15cm内外の水鉢をつくる。 (3) 地中灌水 根元周辺に灌水用の縦穴がある場合には、縦穴より灌水を行う。水は縦穴に数回にわけて灌水する。
1.3.2.8	支柱撤去	(1) 在来の控木及び添木の取り外しは樹木を損傷しないように注意し、根元より完全に引き抜く。また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻き材も同様にきれいに取り除く。
1.3.2.9	支柱取替え 及び結束直し	支柱材やしゅろ縄・鉄線等が腐れ、樹木が自立できない場合は、支柱材または結束材を取替える。結束に当たっては、樹幹に杉皮等を巻き緩みのないように結束する。

1.3.2.10 枯 損 木 処 理	(1) 枯損木の伐採にあたっては、周辺樹木、施設を損傷しないよう注意深く行う。また周辺の芝生等は、必要に応じてシートを覆せるなど保護処置を行う。 (2) 切株は、出来るだけ地際より処理すること。 (3) 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断し処理するとともに、周辺はきれいに清掃する。
1.3.2.11 倒 木 復 旧	(1) 倒木復旧 (a) 被害が大きい場合は、速やかに撤去し、施設管理担当者の指示を受ける。 (b) 被害が軽く再生が可能な場合は、根部を乾燥させないように丁寧に掘り取り、傷んだ根の切り戻し、根部に合わせた剪定、幹巻きを施し植栽する。 (2) 半倒木復旧 半倒木復旧は、根部付近を必要に応じて掘り、傷んだ根の切り戻し、根部に合わせた剪定の後、垂直に樹木を立て直しながら、根部に土が十分回るように水極め等の処理を行う。
1.3.2.12 防 寒 等	寒風害、潮風害、凍害、雪害、台風等による損傷から保護するため、防風ネット、竹立て、ヤブ立て、簀立て、葉巻、巻囲み、マルチング、幹巻き、ポッチ、雪囲い、雪吊り等を行う。
1.3.2.13 緑 地 清 掃	(1) 特に全面清掃の必要な箇所以外は、落ち葉、小枝等はなるべくそのまま堆積させて土に還元させるよう努める。 (2) ゴミ、空き缶などはひとつひとつ取り除く。 (3) 低木内のごみ等は、低木類を傷めないよう注意して取り除く。 (4) 園路、広場、吸いがら入れ、くずかご及びその周辺のゴミを取りこぼしのないようきれいに集め、施設管理担当者の指示する場所に集積する。 (5) L型溝、雨水樹上に溜まったゴミ、土砂等は入念に取り除き、排水を常に良好な状態に保つ。 (6) 砂利道はごみ等を取り除いた後、通行者により両側に散乱した砂利を、ほうき、熊手等により中央に戻すよう均一に均す。 (7) ゴミは、焼却ゴミと不燃性ゴミとに分離し、それぞれ確実に仕分けし、施設管理担当者の指示する場所に集積する。
1.3.3 芝 生 地	芝生地の管理については表 1.3.3 による。

表 1.3.3 芝生地

管 理 項 目	管 理 内 容
1.3.3.1 刈 込 み	(1) 刈込みは、芝生地内にある、樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈り込む。 (2) 刈込み高は施設管理担当者で協議する。 (3) 刈り取った芝は、指定箇所に集積し、まとめて処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

		(4) 縁切りは、施設管理担当者と協議のうえ、灌木類にあつては、ほふく茎が侵入しないように樹冠より 10cm 内外の幅で垂直に切り込む。
1.3.3.2 施	肥	所定の施肥量を、芝生面にむらのないように均一に散布する。
1.3.3.3 目 土 か け		(1) 目土は原則として床土と同質のものとし、植物の根茎、ガレキ等芝生の生育に有害な雑物の混入がなく、必要に応じてふるい分けした土を用いる。 (2) 目土に混入する土壌改良剤及び肥料は、敷き均す前に、入念に混合する。 (3) 目土用土は指定の厚さにとんぼ等を用いて、均一に十分すり込むこと。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勧告しながら行う。
1.3.3.4 除	草	(1) 芝生を痛めないよう、除草ホークなどを用いて根より丁寧に抜き取る。 (2) 抜き取った雑草は、施設管理担当者の指示する場所に集積し、まとめて処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
1.3.3.5 病 虫 害 防 除		1.3.2.5 病虫害防除に準じて行う。
1.3.3.6 除 草 剤 の 使 用		1.3.2.6 除草剤の使用に準じて行う。
1.3.3.7 エ ア レ ー シ ョ ン		(1) 芝生土壌の硬化を防止するために、エアレーション器具又は機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
1.3.3.8 ブ ラ ッ シ ン グ		(1) 葡萄茎や根などを切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎（サッチ）を除去し、更新を促すため、所定の機械又は器具等で丁寧に回数多くひっかく。 (2) 発生した枯葉枯茎等は毎日指定箇所に集積し、跡はきれいに清掃する。
1.3.3.9 灌	水	(1) 灌水は、天候や土壌状態に注意し、施設管理担当者と連絡を密にして行う。 (2) 所定の灌水量を芝生全面に行きわたるよう均一に散布する。
1.3.3.10 補	植	(1) 補修箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度までの耕耘又は床土の交換をしたうえ、沈下防止のためよく転圧する。 (2) 張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土を施し灌水する。
1.3.3.11 緑 地 清 掃		1.3.2.13 緑地清掃に準じて行う。

1.3.4

その他地被類地

その他地被類地の管理方法は表 1.3.4 による。

表 1.3.4 その他地被類地

管 理 項 目	管 理 内 容
1.3.4.1 手 入 れ	使用されている植物の特性に応じて、施設管理担当者と協議のうえ、適切な時期に刈込み、剪除、誘引等を行う。 (1) 刈込み 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。 (2) 剪除 密生し過ぎた枝、伸びすぎた枝、病虫害の被害にあった枝等を剪除する。 (3) 誘引 使用されているつる性植物に応じて、健全な成育と対象物の早期緑化が図られるよう、登はん等の誘引を適切に行う。 (4) 縁切り 1.3.3.1 (4)に準じて行う。
1.3.4.2 施 肥	1.3.3.2 施肥に準じて行うが、葉に展着したものは地表にふり落とす。
1.3.4.3 除 草	1.3.3.4 除草に準じて行う。
1.3.4.4 病 虫 害 防 除	1.3.2.5 病虫害防除に準じて行う。
1.3.4.5 灌 水	1.3.3.9 灌水に準じて行う。
1.3.4.6 補 植	1.3.3.10 補植に準じて行う。
1.3.4.7 緑 地 清 掃	1.3.2.13 緑地清掃に準じて行う。

1.3.5

草 地

草地の管理は表 1.3.5 による。

表 1.3.5 草地

管 理 項 目	管 理 内 容
1.3.5.1 草 刈 り	(1) 樹木、株物、柵等を損傷しないように注意し、刈むらのないよう均一に刈り込む。 (2) 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるつる性雑草もきれいに除去する。 (3) 刈草は、施設管理担当者の指示する場所に集積しまとめて処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

1.3.5.2 緑地清掃		1.3.2.13 緑地清掃に準じて行う。
1.3.6 花壇		花壇の管理は表 1.3.6 による。
表 1.3.6 花壇		
管 理 項 目		管 理 内 容
1.3.6.1 地 拵 え		(1) 古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後指定箇所に運搬処理する。 (2) 花壇面は床土をシャベル等により30cm程度まで掘起し、よく反転させた後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凹凸のないように均す。 (3) 肥料を施す場合には、指定の施肥量を花壇面に均一に散布し、くわ、レーキなどにより床土とよく混合する。
1.3.6.2 植 付 け		(1) 植付けは、施設管理担当者の指示するデザインに従い、花壇面にあらかじめヒモ又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付ける。 (2) 植え付け後はよく灌水し、傾いたり、根が浮き上がるなど植付けが確実でないものは植え直す。
1.3.6.3 除 草		(1) 除草は、天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失わないよう施設管理担当者と連絡を密に行う。 (2) 除草は、花苗を痛めないよう、除草フォークなどにより、根より抜き取る。この際花苗の根が浮き上がったりしているものは、植え直す。
1.3.6.4 灌 水		(1) 灌水は、天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失わないよう施設管理担当者と連絡を密に行う。 (2) 灌水は、花苗をいためないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させる。
1.3.6.5 施 肥		(1) 元肥（休眠期の施肥）は、花壇面に所定の施肥量を均一にまき、所定の機械又は器具により床土によくすき込むこと。 (2) 追肥（成育期の施肥）及び礼肥（花木の落花直後に行う施肥）は、肥料の種類及び植物の成育状態に応じ、施設管理担当者と協議のうえ最も効果的な方法により行う。
1.3.6.6 病 虫 害 防 除		1.3.2.5 病虫害防除に準じて行う。
1.3.6.7 緑 地 清 掃		1.3.2.13 緑地清掃に準じて行う。

1.3.6.8 花柄摘み	花柄摘みは、使用植物の特性に応じて、実行する時期や方法等について施設管理担当者と協議するものとし、草花を損傷しないよう丁寧に行う。
1.3.6.9 その他の	(1) 花壇縁取り及び修景用低木、花木等の管理は、1.3.2 植込地の諸手入に準じて行う。 (2) 花壇内の芝生管理について、1.3.3 芝生地に準じて行う。

1.3.7 植生法面	植生法面の管理は表 1.3.7 による。
---------------	----------------------

表 1.3.7 植生法面

管 理 項 目	管 理 内 容
1.3.7.1 施 肥	1.3.3.2 施肥に準じて行う。
1.3.7.2 法 面 草 刈 り	勾配に応じた方法により、1.3.5.1 草刈りに準じて行う。
1.3.7.3 病 虫 害 防 除	1.3.2.5 病虫害防除に準じて行う。
1.3.7.4 除 草	1.3.3.4 除草に準じて行う。
1.3.7.5 灌 水	法勾配に応じた方法により、裸地化しないように注意し、1.3.3.9 灌水に準じて行う。
1.3.7.6 緑 地 清 掃	1.3.2.13 緑地清掃に準じて行う。

1.3.8 樹 林 地	樹林地の管理は表 1.3.8 による。
----------------	---------------------

表 1.3.8 樹林地

管 理 項 目	管 理 内 容
1.3.8.1 間 伐	(1) 樹林の健全な育成及び防災上の観点から、施設管理担当者と間伐の程度を協議のうえ、立木密度、樹勢、樹形に応じて対象木を伐採する。 (2) 不必要な根は抜根する。
1.3.8.2 除 伐	除伐に当たっては、除伐後の樹木が健全に生育し続けるよう配慮し、作業方法は 1.3.8.1 間伐に準じて行う。

1.3.8.3 枝	打	1.3.2.1 剪定に準じて行う。
1.3.8.4 下刈	刈	(1) 草や笹類、ほふくして成長する雑低木類を 1.3.5.1(1)に準じて刈り込む。
1.3.8.5 つる除	去	(1) つる切り (a) 幹や枝に深くからみついたつた類を細断し取り除く。 (b) つた類は、抜根又は除草剤にて除去する。 (2) クズ防除 薬剤を茎部に注入する方法、又は薬剤を散布する方法により防除を行う。
1.3.8.6 施	肥	1.3.2.3 施肥に準じて行う。
1.3.8.7 病虫害防除		1.3.2.5 病虫害防除に準じて行う。
1.3.8.8 緑地清	掃	1.3.2.13 緑地清掃に準じて行う。

1.3.9 特別保存緑地	特別保存緑地の管理は表 1.3.9 による。
-----------------	------------------------

表 1.3.9 特別保存緑地

管 理 項 目	管 理 内 容
1.3.9.1 一 般 事 項	1.3.2 植込地より 1.3.8 樹林地に準じて、適切な保全業務を行う。ただし、歴史的又は文化的価値の面からの緑地保全に影響を及ぼす作業については、必ず施設管理担当者と協議して行う。

1.3.10 屋上等緑地	屋上等緑地の管理は表 1.3.10 による。
-----------------	------------------------

表 1.3.10 屋上等緑地

管 理 項 目	管 理 内 容
2.2.10.1 一 般 事 項	1.3.2 植込地より 1.3.6 花壇に準じて行う。

1.3.11

屋 内 緑 地

屋内緑地の管理は表 1.3.11 による。

表 1.3.11 屋内緑地

管 理 項 目	管 理 内 容
1.3.11.1 一 般 事 項	1.3.2 植込地より 1.3.6 花壇に準じて行うが、屋内であるため植物育成にとって特殊条件となっている光、湿気、気温等に対し特に留意し業務を行う。

1.3.12

枝 葉 等 の 利 用

枝葉等の利用の管理は表 1.3.12 による。

表 1.3.12 枝葉等の利用

管 理 項 目	管 理 内 容
1.3.12.1 再 生 利 用	(1) 剪定等により発生した枝葉は、粉碎しマルチング材や堆肥材として使用する。 (2) 落葉等については、構内の緑地等に敷均し利用する。その際、落葉等が流れでないように注意して行う。
1.3.12.2 マ ル チ ン グ	粉碎した枝葉等をマルチングに使用する場合には、厚 5 ～ 10 c m 程度に敷き均す。

付属資料

資料－１．法令による点検等の概要

資料－２．「学校環境衛生基準」による点検概要

資料－３．維持保全関連参考ホームページ

資料－１．法令による点検等の概要

資料－1 法令による点検等の概要

点検等の対象			点検内容	点検回数
特殊建築物	敷地・構造		定期検査・報告	6月から3年までの特定行政庁が定める期間
	建築設備等 (昇降機を除く)		定期検査・報告	6月から1年までの特定行政庁が定める期間
	昇降機		定期検査・報告	6月から1年までの特定行政庁が定める期間
昇降機設備	エレベーター	積載荷重1t以上	性能検査	検査済証の有効期間(1年未満又は1年を超え2年以内)
			定期自主検査	1月以内ごとに1回
		積載荷重0.25t以上1t未満	定期自主検査	1年以内ごとに1回
電気設備	事業用電気工作物		保安規程を定め自主定期点検	保安規程による
空調設備	ボイラー、圧力容器	ボイラー(小型ボイラーを除く)	性能検査	検査済証の有効期間(1年未満又は1年を超え2年以内)
			定期自主検査	1月以内ごとに1回
		第1種圧力容器(小型圧力容器を除く)	性能検査	検査済証の有効期間(1年未満又は1年を超え2年以内)
			定期自主検査	1月以内ごとに1回
		小型ボイラー、小型圧力容器、第2種圧力容器	定期自主検査	1年以内ごとに1回
空調設備	冷凍機	第一種製造者の特定施設	保安検査	3年以内に1回以上
		第一種製造者、第二種製造者	定期自主検査	1年に1回以上
衛生設備	ガス湯沸器、ガス風呂釜、これらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇		消費機器の技術上の基準に適合しているかどうかの調査	40月に1回以上

(平成25年12月現在)

規定法令等	点検資格者等	備考
建築基準法第12条 同施行令第16条 同施行規則第4条の20、第5条 国土交通省告示第282号	一級建築士 二級建築士 特殊建築物調査資格者	
建築基準法第12条 施行令第16条 施行規則第4条の20、第6条 国土交通省告示第285号	一級建築士 二級建築士 建築設備検査資格者	
建築基準法第12条 施行令第16条 施行規則第4条の20、第6条 国土交通省告示第283号	一級建築士 二級建築士 昇降機検査資格者	
労働安全衛生法第41条、45条 同施行令第15条 クレーン等安全規則第154条、第155条、 第159条	労働基準監督署長又は検査代行 機関	
電気事業法第42条	電気主任技術者 電気工作物検査官等	事業用電気工作物とは、特別高圧受変電設備、高圧受変電設備、二次変電設備、自家発電設備等をいう
労働安全衛生法第41条 ボイラー及び圧力容器安全規則第37条、 第38条	労働基準監督署長又は検査代行 機関 検査のためのボイラーの整備の業務は、ボイラー整備士の資格が必要。	
労働安全衛生法第45条 ボイラー及び圧力容器安全規則第32条	ボイラー取扱作業主任者(ボイラー 技士)	
労働安全衛生法第41条 ボイラー及び圧力容器安全規則第72条、 第73条	労働基準監督署長又は検査代行 機関 検査のためのボイラーの整備の業務は、ボイラー整備士の資格が必要。	
労働安全衛生法第45条 ボイラー及び圧力容器安全規則第67条	第一種圧力容器取扱い作業主任者	
労働安全衛生法第45条 ボイラー及び圧力容器安全規則第88条、 94条	小型ボイラー取扱業務特別教育	
高圧ガス保安法第35条 冷凍保安規則第40条、第41条	都道府県知事 高圧ガス保安協会 指定保安検査機関	
高圧ガス保安法第35条の2 冷凍保安規則第44条	冷凍保安責任者	
ガス事業法第40条の2 ガス事業法施行規則107条、108条	ガス供給事業者	

資料-1 法令による点検等の概要

点検等の対象			点検内容	点検回数
飲料水	貯水槽	簡易専用水道	水槽の清掃	1年以内ごとに1回
			施設及び管理状態に関する検査、給水栓における水質検査、書類検査	1年以内ごとに1回
浄化槽	し尿浄化槽		水質検査	毎年1回
			清掃	毎年1回 全ばっ気式は概ね6月ごとに1回以上
			保守点検	毎年1回 (下記に特例あり)
合併処理	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式、脱窒ろ床接触ばっ気方式	～20人	保守点検	4月に1回以上
		21人～50人		3月に1回以上
	活性汚泥方式	活性汚泥方式		1週に1回以上
	回転板接触方式、接触ばっ気方式、散水ろ床方式	砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集層を有する浄化槽		1週に1回以上
		スクリーン及び流量調整タンクは流量調整槽を有する浄化槽		2週に1回以上
		上記以外		3月に1回以上
みなし浄化槽	全ばっ気方式	～20人	保守点検	3月に1回以上
		21人～300人		2月に1回以上
		301人～		1月に1回以上
	分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式、単純ばっ気方式	～20人		4月に1回以上
		21人～300人		3月に1回以上
		301人～		2月に1回以上
	散水ろ床方式、平面酸化床方式、地下砂ろ過方式			6月に1回以上
	特定施設(指定地域特定施設)			排出水の測定

(平成25年12月現在)

規定法令等	点検資格者等	備考
水道法34条の2 同施行規則 第55条、第56条	地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者	簡易専用水道とは、水槽の有効容量の合計が10m ³ を超えるもの
浄化槽法第11条	指定検査機関	指定検査機関による検査保守点検は、登録業者又は浄化槽管理士が行う。処理対象が501人以上の浄化槽は技術管理者を置くことが必要とされている。
浄化槽法第10条 同施行規則第7条	浄化槽清掃業者	
浄化槽法第10条 同施行規則第6条	浄化槽管理士、登録事業者	
水質汚濁防止法第14条 同施行令第1条、別表1 同施行規則第1条の2		特定施設とは、処理対象人員が500人を越えるし尿浄化槽、300床以上の病院の厨房施設・洗浄施設・入浴施設、業務の用に供する総床面積が420m ² 以上の飲食店の厨房施設等。 指定地域特定施設とは、指定地域内の処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

資料－1 法令による点検等の概要

点検等の対象			点検内容	点検回数
消防用設備等	消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント		機器点検	6月に1回
	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、漏電火災報知器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用連結送水管		機器点検	6月に1回
			総合点検(配線を含む)	1年に1回
危険物	指定数量の10倍以上の危険物を取り扱う一般取扱所 地下タンクを有する一般取扱所		定期点検	1年に1回以上
事務所	作業環境測定	一酸化炭素及び二酸化炭素含有率、室温及び外気温、相対湿度	定期測定	2月以内ごとに1回
	機械換気設備		定期点検	2月以内ごとに1回
	空調設備	冷却塔及び冷却水加湿装置 排水受け	定期点検	1月以内ごとに1回
		冷却塔及び冷却水の水管加湿装置	定期清掃	1年以内ごとに1回
	照明設備		定期点検	6月以内ごとに1回
	清掃	大掃除	定期清掃	6月以内ごとに1回
		ネズミ、昆虫等の調査	定期調査	6月以内ごとに1回
特定建築物	空気環境測定		定期測定	2月以内ごとに1回
	空調設備	冷却塔及び冷却水加湿装置 排水受け	定期点検	1月以内ごとに1回
		冷却塔 冷却水の水管 加湿装置	定期清掃 水質検査	1年以内ごとに1回
	飲料水		水質検査 貯水槽の清掃 遊離残留塩素の検査	6月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 7日以内ごとに1回
	雑用水		水質検査	7日以内ごと1回(2月以内ごと1回の項目あり)
	排水設備		定期清掃	6月以内ごとに1回
	清掃		定期清掃	6月以内ごとに1回
	ねずみの防除		定期調査	6月以内ごとに1回

(平成25年12月現在)

規定法令等	点検資格者等	備考
消防法第17条3の3 消防庁告示(昭和50年第9号)	防火対象物のうち政令で定めるものにあつては、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させる。 その他は自ら点検する。	
消防法第14条の3の2 危険物令第8条の5 同規則第62条の4	危険物取扱者	
事務所衛生基準規則7条、第9条、第9条の2、第10条、第15条		事務所とは、建築基準法第2条第1号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業に従事する労働者が主として使用するものをいう。
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 同施行令第2条 同施行規則第3条の2、第3条の18、第4条、第4条の2、第4条の3、第4条の5	建築物環境衛生管理技術者の監督のもと行う	学校教育法第1条に規定する学校で延べ面積が8,000㎡以上のものが特定建築物として該当

資料－1 法令による点検等の概要

点検等の対象			点検内容	点検回数
ばい煙発生施設			ばい煙量又はばい煙濃度の測定、記録	2月に1回以上
焼却設備	廃棄物焼却炉	排出ガスのダイオキシン類による汚染状況	自主測定・報告	1年に1回以上
	廃棄物焼却施設	作業場における空気中のダイオキシン類	濃度測定	6月以内ごとに1回
学校	換気及び保温等	換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素、二酸化窒素	定期環境衛生検査	毎学年2回
		ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物		毎学年1回
		ダニ又はダニアレルゲン		毎学年1回
	採光及び照明			毎学年2回
	騒音			毎学年2回
	飲料水等の管理	水道水を水源とする飲料水		毎学年1回
		専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水		水道法施行規則第15条に規定する回数
		専用水道及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水		毎学年1回
		雑用水		毎学年2回
	学校の清潔			毎学年3回
	ネズミ、衛生害虫等			毎学年2回
	教室等の備品の管理			毎学年1回
	水泳プールの管理			毎学年1回
	排水の管理			毎学年1回

- ・ 条例や機種によって点検内容及び点検回数が異なる場合があるため、詳細は各法令等を参照のこと
- ・ 法令等の改正により、上記内容が変更になる場合があるため、随時、最新法令等を確認のこと

(平成25年12月現在)

規定法令等	点検資格者等	備考
大気汚染防止法第16条 同施行規則第15条		伝熱面積10㎡以上及びバーナの燃焼能力が 重油換算で50l/h以上のボイラー火格子面積 が2.0㎡以上又は、焼却能力が200kg/h以上 の焼却炉。
ダイオキシン類対策特別措置法第28条 同施行令4条、別表1	環境計量士(登録業者)	火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が 50kg/h以上のもの
労働安全衛生規則第592条の2	環境計量士(登録業者)	
学校保健法第3条、第3条の2 同施行規則第22条の2 学校環境衛生基準 学校環境衛生管理マニュアル		

資料－２．「学校環境衛生基準」による点検概要

資料-2 「学校環境衛生基準」による点検概要

			【学校保健安全法】	
法令基準等			学校環境衛生基準	
対象規模			学校 規模無し	
有資格者				
定期検査項目			基準値	点検周期
【教室等の環境に係る環境衛生基準】				
換気及び保温等	換気	二酸化炭素	1,500ppm以下	毎学年2回
	温度		10℃以上30℃以下が望ましい	
	相対湿度		30%以上80%以下	
	浮遊粉じん		0.1mg/m ³ 以下	
	気流		0.5m/秒以下	
	一酸化炭素		10ppm以下	
	二酸化窒素		0.06ppm以下	
	揮発性有機化合物	ホルムアルデヒド	100μg/m ³ 以下	毎学年1回
		トルエン	260μg/m ³ 以下	
		キシレン	870μg/m ³ 以下	
		パラジクロロベンゼン	240μg/m ³ 以下	
		エチルベンゼン	3800μg/m ³ 以下	
		スチレン	220μg/m ³ 以下	
	ダニ又はダニアレルゲン		100匹/m ² 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下	
採光及び照明	照度		(7)教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は300lx。 教室及び黒板の照度は、500lx以上が望ましい。 (イ)教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20:1を超えない。 10:1を超えないことが望ましい。 (ク)コンピュータ教室等の机上の照度は500～1000lx程度が望ましい。 (エ)テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100～500lx程度が望ましい。 (オ)その他の場所における照度は、JISZ9110に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。	毎学年2回
	まぶしさ		(7)児童生徒から見て、黒板の外側15°以内の範囲に輝きの強い光源（屋光の場合は窓）がないこと。 (イ)見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。 (ク)見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。	
騒音	騒音レベル		窓閉時：LAeq50dB以下 窓開時：LAeq55dB以下が望ましい。	

(平成25年12月現在)

参考：【労働安全衛生法】		参考：【建築物衛生法】	
事務所衛生基準規則		建築物環境衛生管理基準	
事務所（建築基準法第2条第1号の建築物） 規模無し		特定建築物（学校 8,000㎡以上）	
		建築物環境衛生管理技術者	
基準値	点検周期	基準値	点検周期
【空気調和設備等】		【空気環境測定】	
1,000ppm以下	2月以内ごとに1回	1,000ppm以下	2月以内ごとに1回
17℃以上28℃以下		17℃以上28℃以下	
40%以上70%以下		40%以上70%以下	
0.15mg/m3以下		0.15mg/m3以下	
0.5m/s以下		0.5m/s以下	
10ppm以下		10ppm以下	
0.1mg/m3以下	使用開始して以後、 最初の6月～9月の 間に1回	0.1mg/m3以下	使用開始して以後、 最初の6月～9月の 間に1回
精密な作業：300lx以上 普通の作業：150lx以上 粗な作業：70lx以上			
6月ごとに1回			
まぶしくないこと			

資料-2 「学校環境衛生基準」による点検概要

			【学校保健安全法】	
【飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準】				
水質	水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く）	7. 一般細菌	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。 エ. の項目中、過マンガン酸カリウム消費量は、10mg/ℓ以下であること。	毎学年 1 回
		イ. 大腸菌		
		ウ. 塩化物イオン		
		エ. 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）		
		オ. pH値		
		カ. 味		
		キ. 臭気		
		ク. 色度		
		ケ. 濁度		
		コ. 遊離残留塩素		
	専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水	7. 専用水道が実施すべき水質検査の項目	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。	水道法施行規則第15条に規定する回数
		イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。	
	専用水道（水道水を水源とする場合を除く）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水	7. 一般細菌	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。	毎学年 1 回
		イ. 大腸菌		
		ウ. 塩化物イオン		
エ. 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）				
オ. pH値				
カ. 味				
キ. 臭気				
ク. 色度				
ケ. 濁度				
雑用水		7. pH値		
	イ. 臭気	異常でないこと		
	ウ. 外観	ほとんど無色透明であること		
	エ. 大腸菌	検出されないこと		
	オ. 遊離残留塩素	0.1mg/ℓ（結合残留塩素の場合は0.4mg/ℓ）以上		
施設・設備（飲料水）	7. 給水源の種類	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。	毎学年 1 回（井戸水等は毎学年 2 回）	
	イ. 維持管理状況等	(7) 配管、排水線、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。 (イ) 給水栓は吐水口空間が確保されていること。 (ロ) 井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水または異物等が入らないように、適切に管理されていること。 (ハ) 故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (ニ) 塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。		
	ウ. 貯水槽の清潔状態	貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。		
	施設・設備（雑用水）		(7) 水管には、雨水等雑用水であることを表示していること。 (イ) 水栓を設ける場合は、誤飲防止の構造が維持され、飲用不可である旨表示していること。 (ロ) 飲料水による補給を行う場合は、逆流防止の構造が維持されていること。 (ハ) 貯水槽は、破損等により外部からの汚染を受けず、その内部は清潔であること。 (ニ) 水管は、漏水等の以上が認められないこと。	毎学年 2 回

(平成25年12月現在)

参考：【労働安全衛生法】		参考：【建築物衛生法】	
【給水】		【飲料水の管理】	
水道法に規定する 水質基準に適合すること	地方公共団体等の水 質検査	水道法に規定する 水質基準に適合すること	6月以内ごとに1回
0.1ppm以上 (結合残留塩素の場合は 0.4ppm)		0.1ppm以上 (結合残留塩素の場合は 0.4ppm)	7日以内ごとに1回
水道法に規定する 水質基準に適合すること		水道法に規定する 水質基準に適合すること	6月以内ごとに1回
		【雑用水の管理】	
		5.8以上8.6以下	7日以内ごとに1回
		異常でないこと	
		ほとんど無色透明であること	2月以内ごとに1回
		検出されないこと	
0.1mg/l以上 (結合残留塩素の場合は0.4mg/l 以上)	7日以内ごとに1回		
		貯水槽の清掃	1年以内に1回

資料-2 「学校環境衛生基準」による点検概要

			【学校保健安全法】	
【学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準】				
学校の清潔	大掃除の実施		定期に行われていること。	毎学年 3 回
	雨水の排水溝等		屋上等の雨水排水溝に、泥や砂等が堆積していないこと。 また、雨水配水管の末端は、砂や泥等により管径が縮小していないこと。	毎学年 1 回
	排水の施設施設・設備		汚水槽、雑排水槽等の施設・設備は、故障等がなく適切に機能していること。	
ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等		校舎、校地内に生息が認められないこと。	
教室等の備品の管理	机、いすの高さ		机面高さ：座高/3+下腿長 いす高さ：下腿長 であるものが望ましい。	毎学年 1 回
	黒板面の色彩		(7) 無彩色黒板：明度3を超えない (4) 有彩色黒板：明度及び彩度が4を超えない	
【水泳プールに係る学校環境衛生基準】				
水質	遊離残留塩素		0.4mg/l以上 1.0mg/l以下であることが望ましい。	30日以内ごとに1回
	pH値		5.8以上8.6以下	
	大腸菌		検出されないこと	
	一般細菌		1ml中200コロ-以下	
	有機物等		過マンガン酸カリウム消費量として12mg/l以下	
	濁度		2度以下	
	総トリハロメタン		0.2mg/l以下であることが望ましい	使用期間中 1 回以上
施設・設備の衛生状態	循環ろ過装置の処理水		循環ろ過装置の出口における濁度は0.5度以下。 0.1度以下であることが望ましい。	毎学年 1 回
	プール本体の衛生状況等		(7) プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。 (4) 水位調整槽又は排水槽を設ける場合は、点検及び清掃を定期的に行うこと。	
	浄化設備及びその管理状況		(7) 循環浄化式の場合は、ろ材の種類、ろ過装置の容量及びその運転時間が、プール容積及び利用者数に比して十分であり、その管理が確実に行われていること。 (4) オゾン処理設備又は紫外線処理設備を設ける場合は、その管理が確実に行われていること。	
	消毒設備及びその管理状況		(7) 塩素剤の種類は、次亜塩素酸ナトリウム液、次亜塩素酸カルシウム又は塩素化イソシアヌル酸のいずれかであること。 (4) 塩素剤の注入が連続注入式である場合は、その管理が確実に行われていること。	
	屋内プール	空気中の二酸化炭素	1,500ppm以下が望ましい。	
		空気中の塩素ガス	0.5ppm以下が望ましい。	
		水平面照度	200lx以上が望ましい。	
プール本体の衛生状況等については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため、1週間に1回以上換水し、換水時に清掃が行われていること。この場合、腰洗い槽を設置することが望ましい。 また、プール水を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にし、その確認を行う等、適切な処理が行われていること。				

(平成25年12月現在)

参考：【労働安全衛生法】		参考：【建築物衛生法】	
【清掃等の実施】		【清掃等及びねずみ等の防除】	
大掃除	6月以内ごとに1回	大掃除	6月以内ごとに1回
発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査		発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査	

資料-2 「学校環境衛生基準」による点検概要

		【学校保健安全法】
【日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準】		
教室等の環境	換気	(7) 外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (f) 換気が適切に行われていること。
	湿度	10℃以上30℃以下が望ましい。
	明るさとまぶしさ	(7) 黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (f) 黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがなく、眩しさがなく、暗さがないこと。 (7) 黒板面に光るような箇所がないこと。
	騒音	学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。
飲料水等の水質及び施設・設備	飲料水の水質	(7) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上保持されていること。ただし、水源が病原性物によって著しく汚染されているおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/ℓ以上保持されていること。 (f) 給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。 (7) 冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。
	雑用水の水質	(7) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/ℓ以上保持されていること。ただし、水源が病原性物によって著しく汚染されているおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/ℓ以上保持されていること。 (f) 給水栓水については、外観、臭気等に異常がないこと。
	飲料水等の施設・設備	(7) 水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。 (f) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。
学校の清潔清潔及びネズミ、衛生害虫等	学校の清潔	(7) 教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。 (f) 運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 (7) 便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。 (f) 排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 (7) 飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 (f) ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。
	ネズミ、衛生害虫等	校舎、校地内に生息が認められないこと。
水泳プールの管理	プール水等	(7) 水中には危険物や異常なものがないこと。 (f) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも、0.4mg/ℓ以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg/ℓ以下が望ましい。 (7) pH値は、プールの使用前に1回測定し、pH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (f) 透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。
	附属施設・設備等	プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は清潔であり、破損や故障がないこと。

日常点検

※「労働安全衛生法」及び「建築物衛生法」による点検項目は、各法令を確認のこと。

(平成25年12月現在)

参考：【労働安全衛生法】	参考：【建築物衛生法】

資料－３．維持保全関連参考ホームページ

資料－3. 維持保全関連参考ホームページ

(1) 官庁営繕の技術

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm

(2) 建築基準法関係

○建築基準法施行令の一部を改正する政令について

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000414.html

(3) 省エネ法(建築物に係る部分)関係

○改正省エネ法関係情報

<http://www.eccj.or.jp/law06/>

(4) 建築物衛生法関係

○建築物衛生のページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/>

(5) 学校保健法関係

○学校保健法等の一部を改正する法律

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703/gakkouhoken.htm

○学校環境衛生基準の施行について(通知)

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1266524.htm

○[改訂版]学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1292482.htm

(6) 農薬取締法関係

○公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル

http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

○住宅地等における農薬使用について

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/

○総合的病害虫、雑草管理(IPM)実施方針

http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/index.html

(7) その他

○建築保全センター

<http://www.bmmc.or.jp/>